

平成26年第1回(3月)川根本町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第 1 号 (3月4日)	
○開 会	6
○開 議	6
○議事日程の報告	6
○諸般の報告	6
○行政報告	6
○会議録署名議員の指名	8
○会期の決定	9
○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	9
○議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	10
○議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	13
○議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	15
○議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	20
○議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	22
○議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	24
○議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	26
○議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	29
○議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決	32
○議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決	38
○議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決	39
○議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決	40
○議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決	43
○議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決	62
○議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決	67
○議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決	70
○議案第18号～議案第24号の上程、説明、質疑、委員会付託	72
○発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	84
○発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	84
○発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	85
○発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	86

○発議第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	87
○散 会	88

第 2 号 (3月18日)

○開 議	91
○諸般の報告	91
○一般質問	91
中 澤 莊 也 君	91
根 岸 英 一 君	104
藺 田 靖 邦 君	109
坂 本 政 司 君	116
芹 澤 廣 行 君	127
野 口 直 次 君	140
小 藪 侃一郎 君	152
鈴 木 多津枝 君	164
○会議時間の延長	182
○発言の訂正	182
○議案第18号～議案第24号の委員会審査報告、討論、採決	183
○同意第1号の上程、説明、質疑、採決	202
○議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決	203
○議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決	204
○議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決	206
○川根本町議会議員派遣の件	207
○閉 会	208

○応招・不応招議員

応招議員（12名）

1番	藺	田	靖	邦	君
2番	坂	本	政	司	君
3番	野	口	直	次	君
4番	根	岸	英	一	君
5番	中	澤	莊	也	君
6番	芹	澤	廣	行	君
7番	太	田	侑	孝	君
8番	山	本	信	之	君
9番	森		照	信	君
10番	鈴	木	多	津枝	君
11番	小	藪	侃	一郎	君
12番	中	田	隆	幸	君

不応招議員（なし）

平成26年第1回川根本町議会定例会会議録

議事日程(第1号)

平成26年3月4日(火) 午前9時開議

諸般の報告

行政報告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第 1 号 川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第 2 号 川根本町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 3 号 川根本町流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 4 号 川根本町育英奨学金条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 5 号 川根本町社会教育条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 6 号 川根本町奥大井音戯の郷条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 7 号 川根本町普通河川条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 8 号 川根本町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 9 号 川根本町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 議案第 10 号 川根本町と静岡市との間の消防指令業務に関する事務の委託について
- 日程第 13 議案第 11 号 公の施設の指定管理者の指定について(川根本町障害福祉サービスセンター)
- 日程第 14 議案第 12 号 公の施設の指定管理者の指定について(不動の滝自然広場オートキャンプ場)
- 日程第 15 議案第 13 号 新町建設計画の変更について
- 日程第 16 議案第 14 号 平成25年度川根本町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第 17 議案第 15 号 平成25年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第 18 議案第 16 号 平成25年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第 19 議案第 17 号 平成25年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第 20 議案第 18 号 平成26年度川根本町一般会計予算
- 日程第 21 議案第 19 号 平成26年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 22 議案第 20 号 平成26年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計予算

- 日程第 23 議案第 21 号 平成 26 年度川根本町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 24 議案第 22 号 平成 26 年度川根本町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 25 議案第 23 号 平成 26 年度川根本町温泉事業特別会計予算
- 日程第 26 議案第 24 号 平成 26 年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算
- 日程第 27 発議第 1 号 川根本町議会会議規則の一部を改正する規則について
- 日程第 28 発議第 2 号 川根本町議会全員協議会運営規程の制定について
- 日程第 29 発議第 3 号 リニア中央新幹線建設に伴う大井川河川流量減少予測への対応に
関する意見書の提出について
- 日程第 30 発議第 4 号 新聞をはじめ生活必需品に消費税の軽減税率の導入を求める意見
書の提出について
- 日程第 31 発議第 5 号 大井川鐵道の大幅減便計画に関する要請書の提出について

出席議員（12名）

1番	菌田靖邦君	2番	坂本政司君
3番	野口直次君	4番	根岸英一君
5番	中澤莊也君	6番	芹澤廣行君
7番	太田侑孝君	8番	山本信之君
9番	森照信君	10番	鈴木多津枝君
11番	小藪侃一郎君	12番	中田隆幸君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	鈴木敏夫君	副町長	森紀代志君
教育長	大橋慶士君	総務課長	筒井佳仙君
企画課長	山本銀男君	税務課長	栗原卓君
福祉課長	前田修児君	生活健康課長	伊藤千佳子君
産業課長	鳥本宗幸君	建設課長	澤本勝美君
商工観光課長	羽倉範行君	教育総務課長	藤森敦君
生涯学習課長	山下安男君	会計管理者兼 出納室長	安竹賢治君
代表監査委員	柳原義六君		

事務局職員出席者

議会事務局長 大村敏秋

開会 午前 9時00分

◎開 会

○議長（中田隆幸君） ただいまから、平成26年第1回川根本町議会定例会を開会いたします。



◎開 議

○議長（中田隆幸君） これより本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（中田隆幸君） なお、本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

今期定例会に説明員として町長以下関係者が出席しておりますので、御了承ください。



◎諸般の報告

○議長（中田隆幸君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。

2月25日、町長から第1回定例会の招集告知をした旨、通知がありました。

今期定例会は、お手元に配付のとおり、議案24件が町長から提出されております。このほか発議5件も提案されておりますので、後ほどお諮りします。

次に、監査委員から例月出納検査及び財政援助団体監査の結果について報告がありました。また、昨年11月に行った平成25年度定期監査における指摘事項回答書についても報告がありました。内容につきましてはお手元に配付した報告書のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。



◎行政報告

○議長（中田隆幸君） 今期定例会招集に当たり、町長より行政報告を兼ねまして御挨拶があります。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 皆さんおはようございます。

行政報告をさせていただきます。先般2月27日、全員協議会を開催した後の報告をさせていただきます。

その晩には、青部で地区の懇談会がございました。23カ所目で最終ということで、これまで多くの議員の皆様にもそれぞれの懇談会に参加をいただきまして、それぞれ町民の意識を共有されたということで、これからは議会の皆さん、それから行政が一体となって、町民のために頑張っていく決意をしたというのが27日でございます。

28日には入札会2件を行いました。その日に県の共済組合の理事会がございまして、出席をしております。その晩で、町内の医師4名に出席をいただきまして、医療体制検討会を開催しております。これは今後の町内の医療についての検討会をしたということでございます。

3月1日ですが、川根高校の卒業式がございまして出席をしております。

2日には、職員の採用の面接がございまして面接をいたしました。その日にスイーツ、いわゆる市場開発調査の推進事業がありまして、その結果発表ということで茶茗館にて開催され出席をしております。

3日の日は、予算の記者発表を行いました。

きのうですが、県の交通政策室へ大井川鐵道の関係で打ち合わせに行っていました。それでは、26年度の予算編成にあたりまして施政方針を少し述べさせていただきます。

一昨年12月の衆議院議員選挙後に誕生いたしました安倍政権によるデフレ脱却に向けた経済政策が、平成24年度から今年度にかけて推し進められており、その効果が少しずつ見え始めている状況にあります。また、昨年7月の参議院議員選挙により、政権与党が過半数の議席を占めたことにより国会のねじれ状態が解消され、安定した政権のもとで継続した経済政策が進められることになり、今後も緩やかな景気回復が続くとみられております。

さらには、2020年の東京オリンピック開催が決定したことが、今後の景気回復を大きく後押しすることが期待されるなど、長く続いた景気の低迷、デフレ脱却に向けて好条件がそろってきた状況であります。

しかし、本年4月に消費税率が8%に引き上げられることにより、消費の低迷も危惧されており、また欧州経済やアメリカ経済などの不安定要素も存在することから、引き続き国政や世界経済の動向を注意していく必要があります。

本町は合併以降、持続可能な行財政運営を目指し、町の歳入規模や将来を見据えた緊縮予算の編成の執行と、平成18年10月に策定いたしました川根本町行財政改革大綱に基づく実施計画の推進に努めてまいりました。また、国の経済対策による投資的施策の展開により、平成24年度の一般会計決算では、歳入65億円、歳出58億円と大きな予算規模となっております。

しかし、財政構造の硬直度を示す指標である経常収支比率は86.4%と依然として高く、茶業などの地場産業の停滞や観光業の衰退などによる景気の低迷などにより、町税収入の増額

が見込めない状況を踏まえると、引き続き厳しい財政状況であることは変わりなく、国・県補助金及び地方交付税等の財源への依存は不可欠であります。このような中、住民生活に最も身近な公共団体である町の行財政運営への関心はもとより、予想される東海地震や河川工事への要望、安全対策への町民の関心が高まっており、安心して暮らせる生活環境整備が重点課題となっております。

しかしながら、限られた財源・人材で町民のニーズに応えていくためには、継続的な施策の見直しが必要であります。このようなことを踏まえ、今後予定されている普通交付税の減額などの町財政状況を十分認識し、事務事業評価を通じた積極的な事業の見直しによる行政全般にわたる改革を目指した第一次川根本町総合計画後期基本計画を踏まえ、本町の将来像である「水と森の番人が創る癒しの里 川根本町～豊かな自然、お茶と温泉に彩られた、だれもが安心して暮らせるふるさと～」の実現、「水と森の番人 川根本町木づかいプラン」や各種実施計画による地域の特長を生かした事業の推進に向けて、積極的に取り組む方針でございます。

川根本町の平成26年度当初予算の一般会計は76億9,600万円と、前年度に比べ17億2,300万円、率にして28.9%の大幅な増額となりました。国保事業など6つの特別会計を合わせた総額は104億4,670万円と、前年度と比べ19億3,470万円、率にして22.7%の増額となりました。平成26年度は高度情報基盤整備事業に着手するとともに、従来の住民の生活環境の向上に加え、地域経済活性化のための施策の展開や、ユネスコエコパーク登録などにより多彩な地域資源を生かし、人間と自然の共生を目指した地域観光交流の促進を重点に置き、予算の編成をいたしました。

主な柱として自然災害等に備えた防災対策、人口減少・少子高齢化に対応し町民が健康で明るく過ごすための保健・医療・福祉・教育の充実による安心して住めるまちづくり、農林業の振興、農林業と商工観光業の連携による地域活性化、6次産業化、町民の財産である歴史的資産、豊富な自然資源を生かした施策の展開による農林業が元気で豊かな経験・自然を生かしたまちづくり、誘客対策の実施による地域間交流の促進や、人づくり・魅力づくり・活力づくり活動への支援による、交流とふれあいのまちづくりを目指して予算を編成させていただきました。

各会計別に、提案理由の説明にて、事項別に明細を説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

行政報告を終わらせていただきます。

○議長（中田隆幸君） 御苦労さまでした。

◇

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中田隆幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、7番、太田侑孝君、8番、山本信之君を指名します。



◎日程第2 会期の決定

○議長（中田隆幸君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月18日までの15日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月18日までの15日間に決定しました。



◎日程第3 議案第1号 川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（中田隆幸君） 日程第3、議案第1号、川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第1号、川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げさせていただきます。

議案1ページをごらんください。

平成26年度において静岡県教育委員会との人事交流を実施するに当たり、条例を改正するものであります。

交流教職員については、その期間は町職員として採用し、給与等については町が支給することになります。町条例では教職員関係の給与表がないため県と協議し、当該制度を実施している近隣市町の状況と合わせ、給与表については静岡県教職員の給与に関する条例の給与表を準用するものであります。

なお、他の手当等につきましては、町の条例により支給をいたします。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中田隆幸君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(中田隆幸君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(中田隆幸君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第1号、川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中田隆幸君) 起立全員です。

したがって、議案第1号、川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第4 議案第2号 川根本町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例について

○議長(中田隆幸君) 日程第4、議案第2号、川根本町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長(鈴木敏夫君) それでは、議案第2号、川根本町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をさせていただきます。

議案2ページをごらんください。

平成26年4月1日の消費税法及び地方税法の一部改正に伴い道路占用料の1カ月に満たない場合の算定基準の率を「100分の105」から「100分の108」に、川根本町道路占用料等徴収条例の一部を改正するものでございます。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(中田隆幸君) 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番(鈴木多津枝君) 通告をしてありますので、それに従って質疑を行います。

1点目は、この「100分の105」を「100分の108」に変えることによるという改正ですけれ

ども、1カ月に満たない部分の占用料の改定ということで、そういう事例があるのかどうかをお聞きします。

2点目は、このように県とか市町村で行う一般会計の徴収については、非課税ということになっていると思うのですけれども、なぜここで消費税が加算されるのか、その説明を求めます。

○議長（中田隆幸君） 建設課長、澤本勝美君。

○建設課長（澤本勝美君） 鈴木議員の御質問にお答えいたします。

道路占用の利用状況でございますが、この条例は占用権が1カ月に満たない場合による占用料については、平成23年度、平成24年度、平成26年3月3日現在において徴収はありません。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 総務課長、筒井佳仙君。

○総務課長（筒井佳仙君） 一般会計は非課税ではないかという御質問ですけれども、国や地方公共団体の一般会計に対する消費税の扱いにつきましては、国や地方公共団体において資産の譲渡等を行う場合は納税義務者となるものであります。

例えばわかりやすく言いますと、国や市町が105円で仕入れたものを国や市町は105円で売っているので申告義務がないというだけでありまして、一般会計全部が非課税になっているというものではありません。

ただ、4月からはこれまで105円で仕入れたものが108円で仕入れることになりますので、当然4月以降は108円で売らなければならないということになっております。

そのほか消費税には非課税規定が様々ついておりまして、例えば土地の譲渡であるとか、有価証券の譲渡あるいは身体障がい者の方の用品の譲渡や貸し付け、あと学校教育などは非課税となっております。また、その中に国等が行う一定の事務に係る役務の提供ということで、法令に基づいて徴収される手数料等も非課税の中に入っているものであります。

○議長（中田隆幸君） ほかに質疑はありますか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 先ほど建設課長は、平成23、24、26年の3月3日現在で徴収はないとお答えになりましたけれども、25年度はどうだったのでしょうか。

それから2点目ですけれども、一般会計の消費税を課税するかどうかということで、今、総務課長から説明があったのですけれども、この1カ月に満たない部分だけをこうやって消費税を徴収する、ほかの部分は徴収していないですよ、その理由をお聞きしたのですけれども。

○議長（中田隆幸君） 建設課長、澤本勝美君。

○建設課長（澤本勝美君） 先ほど26年3月3日現在というのは、25年度において26年3月3日現在において徴収はないという意味でございます。失礼いたしました。

○議長（中田隆幸君） 総務課長、筒井佳仙君。

○総務課長（筒井佳仙君） 消費税の扱いにつきましては、消費税法6条で消費税を課さない規定があります。それに基づきまして消費税法施行令8条におきまして、土地の貸し付けに係る期間が1カ月に満たない場合、及び駐車場その他の施設の利用に伴って土地が使用される場合は、消費税が課税される規定となっております。

○議長（中田隆幸君） 再質疑はありますか。

○10番（鈴木多津枝君） ありません。

ほかに質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず原案に反対者の発言を許します。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

議案第2号に反対の立場から討論を行います。

この議案は、2012年8月に野田民主党政権が自公3党合意に基づき可決成立させた、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律の、今年4月1日からの施行に伴う8%への引き上げを実施するための条例改正です。

しかし、消費税法の附則第18条には、経済財政状況の激変にも柔軟に対応する観点から、消費税率引き上げの前に経済状況などを総合的に勘案した上で、消費税率の引き上げの停止を含め、所要の措置を講ずることと定められており、景気回復を実施の条件としています。

それなのに安倍首相は、赤字国債の増発などアベノミクスで強引につくり出した円安、株高の景気回復ムードをもとに、昨年10月に景気回復と判断を下し、4月1日から8%への引き上げを強行しようとしています。景気回復が順調でないことは、株価の乱高下が起きたり、労働者の実質給料が連続18カ月も減少していることや、安倍首相自身が景気後退を心配して5兆円を超す大規模な景気対策のための法人税減税や、大型公共事業のばらまきの補正予算を強引に可決成立させたことでも明らかです。アベノミクス効果で一部の輸出企業や投資家はぼろもうけをしているでしょうが、私たち庶民の暮らしは年金引き下げや低賃金の上で円安による輸入原材料の高騰で、電気代も灯油代も、食料品など生活必需品の連続値上げに見舞われ家計は火の車で、景気回復の恩恵など全く感じられないのが実情です。

消費税の8%への増税は、社会保障の負担増や給付減などとあわせると、史上最悪の10兆円もの負担増といわれています。このような庶民、弱者の生活の実態を見れば、高齢者や子育て中の若い親世代ほど重い負担となる逆進性の強い消費税増税を実施できる条件など全くなく、その上、東日本大震災や豪雪被害などから懸命に立ち上がろうとする人々にも消費税増税は容赦なく襲いかかり、復興の兆しにさえ水を差し、わずかに見えてきた景気回復にも大きな障害となることは明らかです。たとえ今回の条例改正による事例は当町ではほとんど

ないとはいえ、消費税増税は今開かれている国会でも、実施の中止や生活必需品への軽減税率の導入など議論が激しさを増しており、国民の半数以上が反対しているものです。それを行政主導で、消費税増税はもう決まったことだから何を言っても通らないとあきらめさせようとする国の指導に基づく当議案には、賛成できないことを明らかにして反対討論とします。

○議長（中田隆幸君） 次に、原案に賛成者の発言を求めます。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第2号、川根本町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中田隆幸君） 起立多数です。

したがって、議案第2号、川根本町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第5 議案第3号 川根本町流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例について

○議長（中田隆幸君） 日程第5、議案第3号、川根本町流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第3号、川根本町流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をさせていただきます。

議案3ページをごらんください。

平成26年4月1日の消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、流水占用料等の1カ月に満たない場合の算定基準の率を「100分の105」から「100分の108」に、川根本町流水占用料等徴収条例の一部を改正するものです。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中田隆幸君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 第2号と同じように、当町での徴収実績についてお伺いします。

○議長（中田隆幸君） 建設課長、澤本勝美君。

○建設課長（澤本勝美君） 利用状況でございますが、この条例は占用権が1カ月に満たない

場合のときの占用料について、平成23年度、平成24年度、平成25年度、平成26年3月3日現在において徴収はありません。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 再質疑はありませんか。

○10番（鈴木多津枝君） ありません。

○議長（中田隆幸君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず原案に反対者の発言を許します。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

議案第3号に反対の立場から討論を行います。

この議案も、先ほどの議案第2号と同じ理由から反対をするものですが、先ほどと同じように当町の徴収実績は過去はわかりませんが、建設課長の答弁では近年ないということで、本当に町の行政や町民への影響というのは、この値上げによってほとんどないだろうということはわかりますけれども、たとえそういうものであっても先ほど議案第2号で反対討論をしましたけれども、消費税増税に対して国会でも議論が激しくなっている。実施ができるかどうか、その条件についての議論が激しく行われている。そして、国民の半数以上の人たちがまだまだ自分たちの暮らしを見て、消費税増税は耐えられないという声を上げている。そういう中で国から言われた、言いなりで、行政主導で消費税増税をもう既成事実のことだとあきらめさせるようなこういう議案に対しては、賛成できないということを明らかにして反対討論とします。

○議長（中田隆幸君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

賛成者はありませんか。

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） これで討論を終わります。

これから議案第3号、川根本町流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中田隆幸君） 起立多数です。

したがって、議案第3号、川根本町流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第6 議案第4号 川根本町育英奨学金条例の一部を改正する条例について

○議長（中田隆幸君） 日程第6、議案第4号、川根本町育英奨学金条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第4号の提案理由の説明をさせていただきます。川根本町育英奨学金条例の一部を改正する条例についての提案理由でございます。

議案4ページをごらんください。

川根本町では川根本町育英奨学金条例で、向学心に富みながら経済的理由により就学困難な状況にある生徒・学生に対し、奨学金を貸与する制度を設けています。

制度の概要は、奨学金として月額1万円以内を交付し、返済期限は卒業後5年以内となっておりますが、これからも有為な人材を育成・支援することの必要性から、条例第5条第1項中「奨学金1万円以内」を「奨学金2万円以内」に改正し拡充するものであります。

また、奨学生願書、奨学生推薦調書及び奨学金借用証書については、様式を条例に定めるものであります。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中田隆幸君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

この川根本町育英奨学金条例ですけれども、どの町でもやっていることではないし、また今回それを当町が先進的にやっているこの制度について、かねてから1万円では少ないという声を受けて今回2万円に増額されるということで、この増額ということについては本当にかかる経費からいえばわずかということですが、わずかな改善になるということでは違いはないわけですが、これで本当に町長が提案理由で述べられました、向学心に富みながら経済的理由で進学困難な子供たちを支えることになるのかどうか、そういうことの根本的な疑問について、通告しました以下の4点についてお聞きいたします。

まず1点目ですけれども、実態を知りたいのですけれども、これまでの利用人数及び返済額、それから利用人数の推移、そういうものについて説明をお願いいたします。

2点目ですけれども、附則に追加する3様式というのがこの条例改正にありましたけれども、様式第1号の奨学生願書に保護者の年収及び家計状況というのを書くようになっていま

すけれども、これは今までになかったことだと思うのですけれども、何かこういうことを求めることでその基準が適用の可否の基準になるのかどうかお聞きいたします。

それから、3点目ですけれども、様式第2号の出身校長の推薦調書というのがついていて、学習成績や行動評価まで書くようになっていきますけれども、個人情報の取得にもなりかねない問題であり、これではこれから進学して勉強をしようという子供たちの気概に応えるものとは、私は思えないわけです。何のために必要なのか。許可基準が、これもこれを記載させることによって許可の基準が何かあるのかどうかお聞きいたします。

それから、4点目ですけれども、様式第4条に借用証書というのがありますけれども、育英奨学金条例では第11条で、返済は卒業後5年を超えることはできないとなっています。卒業しても就職も困難な状況の現状ですけれども、収入も不安定な時期に5年間で返済完了せよということは非常に過酷な問題で、むしろ今度の条例改正によってこの5年間の返済完了ではなくて据え置きとする。そして、その後10年か15年ぐらいで返済をするというような実態にあった見直し、検討、また優良な人材確保のためにも町に戻った場合には返済不要とするというような、この町で人材を確保するための奨学金制度にしていこうというような検討を今後していただけないかどうか、その点についてお伺いいたします。

○議長（中田隆幸君） 教育総務課長、藤森敦君。

○教育総務課長（藤森 敦君） 1点目の利用状況ですけれども、合併後、平成17年の条例制定後、これまで9カ年間で6人の利用があります。平成18年度2名、平成21年度2名、平成23年度1名、平成24年度1名、計6名であります。

様式の条例への制定ですけれども、様式はこれまで事務取扱で処理をしておりました。したがって、今般の条例改正に伴って明記するため、様式を条例に加えるということで行ってきております。

それから、経済状況や学業の成績等を申請書に含めているが、個人情報の聴取ではないかというようなことですけれども、この件については条例第1条で経済的理由により就学困難、あるいは第2条で本人の性行とか学業が優良な者に対しての貸し付けということで、奨学金を交付決定する際の判断基準のために必要ということで考えております。

それから、返済が困難な場合ですけれども、やはり条例第12条で返済困難な場合の返還猶予の規定も定めてあります。

また、制度の見直しということも御質問がありましたけれども、本条例は奨学金条例というようなことから、奨学金の趣旨から貸与、返還制度として存続していきたいと考えております。

それから、許可基準ですけれども、別途、川根本町奨学生選考委員会を設けておりまして、ここで決定するものであります。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 再質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） ただいまの教育総務課長の答弁からは、本当に川根本町が先駆的に子供たちの進学意欲を実効あるものとして応援していくという立場での答弁とは感じられませんでした。非常に残念なのですけれども、せっかくこのようなよその町に先駆けた取り組みを行ってきておりながら、そのことで利用実績は9年間でわずか6人ということで、本当にこの制度を使いたい子供たちが使えるようになってきているのかということが非常に疑問に思います。きっと大学に行く子供たちは育英奨学金を借りている子供たちが大半だと思うんです。

そういう中で、全協では給付制もということも言いましたけれども、給付制をやる前にまず町の条例の中で、子供たちを本気で応援する気があるよという姿勢を見せるための検討がされて、私はしますというような答弁が得られるのかなと思ったら、そういう検討するという答弁がなかったのですけれども、本当に検討する気はないのでしょうか。

○議長（中田隆幸君） 教育長、大橋慶士君。

○教育長（大橋慶士君） 今回の奨学金の問題ですけれども、奨学金は様々なものがあります。育英会といたしましたけれども、今は育英会ではありません。日本学生支援機構というところでやっています。

これも実は奨学金は非常に問題になっていまして、支給の所得基準からいきますと大体もう900万円程度の人を受けられるわけです。ですから、学業を除けば、ほぼ受けられる状況にありますということで、これも2種類あるわけです。1種と2種があつて、1種は無利子型、2種はいわゆる有利子型があるのですけれども、借りようと思えばかなりの額を借りられるのです。したがって、そういうものの活用というのが非常に大きいという意味合いで、町の奨学金というのは先ほど課長から説明がありましたように、まず利用が少ないということ。

それでもう一つ、これを考えていただきたいのは、貸与型というのは、もともとこれはどういう趣旨で貸与されているかといいますと、経済的理由によって就学が困難だということで奨学金をお借りしますということで。それで、お借りしたらそれを返済ではなくて、奨学金で必ず書いてあるのは返還と書いてあるのです。返還というのは返してもとに戻すということです。したがって、それを財政に戻して次の人が使えるようにするというのが、奨学金の本来の趣旨であります。そういう意味でいきますと、貸与型というのは必ず返すということが前提でございます。まず、それを申し上げておきます。

それから、給付型の場合ですけれども、例えば町が給付型を考える場合には、恐らく政策的な見地があるかと思えます。特に町として有為な人材を育成しようとか、それから特にある人を養成しようとか、そういう政策的な見地から当然、給付型というのが考えられるだろうと。その場合には、きちんとした奨学金の制度的な枠組みをつくっていかないとだめだと思えます。それに対する選考基準も貸与型とは別のものをきちんと入れなければいけないということになるかと思えます。もしそういうものを入れるとしたら政策をどうするかとい

うことで考えて、そこで初めて議論されるべきものかと私は考えております。

○議長（中田隆幸君） 再質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） ただいま教育長から全協で言われたのと似たような趣旨の説明があったわけですが、うちの町はこの奨学金制度をかなり政策的に私はやっていることだと思うんです。だから、どこの町でもやっていることではなくて、うちの町でやっているということは、私はこれはやっぱり政策的なことだと思うんです。

それで、9年間で6人しか借りる子供たちがいなかった、御家庭がなかったということについて、教育長の今の御答弁では国のほうの日本学生支援機構ですか、その奨学金が所得900万円以下であれば誰でも借りられるよという、ほとんどの人がそれを利用できるから、こちらのほうの町の制度があっても利用しないのではないかというふうに説明、答えをされたら私は受けとったのですけれども、それでよろしいでしょうか。

私は初めて知ったのですけれども、今回このように成績を書かなければいけない、校長先生に書いていただかなければいけない、所得を全部出さなければいけない、それで返還は5年以内に済まさなければいけない、そういう厳しい条件がやっぱりネックになっていて、使いたくても使えない、またもう一つはなかなかそういうPRもされていないし、子供たちも親も非常にこれを借りるのはなかなか大変なことなんだということで、あきらめている状況があると思うんです。私はこういうものがもっと町で子供たちが活用されることになれば、大学とか遠いところにしかありませんので、よその都会の子供たちに比べれば本当にお金がかかって、親御さんの負担は大きいと思いますので、本当にもっともっと楽に利用ができるようになるということがPRされて伝わっていけば、私は利用が増えるのではないかと思うんですけれども、そういう点で先ほどから指摘しておりますことについて、今後検討していただくことはできないか、もう一度答弁をお願いいたします。

○議長（中田隆幸君） 教育長、大橋慶士君。

○教育長（大橋慶士君） 貸与型ではなくて給付型を鈴木議員は言っているのでしょうか。

○10番（鈴木多津枝君） 言っていないです。今の制度です。

○教育長（大橋慶士君） 今の制度ですか。今、貸与型については1万円を2万円に上げたということですから、これに関しては当然のことながら広めていくということで、学校に周知はしていきたいと思っています。

それで、給付型については先ほど言いましたように、これはいわゆる貸与型とは別の形態のものということですから、当然それにはそれなりの例えば人材育成という問題とか、こういうことを考えなくてはいけないのです。したがって、そういうものがきちんとでき上がって、鈴木議員が議員立法でつくってくれてもいいのですけれども、それを議論して、それをたたき台にして、そういうものが全員の合意としてうまれば、それに対する取り組みというのは当然、教育委員会としてもしなければならないものと思っております。

○議長（中田隆幸君） 鈴木多津枝君の質疑は既に3回目になりましたので、質疑を終わります。

す。

○10番（鈴木多津枝君） 議長、質問されたことに答えさせていただきます。反問権だと思いませんけれども、今、教育長の。

○議長（中田隆幸君） では、特に発言を許します。

○10番（鈴木多津枝君） ありがとうございます。

私が給付型を求めているのかという質問をされました。私は全然、給付型のことは言っていないです。今回の条例改正について前進ではあるけれども、改善点はあるけれども、こういう使いにくい部分がありますよ、それと周知が足りませんよ、そういうところを今後見直して検討してもらえないでしょうかということ、先ほどからずっと言い続けてきました。もっと返済の期間についてとか、親御さんに負担がかからないような形で、借りた人が自分で返せるような形で給付できるような見直しなどを検討し、絶対に見直せと言っているわけではありません、検討していただだけませんかということを行っているのです。検討した結果、それは必要がないよということであれば、それはそれでまた教育長が言われたように、鈴木議員が個人でそういうのをつくって出せばどうですかみたいに言われましたけれども、私はそういうのは個人的にやるものではなくて、やっぱりみんなで合意して進めるものだと思っております。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） この条例は基本的には1万円を2万円に上げるという、ものすごい前進しているということを否定して、少ないから私はやめろと言うのかなという感じがしたのです。人数が少ないから。ですから、私はこれをきっかけに、いろんな条件が緩和されるようなことのほうがいいというのなら検討しなければいけない。しかし、必要ないという人が悪用された場合に困るという基準もつくっておかなければいけないということも含めて、やはりある程度の制約は持たなければ、このような貸し付けでもお金が絡む話だから、それも税金を使うということがあるものですから、そのようなある程度の額は決める必要がある。しかし、これが非常に借りにくいというのなら、若干の対応は考えなければいけないと思っています。

○議長（中田隆幸君） 特に発言を許しましたので、これで質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第4号、川根本町育英奨学金条例の一部を改正する条例についてを採決しま

す。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中田隆幸君) 起立全員です。

したがって、議案第4号、川根本町育英奨学金条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第7 議案第5号 川根本町社会教育条例の一部を改正する条例
について

○議長(中田隆幸君) 日程第7、議案第5号、川根本町社会教育条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長(鈴木敏夫君) それでは、議案第5号、川根本町社会教育条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をさせていただきます。

議案10ページをごらんください。

今回の改正につきましては、平成25年6月14日に地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が公布されました。これにより社会教育法も一部改正され、平成26年4月1日から施行されます。

このことから、同法の規定を根拠として制定されている川根本町社会教育条例の一部改正を行うものであります。

内容につきましては、社会教育委員の委嘱の基準を明確にし参酌する基準を示すため、第8条の見出しを「(社会教育委員の委嘱の基準等)」に改め、同条第2項中の「学校教育及び社会教育の関係者」の次に「家庭教育の向上に資する活動を行う者」を加えるものであります。

よろしく御審議のほど、御採択賜りますようお願い申し上げます。

○議長(中田隆幸君) 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番(鈴木多津枝君) 10番、鈴木です。

社会教育委員の委嘱を明確にするということで、家庭教育の向上に資する活動を行う者というのを追加するということなのですけれども、この、家庭教育の向上に資する活動を行う者というのを追加する理由と、それから、具体的にどういう活動を指すのかをお聞きいたします。

○議長（中田隆幸君） 生涯学習課長、山下安男君。

○生涯学習課長（山下安男君） 鈴木議員の質問にお答えいたします。

まず最初に、家庭教育の向上に資する活動を行う者ですが、例としてはPTA役員、子育てサークルのリーダー、子育て関係NPOなど自らの子育ての経験を生かして家庭教育に関する悩みや不安を抱く親からの相談に対応したり、情報提供を行う者、あるいは家庭教育に関する相談や子育てに関する親からの相談に対応している方というのが、例として挙がっております。

今回の町条例の一部改正につきましては、社会教育法が関連しておりますので、社会教育法の関連のことを少し話させていただきます。

平成10年に中央教育審議会答申「幼児期からの心の教育の在り方について」の中で、子供たちのよりよい成長を目指して今取り組むべきことが提言され、平成10年9月の国の生涯学習審議会答申では「社会の変化に対応した今後の社会教育行政の在り方について」の中で、社会教育行政は家庭の教育力の充実に資する施策の推進が必要と指摘されているところです。また、平成12年には生涯学習審議会教育分科会審議会報告があつて、社会教育法に家庭の教育力の充実に資する行政の任務の根拠基準を設けることが適当とされています。また、平成13年には社会教育法の一部改正をする法律で、国及び地方公共団体は、家庭教育の向上に資することとなるような配慮が任務とされているところであります。

このように社会教育の中での家庭教育の充実に求められているところであります。

そのような中で、本年度に社会教育法の一部改正によって社会教育委員の委嘱の基準等で、社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期、その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体で定め、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとするとして規定されました。平成25年度、その上で文部科学省令がありまして、社会教育委員の委嘱の基準の条例を定めるに当たっての参酌基準の中で、社会教育委員は学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱することとするとして規定されています。

今回の川根本町社会教育条例の一部改正は、社会教育法の規定を根拠として制定されておりますので、社会教育行政として今後より一層積極的に家庭教育の向上に取り組んでいく必要があることや、家庭教育向上に資する活動を行う者を社会教育委員に委嘱して、意見を積極的に家庭教育向上のための施策に反映させるよう努める必要があることから、条例中に「家庭教育の向上に資する活動を行う者」を加えて、幅広い人材の中から委員の委嘱を行い、川根本町の社会教育の充実に資することを図りたいものであります。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 教育長、大橋慶士君。

○教育長（大橋慶士君） ちょっと補足をさせていただきます。

実は先ほど課長から説明がありましたように、社会教育法の一部改正の経緯は先ほど説明

されたとおりです。これは家庭教育というのを今後充実していかなければいけないと。そのためには、社会教育の中に家庭教育に関する講座というものを開設していこうということです。それで、講座を開設するためには、当然その口座を開設するときに当たって家庭教育に関する情報を持っている人を加えるべきだということで、その情報が加わったということです。そういう意味です。

○議長（中田隆幸君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第5号、川根本町社会教育条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中田隆幸君） 起立全員です。

したがって、議案第5号、川根本町社会教育条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第8 議案第6号 川根本町奥大井音戯の郷条例の一部を改正する条例について

○議長（中田隆幸君） 日程第8、議案第6号、川根本町奥大井音戯の郷条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第6号です。川根本町奥大井音戯の郷条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をさせていただきます。

議案11ページです。新旧対照表12ページをごらんください。

第5条第1項中、「施設展示棟」を「展示棟」に改め、第7条に、特に必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる規定を1項加え、別表第2中「施設」を削り、「管理棟の一部」を加えるものです。これは管理棟内にあるラウンジの貸し出しを可能とすることで施設を有効活用し、来館者の増を図りたいものでございます。

よろしく御審議のほど、御採択賜りますようお願いいたします。

○議長（中田隆幸君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

これは通告をしていないのですけれども、今ちょっと思いつきましてお聞きいたします。

希望者がいたということで、実験も試験的にやってみたということで、その効果もかなりよかったという説明を受けており、音戯の郷がお客さんにとって魅力的なところにまた魅力がさらに上がっていく期待が持てるということで、非常にありがたいと思うのですけれども、いい改正だと思うのですけれども、この別表第2の2段目の管理棟の一部及び特産品直売所のところで適用が原則として年間貸し切りとするとあるのですけれども、貸すともう1年間は最低でもそういう個人または団体が借りるということになるわけですけれども、もし希望者が複数おられた場合とか、切れるころにほかのところから希望が出たりした場合には、どのように調整するのかお聞きいたします。

○議長（中田隆幸君） 商工観光課長、羽倉範行君。

○商工観光課長（羽倉範行君） この貸し付け制度は募集をいたしたいと思いますが、複数になった場合は面接を行いまして判断をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 再質疑はありますか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 募集の計画はいつごろ、どのようにするのか教えてください。

○議長（中田隆幸君） 商工観光課長、羽倉範行君。

○商工観光課長（羽倉範行君） ここに書いてありますように、施行につきましては平成26年4月1日からということですが、ここで可決された場合は順次募集を行っていきたいと思っています。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 再質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 余りいつから募集をしようと考えていないような答弁に聞こえたのですけれども、順次ということでは、余り日がないわけですよね、施行後。もうしたいと試験的にやった方については、直ちにやりたいのかどうか私はわかりませんが、期間を設けて周知を図らないと公募したことにはならないのではないかと思うのですけれども、その点はきちんとやっていただけるのかどうか確認します。

○議長（中田隆幸君） 商工観光課長、羽倉範行君。

○商工観光課長（羽倉範行君） 一応、平成26年4月1日から実施したいという考えでいるものですから、その辺で間に合うように実施していきたいと考えております。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 鈴木多津枝君の質疑は既に3回になりましたので、質疑を終わります。ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(中田隆幸君) これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(中田隆幸君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第6号、川根本町奥大井音戯の郷条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中田隆幸君) 起立全員です。

したがって、議案第6号、川根本町奥大井音戯の郷条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第9 議案第7号 川根本町普通河川条例の一部を改正する条例 について

○議長(中田隆幸君) 日程第9、議案第7号、川根本町普通河川条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長(鈴木敏夫君) それでは、議案第7号、川根本町普通河川条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をさせていただきます。

議案12ページをごらんください。

平成26年4月1日の消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、流水占用料等の1カ月に満たない場合の算定基準の率を「100分の105」から「100分の108」に、川根本町普通河川条例の一部を改正するものでございます。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願い申し上げます。

○議長(中田隆幸君) 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番(鈴木多津枝君) 10番、鈴木です。

議案第2号、3号と同様に、流水占用料の徴収状況のこの1点についてお聞きいたします。

○議長(中田隆幸君) 建設課長、澤本勝美君。

○建設課長(澤本勝美君) 徴収状況でございますが、この条例による占用権が1カ月に満た

ない場合による土地占用料について、平成23年度、平成24年度、平成25年度、平成26年3月3日現在において徴収はありません。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 再質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 今、建設課長は土地占用についてと言われたのですけれども、普通河川の占用ですけれども土地の占用になるのですか。

○議長（中田隆幸君） 建設課長、澤本勝美君。

○建設課長（澤本勝美君） 普通河川条例第17条第2項により占用期間が1カ月に満たない場合の土地占用については、同表の規定による算出した額100分の5を100分の8に改定するものでございます。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 再質疑はありませんか。

○10番（鈴木多津枝君） ありません。

○議長（中田隆幸君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず原案に反対者の発言を許します。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

議案第7号について原案に反対の立場から討論を行います。

この議案も議案第2号、3号と同じように、1カ月に満たない部分の徴収について消費税を定めてあるということで、その部分を今年の4月1日から消費税が8%に上がるということを前提に100分の5を100分の8に改めるというものですけれども、2号、3号でも述べましたように、消費税の増税については今開かれている国会でも実施の中止や、生活必需品などへの軽減税率の導入などが議論されておりますし、国民の半数以上が反対している反対の強い大きなものです。生活への影響も大きいものであり、逆進性も強いものです。それを今回、行政主導で消費税増税はもう決まったことだから、何を言っても通らないとあきらめさせようとする国の指導に基づくような当議案には、賛成できないということを明らかにして反対討論とします。

○議長（中田隆幸君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

賛成者はありませんか。

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） これで討論を終わります。

これから議案第7号、川根本町普通河川条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中田隆幸君) 起立多数です。

したがって、議案第7号、川根本町普通河川条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第10 議案第8号 川根本町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について

○議長(中田隆幸君) 日程第10、議案第8号、川根本町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長(鈴木敏夫君) それでは、議案第8号、川根本町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をさせていただきます。

議案13ページをごらんください。

平成26年4月1日の消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、水道料金について消費税率及び地方消費税率の引き上げ相当分の改定を行うため、川根本町簡易水道事業給水条例の一部を改正するものでございます。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願い申し上げます。

○議長(中田隆幸君) 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番(鈴木多津枝君) 10番、鈴木です。

通告を3点してありますので、それに従って質問を行います。

1点目は、附則の経過措置のところの2で、附則第5条第2項の適用を受ける水道の使用料に係る料金については、「なお、従前の例による」と書かれてありますけれども、これはどういうことなのか説明をお願いいたします。

それから2点目、負担増、要するに基本料金、超過料金について消費税5%を8%とみなすということで料金を引き上げる料金改定表が出ているわけですが、このことによって当町の町民の人たちの負担増の見込み額というのをお聞きいたします。

それから3点目で、別表第1の料金表の中で、基本料金のうち消費税額を引いた額を3%分、この基本料金を下げれば値上げをしなくて済むと、私は全協でも申しましたけれども、水道料金は子供が多い家庭ほどたくさん使って負担も大きいし、ほかのところよりも高い水道料金に川根本町はなっています。消費税増税に伴う命の水への負担増を回避すべきとは考

えないのでしょうか、お聞きいたします。

3点、よろしくお願いいいたします。

○議長（中田隆幸君） 建設課長、澤本勝美君。

○建設課長（澤本勝美君） 鈴木議員の御質問にお答えいたします。

水道料金が4月1日から変わりますが、4月30日までの間に料金の支払いを受ける権利が確定するものにつきましては、旧消費税法第29条に規定する旧税率が適用されます。従前の法令の規定が、その改正後も改正前と同様に当てはめて適用されるということでございます。

負担増の見込み額についてでございますが、改正に伴う平成26年度の歳入予算においては、給水使用料は昨年より200万円増額の見込みです。負担につきましては、メーター器が口径20mmで50m³を使用した場合、納める水道料金につきましては170円ほど増額になります。

続きまして、消費税増税に伴う負担増を回避すべきではないかという考えについてでございますけれども、水道事業の主な収入は町民の皆様からの水道使用量でございます。施設の更新、古くなった管の耐震化などの事業計画において中長期的な計画に影響しかねません。また、需要に合わせた施設の見直しなど全体的なコストを下げる方法、需要の削減も検討をしなくてはならなくなると考えています。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 再質疑はありませんか。

○10番（鈴木多津枝君） ありません。

○議長（中田隆幸君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

原案に反対の立場から討論を行います。

今回の改正は特に条例には書いていませんけれども、議案第2号、3号、7号の占用徴収条例を改正したのと同じように、4月1日からの消費税の8%への増税を見越した同条例第24条の料金に係る別表第1の改正で、基本料金、超過料金に添加している消費税率を5%から8%に3%分増やした料金表に変えるというものです。

これは議案第2号、3号、7号で反対したように、その趣旨は全く同じですので、消費税増税を強行する経過や状況については省略しますが、反対の理由だけは再度箇条的に述べさせていただきたいと思えます。

第1に、消費税が何よりも高齢者や子育て中の若い親世代、災害復興に立ち上がろうとする被災者の方々など、弱い立場にある人ほど思い負担となる逆進性の強い税制であること。

第2点目は、景気対策などといって5兆円にも上る超大型のばらまきの補正予算を決めま

したけれども、このようにますます国の財政破綻を招くものであり、ようやくあらわれた復興の兆しにも水を差し、わずかに見えてきた景気回復にも大きな障害になると思われること。

3点目は、消費税法の附則第18条には、経済・財政状況の激変にも柔軟に対応する観点から、消費税率引き上げの前に経済状況などを総合的に勘案した上で、消費税率の引き上げの停止を含め、所要の措置を講ずることと定め、景気回復を実施の条件としているにもかかわらず、庶民の暮らしは物価の高騰や年金引き下げ、低賃金など家計は火の車で、消費税8%増税と社会保障の負担増や給付減などを合わせると、史上最悪の10兆円もの負担増となり、増税できる条件はないということ。

それから4点目は、国民の半数以上が反対しており、今開かれている国会でも、実施の中止や生活必需品への軽減税率の導入など議論が激しさを増すもついで、消費税増税はもう決まったことだから何を言っても通らないと行政主導であきらめさせようとする国の指導を、住民の暮らしや声より優先させていること。

5点目は、何よりもなくてはならない命の水であり、国民の合意のない消費税増税に基づく値上げではなくて、その分基本料金を引き下げて負担増とならないような工夫をし、水源地域でありながら、供給を受けている下流の市町より高い水道料金の負担増を回避する姿勢が全く見られないことなどを指摘して、当議案には賛成できないことを明らかにいたします。

○議長（中田隆幸君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。11番、小藪侃一郎君。

○11番（小藪侃一郎君） 今、鈴木議員が反対の中でいろいろ国の施策までに及んで反対されておりましたけれども、水道事業は本当に大変な事業でございます。議会に提案されておりますのは、川根本町の簡易水道事業の条例改正でございます。それは消費税が上がらないに越したことはないのですけれども、諸般の事情でこういう事情になっております。川根本町も水道事業は、先ほど課長が申し上げましたけれども、本当に今から設備更新等を控えて大変な事業、あるいは企業会計を求められているような事業の中にありまして、いたし方のない議会の提案の中の条例の一部を改正する条例ということで賛成といたします。

○議長（中田隆幸君） ほかに討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） これで討論を終わります。

これから議案第8号、川根本町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中田隆幸君） 起立多数です。

したがって、議案第8号、川根本町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

ここで休憩をしたいと思います。

再開は35分から再開したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時35分

○議長（中田隆幸君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開したいと思います。



◎日程第11 議案第9号 川根本町障害程度区分認定審査会の委員の
定数等を定める条例の一部を改正する条例
について

○議長（中田隆幸君） 日程第11、議案第9号、川根本町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第9号です。川根本町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をさせていただきます。

議案16ページをごらんください。

本議案は、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律が平成24年6月27日に公布され、その一部が平成25年4月1日から施行されました。

今回、平成26年4月1日からの施行分について、本条例において関連する障害者自立支援法を引用している箇所の改正を行うものです。

以上、川根本町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正について説明をさせていただきました。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中田隆幸君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

通告では2点通告をしたのですがけれども、どちらも余り違いのないような質問だなと今読みながら感じたのですがけれども、1点目は程度区分と支援区分という言葉が変わったのですがけれども、このことで中身に違いがあるのかどうか。変えた理由なんかもあると、単に言葉

だけが変わったとすれば、その違いの説明を求めます。

それから、現在の区分認定状況、区分ごとの人数とかパーセントとかがどのように変わるのか、改正による影響があるかないかをお聞きいたします。

○議長（中田隆幸君） 福祉課長、前田修児君。

○福祉課長（前田修児君） ただいまの鈴木議員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の程度区分と支援区分の違いはということでございますけれども、障害程度区分というものは、障がい者等に対する障がい福祉サービスの必要性を明らかにするための当該障がい者等の心身の状態、これを総合的に示すものであります。また、障害支援区分というものは、障がい者等の障害の多様な特性、その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すものとされております。ちょっとわかりにくいですが、具体的には障害の程度、重さではなくて、その方の標準的な支援の必要の度合いをあらわすということに変更になったものであります。

それから、2点目の現在の認定状況がどのように変わるのかということでございますけれども、国が過去2年間の判定内容について調査を行ったところ、知的障害、精神障害の方について二次判定、これは区分認定審査会のことになりますけれども、二次判定におきまして約半数の45%近い確率で区分が重度に引き上げられている状況があったということで、コンピューターでの一次判定でのその部分が正確に反映されるように、認定調査での調査項目の見直しと医師意見書の一部が一次判定に正確に組み込まれるように、その判定ソフトの修正が現在行われているということでありまして、国はこのシステム改修におきまして、この一次判定のコンピューターの精度を上げて、二次判定の区分変更の確立をこの45%から半数程度の二十二、三%ぐらいにしたいということで目標を定めております。今まで医師意見書等の内容から二次判定、区分認定審査会において、こういった重度に変更することも半分程度が実際にこちらの川根本町でもありましたけれども、今後は判定ソフトの修正によって一次判定に適正に反映されることになりますので、重度への引き上げというか、適正な判定ができるということになると思われまして。

それで、川根本町の現在の区分認定を受けている方の内訳でありますけれども、全員で今50名いらっしゃいます。身体の方が10名、知的の方が36名、精神の方が4名ということでありますけれども、このうち一次判定の結果から二次判定において変更があったという方が50人中21人いらっしゃいます。全体で変更確率が42%ということであります。これが現状であります。

それで、改正による影響等ということでありまして、区分認定審査会のほうは専門家の先生方による客観的な審査が行われていますので、その結果でありますので、特に結果に影響があるということではありませぬので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 再質疑はありますか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） ありがとうございます。

質疑の通告で出した区分ごとの人数とかパーセントというのはわかりませんか。区分1とか区分2とか非該当とかから始まって、区分1から区分6まで区分があると思うのですが、それはわかりますか。

○議長（中田隆幸君） 福祉課長、前田修児君。

○福祉課長（前田修児君） すみません、パーセンテージということではないのですが、人数を申し上げますと、身体の方が区分3の方がお一人いらっしゃいまして、この方が一次判定が2だったのが3に変更されております。区分4の方が二人、この方は変更ありません。それから、区分5の方がお一人、この方も変更ありません。区分6の方が6名、この方々も変更はありません。それで、合計10人ということです。

知的の方ですけれども、第1区分の方が3名いらっしゃいます。変更はありません。第2区分の方が全部で8名いらっしゃいまして、1から2に変更になった方が1名、変更がなかった方が7名です。それから、第3区分の方です。全体で7名いらっしゃいまして、2から3になった方が5名、3のままの方が2名。第4区分ですけれども、全体で7名。一次判定で3から4になった方が4名、そのままの方が3名です。それから、第5区分ですけれども、全体で4名です。ここで一人だけ3から5の2区分上がった方が1名いらっしゃいます。4から5に上がった方が2名、5のままの方が1名。それから、第6区分ですけれども、全体で7名いらっしゃいまして、5から6に上がった方が5名、第6区分のままの方が2名です。これで全体で36名です。

それから、精神の方ですけれども、第1区分の方がお二人いらっしゃいまして、お二人とも変更はないです。それから、第3区分の方がお二人いらっしゃいまして、このうち二人とも第2区分から第3区分に変更になった方がいらっしゃいます。合計4名ということであり

ます。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 再質疑はありませんか。

○10番（鈴木多津枝君） ありません。

○議長（中田隆幸君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第9号、川根本町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中田隆幸君) 起立全員です。

したがって、議案第9号、川根本町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第12 議案第10号 川根本町と静岡市との間の消防指令業務
に関する事務の委託について

○議長(中田隆幸君) 日程第12、議案第10号、川根本町と静岡市との間の消防指令業務に関する事務の委託についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長(鈴木敏夫君) それでは、議案第10号です。川根本町と静岡市との間の消防指令業務に関する事務の委託について、提案理由の説明をさせていただきます。

議案17ページをごらんください。

本町の消防指令業務につきましては、現在、島田市への事務委託方式により対応しております。近年、災害の大規模化や複雑多様化など消防を取り巻く社会環境は大きく変化しておりますが、市町村の財政状況の悪化や人口の減少といった問題から、これまでの体制維持や充実を図ることが困難となる懸念があります。市町の消防本部を統合し規模を拡大することで行財政上の様々なスケールメリットを生かし、消防体制の整備及び充実することにより住民サービスの一層の向上が図られます。

現在3市2町において協議を進めております静岡地域消防救急広域化協議会では、平成28年4月からの広域化に向け、消防指令業務の体制の円滑な移行を確保するため、平成26年度より静岡市に消防指令業務を委託するものであります。

以上、川根本町と静岡市との間の消防指令業務に関する事務の委託について説明をさせていただきました。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願い申し上げます。

○議長(中田隆幸君) 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番(鈴木多津枝君) 10番、鈴木多津枝です。

この議案第10号なのですけれども、これは議案の表題は事務の委託についてということしか書いていなかったものですから、私も含めて誰も気がつかなかったのだと思うのですけれども、その次のページを見ると新規の規約の制定になっております。今まで当町議会として

は、こういう条例とか規約の新規制定の場合は、所管の委員会に付託をして慎重に審議をしていく。そのことが慣例としてずっと続けられてきましたけれども、今回気がついて議長にもそのことを申しましたし、議運の委員長にも、副議長にも伝えました。

でも、昨日の話では議長は委員会付託にして、そういう慣例を壊さないほうがいいというお答えでしたが、けさ来ましたら、議運の委員長から委員会には付託しないでそのままやると聞いて、私は驚いています。本当にこういう重要なことを、確かに広域化するとどうということになるのかという資料はいただいて説明も受けてあります。でも、議会として規約をきちんと審査したということは一度もありません。それをこの場で質疑をやって採決をするということで、本当に議員の責務が果たされるのかということ非常に心配しているのですけれども、あくまでもそうするというのであれば質問をさせていただきますけれども、よろしいですか。

○議長（中田隆幸君） はい。

○10番（鈴木多津枝君） では、残念な思いを抱えながら質問をさせていただきます。

1点目ですけれども、広域化によって町長が行財政のスケールメリットを生かして体制を充実することで、住民サービスの向上が図られるという提案理由の説明をされたのですけれども、広域化で38人の余剰人員が生まれ、現場要員も充実できるという説明が以前ありました。そして、その38名のうち12人が島田市の消防本部へ配分される。そのうち北分遣所へ1名か2名の増員を考えていて、広域前にこれは行いたいという説明がありました。

しかし、この分の経費は町の負担増となりますよという説明が、11月の全協だったと思いますけれどもあったと思うんです。しかし、この地域で最も痛切な要望は、1台しかない救急車をせめて2台に増やしてもらいたいということが、一番大きな要望だと思うんです。大規模災害がもし万一起きた場合に、広域化していて住民サービスの向上につながるのかということでは、非常に人口が多い都市部へ救援が集中する。この川根本町だけに起きれば、それは集中して静岡市のいろんなところから応援が入ると思うんですけれども、大規模災害が川根本町だけを集中的に襲うということはありませんから、大規模災害に対応するのはやはり当座は都市部の人口が多いところだと思うんですけれども、そういうことで広域化のメリットが望めるのかどうか。それよりといいますか、スケールメリットを利用して各地域の消防体制の充実が最も重要な課題ではないかと思います。

特に、この町では先に言いました救急車を2台に、1台増設するということが町民の大きな要望だと思うんですけれども、その点についてどのように考えているか。一人か二人の増員ではとても救急車を増やすことはできないわけですが、負担だけは増えてサービス内容がそれほど伸びない、向上しないということになりはしないかという懸念があります。その点について、まず最初にお聞きいたします。

それから、2点目ですけれども、第3条の経費の負担についてですけれども、その負担はどのようになるのか。別途、協定を締結して定めるとしてありますけれども、もう決まってい

のでしょうか。また、その協議をしていくとしたら、当町からもその協議に参加されるのかどうか。何人、どういう人たちが入っていくのかお聞きします。そして、今より見込みとして広域化によって町の負担が増えるのか減るのか、財政的なメリットということで減っていくのか、その点もお聞きいたします。

それから、3点目ですけれども、以前に配付された資料では、庁舎などは2市2町及び吉田町牧之原市広域施設組合の所有のままにして、静岡市へ無償貸与するということになっています。また、消防車などの車両は静岡市へ譲渡するようになっておりました。こうなることによって、例えば川根本町の北分遣所の車などを更新したり、庁舎の修理をしたりする場合の費用は、今後、広域で持つのでしょうか。それとも、町の負担になるのかお聞きいたします。

それから、4点目ですけれども、附則第3の廃止などというところですが、委託事務の全部または一部を廃止する場合の記述がありますが、何らかの理由で委託が廃止される場合などに全て静岡市のものになってしまう。庁舎はもちろん川根本町のものではありませんけれども、車も川根本町がこれまでお金を出して買ってきた。川根本町のものではないですけれども、一応島田市に委託する中で川根本町が負担してきた車について全部静岡市のものになってしまうと、それをその後、川根本町の考えで運行することができるのかどうか。負担と大変な損害をこうむることになるのではないかと心配されるのですけれども、その点についてはどうでしょうか。

それから、5点目ですけれども、新町建設計画の変更で行った10月8日から28日までのパブリックコメントに寄せられた御意見の中で、一人2件ということだったのですけれども、消防救急広域化整備の促進について高度化、最新化は急務で、専門性を持つ分野ではあるが、一方で地域住民に身近なものである必要がある。どこを統合し、システムはどの範囲の部分なのかなど早急に情報を公開してほしいという御意見が書かれていましたけれども、この点について通り一遍の答えという失礼なのですけれども、広報12月号に載っていますという答えで広報を見たのですけれども、余りこの点の答えがありませんでした。答弁を求めます。

また、消防の広域化で住民サービス、救急業務などの充実や財政負担の軽減など具体的にどのような効果があるのか、具体的なメリットについて再度お伺いいたします。

○議長（中田隆幸君） 総務課長、筒井佳仙君。

○総務課長（筒井佳仙君） それでは、鈴木議員の消防の広域化に関する質問にお答えさせていただきます。

昨年の全員協議会で説明したものの繰り返しになる部分がありますけれども、まず現在、消防を取り巻く社会状況の変化ということで、少子高齢化と人口減少、災害の大規模化、災害出動件数の増加、消防需要の複雑化・多様化等の問題が発生しております。このため現場要員の拡充、大規模災害への対応、初動体制の対応、組織全体のレベルアップが消防の課題となっております。これらの問題を解決するため、消防を広域化し現場要員の拡充を図り、大規模災害への対応を強化し、管轄区域を越えた出動が迅速にでき、さらに組織の活性化と

資質の向上を図る目的で広域化するものであります。

質問にありました広域化で生まれる余剰人員の38名につきましては、窓口業務に17名、部隊増強には21名配属されます。この部隊に配属されます21名のうち、島田消防署には5名が配置されます。しかし、はしご隊の専任課などに配属されますので、川根北分遣所には配置される予定にはなっていない。このため現在14名体制で運営しております北分遣所におきましては、職員の各種研修への派遣等が難しい状況が今ありますので、広域化後に北分遣所の増員を要望してもなかなか難しいだろうという考えのもと、広域化前に北分遣所の増員を計画したいと思っております。

次に、広域化後の運営費用につきましては、人件費を含めた管理運営費は10年間現行の経費を上回らないということで、各市町が合意をして今進行しております。

次に、北分遣所に配備する消防自動車の更新等の費用につきましては、配置先の市町が負担することとなっております。これは島田市に現在委託しておりますが変わるものではありません。

次に、委託事務を廃止する場合ということですが、廃止して町単独で持つということは考えにくいことですが、何年か先になるかわかりませんが、さらに大きな広域化等が必要になってくる時期がくるものと予想されます。そのときは新たな組織へ財産を貸与することになると考えております。

次に、町民への広報につきましては、先ほど申しました大規模災害への対応強化のためにやること、あと出動態勢の迅速化を図るためにやるということで、広報12月号で町民向けには知らせてあります。

次に、通報に手間取ることはないかという質問ですが、現在、島田市の消防本部に入っていた119番通報が、広域化後は全て静岡市の消防指令センターに入るという変更だけでありますので、出動指令に手間取ることは考えられません。

具体的なメリットということですが、先ほど申しましたように、大規模災害への対応が非常に大きな対応ということになりますけれども、具体的に申しますと、静岡市消防が現在ヘリコプター等を持っております。さらに山岳救助隊も持ってしておりますので、北分遣所におきましては、山岳遭難事案があるこの地域で一つだけの分遣所となっておりますので、それらの応援がみられるということでもあります。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 再質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 記憶に新しいところから再質問をします。

メリットとして大規模災害への対応がよくなるということで、ヘリコプターを静岡市が持っているとか、山岳救助隊の組織があるとかということですが、それらの応援が得られるということですが、それは現在も要請すればヘリコプターも来るし、山岳救助隊の応援も来てもらっているのではないのでしょうか。もし違っていたら教えてください。

それから、答弁漏れがあったのですけれども、負担などをこれから協議していくと思うのですけれども、各市町が現在負担している額を上回らないことで協議を進めるということですが、その協議には町長が入られるかと思うのですけれども、その点についてどなたが入って協議がどのように進められていくのか。何か発言権が小さな町は少ないとか、そういうことがないかどうか。町長は、そういうことは絶対に許さないだろうとは信頼しているのですけれども、そういう点についての決意のような、町が損しないように、住民が損しないようにということで、協議を頑張っていただけるということをご期待しながら、その点の確認をさせていただきたいということ。

それから、3点目の広域化によって出動態勢の迅速化が図られるということで、これは全協でも私は疑問を呈しましたら、町長からそんなことはない、行って見てみなさいと言われました。通報した人の場所とかがすぐに電光掲示板のようなところで表示される、救急車などがどこにいるかということが一目でわかるようになっているということで、今以上に早く救急救援体制が図られるという説明だったのですけれども、この点について私の知り合いの人たち、またパブリックコメントにも本当に身近なものであり続けられるかということで疑問の言葉が寄せられていますけれども、非常に地理も地形も何も全くわからない静岡の人たちが指令をするということで、本当に的確にその指令が迅速にされるのかどうか、その点について再度お聞きいたします。

○議長（中田隆幸君） 総務課長、筒井佳仙君。

○総務課長（筒井佳仙君） まず、山岳救助隊であるとか、ヘリコプターの応援要請につきましては、これまでは島田消防から静岡市のほうに要請するという形で行われておりましたけれども、直接必要であれば静岡市から指令が出るということでもあります。時間が迅速化されるということでもあります。

次に、地理等が不案内ではないかという心配があるということですが、島田市の消防司令等を見ていただければわかると思いますけれども、家庭の電話から電話をしますと、119番しますと、住宅の地図にこの家から今電話がきているというのがわかります。もしたまたまその横に患者輸送を終了した救急車がいた場合、直ちにその救急車が向かうことができるという仕組みになっておりますので、地理案内の心配はないと考えております。

あともう一つについては、協議会ですね。協議会につきましては、町長と担当課が協議会に参加し、今後、広域化の本体の協議に入っていきたいと考えております。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 私が会議に出たときにはある程度進んでいたというような状況で会議に出ました。その中で先ほども総務課長から話があったように、負担はしばらく減るというようなこともお聞きしておりますし、それから大幅な負担が増えるということは言っておりません。なるべく小さい自治体には迷惑がかからないようにということを静岡の市長もおっしゃってございましたので、それを信用するほかはないのかなという感じはいたしております。

それから、先ほど消防のことだものですから私は大好きでして、こちらのほうから一言申し上げたいのですが、基本的には今は少子高齢化、人口が減っている中でやはり大事なのは自主防だと思っています。その中で自治体消防が果たしてどのような形で存続できるかということも非常に不安があるという中では、どうしても孤立するという前提を持つ必要がある。大規模でどこもめっちゃめっちゃでだめになったということではなくて、崩壊地が非常に多い中山間では当然ながら孤立ということも考えられる。そのときには四方八方から入っていただけるような対応をしておく必要があるのではないかと。そういう中では広域化は非常に重要であろうと思っています。

特に今、災害に対しましてはびっくりしたのですが、気象庁も役場のほうへ見えております。それから、国交省も見えております。それから、自衛隊の方も見えております。そのようにいろんなそれぞれ災害にかかわる多くの皆さんが、やはり広域の中でこの小さな町でも何とか対応しようということをお願いしておるものですから、これからは広域の中で当然先ほど申し上げました自主防並びに自治体消防も、消防団も大変重要なのですが、そういう皆さんとも連携をとる必要があるのではないかと考えています。

それから、職員が静岡の人はこちらがわからないだろうというお話でした。当座はわからないと思います。しかし、ローテーションでやはり広域になりますと回って対応するというのも言うておりましたので、町への不案内はなくなるだろうと。それから、一度静岡市ではなくて島田で結構でございますが、議会の皆さんも、もし行ったことのない方は一度ごらんになると、とんでもない施設があって、先ほど総務課長が言ったように、より詳しくわかるということで、対応が今までよりは違う体制ができるという期待を持っております。

○議長（中田隆幸君） 再質疑はありませんか。

○10番（鈴木多津枝君） ありません。

○議長（中田隆幸君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第10号、川根本町と静岡市との間の消防指令業務に関する事務の委託についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中田隆幸君） 起立全員です。

したがって、議案第10号、川根本町と静岡市との間の消防指令業務に関する事務の委託については、原案のとおり可決されました。



◎日程第13 議案第11号 公の施設の指定管理者の指定について
(川根本町障害福祉サービスセンター)

○議長（中田隆幸君） 日程第13、議案第11号、公の施設の指定管理者の指定について（川根本町障害福祉サービスセンター）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第11号、公の施設の指定管理者の指定について、川根本町障害福祉サービスセンターについて提案理由の説明をさせていただきます。

議案20ページをごらんください。

川根本町障害福祉サービスセンターにつきましては、平成26年3月31日に指定の期間が満了するにあたり、川根本町社会福祉協議会会長、原田全修氏より指定管理者指定申請書の提出があり、11月19日に川根本町指定管理者審査委員会を開催し申請者の審査を行った結果、当該施設の指定管理者を社会福祉法人川根本町社会福祉協議会、原田全修氏に選定させていただきました。

つきましては、川根本町公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例第6条の規定により議案を上程させていただきます。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中田隆幸君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第11号、公の施設の指定管理者の指定について（川根本町障害福祉サービスセンター）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中田隆幸君) 起立全員です。

したがって、議案第11号、公の施設の指定管理者の指定について(川根本町障害福祉サービスセンター)は、原案のとおり可決されました。



◎日程第14 議案第12号 公の施設の指定管理者の指定について
(不動の滝自然広場オートキャンプ場)

○議長(中田隆幸君) 日程第14、議案第12号、公の施設の指定管理者の指定について(不動の滝自然広場オートキャンプ場)を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長(鈴木敏夫君) 議案第12号、公の施設の指定管理者の指定について、不動の滝自然広場オートキャンプ場の指定について提案理由の説明をさせていただきます。

議案21ページをごらんください。

川根本町キャンプ場、不動の滝自然広場オートキャンプ場の施設につきましては、平成24年度末をもって前指定管理者との契約期間が切れ、新たな管理者を募集したところ、応募もなく休業状態となっております。その後、再度募集いたしましたところ、組合400、組合長、鈴木論氏から指定管理者指定申請書の提出があり、2月7日に川根本町指定管理者審査委員会を開催し申請書の審査を行った結果、組合400、鈴木論氏を選定し指定管理者にしようとするものでございます。

期間につきましては、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの3年間です。

つきましては、川根本町キャンプ場条例第5条の規定により議案を上程させていただき、御審議のほどをよろしくお願ひ申し上げ、御採択賜りますようお願い申し上げます。

○議長(中田隆幸君) 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番(鈴木多津枝君) 休業状態になっていた施設なのですけれども、今説明がありましたけれども、再度募集したところ応募者があったということですがけれども、いつ募集を、どれくらいの募集期間があったのか、どのような方法で募集したのかについてお聞きいたします。

○議長(中田隆幸君) 商工観光課長、羽倉範行君。

○商工観光課長(羽倉範行君) 再度募集の期間ですが、10月7日から10月21日まで募集期間という設定をし、チラシあるいはホームページ等で募集をいたしました。

以上です。

- 議長（中田隆幸君） 再質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。
- 10番（鈴木多津枝君） チラシ、ホームページ等というのは、チラシをやったということですか、やらないということですか。
- 議長（中田隆幸君） 商工観光課長、羽倉範行君。
- 商工観光課長（羽倉範行君） チラシは回覧、それからホームページで募集をかけました。以上です。
- 議長（中田隆幸君） 再質疑はありませんか。
- 10番（鈴木多津枝君） ありません。
- 議長（中田隆幸君） ほかに質疑はありませんか。
（「質疑なし」の声あり）
- 議長（中田隆幸君） これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。
（「討論なし」の声あり）
- 議長（中田隆幸君） 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第12号、公の施設の指定管理者の指定について（不動の滝自然広場オートキャンプ場）を採決します。
この採決は起立によって行います。
本案に賛成の方は起立願います。
（賛成者起立）
- 議長（中田隆幸君） 起立全員です。
したがって、議案第12号、公の施設の指定管理者の指定について（不動の滝自然広場オートキャンプ場）は、原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第15 議案第13号 新町建設計画の変更について

- 議長（中田隆幸君） 日程第15、議案第13号、新町建設計画の変更についてを議題とします。
本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。
- 町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第13号、新町建設計画の変更について提案理由の説明をさせていただきます。
議案22ページをごらんください。
新町建設計画は、市町村行政の広域化の要請に対処し、自主的な市町村合併を推進すると同時に、合併市町村の建設に資するための措置として定められた、旧市町村の合併の特例に

関する法律に基づき策定されました。

合併市町村が新町建設計画に基づいて行う事業または基金の積み立てのうち、合併に伴い特に必要と認められるものに要する経費については、合併特例債をその財源とすることができる特例を活用し、これまで北部地域振興センター建設事業や地域振興基金造成事業等を実施してまいりました。

その後、東日本大震災の影響が考慮され、東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律が、平成23年8月成立し、同月公布、施行されました。

この法案の主旨は、合併特例債を発行することができる期間が当初、合併年度及びそれに続く10年度であったものを、被災地にあつては20年度、被災地以外にあつては15年度とされたものであります。

このたび提出いたしました改正内容は、計画期間、合併後概ね10年間としていたものを、平成17年度から平成32年度までに改め、今後実施が想定されている消防救急広域化整備事業及び小水力発電設備事業を追加し、財政計画を平成17年度から平成24年度までの決算数値に改め、平成25年度から平成32年度までを財政計画シミュレーションに基づき数値を追加しようとするものです。

また、静岡県との協議の結果、静岡空港、新東名の表現の統一、平成32年の将来人口及び世帯数の推計数値の追加、過去の確定数値の修正、県に要望する事業として、ふじのくに森林・林業再生プロジェクトの推進による森林・林業の活性化に係る事業を追加し、県民負担制度の導入を活用に改め、県が実施を予定している事業に上長尾今市場、崎平、谷畑を追加し、地方交付税に記載されている特別交付税については、合併に伴う支援措置を「見込んでいます。」から「見込みました。」に変更しようとするものです。

今回の計画の変更に当たり、平成25年10月8日から同月28日までの間パブリックコメントを実施いたしました。その結果、お一人の方から消防広域化整備事業のわかりやすい説明が必要であること、小水力発電施設整備における町民意見の反映を要望する等2件の御意見をいただいております。今後、具体的に事業の実施を検討していく中で、御意見を踏まえて進めていきたいと回答しております。

なお、この内容により新町建設計画を修正することについて、静岡県知事から異議がない旨の回答をいただいております。

以上のとおり、新町建設計画の変更につきまして、旧合併市町村の合併の特例に関する法律第5条第7項の規定により、提案しようとするものでございます。

よろしく御審議のほど、御採択賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中田隆幸君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

通告していないのですけれども、新町建設計画の資料としていただいた合併特例債事業の

シミュレーションというんですか、計画表があるのですけれども、そこに地域ブロードバンドで平成22年、23年に計画していたのをそのままのせましたという説明が全協でありました。それで、本当にそのままのっていて、19億円余の計画が22、23年度で地域ブロードバンド整備ということでのっていて、それから同報系の防災行政無線の整備で、26、27で5億2,000万円ほどがのっているのですけれども、数字のことを聞いているのではなくて、なぜこの22、23年度の合併特例債を使って行くと計画していた地域ブロードバンド事業については、もう破綻したわけですよ。白紙撤回をされた。それで、同報のデジタル化とあわせてこれからやっていくという計画を出していて、そこにはもう既に8億円の合併特例債を使うという計画を示しておられるのにもかかわらず、これから変更して行ってやるという表にきちんと載せないのかどうか、その点についてお聞きいたします。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） 計画のほうの記載の方法ですけれども、基本的に過去のを全て精査して決算数値という形での記載にはなっておりません。これから進むものにつきまして、現時点ではっきり確定しているもの等としてここに記載するというのは、新町建設計画の中でのはっきりとしたものが確定した時点ではなかなか表示できないというところもあります。県のほうの協議におきましても、既に県のほうとの中で文言、字句等については、県の中での協議において修正等を行いましたけれども、全てのものを修正していくということになりますと、毎年、新町建設計画の言葉、字句等を県と協議していくという形になってまいります。

現在のこの新町建設計画の中での大きな変更点は、あくまでも計画の年次計画が平成32年度まで延長されたということを含めまして、町の中で新町建設計画の推進を図る必要なところを追加していくということで、資料として皆さんにお示ししたものです。

それで、先ほどのブロードバンドにつきましても、当時のものをここでなくすということではございませんで、これから当然進めていくんですけれども、この時点でははっきりとした幾らのものですかというのは、どこでもまだ認定もされておりましたので、先ほどおっしゃったように確定したものである形での表現、表示、記載等ができなかったということで御了解をしていただきたいと思います。

○議長（中田隆幸君） 再質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） ということは、まだ確定した事業にはなっていないという認識でよろしいのでしょうか。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） 例えば現在のせました小水力の関係、これにつきましてもこれから取り組もうということでは当然考えているんですけれども、その内容につきまして現在はっきりと決まっているわけではございません。どこの場所でやるかということではございませんで、可能性がある、それに対して町の計画として当然そのときに財源として手当できる

体制をつくるという意味合いで、こちらに記載させていただきました。

地域ブロードバンドにつきましては、事業としては既に新町建設計画で認定されております。ただ、実施の時期がずれたということですので、それをはっきりと何年という形でこの時点では出せなかったということです。事業としては現在、皆さんが御存じのように町民の方にお示しをして進めているところであります。

○議長（中田隆幸君） 再質疑はありませんか。

○10番（鈴木多津枝君） ありません。

○議長（中田隆幸君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第13号、新町建設計画の変更についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中田隆幸君） 起立全員です。

したがって、議案第13号、新町建設計画の変更については、原案のとおり可決されました。



◎日程第16 議案第14号 平成25年度川根本町一般会計補正予算

（第5号）

○議長（中田隆幸君） 日程第16、議案第14号、平成25年度川根本町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第14号、平成25年度川根本町一般会計補正予算（第5号）についての提案理由の説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億9,662万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63億2,145万6,000円としたいものでございます。

第2表では、繰越明許費の限度額の追加をしたいものであります。

第3表では、債務負担行為について、事業の限度額の追加と事業の限度額について補正をしたいものでございます。

第4表では、地方債の限度額について、補正をしたいものでございます。

今回の補正予算は、緊急地震対策事業基金積立金の追加と県営中山間地域総合整備事業の事業費増加に伴う負担金の増額、林業関係事業費補助金の増額、林道長尾川線路肩復旧工事のための測量設計業務委託料の増額と、町道瀬沢境川線斜面復旧工事に伴う地質調査業務委託料の追加、同工事に伴う測量設計業務委託料の追加、町道野志本下村線改良工事費の追加、事業の進捗状況により決算を見込んだ事業費の補正が主な内容であります。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

一般17ページをごらんください。

第1款議会費、第1項議会費は、208万4,000円の減額です。実績見込みに基づく議員期末手当及び議会会議録作成業務委託料を減額するものです。

17、18ページをごらんください。

第2款総務費、第1項総務管理費は、1億1,726万円の増額です。基金管理費は、緊急地震・津波対策事業基金積立金の追加と、自治会振興費は、実績見込みに基づく研修旅費及び消火器購入のための消耗品費の減額と、山村開発センター等運営費は、大規模地震対策等総合支援事業費補助金の廃止に伴い設置された、緊急地震対策事業基金の充実に伴う財源更正と、諸費は、実績見込みに基づく防犯灯整備事業費補助金の増額をお願いするものであります。

18ページから20ページをごらんください。

第2項企画費は、1,631万5,000円の減額です。企画総務費は、実績見込みに基づく新町建設計画等の印刷製本費の減額と、広報公聴費は、実績見込みに基づく広報紙サポート委託料及び町勢要覧作成委託料の減額と、まちづくり事業費は、友好都市訪問事業の延期に伴う報償費、旅費、消耗品費、傷害保険料、委託料の減額及び実績見込みに基づく市場開発支援事業報償費、旅費、消耗品費、委託料の減額、実績見込みに基づくSLフェスタ負担金の減額と、癒しの里づくり事業の実績見込みに基づく交付金の減額をお願いするものであります。環境企画費は、実績見込みに基づくクリーンエネルギー機器導入促進事業費補助金の減額と緊急雇用創出事業臨時特例対策事業費補助金の増額に伴う財源更正と、情報政策費は、実績見込みに基づくパソコン等借り上げ料及び衛星ブロードバンド設置費補助金の減額をお願いするものであります。

20ページ、21ページをごらんください。

第5項選挙費は、306万円の減額です。町長選挙費は、実績見込みに基づく職員手当等、消耗品費、役務費、委託料の減額と、町議会議員選挙費は、実績見込みに基づく職員手当等、消耗品費、役務費、委託料の減額をお願いするものであります。

21ページから23ページをごらんください。

第3款民生費、第1項社会福祉費は、3,575万1,000円の減額です。社会福祉総務費は、福祉センターボイラー更新工事費の入札差金の減額と、心身障がい者福祉費は、障害者自立支援給付システム改修委託料の追加及び実績見込みに基づく地域活動支援センター利用者負担金、重度身体障がい者日常生活用具給付費、障がい者自立支援給付費の減額と、老人福祉費は、実績見込みに基づく敬老祝い記念品代及び在宅配食サービス事業委託料、外出支援サービス事業委託料、シルバー人材センター育成事業費補助金、いきいきクラブ活動事業費補助金、敬老等事業費補助金、老人保護措置費の減額、介護保険費では、保険給付費の増に伴う介護保険事業特別会計への繰出金の増額補正をお願いするものであります。後期高齢者医療費は、実績見込みに基づく特定健診委託料、人間ドック費用助成委託料についての減額をお願いするものです。

23ページから25ページをごらんください。

第2項児童福祉費は、1,965万9,000円の減額です。児童福祉総務費は、子ども・子育て支援新制度電子システム構築業務委託料の追加と、児童福祉施設費、子育て支援対策費については、実績見込みに基づく保育所臨時職員等の社会保険料、賃金、賄材料費、徳山聖母保育園補助金、同保育園運営費、委託児童保育所運営費、放課後児童クラブ業務委託料の減額をお願いするものであります。児童措置費は、対象者数変更等の実績見込みに基づく減額でございます。

25ページから28ページをごらんください。

第4款衛生費、第1項保健衛生費は、3,273万2,000円の減額です。母子保健費、予防費、健康増進費は、実績見込みに基づく検診等委託料、扶助費の減額です。地域医療推進費は、実績見込みに基づく医療体制検討委員報償費及び地域医療体制整備に係る報償費の減額、実績見込みに基づく消耗品費、役務費の減額、地域医療支援事業委託料の減額、入札差金による工事請負費及び減額、今年度予定していた本川根診療所及び上長尾診療所へ導入予定であった電子カルテの導入取りやめ及び入札差金による備品購入費の減額、いやしの里診療所特別会計への繰出金の減額補正、環境衛生費は、入札差金による工事請負費の減額及び実績見込みに基づく環境衛生対策促進事業費補助金の減額、飲料水供給施設費は、実績見込みに基づく飲料水供給施設支援事業費補助金の減額です。

28ページをごらんください。

第2項清掃費は、871万5,000円の減額です。塵芥処理費は、実績見込みに基づくごみ収集運搬業務委託料、不燃ごみ処理業務委託料、一般廃棄物処理委託料、ガラス・陶器類処理委託料の減額をお願いするものでございます。

29ページから32ページをごらんください。

第6款農林水産業費、第1項農業費は、463万3,000円の減額です。農業委員会費は、実績見込みに基づく農業委員会委員報酬及び臨時職員賃金の減額と、農業振興費では、町産業振興関係団体活動費補助金及び特産物振興事業費補助金について、実績見込みに基づくそれぞ

れの減額、地域農政総合推進事業費は、実績見込みに基づく地域農業推進員手当及び鳥獣対策農地整備事業費補助金の減額と、茶業推進対策費では、川根茶パンフレットと一煎パックのしおり等の印刷製本費及び茶業振興推進地域マップ作成委託料、特産物振興事業費補助金、農業関係事業費補助金について実績見込みに基づきそれぞれ減額するものです。農業農村整備事業費は、県営中山間地域総合整備事業負担金について、奥大井地区については事業完了による負担金の減額及び中北部地区については県営事業費増加に伴う負担金の増額をお願いするものであります。自然休養村運営費は、実績見込みに基づく耐震補強に伴う委託料及び工事請負費の減額、及び大規模地震対策等総合支援事業費補助金の廃止に伴い設置された、緊急地震対策事業基金の充実に伴う財源更正です。地籍調査事業費は、実績見込みに基づく地籍調査委託料の減額をお願いするものであります。

32ページ、33ページをごらんください。

第2項林業費は、662万7,000円の減額です。林業振興費は、利用間伐実行量増加に伴う林業関係事業費補助金の増額及び、緊急雇用創出事業臨時特例対策事業費補助金の増額に伴う財源更正と、林道費は、林道長尾川線路肩浸食部分の早期復旧のための測量設計委託料の追加と、実績見込みに基づく重機借上料、設計変更に伴う工事請負費、林道智者山線開設事業費負担金の減額と、林道寸又線改良工事に伴う電柱移設に伴う補償金の追加をお願いするものです。

33ページをごらんください。

第7款商工費、第1項商工費は、140万円の減額です。商工業振興費は、実績見込みに基づく売れるものづくり支援事業費補助金の減額と、観光費は、実績見込みに基づくふるさとまつり実行委員会補助金の減額をお願いするものであります。

33、34ページをごらんください。

第8款土木費、第1項土木管理費は、12万円の減額です。土木総務費は、作図システムの保守期間の変更に伴う委託料の減額です。

34ページをごらんください。

第2項道路橋りょう費は、215万6,000円の増額です。道路維持費は、町道瀬沢境川線斜面復旧工事に伴う地質調査委託料及び同工事の測量設計業務委託料の追加と、実績見込みに基づく重機借り上げ料の減額、地区からの要望に伴う側溝蓋購入に係る工事材料費の増額と、道路新設改良費は、町道野志本下村線改良工事費の追加及び町道高郷田野口停車場線舗装工事の工事延長減少に伴う工事請負費の減額をお願いするものであります。

34、35ページをごらんください。

第9款消防費、第1項消防費は、2億6,185万1,000円の減額です。常備消防費は、大規模地震対策等総合支援事業費補助金の廃止に伴い設置された、緊急地震対策事業基金の充実に伴う財源更正です。非常備消防費は、入札差金による減額と大規模地震対策等総合支援事業費補助金の廃止に伴い設置された、緊急地震対策事業基金の充実に伴う財源更正です。消防

施設費は、実績見込みに基づく分筆測量委託料の減額と、詳細設計による第5分団1部詰所設計監理業務委託料の増額と、同消防団詰所移転工事の延期に伴う工事請負費の減額をお願いするものであります。災害対策費は、北部地域のデジタル防災行政無線システム整備事業の延期に伴う施工監理業務委託料、工事請負費、備品購入費の減額をお願いするものです。

36ページをごらんください。

第10款教育費、第1項教育総務費は、421万6,000円の減額です。教育諸費は、入札差金による工事請負費の減額及び実績見込みに基づく私立幼稚園就園奨励費補助金、奨学金貸付金の減額です。通学バス等運営費は、実績見込みに基づく通学バス運行管理業務委託料の減額及び入札差金による通学バス購入費の減額をお願いするものであります。

36、37ページをごらんください。

第2項小学校費は、447万9,000円の減額です。学校管理費は実績見込みに基づく臨時職員の社会保険料、臨時雇賃金、教職員健康診断委託料、空調機保守点検委託料の減額です。教育振興費は、実績見込みに基づく車両借り上げ料、備品購入費、要・準要保護児童就学援助費の減額です。

37、38ページをごらんください。

第3項中学校費は、326万2,000円の減額です。学校管理費は実績見込みに基づく教職員健康診断委託料及び空調機器保守点検業務委託料の減額です。教育振興費は、参加者減による中学生海外英語研修事業委託料の減額及び実績見込みに基づく車両借り上げ料、遠距離通学事業費補助金、要・準要保護生徒就学援助費の減額をお願いするものであります。

38、39ページをごらんください。

第4項社会教育費は、104万3,000円の減額です。社会教育総務費は、入札差金による小学校5年生県外体験学習委託料の減額及び実績額に伴う工事請負費の減額です。生涯学習推進費は、実績見込みに基づく社会教育関係講師謝礼及び生涯学習推進事業補助金の減額です。文化会館運営費は、実績見込みに基づく光熱水費の増額及び庭園管理委託料、舞台照明設備保守点検業務委託料、浄化槽保守点検委託料の減額と、財団法人地域創造に採択された公共ホール現代ダンス活性化支援事業の補助形態の変更に伴う委託料の追加をお願いするものであります。

39、40ページをごらんください。

第5項保健体育費は、128万4,000円の減額です。海洋センター運営費は、実績見込みに基づくプールリニューアルイベント委託料及び重機借り上げ料の減額です。学校給食施設費は、実績見込みに基づく燃料費及び光熱水費の増額と賄材料費の減額をお願いするものであります。

40ページをごらんください。

第12款公債費、第1項公債費は、881万4,000円の減額です。実績見込みによる利子の不用分を減額するものであります。

続きまして、歳入について説明いたします。

一般11ページをごらんください。

第13款国庫支出金、第1項国庫負担金は、1,535万5,000円の減額です。実績見込みに基づく保育所運営費負担金と障がい者自立支援給付費負担金、児童手当国庫負担金の減額補正です。

一般の11ページ、12ページをごらんください。

第2項国庫補助金は、1,063万9,000円の減額です。民生費国庫補助金は、障がい者自立支援給付費補助金の中の地域生活支援事業費補助金の減額と障がい者自立支援給付支払等システム改修に伴う補助金の追加をお願いするものです。教育費国庫補助金は、実績見込みに基づく幼稚園就園奨励費補助金の減額、民生費国庫交付金は、国庫交付金から県補助金への変更に伴う子育て支援交付金の減額、土木費国庫交付金は、町道高郷・田野口停車場線舗装工事及び町道坂京線の舗装補修工事に係る安全・安心な交通確保の交付金の減額及び町道野志本下村線改良工事に伴う道路橋りょう費交付金の追加をお願いするものであります。

12ページをごらんください。

第14款県支出金、第1項県負担金は、686万4,000円の減額です。実績見込みに基づく障がい者自立支援給付費負担金、保育所運営費負担金、児童手当県負担金の減額です。

13ページをごらんください。

第2項県補助金は、1億323万5,000円の増額です。総務費県補助金は、消費者行政活性化基金補助金の追加と、民生費県補助金は、実績見込みに基づくいきいきクラブ活動費補助金に係る在宅福祉事業費補助金の減額、子ども・子育て支援新制度に係る電子システム構築事業等に係る保育対策等促進事業補助金の増額、国庫補助から県補助金に変更になった子育て支援事業費補助金の追加、実績見込みに基づく日常生活用具給付費の減額に伴う地域生活支援事業費補助金の減額をお願いするものであります。商工費県補助金は、緊急雇用創出事業臨時特例対策事業費の決定に伴う補助金の増額と、消防費県補助金は、大規模地震対策等総合支援事業費補助金の廃止に伴う同補助金の減額と、消防費県交付金は、大規模地震対策等総合支援事業費補助金から緊急地震・津波対策交付金に移行されたことに伴う交付金の追加をお願いするものであります。

14ページをごらんください。

第17款繰入金、第2項基金繰入金は、8,096万円の減額です。財政調整基金は、今回の補正による一般財源の調整のための充当の変更により減額させていただくものであります。緊急地震対策事業基金繰入金は、大規模地震対策等総合支援事業費補助金から緊急地震・津波対策交付金に移行されたことに伴う平成25年度分の事業充当のための繰り入れをお願いするものであります。

14、15ページをごらんください。

第19款諸収入、第5項雑入は、684万6,000円の減額です。学校給食費負担金収入は、実績

見込みに基づく学校給食費負担金の減額と、民生費雑入は、実績見込みに基づく配食サービス事業一部負担金、後期高齢者特定健診委託金、放課後児童クラブ利用料、後期高齢者医療人間ドック費用交付金の減額と、後期高齢者医療広域連合負担金前年度返還金は、前年度概算払いしている広域連合負担金の余剰金精算による返還金の増額です。消防費雑入は、市町村振興協会助成金の追加と、第5分団1部詰所建築の延期に伴う消防施設移転補償金の減額をお願いするものであります。教育費雑入は、参加者減少による中学生海外研修参加者負担金の減額と、文化会館事業として、財団法人地域創造に採択された公共ホール現代ダンス活性化支援事業の補助形態の変更に伴う助成金の追加をお願いするものであります。

一般15ページをごらんください。

第20款町債につきましては、事業内容及び事業費精査による過疎対策事業債、公共事業等債、合併特例債の借入額を減額するものであります。

第2表繰越明許費につきましては、一般4ページ、5ページをごらんください。

第3款民生費、第2項児童福祉費、保育対策等促進事業、子ども・子育て支援新制度電子システム構築業務委託は、平成27年度に施行される子ども・子育て支援制度に係る電子システム構築業務になりますが、国から示される内容が確定しておらず、平成25年度内のシステム構築ができないことが見込まれるためでございます。

第6款農林水産業費、第2項林業費、町単独事業、林道長尾川線測量設計業務委託は、当該路線の早期復旧を目指して事業を進めるものでありましたが、測量調査及び工種の選定に不測の日数を要し年度内の完了が見込めなくなったため、森林環境保全整備事業、林業専用道塩野線開設工事は、工事施工用地取得の承諾に対し、地権者が難色を示し、交渉に不測の日数を要し年度内完成が見込めなくなったため、道整備交付金事業、林道塚ノ山線開設工事は、工事に障害となる立木伐採に係る補償交渉に不測の日数を要し年度内完成が見込めなくなったため、道整備交付金事業、林道寸又線改良工事は、工事に障害となる立木伐採に係る補償交渉に不測の日数を要し年度内完成が見込めなくなったため、県単独林道事業、施業道ヒラト線開設工事は、工事発注後、工事施工の支障となる立木伐採について土地所有者が難色を示し、再調整に不測の日数を要し年度内完成が見込めなくなったため、県単独林道事業、林道南赤石線改良工事は、路盤を掘削した結果、不安定な土質を確認したため設計変更が必要となり、契約変更等の手続に不測の日数を要し年度内完成が見込めなくなったため、県単独林道事業、林道富沢線改良工事は、地権者と施工地内の境界の確定に不測の日数を要し年度内完成が見込めなくなったため、県単独林道事業、林道大沢線改良工事は、地権者と施工地内の境界の確定に不測の日数を要し年度内完成が見込めなくなったため、町単独事業、林道蕎麦粒線改良工事は、降雪等により施工箇所までの林道が凍結し、資材の搬入が困難となり年度内完成が見込めなくなったためです。

第8款土木費、第2項道路橋りょう費、町単独道路修繕事業、町道瀬沢境川線斜面復旧工事に伴う地質調査業務委託及び町単独道路修繕事業、町道瀬沢境川線斜面復旧工事に伴う測

量設計業務委託につきましては、当該路線が久野脇地区三津間度及び瀬平区平谷各地区住民の生活道路であることから、早期復旧を目指して事業を進めるものでありますが、調査に不測の日数を要し年度内完成が見込めなくなったため、社会資本整備総合交付金事業、町道路面性状点検業務委託は、当初町内の全路線のうち基幹道路の調査を実施する予定でありましたが、町道において歩道が整備されている区間がわずかであり、歩行者も車両と同時に道路を利用していることから、教育施設、福祉施設周辺の道路を主として調査対象路線として再検討し、その検討に不測の期間を要し年度内完成が見込めなくなったため、町単独道路修繕事業、町道下泉原線舗装修繕工事は、下泉区原地区を起点とする林道下泉本城線開設工事が県営で施工されており、その残土処理のために当該路線を使用し土砂運搬車両の通行により舗装版が傷んだことによる施工であります。残土処理の完了が平成26年2月であったため当該路線舗装修繕の年度内完了が見込めなくなったため、社会資本整備総合交付金事業、町道桑野山細尾線修繕工事は、既存路肩石積の一部が崩落したことによる道路修繕工事ではありますが、地質調査の結果を踏まえ工法の検討及び設計に不測の日数を要し年度内完成が見込めなくなったため、社会資本整備総合交付金事業、町道坂京線舗装修繕工事は、当該路線の東側に位置する坂京地区においてスギやヒノキの植林があり、これらのうち用材としての伐採に適したものが多く存在し、今年度舗装工事のため工事期間中通行規制の対象となる地区と施工時期等について調査しながら計画を進めてまいりましたが、本年度伐採作業が実施されることから予定した迂回路が狭隘かつ曲線が急であることなどを考慮し伐採作業期間中の通行規制が困難となり、地元協議及び伐採作業に不測の日数を要し年度内完成が見込めなくなったため、町単独事業、町道長松線改良工事は、電力会社において当該路線の北側に位置する鉄塔張り替え工事を予定しておりましたが、工程について同社と打ち合わせを行い、町は工事の早期発注により対応してきましたが、同社が工事を開始するまでに必要な路面掘削が完了に至らず、同社との協議により10月から2月下旬まで工事を中断したため年度内の工事完成が見込めなくなったため、道路整備交付金事業、町道野志本下村線改良工事は、施工に伴い発生する振動や騒音に関して隣接する保育園と調整を行ってきましたが、その調整や対策を講じるための検討に不測の日数を要し年度内完成が見込めないため、社会資本整備総合交付金事業、中徳橋下部工橋りょう修繕設計業務委託は、今後同橋りょうで耐震補強を計画していることから今後どのように修繕と耐震補強を進めていくかの耐震補強計画策定が必要となり、その作業に不測の日数を要し年度内の完了が見込めなくなったため、社会資本整備総合交付金事業、梅地1号橋、梅地2号橋橋りょう修繕工事は、当該橋りょうより北側にスギやヒノキの植林があり、これらのうち伐採に適したものが多く存在し、橋りょう修繕時には通行規制を実施する必要があるため通行規制の地区と施工時期等について調整しながら計画を進めてまいりましたが、本年度伐採作業が実施されることとなりましたが、迂回路がないことから伐採期間中の通行規制が困難となり、これらの地元協議及び伐採作業に不測の日数を要し年度内完成が見込めなくなったためです。

第9款消防費、第1項消防費、町単独事業、第5分団1部詰所設計監理業務は、国道362号元藤川地内拡幅工事の進捗に合わせて施工を予定しておりましたが、県工事の遅れに伴い年度内完了が見込めなくなったため、町単独事業、デジタル防災行政無線システム整備機器購入及び町単独事業、デジタル防災行政無線システム整備機器購入施工監理業務委託につきましては、請負業者が設置計画箇所の無線装置の種類を携帯型から半固定型に変更した想定で机上にて回線検討を行ったところ、総合評価バツが5カ所、三角が7カ所という結果となったため、今後の運用に支障のないよう適正な無線配置を行うため電波伝搬調査を実施し、無線装置の種類確定に不測の日数を要し、機器購入の年度内完了が見込めなくなったため施工監理業務も合わせて繰り越しをお願いするものであります。

第3表債務負担行為補正につきましては、6ページをごらんください。

平成26年度市町自主運行バス事業費補助事業、町営バス南部路線運行管理業務委託について、限度額を1,810万円にするよう追加をお願いし、平成26年度市町自主運行バス事業費補助事業、デマンドタクシー運行管理業務委託について、限度額を1,920万円にするよう追加をお願いし、土木施工管理システム導入及び保守業務について、限度額を65万円にするよう追加をお願いするものであります。また、変更事項として、住民基本台帳ネットワーク機器賃貸借契約について、限度額を620万円増額し、1,900万円とするようお願いするものでございます。

第4表地方債補正につきましては、一般7ページをごらんください。

過疎対策事業において事業費の精査により、起債限度額を3,330万円減額の1億4,020万円に、公共事業等事業において事業費の精査により、起債限度額を850万円減額の2,510万円に、合併特例事業において事業費の精査により、起債限度額を2億3,740万円減額の1億100万円とするよう補正をお願いするものです。

大変長い説明でございましたけれども、よろしく御審議のほど、御採択賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中田隆幸君） 非常に長い説明をありがとうございました。

ここで休憩をしたいと思います。

1時から本会議を再開しますので、それまで休憩をしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

休憩 午後 零時08分

再開 午後 1時00分

○議長（中田隆幸君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

まず最初に、通告に従って順次やっていきます。

18ページ、歳出のほうになりますけれども、2款2項2目広報公聴費、13節委託料で、広報誌編集サポート委託料150万円の減額について、当初予算で267万6,000円をとってあったのですけれども、半分以上の、50%以上の減額になる理由を求めます。全協では期間の変更に伴い減額という説明だったのですけれども、それだけではちょっとわからないのできちんと説明を求めます。

それから、19ページの2款2項3目です。まちづくり事業費の19節癒しの里づくり事業交付金150万円の減額についてですけれども、当初予算700万円でその執行箇所と未執行箇所、予定している箇所など積算根拠を含めてお聞きいたします。

それから、通告した21ページの3-1-2は、事前の調査でわかりましたので、これは省略します。

次に、22ページの3-1-3老人福祉費の13節委託料、細節4在宅高齢者配食サービス事業委託料1,175万5,000円の減額の積算根拠について説明を求めます。当初予算で1,983万8,000円あげてありまして、全員が週4回利用を見込んだもので予算を多く計上したことが大きな減額の原因だという説明がありました。また、利用者の減もあるが、必要な人には行き届いているとの説明がありましたけれども、資料によると利用者は現在61名で平成24年11月の制度を変えようというときの利用者は89人でしたから、28人も減っていることになっています。減った理由をどう考えるかを伺います。

それから、24ページの3款2項3目子育て支援対策費、13節放課後児童クラブ業務委託料について、当初予算で701万9,000円の計上を今回221万9,000円減額するものですが、利用児童数が中央小は10人に対して南部小が二人、第一小ではゼロ人ということで、実施している場所である中央小の生徒以外は利用が少なくなっています。第一小などの父母からの意見や要望があるのか。あったら、どういう要望があるのかについてお聞きいたします。

それから、27ページの4-1-5地域医療推進費、18節備品購入費1,593万4,000円の減額ですが、本川根、上長尾診療所への電子カルテ導入を中止したということですが、気になるのはこういう導入の働きかけを患者もたくさん抱えている、自分のところで事務員も雇って運営をしておられる本当に大変な御苦勞をされている先生、お医者さん方に進めることが負担感にならないのかということが気になります。直接お医者さんから聞いたわけではありませんので推測の域を出ないのですけれども、中止になったということで先生方の御意見がもし入っているようでしたらお聞きしたいと思います。

それから、29ページの6-1-1、7節臨時雇賃金54万9,000円、これは皆減になっています。理由は何かお聞きします。

それから、同目の農業振興費、19節特産物振興事業費補助金136万円の減額は、当初予算

で433万4,000円の計上に対して3分の1以上の減額なんですけれども、これも減額の理由を求めます。

それから、同ページの4目8節地域農業推進員手当が20万1,000円減額になっています。当初予算で39万円計上ということで、これも半分以上を超える減額になっています。この理由を求めます。

それから、5目茶業推進対策費、11節印刷製本費42万円の減額、これは皆減になっています。この理由を求めます。

それから、31ページの6款5目、同じ目です。茶業推進対策費のところの13節委託料、茶業推進地域マップ作成委託料が67万7,000円減額ということで、当初予算で197万7,000円計上していますけれども、減額の理由とどんな内容で、どのように今後活用するのか、その使い方をお聞きいたします。

それから、19節特産物振興事業費補助金96万9,000円の減額があがっているのですけれども、農業関係事業費補助金も68万2,000円の減額など、本当にこの農業費は茶業関係のところ非常に減額が続いて気になるのですけれども、この19節特産物振興事業費の減額と、農業関係事業費補助金の減額も理由と実績をお聞きします。このように茶業振興に関する一連の減額を今ずっと述べたんですけれども、お茶は我が町の基幹産業であり、そういうことに対してこのような実績に対する減額がどんどん続いているということをどのように考えるのか、答弁を求めます。

それから、34ページの8-2-1の道路維持費、13節委託料のところ、長期間、通行どめのままだった境川線の測量設計業務委託料1,045万円が出てきたわけなんですけれども、この線は開設以来、崩落が工事をやると数カ月後には落ちてしまう、そういうことが繰り返されてきて、本当にこの工法がこういう方法でよかったのかどうか、その費用対効果が問われる箇所だと思います。課長が変わるたびに修繕工事がされてきているわけなんですけれども、開設からこれまでの工事経過及び費用の報告を求めます。

それから、35ページの9-1-3の15節工事請負費で2,415万円の減額について、この内訳は藤川詰所の移転工事の当初予算が2,789万7,000円で、これを延期するということで減額するものなんですけれども、これを引くと374万7,000円残るわけなんですけれども、今年度の予算で計上されてそのまま残っているのですけれども、何をやる予算なのか、残してあるのか。それから、もう時期が今年度はありませんので、この374万7,000円について繰越明許にしないでよいのかどうかの説明を求めます。

それから、35ページの9-1-4の災害対策費、15節工事請負費が2億1,541万円の減額になっています。また18節備品購入費では1,525万8,000円の減額になっています。当初予算での計画がどこまで進んで、どのような変更になるのか、今後の予定も含めて説明を求めます。

それから最後に、37ページ、38ページで小学校、中学校の20節扶助費のところ、どちら

も当初予算より半減の減額補正が出ているのですけれども、予算で見込んだ人数に対して実績はどうだったのか。また、通告してありますのでわかると思うのですけれども、当町の受給率が県の平均と比べてどうなのか、その点についてお聞きいたします。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（中田隆幸君） 順番に答弁をお願いいたします。

企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） それでは、ただいまの質問にお答えいたします。

最初に、広報公聴費、広報誌編集サポート委託料150万円の減額ですけれども、この広報誌編集サポート業務は、印刷業者による編集の委託とサポーターの派遣の二つに分けられておりました。当初は12カ月間委託をする予定でいましたが、広報誌の編集機器の更新にあわせ切り替えとなる9月からの7カ月間、号数でいきますと10月号からの編集の委託となったことが減額の理由となります。当初は4月からの実施を計画していましたが、旧編集機器では対応できる事業者が限定されることから9月からの実施となったものです。また、4月の人事異動により、広報誌担当を含む職員数が1名増員となったことも大きな要因となりました。編集サポーターについても、同様に職員が増員したことにより東京での実務研修に職員を派遣することができました。複数人数体制での編集体制がとれたことによりまして、サポーターの派遣による指導を受けなくても済みました。減額の金額につきましては、入札結果による月額委託金額の減少と編集委託期間の5月分の減収及び編集サポーターの派遣を全額減額することができました。それらによりまして150万円の減額の補正となりました。

続きまして、まちづくり事業費、癒しの里づくり事業費の交付金について御説明いたします。

癒しの里づくり事業は、交付要綱でいきますと基本的に町長が公募をしまして、その公募によりまして町のほうで審査をし交付金を交付する制度となっております。当初700万円ですけれども、予算では事業実施の事業費100万円を4カ所、計画策定で50万円を4カ所の想定を町のほうでしておりました。実施につきましては、水川区、梅高区、地名地区、徳山地区、桑野山区、千頭東区、小長井地区、崎平それと千頭西・千頭東・寺馬・沢間区連合組織としての事業実施が9件ございまして、そちらのほうの事業実施で実績が出ていないところもありますけれども、522万円ほどの支出を予定しております。また、計画策定等もありましたので、それらを差し引きますと178万円ほどが残りますけれども、これから計画策定費が今回20万円出ることも可能性を残した上で150万円を減額補正したものであります。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 福祉課長、前田修児君。

○福祉課長（前田修児君） それでは続きまして、老人福祉費のほうの先に在宅高齢者配食サービス事業委託料について御説明させていただきます。

まず、このサービスの金額につきましては、当初予算では最大利用者を115人と見込みま

して、全員が全ての配食サービスを利用したと想定して算出をしております。計算式につきましては、115人掛ける年間の205食掛ける1食800円ということで1,886万円になります。これに事務費として2%、37万7,200円を加えまして、さらに遠隔地加算等の額、これが60万円ですけれども、これに加えて総計1,983万7,200円で、予算的には1,983万8,000円となります。

今回の補正につきましては、4月から12月までの実績を見まして4月から12月までの配食の実績数6,784食、これに最大利用月が871食あったものですから、その3カ月分2,613食を足しまして全部で9,397食となります。この数値をもとに年間の総配食数を丸めて9,400食ということで見込みました。これに800円を掛けまして事務費の2%を加えると767万400円となります。さらにこれの遠隔地加算等の額の4月から12月までの実績額が28万9,400円で、これも最大利用月が4万1,000円でありましたので、これを3カ月分12万3,000円を加えますと総額で808万2,800円で、丸めますと808万3,000円という額になります。結果、当初予算の1,983万8,000円から実績見込み額の808万3,000円を差し引きまして1,175万5,000円の減額となったものであります。

次に、利用者の減についてでありますけれども、平成24年11月に利用されておりました89人の方のうち今年1月までに亡くなられた方がお二人、それから施設等に入所された方が5人、それから自力で食事をつくることができるということでサービスをやめられた方が18人、介護保険のホームヘルプサービスにより対応されている方がお一人、身内の方が戻ってこられた方、これは息子さんですけれども、これがお一人ということで、合計で27人がやめられたということになります。この結果、単純には1月末現在に89人が62人になるわけですけれども、配食サービスを利用される方は常に入れ替わりがありますので、複雑な利用者の数の変動となっております。ちなみに、平成25年度から新制度開始後の人数変動につきましては、この25年4月から1月までにおいて新規利用者の総数が26名、利用をやめられた方が24人となっております、ほぼ同数というような形になっております。

なお、自力で食事をつくるということでサービスをやめられた方につきましても、ほかの配食サービスを受けている方、あるいはいろんなサービスが必要とされる方と同様に、配食サービスをやめられた後につきましても、地域包括支援センターの職員を中心に定期的に訪問をその方のところに重ねておりますので、必要な支援は当然続けさせていただいているということであります。

次に、子育て支援対策費の放課後児童クラブ業務委託料の件でありますけれども、まず各小学校に対しましては、放課後児童クラブの内容につきまして新入学生の入学前の就学時健康診断、これは10月から11月に開催されておりますけれども、ここにおきまして保護者の方々に御説明をさせていただいているほか、在校生には新年度当初に学校を通じて資料を配布させていただいて、事業の御案内をさせていただいているところであります。福祉課といたしましては、これらの対応の中で保護者の方々にはこの事業について御理解をいただき、

参加についての御判断をさせていただいているものと考えております。御指摘をいただきました中川根第一小学校におきましては、2年ほど前まで利用者がおりましたけれども、現在の利用者はなしという状況であります。

第一小、南部小の保護者の方から直接的な要望等は伺っておりませんが、実際に利用されている方から平成26年度から6年生までの事業拡大というのを期待されているという方もいらっしゃることを学校のほうから伺っております。ただ、要望はないといえども、地元の小学校においてこの事業が実施されていないということが影響しているということは当然考えられますので、教育委員会とも協議を行いまして実情を見ながら実施場所等の検討をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 生活健康課長、伊藤千佳子君。

○生活健康課長（伊藤千佳子君） 一般会計、4款地域医療推進費、18節備品購入費の減額のうち1,113万円は、本川根診療所、上長尾診療所への電子カルテ導入に中止に伴う減額です。電子カルテ導入の働きかけは、診療所の先生方の負担感をもたらせていないかという御質問をいただきました。

電子カルテですけれども、メリットも大変多くありまして、厚生労働省が今から12年前に策定した保健医療分野の情報化に向けてのグランドデザインにおいても、2006年度までに全国の全診療所の6割以上に電子カルテシステムの普及を図ることが目標としてあげられていました。しかし、現状はやはりなかなかそこまで進捗していない状況が全国にもあります。平成24年度にいやしの里診療所へ電子カルテが導入されて、専門科目の遠隔診療支援も可能となりました。

町内において公設公営でありますいやしの里診療所だけの充実を図っていくのではなく、川根本町全体の地域医療の推進、向上を考えることが住民の医療や健康を守り、将来の先生方の御負担も軽減できるのではないかと考え、平成23年度に町内全員の開業医の先生方に電子カルテについて御説明させていただく機会が数回もたれております。メリットも理解するけれども、軌道にのるまでは入力するために一時的に事務量が増えるのではないだろうか、初期経費は町でもってもその後の維持管理費用がかかるのではというような率直な疑問・御意見も出されました。町は強引な流れにならないように先生方の御意見・御意志を尊重させていただきながら進めていき、平成24年度に本川根診療所、上長尾診療所の二人の先生から電子カルテ導入についての御意見を確認させていただきました。

平成25年度当初予算で1,113万円の予算をいただき、導入に向けて具体的に業者によるお二人の先生方へのプレゼンテーションや説明の機会がもたれてきました。これは昨年12月まで進められてきました。しかし、将来的には事務量の軽減にもつながるものでメリットも多くあると理解するが、今の従業員数や自分の診療時間と照合して入力する手間暇等を考慮すると、今の導入は無理であるという結論をいただくことになりました。平成23年度から先

生方の御意志を確認させていただきながら進めてきたものです。ここにきてお二人の先生に無理強いをさせて導入を迫るのであれば、大きな御負担をかけてしまうこととなりますけれども、今までの先生方の御質問には丁寧にお答えしながら、先生方のお気持ちは常に尊重して対応させていただいてきたつもりです。大きな予算を議決いただきながらも執行につながらなかったことで、担当課としても申し訳なく思います。

○議長（中田隆幸君） 産業課長、鳥本宗幸君。

○産業課長（鳥本宗幸君） 6款1項農業費の補正予算への御質問にお答えいたします。

1目農業委員会費、7節臨時雇賃金皆減の理由は何かという御質問でありますけれども、当初予算では耕作放棄地実態調査のための臨時雇賃金を3カ月分計上させていただきましたが、農業委員、農業支援員、農業室職員が現地調査を行ったため不用となり減額となったものであります。

2点目、3目農業振興費、19節特産物振興事業費補助金の減額の理由は何かという御質問であります。特産物振興事業費補助金は自力作業場新設事業費補助金、柚子等栽培園造成事業費補助金、特産物振興調査研究事業費補助金の三つのメニューで、当初予算は433万4,000円でした。今回の減額は136万円となります。その理由であります。当初は特産物振興調査研究事業に4件200万円の予算でありましたが、執行見込みが2件73万2,000円となり、126万8,000円の減額となりました。また、柚子等栽培園造成事業費補助金が当初予算93万円に対し、執行見込み額が83万8,000円となり9万2,000円の減額、合わせて136万円の減額となったものであります。

続きまして、4目地域農政総合推進事業費、8節地域農業推進員手当の減額の理由は何かという御質問であります。地域農業推進員手当の減額理由は、当初2回の会議開催を予定しておりましたが、耕作放棄地実態調査を農業室職員、農業支援員、農業委員で取りかかったため、耕作放棄地実地調査説明のための会議が1回不要となり、会議1回分の経費のみの執行となり、報酬を20万1,000円減額したものであります。

5目茶業推進対策費、11節印刷製本費の皆減の理由はの御質問であります。当初予算では一煎パックのしおりと川根茶パンフレット印刷費を年度途中での不足に備え、当初予算計上いたしました。予想より在庫の減少が少なく、現在、一煎パックしおり4,800部、川根茶パンフレット6,000部が在庫としてあり、皆減をしたものであります。

同じく13節委託料の減額の理由と、どんな内容で、どのように活用するのかの御質問でございます。茶業振興推進地域マップ作成委託料の減額は、推進地域マップ作成委託料が当初予算197万7,000円でありましたが、この委託については地図データ作成のみの委託とし、マップの印刷は役場での対応としたため、67万7,000円の減額となりました。マップの内容は、各地区で茶園としてこれからも維持管理していくことが重要であると思われる茶園を地図に示し、各地区で耕作放棄地の防止や農地流動化の推進のために活用していただくために作成したものであります。

19節補助金の減額の理由と実績を問うとの御質問ですが、特産物振興事業費補助金96万9,000円の減額は、茶園開墾改植事業費補助金の執行見込みが19件132 a で、補助金額218万7,000円と見込まれ、当初予算315万6,000円に対し96万9,000円の減額となりました。農業関係事業費補助金68万2,000円の減額は、執行見込み額が荒茶加工施設整備事業費補助金1件100万円、高品質茶生産管理費導入補助金3件178万円となり、合わせて278万円の執行見込みとなり、当初予算346万2,000円に対し68万2,000円の減額となりました。

一連の農業振興関係の減額をどのように考えるかという御質問であります。茶業振興のための特産物振興事業費等の補助金については、要望調査に加え例年の実績等を踏まえ予算計上させていただいておりますが、今後はより慎重な予算編成に努めてまいりたいと思っております。また、会議の開催や需用費等についても執行残ができるだけ生じないように計画的な執行に努めたいと思っております。本年度は4月12、13日の両日に凍霜害を受けましたが、茶農家の生産意欲向上のため議会の同意をいただき、茶災害対策資金の利子補給や肥料・農薬代支援を行わせていただきました。農家の方からも感謝の言葉をいただいております。茶業振興のための補助金等についても、これまで以上に農家の方に対し制度の周知を図っていきたくて考えております。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 建設課長、澤本勝美君。

○建設課長（澤本勝美君） 8款2項1目道路維持費、町道瀬沢境川線開設からこれまでの工事経過及び経費についてでございますが、平成18年度新山村振興等農林漁業特別対策事業国庫補助により開設工事に着手しました。請負金額が2,901万2,550円。同じく18年度町単独事業によりまして法面保護工事を行っております。金額としまして591万8,850円。平成19年度同じ新山村振興等農林漁業特別対策事業で開設工事を行っております。金額が1,884万7,500円。平成20年度同じく新山村振興等農林漁業特別対策事業で開設工事を行っております。請負金額が4,002万6,000円でございます。同じく新山村振興等農林漁業特別対策事業において境川線の舗装工事を行いました。金額が974万4,000円でございます。平成21年度地域活性化経済危機対策臨時交付金事業で改良工事を行っております。288万7,500円でございます。平成18年開設工事から6回工事を行っておりまして、請負金額の合計額は1億643万6,400円でございます。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 総務課長、筒井佳仙君。

○総務課長（筒井佳仙君） 次に、9款1項3目、元藤川の消防の詰所移転事業に係る御質問ですけれども、当初予算では2,789万8,000円でありました。内訳としましては、13節委託料、設計管理委託料ですけれども285万円、15節工事請負費は解体と新築の二つの工事を予定しております。2,415万円、17節財産購入費が79万5,000円、22節補償金が10万3,000円でありました。13節委託料につきましては、繰越明許で対応したいと考えております。15節工事請

負費につきましては、平成25年度は取りやめて26年度に再度予算計上を予定しております。17節と22節につきましては、年度内に終了する予定であります。

次に、9款1項4目15節工事請負費の2億1,541万円につきましては、二つの減額の理由があります。一つにつきましては、12月の議会でユリクボ中継所の太陽光発電装置の電源装置が故障したということで修理のために550万円を補正対応していただきましたけれども、必要最小限の修理にとどめたということで100万円の不用額が出たものです。もう一つの2億1,441万円につきましては、今年度予定しておりました桑野山の携帯電話の基地局の鉄塔を使用して整備する予定でありました北部地区のデジタル防災行政無線システム工事につきまして、接岨地区と寸又峡地区が不感遅滞、電波が入らないという状況があったため、不感地帯をできるだけ少なくしようということで、新たに中継基地局の場所を検討したいということで、9月補正で電波伝搬調査の経費を補正で対応していただいて現在調査中であります。このため今年度の事業実施を取りやめるための減額補正であります。

あと、これからの見込みということですが、南部地区の白羽山の関係は基地局は終わりますので、その無線機器の購入が電波伝搬調査で遅れておりましたので、繰り越しで対応したいと思います。あと、北部地区につきましては、平成26年度でもう一度、今年度の電波調査に基づき詳細設計をし、27年度に本体工事に入りたいと考えております。

○議長（中田隆幸君） 教育総務課長、藤森敦君。

○教育総務課長（藤森 敦君） 教育費、小学校費・中学校費扶助費の減額ですが、いずれも就学援助費の減額であります。当初予算との比較でありますけれども、小学校費では認定見込みを15人で見込みましたけれども、認定者は9名だということです。中学校費では当初予算の見込みでは10名、認定者5人ということになります。

それから、受給率の県対比ということですが、小学校児童、中学校生徒の全体になりますけれども、県平均での受給率は6.23%、川根本町では3.85%となっています。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 再質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） いろいろ各課で頑張っておられるということが、今いろんな質問で疑問が解消された部分がたくさんあるのですけれども、19節のこれら茶業振興に関する一連の減額をどのように考えますかという質問に対して、より慎重な予算編成に努めるという回答があったところがとても気になりました。残さないように予算を減らせということではなくて、予算を大いに組んでいただいて、大いにそれを執行して川根本町の茶業振興、茶業を頑張ろうとしている人たち、また倒れそうになっている人たちを支援していけるように支援していくのが、行政の務めではないかと思うんです。

町長はこの間、各地区の町政懇談会の冒頭の御挨拶で、茶業の応援をこれまでは茶業者全体の底上げをしてきたけれども、どうもそれは効果において非常に効果がないように感じていると。そうではなくて、これからは篤農家に特化した支援をしていきたいんだと。もうあ

きらめている人や迷っている人たちは転作農業を支援していきたいとずっと言い続けてこられたわけですがけれども、私は、川根本町の茶業というのは面積が狭いし、大規模化ももちろんやれることがあれば、それはいいのかもしれないのですけれども、それぞれの家庭の人たちが自分の親、おじいちゃんからもらった茶畑を一生懸命に自分の働いた残りの時間でお茶をつくっていた。本来であったら、それぞれ特徴のあるお茶をつくっていたのが、協同工場化されていってだんだん特色がなくなってきた、茶価は一挙に農協にいつてしまつて買いたたかれているというか、農協さんが買いたたいているとは思いませんけれども、要するに大規模な茶商さんから買いたたかれていく。そういう状態が続いて茶業ができなくなった。また、もう一つはお茶をやっていた人たちが合間には、お茶の農閑期には土建屋さんに勤めたり、いろいろそれぞれに仕事を持っていらして、その間にお茶をつくっていた。それでも、一生懸命に誇りを持ってお茶をやっていた人たちが高齢化してきたということもあるから、町長の御挨拶の中でもある一面では必要なのかもしれませんが、一生懸命に頑張っている人に町も最大限応援するということがいいと思いますけれども、でもやっぱり悩んでいる人たち、迷っている人たちをなるべくお茶をやめないようにしていつてもらおうという働きかけも、私は絶対に必要だと思うんです。

そういう中で、ずっと産業課のお茶のことに對して不用というか、減額の補正がざつと出ているということでは何を言いたいかというと、そういう支援をする人たち、農業委員の人たち、耕作放棄地を調査したり指導をしていつたりする人たち、そういう人たちに対して私は例えば農業委員は委員会に出席しなければ、その1万円の報酬を支払わない。今、説明を聞いただけでも減額の理由は農業委員と町の職員の人たちが調査をしたから回数を減らしましたというのが幾つかありましたよね。そういうふうに委員会に出るとき以外にも、農業委員の人は一生懸命にお茶のことでやっらっしゃるし、もっと誇りと生きがいを持って地域のお茶を守っていくというのを進めていくためにも、私は農業委員の人たちをもっときちんと大切に扱うべきだと思うんです。出席したときだけではなくて、農業委員としての報酬、日ごろの活動もきちんと評価をしていくということで、ぜひ農業委員の待遇改善をこれまでずっと言っているのですけれども、検討していただきたいなど。

それと、こういう予算については、課長が言われたように、予算編成の仕方を慎重にしていくように、数字を減らしていくよというふうに聞こえたもので、そこところは確認をしたいのですけれども、多分そういうことではないと思うんですけれども、最後には振興に努めますと言われるから多分そっちに重きを置いてほしいなど期待を込めて再質問をさせていただきます。そこところの答えを一番強く求めますので、その点でよろしく願ひいたします。

○議長（中田隆幸君） 産業課長、鳥本宗幸君。

○産業課長（鳥本宗幸君） 鈴木議員の御質問にお答えいたします。

議員がおっしゃりましたように、より慎重な予算編成に努めますと私は答弁いたしました。

けれども、決して後ろ向きな考えでの慎重な考えでは全くございません。答弁でもお答えさせていただきましたけれども、当初予算の編成については農家の方から要望等を聞いて、それに産業課としての考えを加味して予算編成をさせていただいておりますけれども、やはりその農家からの要望を聞く段階でより具体的な、実施できるようなところから取り組んでいきたい。それは町長の思いとも同じだと思うのですけれども、農業に対して意欲を持っておられる篤農家の方、そういう方からできれば拾って支援をしていきたいという思いがありますので、決して後ろ向きの慎重という言葉ではありませんので、そこは御理解いただきたいと思います。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 農業関係の委員会は非常に重要だと思っております。それで、もう一つ言わせていただくなれば、農業関係者だけではなく異業種の方も入ったような組織も展開すべきだと思っております。それは、生産はもうある程度のレベルにきていると。しかし、販路拡大が非常にへただという思いがあるものですから、こういう予算は本来は増額補正をするくらいの感じでやってもいいのではないかと感想的には思います。

しかし、私が組んだ予算ではないものですから申し訳ないのですが、そのような中でやはり委員会もしっかりしたものを立ち上げて対応する。販路まで含めたものをやる必要がある。それには当然ながら転換作物も関係するということで、狭い農地を有効利用しなければいけない、狭い茶園ばかりではいけないという思いがあるものですから、そのようなことを具体的に進めていきたいと思っております。

○議長（中田隆幸君） 再質疑はありませんか。

○10番（鈴木多津枝君） ありません。

○議長（中田隆幸君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第14号、平成25年度川根本町一般会計補正予算（第5号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中田隆幸君） 起立全員です。

したがって、議案第14号、平成25年度川根本町一般会計補正予算（第5号）は、原案のと

おり可決されました。



◎日程第17 議案第15号 平成25年度川根本町国民健康保険事業
特別会計補正予算（第3号）

○議長（中田隆幸君） 日程第17、議案第15号、平成25年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第15号、平成25年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の概要について説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,743万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億3,450万円としたいものです。これは主に実績見込みに基づき、一般被保険者療養給付費及び退職被保険者等の療養給付費の増額をお願いするものであります。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

国保7ページをごらんください。

第1款総務費、第1項総務管理費は、9万2,000円の増額です。これは前期高齢者の負担割合変更に伴う高齢受給者証再交付に係る事務経費の増額で、国からの交付金があります。

第4項趣旨普及費は1万2,000円の増額です。これも前期高齢者の負担割合変更に係る事務経費です。

国保7ページ、8ページをごらんください。

第2款保険給付費、第1項療養諸費は、2,784万6,000円の増額です。これは第1目一般被保険者療養給付費、第2目退職被保険者等療養給付費、第3目一般被保険者療養費、第4目退職被保険者等療養費について、実績見込みに基づく増額をお願いするものであります。

9ページをごらんください。

第2項高額療養費は、52万円の減額です。第1目一般被保険者高額療養費は、実績見込みに基づく増額、第2目退職被保険者等高額療養費は、実績見込みに基づく減額です。第3目一般被保険者高額介護合算医療費は、療養給付費等負担金の補正による財源更正です。

9ページをごらんください。

第3款後期高齢者支援金、第1項後期高齢者支援金は、財政調整交付金、都道府県調整交付金、基金繰入金等の補正による財源更正です。

10ページをごらんください。

第6款介護納付金、第1項介護納付金は、財政調整交付金、都道府県調整交付金、基金繰入金等の補正による財源更正です。

続きまして、歳入について説明させていただきました。

5ページをごらんください。

第3款国庫支出金、第1項国庫負担金は、568万5,000円の増額です。これは療養給付費の実績見込みに基づく増額に伴う補正です。

第2項国庫補助金は、394万6,000円の減額です。これは後期高齢者支援金及び介護保険分の実績見込みに基づく減額です。3目高齢者医療制度円滑運営事業費補助金は、前期高齢者の負担割合変更による高齢受給者証再交付に係る事務経費の増額に伴う補助金の追加です。

6ページをごらんください。

第4款療養交付金、第1項療養給付費交付金は、956万円の増額です。これは退職被保険者等療養給付費の実績見込みに基づく交付金の増額です。

6ページをごらんください。

第6款県支出金、第2項県交付金は、464万7,000円の減額です。実績見込みに基づく、一般被保険者分、後期高齢者支援金分、介護保険分の減額に伴う都道府県調整交付金の減額です。

6ページをごらんください。

第9款繰入金、第2項基金繰入金は、2,077万8,000円の増額です。これは実績見込みに基づく一般被保険者分、後期高齢者支援金分、介護保険分の基金繰入金の増額でございます。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中田隆幸君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

通告しましたので、それに従って質疑をします。

1点目は、9ページの3-1-1後期高齢者支援金の財源更正についてですけれども、国支援金分で396万4,000円の減額、県の調整交付金支援分で128万4,000円の減額ということで、交付見込み額が過大だったための減額で、減額する足りない分を支払い準備基金524万8,000円で穴埋めするという財源更正になっています。この後期高齢者支援金の積算根拠について、積算の方法がどういうふうになってこういう減額が生じたのかという説明を求めます。

それから2点目は、療養給付費の増加が今回の補正の大半を占めているわけですが、資料で見ても平成25年度見込み額は前年度と比べて一般で7,700万円増額しており、退職のほうでも2,600万円療養給付費が増えています。その中で気になるのは、入院1件当たりの費用額が一般が2.48%増額、金額は書いていないのですが、退職で3.56%増額ということで、1件当たりの費用額が大きく増えているということでは重症化、あるいは長期化が考えられるわけですが、そういうことなのか、そうではないのかについて説明を求めます。

それから、通告していない質問をもう一つ追加します。

支払い準備基金が、今回の補正で今年度25年度に5,168万4,000円取り崩すこととなります。非常に大きなお金を支払い準備基金で取り壊して税を据え置くということで、前町長が本当に負担は限界だということを認めるということで、担当課の人たちと相談してこのような計らいをしてくださったわけですが、住民負担の回避をしたということですが、このように支払い準備基金だけで医療費の足りない部分を充てていると、もう基金がすぐに底をつくから、一般会計からのその他法定外繰り入れですね、県内でももうやっていない自治体は数自治体しかない、五、六カ所しかないといわれていますので、ぜひこういう状況を見て所得水準も低いし、高齢化率も高いし、もちろん担当課は予防あるいはいろいろな指導に本当に努めてくださっていて、一人一人名前を言えばすぐに顔がわかるほどの対応をしてくださっているわけですが、それでもやっぱり医療費が上がっていくというのは、これは元気なお年寄りもたくさんおられますけれども、仕方がないだろうなど。それと、お年寄りの人たちも非常に頑張って努力して元気を保っておられるという中でも、仕方がないだろうなどと思います。

ぜひそういう中で、お年寄りの人たちも元気を持ち続けるためにも、安心してお医者さんにかかれる、早め早めの診療が得られて重症化、長期化しないようにしていただくためにも、ぜひ国保税の値上げというショックを住民の人たちに与えてほしくない、それが私の本当に痛切な願いです。そのために一般会計からのその他の繰り入れも制度として何かの部分で、こういうところは例えば介護納付金とか後期高齢者納付金とか支援金とか、そういうものが足りないところに充てますよとか、何か一つのルールをつくって値上げが回避できるようにしていただきたいと思うのですけれども、その点について回答をお願いいたします。

○議長（中田隆幸君） 生活健康課長、伊藤千佳子君。

○生活健康課長（伊藤千佳子君） ただいま鈴木議員より調整交付金の減額する分を支払い準備基金で充てる財源構成の積算根拠はどのようなものかについて、まず御質問をいただきました。

調整交付金につきましては、交付の目的が産業の構造や住民の所得、世帯構成などから起因する市町村間の財政力の不均衡を調整するため、保険者が負担すべき保険給付費や後期高齢者支援金などの調整対象となる需用額から、各市町村間の財政格差を測定するため、一定の基準により算出した保険税額である調整対象となる収入額を控除した不足分が、調整交付金として各市町に交付される仕組みとなっております。

調整交付金の算定に当たりましては、当初予算などでは過去の交付金の交付状況などを考慮し、交付率と調整率等を用いて算定していますが、後期高齢者支援金分については国庫支出金分で、後期高齢者支援金から療養給付費交付金を除いた額の9%で見込んでいたところです。平成24年度12月診療分から25年度11月診療分までの実績額から一定の基準により算定した25年度の調整交付金の変更申請額が後期高齢者支援金から療養給付費交付金を除いた額の約5.26%となる見込みであります。

また、県支出金では後期高齢者支援金から療養給付費交付金を除いた額の約7.2%で予算額を見込んだところですが、特別調整交付金との配分調整などにより後期高齢者支援金から療養給付費交付金を除いた額の約6%となっております。

いずれも平成25年度の交付金の算定過程における交付見込み額から、3月補正予算において減額補正させていただきたく、今後、変更申請に基づき算定される交付件数によっては、現在見込んでいる調整交付金の交付額にも変更が出てくる可能性もありますので、今後も交付金の算定状況を的確に把握しながら調整交付金の減額分の財源としている支払い準備基金の取り崩しについては、慎重に対応していく予定であります。

もう一つ、療養給付費の増加が今回の補正の大半を占めているけれども、入院1件当たりで一般が2.48%の増、退職者医療で3.56%の増となっているが、重症化、長期化している傾向はないかという御質問をいただきました。療養給付費の増加により重症化や長期化が懸念されるということについてですけれども、一般被保険者の傾向として入院にかかる1件当たりの費用が、平成25年度は前年度と比較して先ほど出ましたとおり2.49%の増加、退職被保険者分については3.56%増加という傾向にあります。

長期化という点についてですけれども、入院レセプト1件当たりの日数で比較してみますと、平成24年度は11月診療分時点で入院レセプト1件当たりの日数は15.98日、25年度の11月診療分時点では15.88日で、入院レセプト1件当たりの日数で比較すると大きな変化は出ておりませんでした。ただ、24年度と25年度の入院1件当たりの費用額が増加している点につきましては、前年と比較して高額な医療費につながる高度な医療による治療を必要として入院されているケースが若干あるのではないかという傾向も伺えます。この疾病の種類などによっては長期化を心配するケースもあります。腎機能低下による人工透析患者さんは、新規に導入される方もありますが、町全体で見ても大きく増加している傾向は現時点で認めておりません。今後も国保被保険者の疾病構造等の特徴や医療費等の分析などを通じて、国保に限らず町の保健事業としても予防事業のさらなる充実を図っていくことが必要と思われま

す。

また、当町の国保特定健康診査受診率も県内では高いほうに位置づいておりますけれども、まだ必要な方の半分も受診されておられません。早期発見と予防、早期受診、そして被保険者の方が個々にかかりつけ医などを持って、適正な受診を心がけることも重症化を予防し、医療費の高騰を防ぐことになるかと考えます。

もう一つは……

○議長（中田隆幸君） 支払い準備基金のあれについて。

○生活健康課長（伊藤千佳子君） 先ほど鈴木議員から、今年度は支払い準備基金の取り崩しもさせていただいて、平成25年度は5,168万4,000円の基金の取り崩しを今させてもらおうとしております。それで、残高が8,000万円となっております。20年度、5年ほど前は2億円ありました。先ほど申し上げましたとおり、ここの介護分の調整交付金の結果によっては、

この部分の基金取り崩しも今後変更が出てくることはありますけれども、基金の残高は以上のようになっております。

あと、一般会計からの繰り入れの件ですけれども、昨年の議会の中でも上層部から答弁があったかと思います。急激な医療費の高騰などがあった場合におきましては、従来のような基金の取り崩し等を検討し、支払い準備基金の状況によっては、税率等の改正と合わせて一定のルールをもって、一般会計からの繰り入れも検討しなければならない状況もあるのではないかとということで答弁がされていたかと思います。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 再質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 一般会計からの法定外繰り入れについては、前佐藤町長のときによく、今伊藤課長が言われたのですけれども、検討したいと、税率の見直しとともにというふうにいつも言っていたかどうかは記憶にないんですけど、負担が限界だということも認識しているという答弁もありましたので、私は一般会計からの繰り入れがされれば国保の健全運営が図られるかなと思ってずっと要求し続けているのですけれども、鈴木町長はこのことについてどのようにお考えか、御意見をお聞かせください。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 今、課長が言ったとおり、やはり考えざるを得ない時期にきているかと思っています。しかし、どちらを使っても実際は同じなんですよね。ところが、そのような要望がある中で厳しくチェックしながら対応する必要があるのではないかと考えています。

○議長（中田隆幸君） 再質疑はありますか。

○10番（鈴木多津枝君） ないです。

○議長（中田隆幸君） ほかに質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第15号、平成25年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中田隆幸君） 起立全員です。

したがって、議案第15号、平成25年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。



**◎日程第18 議案第16号 平成25年度川根本町介護保険事業特別
会計補正予算（第4号）**

○議長（中田隆幸君） 日程第18、議案第16号、平成25年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第16号、平成25年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）の概要について説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,944万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億8,115万3,000円としたいものです。今回の補正は、電算システム改修業務委託料の追加と実績見込みに基づく保険給付費の増額補正をお願いするものでございます。

事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

7ページをごらんください。

第1款総務費、第1項総務管理費は、21万6,000円の増額です。これは介護報酬改定等に伴う介護システム改修経費の追加をお願いするものでございます。

第2款保険給付費、第1項介護サービス等諸費は、4,341万8,000円の増額です。これは実績見込みに基づく居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、施設介護サービス費、特定施設入所者生活介護サービス費、居宅介護福祉用具購入費、居宅介護サービス計画費の増額及び居宅介護住宅改修費の減額をお願いするものでございます。

8ページをごらんください。

第2項介護予防サービス等諸費は、416万3,000円の増額です。これは実績見込みに基づく介護予防サービス費、介護予防特定入所者生活介護サービス費、介護予防福祉用具購入費、介護予防住宅改修費、介護予防サービス計画費の増額及び地域密着型介護予防サービス費の減額をお願いするものでございます。

9ページをごらんください。

第3項高額介護サービス等諸費は、117万円の増額です。第1目高額介護サービス費は、実績見込みに基づく高額介護サービス費の増額、第2目高額介護予防サービス費は、実績見込みに基づく高額介護予防サービス費の増額をお願いするものでございます。

第4項高額医療合算介護サービス等費は、61万円の減額です。これは実績見込みに基づく高額医療合算介護サービス等費の減額をお願いするものであります。

介護10ページをごらんください。

第5項その他諸費は、8万4,000円の増額です。これは実績見込みに基づく審査支払手数料の増額をお願いするものであります。

10ページ、11ページをごらんください。

第6項特定入所者介護サービス等費は、100万2,000円の増額です。これは実績見込みに基づく特定入所者介護サービス費の増額をお願いするものであります。

続きまして、歳入について説明させていただきます。

5ページをごらんください。

第1款保険料、第1項介護保険料は、616万1,000円の増額です。これは保険料徴収見込みに基づく増額をお願いするものです。

第3款国庫支出金、第1項国庫負担金は、2,013万円の増額です。実績見込みに基づく介護給付費の増額に伴う国庫負担金の増額です。

第2項国庫補助金は、45万3,000円の増額です。これは介護給付費の実績見込みに基づく現年度分調整交付金の増額と、介護保険システム改修事業に伴う介護保険事業費補助金の追加をお願いするものでございます。

介護6ページをごらんください。

第4款支払基金交付金、第1項支払基金交付金は、616万4,000円の増額です。これは実績見込みに基づく介護給付費の増額に伴う現年度分介護給付費交付金の増額です。

第5款県支出金、第1項県負担金は、1,027万3,000円の増額です。これは実績見込みに基づく介護給付費の増額に伴う現年度分県負担金の増額です。

第7款繰入金、第1項一般会計繰入金は、626万2,000円の増額です。これは実績見込みに基づく介護給付費の増額に伴う一般会計繰入金の増額と、介護報酬改定等に伴うシステム改修に係る一般会計繰入金の追加をお願いするものでございます。

以上、御審議のほど、よろしく御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中田隆幸君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

ちょっと質問するのが勘違いをされていて怖くなりましたけれども、歳出のほうで2款4項1目高額医療合算介護サービス等費というところの61万円の減額以外は、全て保険給付費が増額の補正予算ということで、非常に介護給付が伸びているということを示していると思われれます。そして、資料としていただいたサービス別給付費比較表を見ても、計画値に比べて非常に80%、90%なんていうものが非常にありまして、予防の部分では計画値をもう100%超えていると。ほかのものは、予防以外のサービスでは計画値には一応おさまっているのですけれども、私はそれでよかったとっていたらあと1年あるわけですよ、計画値の中に。ということは、平成26年度はとてこの計画値内ではおさまらないのかなと今ちょっと怖く

なったんですけれども、26年度に介護事業計画の3年ごとの見直しの年ということで、介護保険料、とにかく町民の人たちは税金が高い、国保が高い、介護保険料が高い、天引きされているものについては本当に負担感が大きくて大変だと。それは入ってくるお金が増えない、むしろ減っていつている町民の人たちの暮らしを考えると、そういう声が上がって当然なわけですけれども、非常に怖い状況になっているのかなと思いましたがけれども、担当のほうではこういう状況で今度の計画づくりなどもしますけれども、低所得者に対する負担増とはならないような方法を考えるべきだと思いますけれども、どのように考えているかお聞かせください。

○議長（中田隆幸君） 福祉課長、前田修児君。

○福祉課長（前田修児君） ただいまの鈴木議員の御質問でありますけれども、通告では福祉事業としまして介護保険を使わない部分でも人員を確保し、取り組みを充実させることが必要ではないかという御質問だったですけれども、今の御質問だと予防のほうの給付を抑えていくにはどうしたらいいかという御質問だったと私は理解しましたけれども、そちらでよろしいでしょうか。

（「両方で」の声あり）

○福祉課長（前田修児君） まず、予防給付のほうを抑えていくというお話につきましては、当然これまでもお話をさせていただきましたとおり、予防給付に本当に全力を注いで、その部分で地域包括センターを中心に一生懸命にやっていきたいというのがあります。そこを踏まえて、今の通告のほうの御質問に答えさせていただきます。

これまでも介護予防につきましては、地域包括支援センターを中心として元気はつらつ教室、元気いっぱい教室、栄養講習会、閉じこもり予防教室、そうしたもののほか、老い支度講座などの各種の講座を開催しまして、町民の方の介護予防について一生懸命に努力をしているところであります。御承知のとおり、平成29年度から介護保険の要支援者のホームヘルプサービス、デイサービスが、介護保険から切り離されて町のサービスとして実施するというようになっております。現在はその新たな仕組みづくりのために、現在の地域ケアシステムの見直しをしていかななくてはならない、非常に重要かつ大変な状況でありますので、これまで以上に人員を確保していただいて、その準備を進めていかなければならないと考えております。そのために関係職員の充実につきまして、執行部のほうにも調整をお願いしているところであります。

また、これは行政だけではなくて、多くの町民の方の皆様にも御理解をいただいて、例えばボランティアの組織の充実強化につきましては、やっぱりそうした方々の要請とか御支援をしていかななくてはならないと考えておりますので、ぜひとも町民の皆様をはじめ議会の皆様の御支援、御協力をよろしくお願ひしたいと考えております。

それから、うちのほうで行政として、福祉課としてこれから取り組んでいかななくてはならないということの中の一つに、地域包括支援センター内の有資格者の取得を目指していき

いというのがあります。例えばケアマネージャーさんはいるのですけれども、その主任ケアマネというのが地域包括支援センターの中の3種の必須の職種があるのですけれども、主任ケアマネと保健師と社会福祉士、そこら辺の有資格者の採用も含めて充実強化に努めていかなくれはならない。

それからもう1点は、先ほど訪問介護のお話がありましたけれども、ホームヘルパーさんが大変不足というか需要が増えて、なかなか大変だという話を聞いております。そうしたことも近い将来、ホームヘルパーさんのさらなる養成、充実を図っていかなくてはならない。そんなことを考えております。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 再質疑はありますか。

○10番（鈴木多津枝君） ありません。

○議長（中田隆幸君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第16号、平成25年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中田隆幸君） 起立全員です。

したがって、議案第16号、平成25年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。



◎日程第19 議案第17号 平成25年度川根本町いやしの里診療所
事業特別会計補正予算（第4号）

○議長（中田隆幸君） 日程第19、議案第17号、平成25年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第17号、平成25年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第4号）の概要について説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ705万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,052万5,000円としたいものでございます。

今回の補正予算は、本年度のいやしの里診療所の運営経費の実績見込みによる補正です。事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

5ページをごらんください。

第1款総務費、第1項施設管理費は、311万8,000円の減額です。これは実績見込みに基づく運営委員報酬、臨時職員の賃金、医師住宅家電・家具リース料、医師住宅用備品購入費の減額です。

5ページ、6ページをごらんください。

第2項研究研修費は、321万4,000円の減額です。これは緑茶服用習慣の自己健康改善に及ぼす効果に関する研究経費について、実績見込みに基づく消耗品費、研究検査手数料、従事医師タクシー使用料、備品購入費の減額をお願いするものでございます。

6ページをごらんください。

第2款医業費、第1項医業費は72万円の減額です。これは実績見込みによる検査手数料の減額をお願いするものです。

続きまして、歳入について説明させていただきます。

3ページをごらんください。

第1款診療収入、第1項外来収入は、680万円の減額です。実績見込みに基づく国民健康保険診療報酬収入、社会保険診療報酬収入、後期高齢者医療保険診療報酬収入の減額、及び定期予防接種に係るその他診療報酬収入の増額をお願いするものでございます。

4ページをごらんください。

第3款繰入金、第1項一般会計繰入金は、25万2,000円の減額です。これは実績見込みにより一般会計からの繰入金を減額するものでございます。

よろしく御審議のほど、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中田隆幸君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第17号、平成25年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第4号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中田隆幸君） 起立全員です。

したがって、議案第17号、平成25年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をしたいと思います。

35分まで休憩をしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

休憩 午後 2時25分

再開 午後 2時35分

○議長（中田隆幸君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。



◎日程第20 議案第18号 平成26年度川根本町一般会計予算

◎日程第21 議案第19号 平成26年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算

◎日程第22 議案第20号 平成26年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計予算

◎日程第23 議案第21号 平成26年度川根本町介護保険事業特別会計予算

◎日程第24 議案第22号 平成26年度川根本町簡易水道事業特別会計予算

◎日程第25 議案第23号 平成26年度川根本町温泉事業特別会計予算

◎日程第26 議案第24号 平成26年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算

○議長（中田隆幸君） 日程第20、議案第18号、平成26年度川根本町一般会計予算から日程第

26、議案第24号、平成26年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算までを一括議題とします。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中田隆幸君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号から議案第24号までを一括議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長(鈴木敏夫君) それでは、議案第18号から議案第24号までを一括して提案理由の説明をさせていただきますけれども、長時間になりますのでどうぞリラックスしてお聞きください。

議案第18号です。平成26年度川根本町一般会計予算の概要について説明をさせていただきます。

平成26年度当初予算は、76億9,500万円です。前年度と比べますと17億2,300万円、率にして28.9%の増額となる予算を編成させていただきました。

平成25年度は、住民が安心して生活できるよう、各地区の自主防災会の強化事業や商工会プレミアム付きお買い物券発行事業費補助金制度、住宅リフォーム推進事業費補助金制度の継続など、身近な事業に重点を置き事業展開をしてまいりました。

平成26年度予算につきましては、高度情報基盤整備事業に着手するとともに、従来の住民の生活環境の向上に加え、地域経済活性化のための施策の展開やユネスコエコパーク登録などにより多彩な地域資源を生かし、人間と自然の共生を目指した地域間交流の促進などを重点に置き予算を編成させていただきました。

歳入歳出予算書の項目ごとの区分の金額は、第1表のとおりであります。

地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表のとおりであります。

地方自治法第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表のとおりであります。

具体的な項目に入る前に、一般会計について大まかな説明をさせていただきます。

平成26年度予算編成に当たっては、自然災害等に備えた防災対策、人口減少・少子高齢化に対応し、町民が健康で明るく過ごすための保健、医療、福祉、教育の充実による「安心して住めるまちづくり」、農林業の振興、農林業と商工観光業の連携による地域活性化・6次産業化、町民の財産である歴史的資産、豊富な自然資源を生かした施策の展開による「農林業が元気で、豊かな経験・自然を生かしたまちづくり」、誘客対策の実施による地域間交流の促進や人づくり・魅力づくり・活力づくり活動への支援による「交流とふれあいのまちづくり」を目指した予算編成に取り組みました。

まず、歳入予算から見ていきますと、資料30ページをごらんください。

財源の構成では、自主財源が32.57%、依存財源が67.43%となっております。

地方交付税が30.54%、町税が17.04%、国・県支出金が16.38%となり、財政調整基金などの繰入金が11.97%、町債が17.94%を占める割合となっております。地方交付税では、国・県から示された資料をもとに計上させていただきました。町税につきましては、景気低迷により個人の町民税などは減少しておりますが、新築住宅の増などに伴う固定資産税の増額予算を計上させていただきました。

国庫支出金の増額は、臨時福祉助成金給付事務費補助金及び子育て世帯臨時特例給付事務費補助金の追加、防災・安全交付金として、高郷・田野口停車場線道路改良工事ほかの舗装補修、道路改良、橋りょう補修、橋りょう耐震工事、のり面点検、橋りょう点検などに係る交付金が増額、耐震性貯水槽設置工事に係る補助金の追加、高度情報基盤整備事業に係る補助金の追加が主な理由で、232.37%の増となっております。

県支出金は、障がい者自立支援給付費負担金の増額や高度情報基盤整備事業に係る補助金の追加などにより、19.38%の増となっております。

自主財源では、実績見込みに基づき各基金利子の増額により財産収入が4.98%の増、財政調整基金を含む繰入金は、減債基金やまちづくり基金、地域振興基金の増額、緊急地震対策事業基金の創設などにより4億2,048万4,000円、率にして83.97%の増となりました。

21ページをごらんください。

歳出予算の目的別の構成比では、コミュニティ施設整備事業などの自治振興事業、まちづくり事業、高度情報基盤整備事業の着手、町営バスの運行、環境対策の推進に係る総務費が30.91%、子育て等の支援、各種福祉サービスの実施などに係る民生費は16.70%、住民の健康づくり、環境衛生の向上や、飲料水供給施設・水道施設整備などの生活環境基盤整備を図る衛生費は8.68%、中学校の管理運営、町民の社会教育やスポーツ振興を図る教育費は7.67%、農林業の振興、農産物・林産物の搬出に寄与する農林道の整備に係る農林水産業費が7.0%、小災害対策事業や消防救急施設整備などの消防費は、5.47%を占めています。起債の元利償還金である公債費は、縁故債の繰上償還を予定しているため13.82%と依然大きな割合を占めています。

資料33ページをごらんください。

性質別では、地域要望に沿った町道・林道の改良や生活環境整備と高度情報基盤整備事業の着手により投資的経費が32.26%で、前年度より127.88%の増となっております。

義務的経費は、退職者補充の抑制に伴い人件費は減額していますが、高度情報基盤整備事業の着手などにより公債費の増額、障がい者自立支援給付費の増額などにより扶助費が増額となり、構成比は33.46%を占めており、前年度より13.24%の増となっております。

物件費では、臨時職員の賃金や消耗品費、光熱水費、修繕料などが増額となっているものの、デジタル防災行政無線システム設備事業の中断により備品購入費が減額となり、前年度対比2,711万1,000円の減で、構成比は15.17%を占めています。補助費は、静岡地域消防救

急無線デジタル化整備事業費負担金の追加や常備消防事務委託料、川根地区広域施設組合負担金の増額により4,811万9,000円の増で、構成比は10.71%を占めております。

それでは、項目別に歳出から説明させていただきます。

資料の12ページをごらんください。

第1款議会費は、7,371万3,000円です。前年度と比べ61万3,000円の増額です。議員共済会負担金の負担比率変更による増額が主なものです。

第2款総務費は、23億7,822万円です。前年度と比べ15億4,356万円の増額です。総務管理費において本庁舎マイクロバスの更新、広報車の更新、総合支所軽ダンプの更新等に伴う備品購入費の増額、本庁舎や山村開発センターに係る工事請負費の増額、企画費においては高度情報基盤整備事業の着手、レールパーク構想検討事業の実施などにより、地域活性化や地域間交流の促進を図ります。また、癒しの里づくり事業費補助金の活用等により特色ある地域づくりを目指します。中国竜泉市との友好都市推進事業費、千年の学校運営補助金などを計上し、元気で活力に満ちたまちづくりを目指していきます。

資料14ページをごらんください。

第3款民生費は、12億8,516万4,000円です。前年度と比べ5,319万1,000円の増額です。子育て支援センター運営経費や放課後児童クラブ事業の実施、外出支援サービス事業や在宅高齢者配食サービス事業の実施など、福祉サービスの充実により子供からお年寄りまで安心して生活できる福祉の環境づくりに努めます。

資料15ページをごらんください。

第4款衛生費は、6億6,828万9,000円です。前年度と比べ1,416万3,000円の減額です。インフルエンザ予防接種の負担軽減に取り組んでいます。また各種予防接種助成費、がん検診等健康づくり事業の実施、町内診療機関の施設整備により安心して暮らせるまちづくりを目指します。

第5款労働費は、191万2,000円です。

16ページをごらんください。

第6款農林水産業費は、5億3,881万4,000円です。前年度と比べ7,394万8,000円の減額となります。婚姻届出者に茶器セットの贈呈をする経費や茶草場農法実践者支援事業費補助金、民有林間伐作業委託料などを新規に予算計上いたしました。また林道整備などにより茶業・林業の振興を図ります。

17ページをごらんください。

第7款商工費は、3億1,109万2,000円です。前年度と比べ3,761万4,000円の増額です。経済対策として引き続き商工会プレミアム付きお買い物券発行事業費補助金の計上や、住宅リフォーム推進事業費補助金を計上するとともに、特色ある店づくりによる消費活性化を目指し、店舗等の改修等への支援としておもてなしの店づくり事業費補助金を盛り込んでいます。また、ユネスコエコパーク推進費を今年度新規に創設し、6月のユネスコエコパーク登録に

向けての経費及び登録後の推進のための経費を計上するとともに町の観光振興に積極的に取り組み、効果的な施策の展開により交流人口の増加を目指します。

第8款土木費は、3億3,074万3,000円です。前年度と比べ5,393万3,000円の増額です。道路維持費で町道9路線、道路新設改良費で町道9路線の修繕改良工事費を計上しており、国道・県道整備促進とあわせ町道や急傾斜地対策等の推進により、快適で安全な社会資本整備に努めます。

18ページをごらんください。

第9款消防費は、4億2,119万2,000円です。前年度と比べ2億5,428万6,000円の減額です。消防施設費で、元平成25年度見込額は前年地区の消防団詰所の建設工事費及び町内3カ所の耐震性貯水槽設置工事費を計上、災害対策費で、北部地域のデジタル防災行政無線システム整備設計業務委託料を計上し、災害対策の充実により災害に強いまちづくりを目指します。

第10款教育費は、5億9,025万7,000円です。前年度と比べ6,929万9,000円の増額です。小中学校の施設整備や南部小学校、中川根第一小学校の複式学級対応のための講師配置、町支援員の配置など、学校教育環境の充実や生涯学習の推進、社会体育施設の充実などにより、町の教育環境の向上に努めます。

19ページをごらんください。

第11款災害復旧費は、1,735万2,000円です。前年度と比べ53万7,000円の減額です。災害が発生した場合の応急的な復旧経費を計上し、迅速な対応に努めます。

第12款公債費は、10億6,325万2,000円です。前年度と比べ3億772万6,000円の増額です。これは縁故債の繰上償還経費の計上によるものでございます。

第13款予備費は、1,500万円です。前年度と同額を計上させていただきました。

次に、歳入でございます。

資料4ページをごらんください。

第1款町税は、13億1,108万1,000円です。前年度と比べ52万4,000円の減額です。景気低迷により個人の町民税は減少しておりますけれども、新築住宅の増に伴う固定資産税の増額が主な理由です。

第2款地方譲与税は、4,700万円です。前年度と比べ300万円の減額です。

第3款利子割交付金は、100万円です。

資料5ページをごらんください。

第4款配当割交付金は、100万円です。

第5款株式等譲渡所得割交付金は、20万円です。

第6款地方消費税交付金は、9,200万円です。前年度と比べ1,700万円の増額です。消費税の税率変更に伴い増額となります。増額となった交付金につきましては、児童福祉施設費に充当する予定となっております。

第7款自動車取得税交付金は、850万円です。前年度と比べ850万円の減額です。自動車取

得税の税率変更により減額となります。

第8款地方特例交付金は、200万円です。住宅借入金等特別控除による減収分のみの計上となります。

第9款地方交付税は、23億5,000万円です。県から示された普通交付税等の試算により、普通交付税は23億円、特別交付税はルール分として5,000万円を計上させていただきました。

第10款交通安全対策特別交付金は100万円で、前年度と同額でございます。

6ページをごらんください。

第11款分担金及び負担金は、3,253万5,000円です。前年度対比397万1,000円の減額です。防霜ファン更新に係る事業の終了により分担金の減額、保育所保育料の増額によるものです。

第12款使用料及び手数料は、5,832万9,000円です。前年度対比49万8,000円の減額です。

資料7ページをごらんください。

第13款国庫支出金は、7億3,188万8,000円です。前年度対比5億1,168万3,000円の増額です。障がい者自立支援給付費負担金の増額、保育所運営費負担金が減額、臨時福祉助成金給付事務費補助金及び子育て世帯臨時特例給付事務費補助金の追加、防災・安全交付金として高郷・田野口停車場線道路改良工事ほか舗装補修、道路改良、橋りょう補修、橋りょう耐震工事、のり面点検、橋りょう点検などに係る交付金が増額、耐震性貯水槽設置工事に係る補助金の追加、高度情報基盤整備事業に係る補助金の追加によるものです。

7ページをごらんください。

第14款県支出金は、5億2,841万2,000円です。前年度対比8,578万9,000円の増額です。障がい者自立支援給付費負担金の増額、高度情報基盤整備事業に係る補助金の追加、グループホーム建設事業が終了したことによる補助金の減額、国土調査に係る補助金の減額によるものです。委託金は参議院議員選挙及び県知事選挙に係る減額が主な理由でございます。

第15款財産収入は、2,671万5,000円です。前年度対比126万7,000円の増額です。

資料9ページをごらんください。

第16款寄付金は、3,000円の科目設置です。

第17款繰入金は、9億2,124万円です。前年度対比4億2,048万5,000円の増額です。特別会計繰入金が科目設置の3万7,000円です。基金繰入金が9億2,120万3,000円です。前年度対比4億2,048万4,000円の増額です。

第1目財政調整基金繰入金は、4,900万円の減額です。第2目減債基金繰入金は、3億7,130万円の増額で、縁故債の繰上償還の財源として繰り入れを予定しております。第3目まちづくり基金繰入金は、3,800万円の増額です。癒しの里づくり事業、千年の学校運営費補助金、小中学校の管理経費、文化会館運営経費として繰り入れを予定しております。第7目地域振興基金繰入金は、3,540万円の増額です。高度情報基盤整備事業経費、おもてなしの店づくり整備事業、プレミアム付きお買い物券発行事業費補助金等の経費として繰り入れを予定しています。第8目緊急地震対策事業基金繰入金は、2,601万4,000円の追加です。平

成25年度において大規模地震対策等総合支援事業費補助金の廃止に伴い創設された基金の繰り入れで、地震対策等の経費に充当する予定です。そのほか社会福祉基金から9,760万円、林業振興基金から213万3,000円、長島ダム水源地域振興及び環境・水資源保全基金から1,562万4,000円、それぞれ事業目的に沿った基金の繰り入れにより事業の展開をしていきます。

10ページをごらんください。

第18款繰越金は1億円で、前年度と同額です。

第19款諸収入は、1億189万7,000円です。前年度対比353万2,000円の減額です。

資料11ページをごらんください。

第20款町債は、13億8,020万円です。前年度対比5億3,680万円の増額です。過疎対策事業債が1億7,340万円、公共事業等事業債が5,720万円、合併特例債が8億9,960万円、臨時財政対策債は2億5,000万円です。

以上が平成26年度一般会計予算の概要でございます。

よろしく御審議のほど、御採択賜りますようお願い申し上げます。

それでは続きまして、議案第19号です。平成26年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算の概要について説明させていただきます。

国民健康保険事業特別会計の総額は、歳入歳出それぞれ10億1,600万円で、前年度と比べ6,740万円の増額です。

歳出から説明させていただきます。

資料の45ページをごらんください。

第1款総務費は、2,960万5,000円です。主な内容としては、職員人件費、共同処理業務委託料、賦課徴収に要する費用などです。

資料45ページ、46ページをごらんください。

第2款保険給付費は、6億7,042万円です。療養給付費、高額療養費のほか、出産育児一時金などを計上しています。

資料46ページをごらんください。

第3款後期高齢者支援金は、1億1,929万2,000円です。

第4款前期高齢者納付金は、医療費及び事務費の拠出金として18万7,000円です。

第5款老人保健拠出金は、8,000円です。

第6款介護納付金は、5,727万2,000円です。

47ページをごらんください。

第7款共同事業拠出金は、1億1,434万3,000円です。高額医療費共同事業拠出金と保険財政共同安定化事業拠出金を計上しています。

第8款保健事業費は、1,367万3,000円です。第1項特定健康診査等事業費は、特定健診及び特定保健指導費用等を計上しています。第2項保健事業活動費は、レセプト点検費用、人

間ドック費用助成費用などを計上しております。

第9款基金積立金は、4万9,000円です。

第10款公債費は、2,000円です。

第11款諸支出金は、114万9,000円です。

48ページをごらんください。

第12款予備費は、1,000万円です。

次に、歳入でございます。

42ページをごらんください。

第1款国民健康保険税は、2億3,608万8,000円です。

第2款使用料及び手数料は、2,000円です。

第3款国庫支出金は、2億263万6,000円です。

第4款療養給付費交付金は、9,942万5,000円です。

第5款前期高齢者交付金は、2億3,393万円です。

43ページをごらんください。

第6款県支出金は、5,549万4,000円です。

第7款共同事業交付金は、8,595万1,000円です。

第8款財産収入は、4万9,000円です。

第9款繰入金は、5,240万4,000円です。一般会計繰入金が5,240万1,000円です。基金繰入金は3,000円です。

第10款繰越金は、5,000万1,000円です。

資料44ページをごらんください。

第11款諸収入は、2万円です。

以上が平成26年度国民健康保険事業特別会計予算の概要でございます。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願い申し上げます。

それでは、議案第20号、平成26年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計予算の概要について説明させていただきます。

後期高齢者医療事業特別会計の総額は、歳入歳出それぞれ1億2,700万円で、前年度と比べ990万円の増額です。

歳出から説明させていただきます。

資料の52ページをごらんください。

第1款後期高齢者医療広域連合納付金は、1億2,684万5,000円です。医療保険料と保険基盤安定負担金です。

第2款諸支出金は、15万5,000円です。

歳入でございます。

資料の51ページをごらんください。

第1款後期高齢者医療保険料は、9,262万1,000円です。

第2款使用料及び手数料は、2万4,000円です。督促手数料です。

第3款繰入金は、3,422万2,000円です。一般会計繰入金です。

第4款諸収入は、13万2,000円です。

第5款繰越金は、1,000円の科目設置です。

以上が平成26年度後期高齢者医療事業特別会計予算の概要です。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願い申し上げます。

それでは続きまして、議案第21号です。平成26年度川根本町介護保険事業特別会計予算の概要について説明させていただきます。

介護保険事業特別会計の総額は、歳入歳出それぞれ12億3,310万円で、前年度と比べ1億3,830万円の増額です。

平成24年度からスタートした第5期介護保険事業計画の3年目となります。居宅介護サービス、施設介護サービス等の伸びにより対前年12.6%の伸びとなっています。

歳出から説明させていただきます。

資料の58ページをごらんください。

第1款総務費は、3,759万2,000円です。職員人件費、介護認定審査会、賦課徴収などの経費が主なものです。

第2款保険給付費は、11億7,660万1,000円です。

資料の59ページをごらんください。

第3款財政安定化基金拠出金は、1,000円の科目設置です。

第4款基金積立金は、1万円です。

第5款地域支援事業費は、1,884万7,000円です。介護予防事業や二次予防事業対象者把握事業を実施する経費などを計上させていただきました。なお、平成26年度から福祉介護手当の経費につきましては、一般会計予算に計上しております。

第6款公債費は、1,000円です。一時借入金利子の科目設置です。

第7款諸支出金は、4万8,000円です。

歳入でございます。

資料の55ページをごらんください。

第1款保険料は、1億7,824万2,000円です。

第2款使用料及び手数料は、2万円です。

第3款国庫支出金は、3億2,454万5,000円です。

第4款支払基金交付金は、3億4,288万7,000円です。

資料の56ページをごらんください。

第5款県支出金は、1億8,837万2,000円です。

第6款財産収入は、1万円です。

第7款繰入金は、1億9,893万7,000円です。一般会計繰入金1億8,793万7,000円と積立基金繰入金1,100万円となっています。

資料の57ページをごらんください。

第8款繰越金は1,000円で、科目設置です。

第9款諸収入は、8万6,000円です。

以上が平成26年度介護保険事業特別会計予算の概要でございます。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願い申し上げます。

それでは続きまして、議案第22号、平成26年度川根本町簡易水道事業特別会計予算の概要について説明させていただきます。

簡易水道事業特別会計当初予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億8,650万円で、前年度と比べ780万円の減額です。

大規模事業である大間簡易水道施設整備事業及び本川根北部（奥泉）簡易水道施設整備事業の施工を予定しておりますが、工事請負費等により減額となっています。

それでは、歳出から説明させていただきます。

資料の64ページをごらんください。

第1款総務費は、3,535万5,000円です。職員人件費と事務費です。

第2款水道事業費は、1億3,537万8,000円です。第1項水道管理費には、水道施設の維持管理業務委託料や水質検査業務委託料、計装設備点検委託料などを計上しております。第2項水道建設費には、大間簡易水道施設整備工事費、本川根北部（奥泉）簡易水道設備工事費を計上しております。

第3款基金積立金は、2万6,000円です。

第4款公債費は、1億1,474万円です。過疎対策債、簡易水道債の元金及び利子の支払いです。

第5款諸支出金は1,000円で、一般会計への繰出金の科目設置を新設させていただきました。

第6款予備費は、100万円です。

次に、歳入でございます。

資料の62ページをごらんください。

第1款分担金及び負担金は、9万円です。

第2款使用料及び手数料は、1億1,196万7,000円です。給水使用料が主なものです。

第3款財産収入は、2万6,000円です。

第4款繰入金は、1億5,025万3,000円です。一般会計繰入金は1億1,775万2,000円で、施設建設費や公債費への支援が主なものです。基金繰入金は3,250万1,000円です。

資料の63ページをごらんください。

第5款繰越金は、215万2,000円です。

第6款諸収入は、1万2,000円です。

第7款町債は、2,200万円です。大間簡水施設整備事業及び本川根北部（奥泉）簡易水道設備事業に充当するため、過疎対策債及び簡易水道事業債の起債を予定しております。

以上が平成26年度簡易水道事業特別会計予算の概要でございます。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第23号です。平成26年度川根本町温泉事業特別会計予算の概要について説明させていただきます。

温泉事業特別会計当初予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,420万円で、前年度と比べ1,360万円の増額です。

温泉を町内温泉施設へ良好に供給するための経費を計上するものでございます。

それでは、歳出から説明させていただきます。

資料の69ページをごらんください。

第1款総務費は、991万3,000円です。職員人件費、事務費等の管理経費です。

第2款温泉事業費は、3,417万7,000円です。寸又峡温泉引湯管布設替え工事、接岨峡温泉ポンプ改修工事、千頭温泉ポンプ改修（オーバーホール）工事など、施設を良好に維持管理するための経費を計上するものでございます。

第3款基金管理費は、1万円です。

第4款予備費は、10万円です。

歳入についてです。

資料の68ページをごらんください。

第1款使用料及び手数料は、470万7,000円です。

第2款財産収入は、1万円です。

第3款繰入金は、3,937万9,000円です。一般会計繰入金です。

第4款繰越金は、10万円です。

第5款諸収入は、4,000円です。

以上が平成26年度温泉事業特別会計予算の概要です。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願い申し上げます。

それでは、最後です。議案第24号、平成26年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算の概要について説明させていただきます。

いやしの里診療所事業特別会計当初予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,490万円で、前年度と比べ970万円の減額です。

現在、医師は募集中であります。4月から継続した診療ができるよう関係機関と協議し対応できるような予算とさせていただいております。

それでは、歳出から説明させていただきます。

資料の74ページをごらんください。

第1款総務費は、3,558万9,000円です。第1項施設管理費は、医師の報酬、職員人件費等診療所の運営経費です。第2項研究研修費は、緑茶服用習慣の自己健康改善に及ぼす効果に関する研究における経費が減額をしております。

第2款医業費は、916万円です。医薬材料費、検査手数料です。

第3款諸支出金は、1,000円です。

第4款予備費は、15万円です。

歳入でございます。

資料の72ページをごらんください。

第1款診療収入は、2,260万6,000円です。

第2款使用料及び手数料は、12万1,000円です。

第3款繰入金は、2,217万円です。一般会計の繰入金でございます。

第4款繰越金は、1,000円です。

資料73ページをごらんください。

第5款諸収入は、2,000円です。

以上が平成26年度いやしの里診療所事業特別会計予算の概要でございます。

よろしく御審議の上、御採択賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

○議長（中田隆幸君） 大変長い説明をありがとうございました。

説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑は議案第18号から議案第24号までの全てについて総括的な質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第18号から議案第24号までは、11名の委員で構成する予算特別委員会に付託したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号から議案第24号までは予算特別委員会に付託することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、議長を除く11名の議員を指名したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中田隆幸君) 異議なしと認めます。

したがって、予算特別委員会は議長を除く11名の委員を選任することに決定しました。



◎日程第27 発議第1号 川根本町議会会議規則の一部を改正する規則について

○議長(中田隆幸君) 日程第27、発議第1号、川根本町議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題とします。

お諮りします。

発議第1号は、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中田隆幸君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号は提案理由の説明を省略することに決定しました。

なお、本発議は全員が賛成者でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中田隆幸君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号は質疑、討論を省略することに決定しました。

これから発議第1号、川根本町議会会議規則の一部を改正する規則についてを採決します。
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中田隆幸君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号、川根本町議会会議規則の一部を改正する規則については、原案のとおり可決されました。



◎日程第28 発議第2号 川根本町議会全員協議会運営規程の制定について

○議長（中田隆幸君） 日程第28、発議第2号、川根本町議会全員協議会運営規程の制定についてを議題とします。

お諮りします。

発議第2号は、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号は提案理由の説明を省略することに決定しました。

なお、本発議は全員が賛成者でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号は質疑、討論を省略することに決定しました。

これから発議第2号、川根本町議会全員協議会運営規程の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号、川根本町議会全員協議会運営規程の制定については、原案のとおり可決されました。



◎日程第29 発議第3号 リニア中央新幹線建設に伴う大井川河川流量減少予測への対応に関する意見書の提出
について

○議長（中田隆幸君） 日程第29、発議第3号、リニア中央新幹線建設に伴う大井川河川流量減少予測への対応に関する意見書の提出についてを議題とします。

お諮りします。

発議第3号は、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第3号は提案理由の説明を省略することに決定しました。

なお、本発議は全員が賛成者でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第3号は質疑、討論を省略することに決定しました。

これから発議第3号、リニア中央新幹線建設に伴う大井川河川流量減少予測への対応に関する意見書の提出についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第3号、リニア中央新幹線建設に伴う大井川河川流量減少予測への対応に関する意見書の提出については、原案のとおり可決されました。



◎日程第30 発議第4号 新聞をはじめ生活必需品に消費税の軽減税率の導入を求める意見書の提出について

○議長（中田隆幸君） 日程第30、発議第4号、新聞をはじめ生活必需品に消費税の軽減税率の導入を求める意見書の提出についてを議題とします。

お諮りします。

発議第4号は、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第4号は提案理由の説明を省略することに決定しました。

なお、本発議は全員が賛成者でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第4号は質疑、討論を省略することに決定しました。

これから発議第4号、新聞をはじめ生活必需品に消費税の軽減税率の導入を求める意見書の提出についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中田隆幸君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第4号、新聞をはじめ生活必需品に消費税の軽減税率の導入を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。



◎日程第31 発議第5号 大井川鐵道の大幅減便計画に関する要請書の提出について

○議長(中田隆幸君) 日程第31、発議第5号、大井川鐵道の大幅減便計画に関する要請書の提出についてを議題とします。

お諮りします。

発議第5号は、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中田隆幸君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第5号は提案理由の説明を省略することに決定しました。

なお、本発議は全員が賛成者でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中田隆幸君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第5号は質疑、討論を省略することに決定しました。

これから発議第5号、大井川鐵道の大幅減便計画に関する要請書の提出についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中田隆幸君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第5号、大井川鐵道の大幅減便計画に関する要請書の提出については、原案のとおり可決されました。



◎散 会

○議長（中田隆幸君） 予算特別委員会の開催等の都合によって、3月5日から3月17日までの13日間を休会としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 異議なしと認めます。

したがって、3月5日から3月17日までの13日間、休会とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

散会 午後 3時28分

平成26年第1回川根本町議会定例会会議録

議 事 日 程 (第2号)

平成26年3月18日(火) 午前9時開議

諸般の報告

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第18号 平成26年度川根本町一般会計予算
- 日程第 3 議案第19号 平成26年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 4 議案第20号 平成26年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第 5 議案第21号 平成26年度川根本町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 6 議案第22号 平成26年度川根本町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 7 議案第23号 平成26年度川根本町温泉事業特別会計予算
- 日程第 8 議案第24号 平成26年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算
- 日程第 9 同意第 1号 教育委員会委員の任命について
- 日程第10 議案第25号 川根本町いやしの里診療所条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第26号 平成25年度川根本町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第12 議案第27号 平成26年度川根本町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第13 川根本町議会議員派遣の件

出席議員（12名）

1番	菌田靖邦君	2番	坂本政司君
3番	野口直次君	4番	根岸英一君
5番	中澤莊也君	6番	芹澤廣行君
7番	太田侑孝君	8番	山本信之君
9番	森照信君	10番	鈴木多津枝君
11番	小藪侃一郎君	12番	中田隆幸君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	鈴木敏夫君	副町長	森紀代志君
教育長	大橋慶士君	総務課長	筒井佳仙君
企画課長	山本銀男君	税務課長	栗原卓君
福祉課長	前田修児君	生活健康課長	伊藤千佳子君
産業課長	鳥本宗幸君	建設課長	澤本勝美君
商工観光課長	羽倉範行君	教育総務課長	藤森敦君
生涯学習課長	山下安男君	会計管理者兼 出納室長	安竹賢治君

事務局職員出席者

議会事務局長 大村敏秋

開議 午前 9時00分

◎開 議

○議長（中田隆幸君） これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

なお、説明員は3月4日と同様ですので、御了承願います。



◎諸般の報告

○議長（中田隆幸君） 諸般の報告を行います。

3月6日、7日、10日、11日、12日、13日の6日間、平成26年度予算審議のため、予算特別委員会を開催し、終日熱心に御審議をいただきました。

なお、13日には平成26年度事業実施予定箇所の現場視察も行っていただきました。誠にありがとうございました。

次に、川根本町議会会議規則第128条第1項ただし書きによる議員の派遣決定の報告書を配付しておりますので、御了承ください。

次に、例月出納検査の結果について、議長宛てに報告がありました。内容につきましては、お手元に配付のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。



◎日程第1 一般質問

○議長（中田隆幸君） 日程第1、一般質問を行います。

通告制により、通告された質問者は、中澤莊也君、根岸英一君、菌田靖邦君、坂本政司君、芹澤廣行君、野口直次君、小藪侃一郎君、鈴木多津枝君であります。順番に発言を許します。

再質問については、議会運営申し合わせにより一問一答方式とします。

なお、許された質問時間は30分ですので、的確に質問、答弁をするようにお願いします。

それでは、5番、中澤莊也君、発言を許します。5番、中澤莊也君。

○5番（中澤莊也君） 皆さん、改めましておはようございます。5番、中澤莊也です。一般質問通告書に従いまして、最初に質問をさせていただきます。

質問事項は、「にぎわう町 みんなのふる里づくり」プロジェクトの推進についてということで4点。地域資源の発掘と有効活用についてということで、4点の質問を行います。

最初に、「にぎわう町 みんなのふる里づくり」プロジェクト推進についてであります。

川根本町では、町の定住人口の増加と地域の活性化を推進することを目的とし、平成18年度から平成20年度にかけて、地名地区に若者定住促進住宅6棟を建設いたしました。現在、14世帯47人がこの住宅で暮らし、地域の活性化の一翼を担うとともに、子供を連れて散歩する若い夫婦の姿や子供の笑い声などが地域に明るさと活力をもたらしています。しかし、残念なことに彼らは町内に住居を構えることなく、町外に土地を買い家を建てて移り住んでいるという状況があります。何ゆえ彼らは町内に定住することなく、町外に出ていってしまうのでしょうか。

以前、彼らと話す機会があり、彼らからこんな声を聞きました。町内に残りたいけど、残れない。土地がない、住むところがない。町内を出ていくつもりはないが、出ていかざるをえない。土地と住むところさえあれば、町内に住んでいたいと、ほとんどの若者がこの土地に住み続けたいという希望を持っています。

しかし、土地確保の困難さや情報の不足により、町外に土地を購入し、家を新築してふるさとを離れていく状況が多く見られます。若者の定住に向けた住みやすい環境の整備は、「にぎわう町 みんなのふる里づくり」プロジェクト推進事業を推進していくためにも、主要事業として位置づけられております。また、基本計画の中では、良好な住宅・宅地の供給推進が主要施策として明確に示されております。

そこで、以下のことを伺います。

一つ、良好な住宅・宅地の供給について。

一つ、空き家や空き家情報の収集とその適切な利活用について。

一つ、町遊休地や荒廃農地等の有効活用について。

一つ、農業振興地域、青地と言われている地域であります、その全町的見直しについてであります。

次に、地域資源の発掘と有効活用についてであります。

川根本町には豊かな自然、歴史・文化・伝統行事、豊富な人材などすばらしい地域資源が存在しています。そのすばらしい資源を今まで以上に有効かつ効率的に活用し、地域の活性化につなげる仕組みづくりが今、必要であります。地域の新しい資源を発掘し、今ある資源のすばらしさを再認識する、まさに町の目指す水と森の番人が創る癒しの里、川根本町の姿を具現化するために必要不可欠なことと考え、以下のことを伺います。

一つ、徳山の盆踊り、梅津神楽等の地域で傳承されている駿河神楽等の保存・傳承について。

一つ、やまびこ資料館の有効活用について。

一つ、ユネスコエコパークの認定に向けた取り組みについて。

一つ、有能な人材の発掘と活躍の場の提供等についてであります。

質問に対し、明確な行政側からの答弁をお願いいたします。

○議長（中田隆幸君） ただいまの中澤莊也君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 皆さん、おはようございます。

それでは、ただいまの中澤議員の質問に対しましてお答えをさせていただきます。

まず最初に、「にぎわう町 みんなのふる里づくり」プロジェクトの推進についての御質問がございました。

議員の質問のとおり、第1次川根本町総合計画の中に、主要施策として良好な住宅・宅地の供給についてを掲げております。

具体的な施策といたしましては、1にUターン、Iターンの促進に向けて、各地区や民間事業者などと連携し、空き家や空き地情報の収集を行い、その適切な利活用方針を検討しますというふうになっております。このことにつきましては、議員の質問の（2）空き家や空き家情報の収集とその適切な利活用についてと重複をしていると思われますので、同時に回答をさせていただきます。

現在、空き家につきましては、平成20年ごろに実施いたしました役場職員聞き取り調査により、約200軒程度存在をしているということがわかっております。しかし、この数字につきましては、年数が経過していることもあり、必ずしも明確でない数字であります。今後も年々増加していくということが予想されます。

その中で、平成24年10月からは空き家バンクのホームページを開設し、情報提供を始めております。平成25年度まで7軒の登録があり、そのうち2軒の物件が売買され、現在では5軒の登録がされております。また、この事業に伴い、平成24年度から空き家改修事業補助金交付事業を開始をさせていただいております。この事業は、空き家登録バンクに登録された物件を購入、または賃貸した者が町内の事業者により施工される当該物件の改修に要する費用に対し、予算の範囲内で補助金を交付する制度であります。平成25年度は1件の申請がございました。

先ほど申し上げたとおり、現在のところ町内の空き家が実際どのくらいあるのか、またどのような状況にあるのか、明確に把握できていないということが現状でございます。このため平成26年度においては、町内の空き家の状況を把握するため、町内の空き家実態調査の予算を計上をしているところでございます。これにつきましては、地区の懇談会等でも述べさせていただきます。これは、町内の空き家の軒数、概要等の調査委託を行い、その資料をもとにより詳細な情報を入手するため、近隣の方々からの聞き取り調査を行い、台帳化することといたしております。将来的には、作成した台帳に基づき空き家関係者にコンタクトを行い、意思確認等を行っていきたいというふうに考えております。

一方、情報提供の場として、現在、第2期田舎で遊ぼう「家庭菜園講座」を実施をしております。この事業は、田舎暮らしに関心のある都市部在住者を募集し、年5回程度の農業講座を開催する事業でございます。その中で、空き家バンクに登録された物件の見学ツアーを

盛り込み情報提供を行っております。また、情報提供の観点から町内の不動産関係者、また建設業から組織されます古民家再生協会との連携も強化をしていきたいというふうに思っております。

空き家の増加につきましては、町としても深刻な問題として認識をしております。今後は、総合計画を基本とし、様々な施策を行っていききたいというふうに思っております。

町の遊休地の売却等につきましても、対象地の今後の使用計画等により、町有財産有効活用委員会において方向性を検討し、売却が妥当な場合には、入札等により売却することになっておりますので、売却可能な遊休地につきましては、広報等を行いながら対応していきたいというふうに考えております。

なお、売却単価につきましては、該当地を不動産鑑定し決定をしておりますけれども、これまでも広報紙等へ掲載し入札等を行ったものの、応募者がなかったり、予定価格と応札額との差が非常に大きくて不落となった案件もございましたので、その辺につきましても、十分検討していく必要があるというふうに考えております。

荒廃農地等の有効利用についての御質問がございましたけれども、現在、町内の荒廃農地の状況は、町内に約32haの荒廃農地等が存在をしております。荒廃農地になってしまった理由として上位を占めるものは、急傾斜で作業効率が悪い、作業路などの進入路の未整備、農地が狭小で作業効率、生産効率が悪い等、立地条件の悪さが挙げられております。議員御指摘の良好な住宅用地には比較的向かない園地が荒廃化しているというふうに思われます。

荒廃農地等の有効活用という御意見でございますが、現在は引き続き営農を行っている農地の中に荒廃農地が点在しており、全体的な宅地としての事業計画は立案しにくい状況にあります。また、これからも営農を継続していくことが重要と思われる農地については、本年度茶業振興推進マップに示し、農地流動化の推進や荒廃農地の再生利用に取り組んでいきたいというふうに考えております。

次に、農業振興地域の全町的見直しについてという御質問がございました。農業振興地域は、農業振興地域の整備に関する法律により、県から農振地域の指定を受けた市町は、農振計画を定め、農用地区域の青地の指定を行わなければなりません。この区域の変更に、おおむね5年ごとに行う基礎調査に基づく定期変更と、緊急性のある転用事業などによる随時変更で計画の変更を行うことができます。

議員のおっしゃるように、農業振興地域に指定されると転用に様々な制約がかかる場合もございます。しかし、農用地区域、青地とすべき土地は、法により定められた要件があり、それに基づいて指定をしております。これは農用地として利用すべき土地を明確にし国土保全、農地保全を図るものであり、法の精神に鑑み、農業振興地域の見直しは慎重に行うべきだというふうに考えております。

地域資源の発掘と活用についての質問がございました。

徳山の盆踊り、梅津神楽等の地域で伝承されております駿河神楽の保存・伝承についての

お答えをさせていただきます。

川根本町におきましては、国の重要無形民俗文化財として指定をされておる徳山の盆踊りをはじめとし、静岡県無形民俗文化財に指定をされております梅津神楽、田代神楽、徳山神楽があります。

神楽について本年、平成26年1月17日に開催の文部科学省の文化財審議会文化財分科会の審議・議決を経て、静岡県中部地方の神楽を記録作成等の措置を講ずるべき無形の民俗文化財に選択することが文化庁長官に答申をされております。該当する神楽は安倍川、瀬戸川、大井川流域の山間部に伝承されてきた神楽であります。

このような状況の中で、町では文化財の保存・伝承を図るため、川根本町文化財保存整備補助金を設け、川根本町徳山古典芸能保存会へ30万円、梅津神楽保存会へ15万円、田代神楽保存会へ15万円の補助を予定しております。この補助金は神楽の舞や笛の実技指導のために活用され、その伝承等の一翼を担っております。また、国の重要無形民俗文化財である徳山の盆踊りに関しましては、現在までのところ調査報告書が作成をされておらず、後世に伝えるべく措置として、調査報告書の作成が喫緊の課題となっております。

町では調査報告書の作成事業を予定しており、平成26年度に調査を実施し、平成27年度には調査報告書を作成する予定であります。この調査報告書を通して地域の文化財を保存・伝承することに役立つとともに、地域の文化財の大切さを再認識する契機になるものと考えております。

資料館やまびこの有効活用についての御質問ですが、同館は平成4年10月に開館し、教育・学術・文化及び地域振興の寄与を目的に建設をされたものであります。現在、同館にはダム建設により移転を余儀なくされた住民の方々の当時の生活様式や歴史・民俗にかかわる資料及び昆虫等の生物の資料の展示がされております。

今年、南アルプスユネスコエコパークの登録の動きもあり、同館につきましては、その拠点としての利活用を考えており、長島ダムふれあい館等とともに町の重要な施策との認識のもと、その利活用に積極的に取り組んでいく所存でございます。また、施設内の動植物を含め多くの展示物は、南アルプスの自然を理解する上で希少な資源であり、環境教育の生きた教材の展示施設であることを町内外にPRし、子供から大人までの幅広い層の利活用できる施設を目指していきたいというふうに考えております。

それから、有能な人材の発掘と活躍の場の提供等についての質問にお答えさせていただきます。

第1次総合計画の基本構想の中で、地域で育む地域の宝 未来創生千年の人づくりプロジェクトがあります。まちづくりを進める上で、人づくりは重要な要素の一つであります。このプロジェクトでは、地域に住む様々な分野で卓越した技能と経験を持つ人々を水と森の番人マイスターとして認定し、各分野におけるリーダーとして学校教育や生涯学習、まちづくりの場などにおいて町民の学習活動への支援を行いますというような方策が掲げられており

ます。このことから、主要事業といたしまして、平成26年度から水と森の番人マイスター認定制度を実施をしていきます。

実施概要ですが、自薦、他薦でも構いませんが、申請手続を行っていただき、基準に基づき書類上の審査を経てマイスターとして登録をされます。マイスターに認定された方は、町内外を問わずその技能や知識を広めるよう、その分野でのリーダーとして積極的に活動をしていただきます。町の支援といたしまして、ホームページ等に登録、活動情報を掲載し、登録者及び団体等の間の仲介等を行います。また、団体等が町の紹介により登録者を指導者とした研修等を実施したときには、登録者に支払う報償の2分の1以内にて3万円を限度で助成をしたいというふうに考えております。議員の皆様方にも、マイスターの積極的な活用をいただき、活動の場を広めていただくよう御協力をお願いいたしまして、質問にお答えをさせていただきます。

すみません、ユネスコエコパークを落としたようです。申し訳ありません。

この件につきましては、当然、中澤議員にもこれまでもお世話になっておりますけれども、このエコパークが6月に認定されるだろうというような予測をしているところでございます。この中では、当然ながら、南アルプスが重大な位置づけになるということを確認しております。これに対しましても、当初の予算でもやはり拠点をつくるべきだという意味で、寸又峡並びにやまびこ等を中心にして拠点として活躍の場をつくりたいというふうに思っております。将来的には奥泉周辺にも、そのような拠点をつくる必要があるのではないかというような盛り上がり方が出てくれば、当然、そのようなことにも対応をしていきたいというふうに思っております。

これからの川根本町の観光にも、また住民の皆さんが意識して南アルプスの偉大さ、重要さを認識する、そのような広報活動も当然ながら町としても対応をしていきたいと思っておりますので、どうか皆様方には認定されるまで、また認定されてから後のことにつきましても、御協力を今までどおりお願いしたいというふうに考えております。

○議長（中田隆幸君） 答弁が終わりましたので、再質問を許します。5番、中澤莊也君。

○5番（中澤莊也君） それでは、最初の「にぎわう町 みんなのふる里づくり」プロジェクトの推進ということで、空き家情報等のことを最初に質問させていただきましたが、現在、空き家バンクの事業の進捗状況、先ほど町長のほうから、7軒の登録があり2軒が売買契約に至ったと、現在5軒が登録中であるということです、その辺について進捗状況をもう少し詳しくお願いできればと思います。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） 進捗状況という御質問でございますけれども、毎年何件かの問い合わせ及び相談がございます。その中で職員がその家族の方々、所有者の方とお会いして、また建築関係の方と一緒にその家屋を確認をして登録できるものは登録をしていっているのが現状でございます。

町長の答弁にもありましたように、現在、その軒数がはっきりした数値が今、特定できていないというのが現状でございます。26年度において町内全域で調査をしたいというふうに考えております。現時点では、いろいろな空き家があるかと思えますけれども、それが実際に貸すことができるのか、そこに人が住むことができるのか等を含めまして、一度皆さんで地域の方ともあわせて、そういう調べをしていくということで現在進んでおります。

○議長（中田隆幸君） 5番、中澤莊也君。

○5番（中澤莊也君） 再度、今の関係で質問させていただきます。

今、具体的に平成20年に行った職員の聞き取り調査で、空き家情報というのが200軒ぐらいあるということで、その正式な調査を26年にやられるということで、ぜひ進めていただきたいというふうに考えますが、その中で、職員が現場に行ったりというお話がありました。

私たちが昨年ですか、議会のほうで北広島町へ視察に行っていました。その中で、やはり空き家というものが非常に問題になっているということで、北広島町の取り組みの中では、専門の暮らしアドバイザーですか、そのような人たちを雇用して、その人たちが現地に赴いて空き家を希望される方たちに説明をしているというようなことで、人的な配慮もされています。

川根本町においても、やはりこれを町の施策として推進するには専門的なアドバイザーも必要と考えますが、行政側の考え方を伺います。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 空き家ばかりでなくて、もう一つ大事なことは、関連すると思えますけれども、やはり定住対策の情報等も提供しなきゃいけないというようなことがございます。と申しますのは、先ほど来、中澤議員の質問の中にもあったように、やはりここに住みたいけれども、土地がない。または就職の場がないということも非常に多くの皆さんからお聞きしておるものですから、やはり担当窓口を正式につくって、特に専門的に対応するというようなことをしない限りはなかなか情報開示する面と、情報提供できない場合もあるということもあるものですから、その辺を的確に対応するには、ある程度専門的に対応しなきゃいけないというふうに思っておりますので、まずは役場の職員で対応させていただきます。

その中で、当然問題点が出てくるだろうという思いの中では、専門的な人も当然ながら対応するというようなことになれば、ありがたいなというふうに思っておりますので、それを期待して、まずは窓口として対応していくということで御理解をいただきたいと思えます。

○議長（中田隆幸君） 5番、中澤莊也君。

○5番（中澤莊也君） 今、町長から前向きな答弁をいただきました。町長も町政懇談会の中で就労支援と空き家情報も共通した窓口をつくるということをおっしゃっていらっしゃいましたので、ぜひ推進していただきたいと考えております。よろしく願いいたします。

現在、空き家の関係ですが、地名にですね、先ほど私が最初の質問をする前に話した中で現在の状況ですが、若者住宅が建っていて非常に多くの若者が住み、子供さんの声で地域が

元気になっているということをお話させていただきましたが、若者住宅に入居されて出られた方で町内に土地を買ったり、空き家を改築されたりして定住されている方、町外に出られて家を建てられた方、そういう人たちの実績というんですか、人数等がわかればここでお答えを願いたいと思います。

○議長（中田隆幸君） 建設課長、澤本勝美君。

○建設課長（澤本勝美君） 地名の若者定住促進住宅の退去者状況でございますけれども、平成26年3月1日現在において退去者数は15世帯で、町外へ転出者が8世帯、町内への定住者が7世帯です。町内定住者の7世帯のうち、住宅を新築した方が2世帯、実家に戻った方が2世帯、中古住宅を購入した方が1世帯、民間住宅を貸借した方が1世帯、特定公共賃貸住宅桑野山団地へ転居した方が1世帯となっております。町外への転出者については、県外へ1世帯、静岡市へ1世帯、焼津市へ1世帯、島田市へ5世帯となっております。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 5番、中澤莊也君。

○5番（中澤莊也君） 次に、最初の質問の中の4番目に関係したことでございますが、青地の問題ということで、法的な問題であるからなかなか難しいというお話がございました。農地法なんかを見てもみると、農業振興地域、青地という部分について市町村が自らの判断で行うべきものであるということは、例えば、ここはもう農用地に適さない、ほかの部分で利用されている、そういうことを町が判断した場合は、町のほうで青地から外すという行為ができるというふうに書かれております。

先ほど町長の説明にあったように、農業振興地域の整備に関する法律に基づいてこの振興計画が策定されるわけですが、この指定については県知事のほうでやられて、それに基づいて町のほうで綿密な整備計画を立てられているということでもあります。

島田市などにおいては、農用地の有効活用という面から考えて、随時農業振興地域に関する除外相談とか説明会というものを行っているわけです。こういうものが当町においてもできないかというふうに思いますが、その辺のついでの考え方を伺いたいと思います。

○議長（中田隆幸君） 産業課長、鳥本宗幸君。

○産業課長（鳥本宗幸君） 中澤議員の御質問にお答えいたします。

議員おっしゃるように、この農業振興地域、農振法に基づきまして、当町におきましても県の指定を受け青地、農振地域の指定をしているものでございます。今、議員がおっしゃいましたように、島田市においては、行政書士等との、行政との話の場が設けられているというふうに、私たちも存じております。しかし、島田市とうちの町におきましては、土地の所有状態といいますか、市街化区域、またこちらは農村地域ということで、いろいろな状況が異なっているというふうに存じております。

議員おっしゃいますように、行政書士さん等を含めて青地、農振地域の除外等について検討する組織については、うちの町に合ったものができるのかどうか、そういうことについて

検討をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 5番、中澤莊也君。

○5番（中澤莊也君） 今、産業課長のほうから前向きな御答弁をいただきました。ぜひそのような組織を早急に立ち上げていただきたいということでもあります。それについては、司法書士の先生方からお話を伺ったところ、やはり青地になっているところが一部でもあるとですね、その転用のために半年から1年かかる、そんなことではここには住めない、家を建てるができないということで、町外に出ていってしまうという事例も多々あるようですので、その辺についてのお取り組みを早急にお願ひしたいと思います。それは答弁は結構です。

次に、2番目の地域資源の発掘と有効活用についてということで再質問をさせていただきます。

徳山の盆踊りのことにつきましては、平成26年から27年度に現地調査、聞き取り調査をされて報告書を作成されるということでございますが、他の梅津神楽、田代神楽、徳山神楽、今は伝承されていないと聞いておりますが、坂京神楽とか寸又峡神楽も2年に1度ぐらい行われているようなことも聞いておりますが、他の駿河神楽についての報告書の作成とか、そういうものことについて報告書の作成等について、説明をお願いいたします。

○議長（中田隆幸君） 生涯学習課長、山下安男君。

○生涯学習課長（山下安男君） 報告書の作成という御質問ですが、町の中の文化財、その中で県指定の無形民俗文化財梅津神楽、田代神楽、それから徳山神楽、これにつきましては、梅津神楽については昭和64年に報告書が作成されております。それから、平成10年に本川根町神楽調査報告書ということで、田代神楽、坂京神楽、青部の神楽が報告されております。それから平成16年に徳山の神楽調査報告書というのが作成されております。今、その状況であります。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 5番、中澤莊也君。

○5番（中澤莊也君） 今、生涯学習課長のほうから報告書の作成、保存という面で報告がございましたが、伝承という部分についてなかなか後継者がいないと、当然少子・高齢化の流れの中で継承する子供たちは年々少なくなってきておりますが、その辺についてどのような対応をされているのか伺います。

○議長（中田隆幸君） 生涯学習課長、山下安男君。

○生涯学習課長（山下安男君） まずは、今の現状を少し報告させていただきます。

徳山神楽、徳山古典芸能保存会でございますが、現在、会員の方が27名いらっしゃいます。8月にはヒーヤイ、鹿ん舞の盆踊り、それから10月には徳山神楽が実施されております。

それから、梅津神楽につきましては今、会員が20名おります。毎年1月に神楽が奉納されております。

それから、田代神楽でございますが、お聞きしたところによると、平成28年9月に大祭りということで予定されているということでもあります。

それから、各神楽の現状であります。梅津神楽については、伝承を第一に考えて町内、町外の方を問わず協力していただける方に働きかけているということで、伝承のほうを図っているということでもあります。

それから、徳山の古典芸能保存会につきましては、児童・生徒の減少によって男子の演者のなり手が少ないというような情報も聞いております。

それから、田代神楽につきましても子供の減少等がありましてなかなか厳しいと、そんな状況もあります。ところが、田代神楽につきましては、どうしても伝承していきたいんだと、強い意志も持っていられるということも聞いております。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 5番、中澤莊也君。

○5番（中澤莊也君） 今、非常に厳しい後継者の問題ということが課長のほうから答弁がございました。一度失われてしまうと、地域に根差した伝統芸能というものはなくなってしまうので、ここを何とか踏ん張って後世に伝えていくことが私たちの責務であるというふうに考えますので、行政のほうでも積極的な支援をお願いしたいと思います。

次に、やまびこ資料館、ユネスコエコパークの関係とあわせて町長は、やまびこ資料館はユネスコエコパークを構成する必要な資源というふうに考えております。そこで、そこを拠点としてユネスコエコパークの事業の展開ということを図りたいというふうにも、町政懇談会のほうでも答弁をされております。

そこで、本年度1,400万円以上の予算を計上されたユネスコエコパーク事業についての詳細、わかる範囲で結構ですので、ここでもう一度お答えを願いたいと思います。

○議長（中田隆幸君） 商工観光課長、羽倉範行君。

○商工観光課長（羽倉範行君） ユネスコエコパークに関する来年度の予算の関係ですが、来年度は、川根本町のエコパークを住民の方に十分認識をしてもらいたいということで周知徹底を図るということでDVDだとか、そういった形を作成して住民に認識をしてもらいたいということで予算を計上しております。

また、人材育成の関係ですが、ガイド制というようなことで予算を計上しております。また、エコツーリズムも推進をしていって、地域の方々に川根本町のよさをまた再認識してもらいたいということで行いたいと思っております。

また、周知の関係ですが、情報誌への掲載、またリーフレット、パンフレット、啓発物の作成やら、また今年6月1日、南アルプス国立公園の指定の50周年に当たりまして、これに合わせ、またエコパークのほうの周知徹底を図りたいということで、イベントのときに同時に行いたいと思っております。

また、来年度、エコパーク等活用しまして、農林産物のブランド化、差別化ですね、ほか

特産品の開発等ができればと思っております。

また、先ほど申しました町長の答弁にもありましたとおり、拠点の整備ということで資料館や寸又峡の山岳図書館、またふれあい館等を活用しまして写真等の広報ということで、利活用を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 5番、中澤莊也君。

○5番（中澤莊也君） それでは、今の課長の答弁の中で再度お聞きいたします。

DVDの作成によって周知をするということで、補正予算でユネスコエコパークの認定前の周知ということで、簡単なDVDを作成して町民の方に理解をしていただくという話と、本年度の当初予算の中でもっと詳しく自然と動植物、民俗、風習、そういうものも住民の方に、町外にもPRしていくということでございましたが、具体的にどのような活用を考えているのか答弁を願います。

○議長（中田隆幸君） 商工観光課長、羽倉範行君。大きな声で答弁してください。

○商工観光課長（羽倉範行君） 現在つくっておりますDVD、これは6月、認定の可否が決定されますが、それまでにはユネスコエコパークとは何ぞやというようなことをつくっておりますが、認定された後はもう一度DVDをつくりませんが、これは年間を通しての川根本町を紹介というような形でつくっていきたいと思っております。

また、活用方法につきましては、音戯の郷だとか茶茗館、そこにモニターが取り付けられますが、そこでのPRとか、学校ですね、小・中学校等にも配布をして周知を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 5番、中澤莊也君。

○5番（中澤莊也君） このユネスコエコパークの趣旨というのは、地域にある豊かな自然というものを地域住民が再認識するということが価値を認めるということが大きな要素になっているかと思えます。

今、一般の人たち、町外から来る方たちの対応については、音戯の郷、茶茗館、学校の子供たちの教育用の教材として学校に配布するということがありますが、一般の人たちの周知というものはどういうふうに考えているのか、伺います。

○議長（中田隆幸君） 商工観光課長、羽倉範行君。

○商工観光課長（羽倉範行君） 先ほど申しましたDVDは、当然映像等で利用していただきますが、一般の方々には情報誌への掲載、あるいはリーフレット、パンフレット、啓発物の作成ということで行いまして周知を図っていきたいと考えております。

○議長（中田隆幸君） 5番、中澤莊也君。

○5番（中澤莊也君） 先ほど、DVDの関係のことは今、説明していただきましたので、ツアーガイドの育成ということでお話がございました。この予算の計上は、ツアーガイドの育

成委託ということで230万円ほどの予算が計上されていたかと思いますが、具体的に考えられてどういうふうな形でガイドを養成していったら、私たちの仲間の人に聞きますと、ガイドの養成なんかで参加された方で、引き続きガイドとして活躍している人は今までほとんどいないということですので、そういう養成講座を開くだけではなく、その人たちをユネスコエコパークの認定に当たって、町内の自然とか文化なんかを周知させる、そういう役割を担わせるということが非常に大切なことになってくると考えますので、その辺について育成をするだけではなく、どのような形でその人たちを活用していくのか、その辺について伺います。

○議長（中田隆幸君） 商工観光課長、羽倉範行君。

○商工観光課長（羽倉範行君） 来年度予算で、ガイド養成ということで計上させていただきましたが、当初は、10名ほどのガイドを養成したいと今、計画をしております。

現在、実践しておりますエコツーリズムネットワークですか、団体の方がおりますが、会員の方々を対象にしたさらなる資質の向上を目指すものと、あと新しく、例えばきのこだとか草花、山のことだとか歴史、文化など知識の豊富な人たちを募りまして、養成していきたいと考えております。また、「千年の学校」とも連携をして人材育成を行っていききたいと考えております。

また、どのような活用ということですが、エコツーリズムの推進ということで考えておりますが、そういった形でいければと考えております。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 再質問はありますか。5番、中澤莊也君。

○5番（中澤莊也君） 今、課長の答弁がございました。やはり人材の活用という部分が非常に大切になってくると考えますので、この育成事業については目的をしっかりと持って行っていただきたいという希望であります。

最後になりますが、ユネスコエコパークの活動の拠点ということで、先ほどやまびこ資料館の有効活用ということを質問させていただきましたが、ユネスコエコパークの認定に当たって、やまびこ資料館を今後どのような形で、人的な面も含めてですね、考えているのか伺いたいと思います。

○議長（中田隆幸君） 答弁を求めます。教育長、大橋慶士君。

○教育長（大橋慶士君） 今のやまびこの件なんですけれども、これについては、先ほどエコパークの拠点ということで、お話を町長がしたかと思いますが。

したがって、これについては今、いわゆる職員は2名配置しております。その中に1名は、環境に対して非常に詳しいという方、鈴木さんという方がおりますけれども、この方が南アルプスの自然に関しても非常に知識を持っております。

したがって、この人を使って、一つは南アルプスについての自然についてということ町内外にきちっと知らしめるような形でもの考えるというのが一つでございます。

そして、同時に、いわゆるあそこにあるのは非常に希少なレッドデータと言われるような標本がございます。あとあるのは山梨に非常にすぐれた標本があるということですが、この2つが南アルプスについてのいわゆるレッドデータとしての宝庫になっているということです。

したがって、これを使って、環境教育をいわゆる推進していくということで進めるということですが、今、検討しております。

したがって、進めるに当たっては、一つは近隣の市町村に対してここの教育委員会を通して、環境教育に使っていただけないかということで利活用を考えているということ。それから同時に各市町が、これは環境審議会等を設けております。そこでお諮りをして、これ使っていただけないかということになれば、これは非常に利活用というのが広まってくるというふうに考えております。

そして、同時にあそこ利活用という面で今、有料ですね。有料で年間36万程度しか入っておりません。その面も含めて、これ有料にするのか、無料にするのかということも含めてもう一度検討し直して、場合によっては、あそこが利活用されれば、周りの地域の住民に対して、例えば産業の面で興せるというふうなことも当然考えられるわけですね。そういうことで総合的に今、検討しておりますということです。

以上でございます。

○議長（中田隆幸君） 5番、中澤莊也君。

○5番（中澤莊也君） 今、教育長のほうから、利活用というんですか、現在いらっしゃる職員の方の知識、そういうものを有効に活用して、町外に環境教育、そういうことをPRしていきたいという答弁がございました。やはり今、2人だけの体制でやられているというので、もしあそこがユネスコエコパークになると、非常に多くの人を訪れるという可能性もありますし、施設としていろいろ、あそこに昆虫とか草花、動植物の展示がしてあります。確かに非常に専門的見地から見れば、重要なものが展示されているということをお聞きしていますが、なかなか一般の人たちが利用できるというような環境にはないかと思えます。

過日の審査委員会の中でもルーペがあるかという質問をされた議員の方がいらっしゃったかと思いますが、数が非常に少ないということと、子供たちがあそこで机に座って、実際に自分の目で見て、どんな生き物が展示されているのか。どんなふうな形になっているのか、そういうことをじっくり学ぶ場というのが現在ないように思われます。

施設の有効活用というのは人的な面も含め、施設の整備という面もございまして、その辺も含めて今後、検討をしていっていただきたいと思えます。

再度教育長の考え方を伺います。

○議長（中田隆幸君） 教育長、大橋慶士君。

○教育長（大橋慶士君） 今の件ですが、展示も含めて、今後検討していくということで今、考えております。

例えば、四季折々の展示の仕方というのが当然あり得るわけです。そういうものも含めて、先ほど標本の展示の仕方というのもございます。

したがって、これらを含めて現在、検討を行っているところであります。

以上でございます。

○議長（中田隆幸君） 5番、中澤莊也君。

○5番（中澤莊也君） やはり重要な施設でございますし、ユネスコエコパークという川根本町にとって千載一遇のチャンスが今年の6月ですか、めぐってきますので、ぜひ町を挙げて取り組んでいただきたいと思いますということで、私の質問はこれで終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（中田隆幸君） 4番、根岸英一君、発言を許します。4番、根岸英一君。

○4番（根岸英一君） おはようございます。4番、根岸英一です。初めての一般質問ということで大変緊張をしております。どうかよろしくお願いをいたします。

昨年の12月15日の梅高地区に始まりまして、2月27日の青部地区までの計23回の町政懇談会の開催、御苦労さまでした。私も16回出席させていただき、町民皆様の御意見を聞かせていただきました。町の取り組み姿勢と高度情報基盤整備の説明が主でございましたが、学校、教育の問題をはじめ、道路の問題、地場産業のお茶の問題、荒廃地の利用、空き家対策、若者の定住対策、観光、誘客等、いろいろな御意見、要望がございました。これらの意見、要望は、今、町長が取り組もうとしているまさにそのものであります。早期に行政に反映していただくようお願いをするところでございます。

さて、一般質問通告書に従い、大井川鐵道ダイヤ改正による減便等の問題について2点、質問をさせていただきます。

まず、1点目は、大井川鐵道のダイヤ改正で川根高校生徒の通学が大変不便になることの対応、対策について、町長に伺います。

大井川鐵道は、3月26日のダイヤ改正で、電車を大幅に減便することを突然発表しました。毎朝、川根高校25名の生徒が利用していた、下り千頭行き徳山発7時58分の電車が減便となり、生徒の通学に大きな不便を来すことになりました。また、この電車には青部・崎平駅から、本川根小、本川根中の生徒も通学に利用をしております。

川根高校では校長、副校長、PTA会長、同窓会会長及び同窓会の事務局長が大井川鐵道本社へ出向き、ダイヤ改正見直しをお願いをいたしました。受け入れられませんでした。川根本町議会においては、3月5日に議長以下4名の議員が大井川鐵道本社を訪れまして、沿線住民や観光関係業者の声に耳を傾けることなく突然のダイヤ改正発表は遺憾であると、大鐵減便撤回を求めて大井川鐵道の大幅減便計画に関する要請書を伊藤社長に提出しましたが、見直しを検討する余地はないとの返答でありました。

島田市では、大井川鐵道を利用している五和小、金谷中の児童・生徒を対象にスクールバスを運行すると新聞報道されました。川根本町においては、川根高校の今後を考えた上でも

支援をしていかななくてはならないと思いますが、町の対策についてお伺いをします。

2点目は、大井川鐵道への支援について伺います。

大井川鐵道は、沿線住民の足として、また観光客の輸送手段として長い歴史の中、地域とともに共存し、発展をしてきました。車社会となり、徐々に利用客が減少、日本一高いと言われる運賃となり、またより乗客が減少。そのような悪循環で今日まで来てしまった。その間の大鐵幹部の営業努力にも問題があったと考えます。また、このたびの一方的なダイヤ改正は、利用者や地元軽視の経営姿勢でもあり、大井川鐵道の経営者の責任と親会社である名古屋鐵道の指導責任は大変重いものと考えます。

経営不振の大井川鐵道は、川根本町と島田市に支援を求める協議会の設立を要望し、第1回目の協議会が3月25日に開催されると新聞報道がありました。川根本町では、大井川鐵道に資金援助をしていくのか。どのような支援が一番よいのか。また、大井川鐵道株式会社自身の今後の経営方策等について、町長の考えを聞かせてください。

以上の2点について質問をいたします。

○議長（中田隆幸君） ただいまの根岸英一君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、根岸議員の質問に対しましてお答えをさせていただきます。

大井川鐵道のダイヤ改正に伴いまして、通学環境に激変を及ぼす生徒は、特に大和田駅から下泉駅までの区間から乗車する生徒でございます。そのため、川根高校の堀田校長等が大井川鐵道に出向き、激変を解消すべき要請をされましたけれども、これを回避することはできませんでした。

私ども、この問題は今後の川根高校の存続問題まで発展しかねないという思いのもと、町もこれを重く受けとめまして、その対策を講じているところでございます。ちなみに、平成26年度の係る区間の電車利用者は、2年、3年生で25名、また新1年生につきましては14名、合計41名と推計をしております。川根高校の実施をいたしましたアンケート等によりますと、当該生徒のうち、ダイヤ改正後も電車等の手段で通学できる生徒の数は19名です。残り22名が代替的な交通手段を希望する生徒でございます。

係る現状を踏まえまして、町としては川根高校に対しまして、代替的交通手段といたしまして、スクールバス運行の支援事業を進めております。運行支援事業に当たっては、川根高校と十分協議を重ねているところでございます。

支援の主な内容は、スクールバスとして使用するマイクロバスについては町が購入し、無償で川根高校後援会に貸与する。運行に当たっての直接及び間接的な経費につきましては、町が補助する。マイクロバスの発注から納車までの期間、約4カ月と言われておりますけれども、町がマイクロバスを借り上げて、その間の運行経費を負担するというものであります。

なお、スクールバスの運行管理については、川根高校側でも、静岡県立川根高等学校スクールバス運行管理要綱を定め、適正な管理、円滑で安全な運行及び有効活用ができるよう、

また運行計画、指導者の組織体制も定めるべく準備を進めているところでございます。

2番目の大井川鐵道への支援についての御質問がございました。

大井川鐵道のことにつきましては、新聞報道等で御存じだとは思いますが、会社は定期旅客を中心とした地域公共交通事業において、沿線市町の少子化などに伴う人口減により、その利用者数は激少の一途をたどっております。一方、基幹事業として地域公共交通事業の損失分を補完をしてきました。SL列車を中心とした観光鉄道事業につきましても、震災等の影響で著しく悪化をしております。このため、会社の経営は3年連続の赤字の状況が見込まれております。このことから、3月26日に大幅な減便をするということを決めております。

今までの経緯を説明させていただきますと、2月3日に大井川鐵道から鉄道事業に対する今後の地域公共交通輸送としての必要性、社会的な役割、路線の存続を含めた検討をする場を設けていただきたいという意向から、島田市、川根本町へ協議会の設置要望が提出をされました。これを受け、2月24日に島田市、川根本町、県、大鐵4者とオブザーバーとして国交省が加わり、協議会立ち上げのための設立の準備会を開催いたしました。この中では、大井川鐵道の経営説明、協議会のメンバー、規約等について協議をさせていただきました。協議会といたしましては、3月25日に開催をするということを決定をされております。

現時点では、まだ案でございますけれども、規約の中に協議会は目的を達成するために、大井川鐵道の利用の実態及び利用予測に関すること。大井川鐵道の利用促進及び運行支援に関すること。大井川鐵道の運行の継続に関すること。地域活性化に関すること。この事項について調査、協議をするものであります。

また、今、説明した事項について協議または調整するため、協議会に幹事会を置くという項目があります。幹事会は、商工会、観光協会、PTAの代表等で組織をされる予定でございます。

議員がおっしゃいました資金援助をしなくてはならないのか。また、どのような支援をしていくのかについては、これから立ち上げる協議会の中で十分な協議を行い、決定をされるものと考えております。

大井川鐵道は、生活交通としての役割のみならず、日本でも唯一、SLの動態保存に取り組み、SLを毎日定時運行する鉄道として全国の鉄道ファンも多く、奥大井地域、ひいては静岡県の観光振興に大きな役割を果たしている鉄道であります。地域公共交通として大井川鐵道の存続及び運行の確保に関する対応策並びに地域活性化策について、議会の皆様にもお世話になりますけれども、一緒になって考えていただきたいというふうに思っております。よろしく御支援、御協力のほどお願いを申し上げます、お答えにさせていただきます。

○議長（中田隆幸君） 答弁が終わりました。再質問を許可します。4番、根岸英一君。

○4番（根岸英一君） まず、1点目の川根高の生徒の支援ということで、今、スクールバスの運行をしていただけると。そして、大和田から下泉間を定期的に運行してくれるというこ

とだと思いますが、そして、その経費ですね、これも結構なお金がかかると思います。バス代、さらにはバスを購入する間のレンタル料とか維持費とか、それらを含めて今年度約1,300万時価のお金が必要になるかと思えます。

しかし、町長の答弁の中にもございましたけれども、川根高校の現在の地位といいますか、川根本町における位置といいますか、そういった中で、川根高が存続するかしらないかと、これは本町にとって大変なことだと思います。今後、町民みんなと、また行政も含めて町を挙げて取り組んでいかなければならないことだと、私は思っております。

仮に廃校とでもなったとき、ますます元気がなくなってしまいます。そういった意味でも、今後ともぜひ川根高の支援をスクールバスにつきましても、継続してほしいと、取り組んでもらいたいと、こんなふうに思います。

○議長（中田隆幸君） これについて答弁を求めます。教育総務課長、藤森敦君。

○教育総務課長（藤森 敦君） 川根高校の登下校の関係で御質問がありました。

現在、教育総務課と教育委員会と川根高校後援会並びに川根高校とも、この対応を協議しているところであります。

この中で3月13日、先週の木曜日でしたけれども、議会全員協議会でも御提案をさせていただきました。平成26年度当初予算可決後、平成26年度の補正予算を計上したいと。この件については、川根高校が運行するスクールバスを対応したいということで提案をさせていただきました。先ほど町長から答弁がありましたように、川根高校の後援会が主体となってスクールバスを運行すると。については、スクールバスの運賃にあつては無償として考えております。

なお、高校生になりますと、活動の幅が非常に広がります、例えば土曜、日曜日の部活動、あるいは平日であっても、補講とか補習等も出てこようかと思えます。したがって、大井川鐵道を利用できる時間帯にあつては大井川鐵道を利用させていただくということで、これまでどおり大井川鐵道の定期は購入していただきたいということも川根高校とも協議しております。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 4番、根岸英一君。

○4番（根岸英一君） 生徒によっては、スクールバスと大鐵の定期で両方使っていくという生徒も出てくるかと思えます。

しかし、今、町長の答弁、教育総務課長の答弁にもありましたように、すごく寛大な措置だと、私は思っております。川高関係者、安心していることと思えます。また、生徒も不安が解消され、勉学に専念できることと思っております。

また、生徒の減少についてですけれども、川根高校は平成14年度から川根中、中川根中、本川根中との連携型中・高一貫教育を導入しまして、3つの中学校からの生徒がほとんどあります。少子化により年々生徒が減少しています。学校側では対策としまして、今年度か

ら川根高留学生募集、こういったパンフレットを作成しまして、県内全域を対象として生徒の募集をしてきております。今年は3名の生徒が留学生として入学することになっております。3年間で20名の留学生を確保していきたいという学校長の考えでございます。

川根本町で川高が存続できるよう、町が元気になるよう皆さんで応援していきたいと、そんなように思っております。行政の継続しました御支援をお願いいたします。

1点目の川高の生徒支援の話は、以上で終わります。

2点目に、このまま続いてよろしいですか。

○議長（中田隆幸君） はい。

○4番（根岸英一君） 大鐵の支援の話ですけれども、資金の援助をするのかという点と、支援の方法、これを町長に伺いましたけれども、協議会が済まない、第1回目の協議会が終わってから考えていくという、そういうことでよろしいですね。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 2点目の大井川鐵道へ支援をするのかどうかということの質問だと思いますけれども、当然、いろんな枠組みの中でどのように対応できるかということ判断しなければならない時期が来ると思います。基本的にこのような小さな町で財政支援をできるというには限界がございます。できる範囲では当然、大井川鐵道の存続並びに川根高校の存続等も踏まえたと、何らかの支援はしなけりゃいけないだろうということも、また具体的に煮詰まっております。これから、協議の中でやはり小さな町の行政支援は、どこが限界かということも踏まえながら対応していく必要があるというふうに思っております。

いずれにしても、存続につきましては、当然それを前提に対応をしていきたいという思いで対応をしていきたいというふうに思っておりますので、またよろしく御協力をお願いしたいというふうに思っております。

それから、先ほど少し言われましたけれども、やはり会社側の経営努力、または営業努力等々に問題はなかったかということも、当然ながら、私どもは詰めていかなきゃいけない大きな問題であるというふうな認識は持っております。それらを踏まえまして、今後のことを協議会の中で検討していくということで御理解いただきたい。

当然ながら、その終了した時点では、公開で会議をやるようですが、そのような中では、皆さんにもいろんな情報公開はしていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いしたいと思っております。

○議長（中田隆幸君） 4番、根岸英一君。

○4番（根岸英一君） 今、町長の回答のとおり、25日の協議会が終わってから、いろいろの支援の方策も出てくるかと思っております。私自身も川根本町のためには支援が必要だと考えております。今回のダイヤ改正は、本当に住民、利用者を見捨てた一方的な改正であります。支援の要請は身勝手な要望だとも考えますが、川根本町、高齢化がますます進み、車に乗れない老人が増えてきます。大井川鐵道は、沿線の住民の足として必要でございます。また、今

後の観光面においても、奥大井の観光やエコパークの活用を利用した誘客には欠かせない、必要でございます。

近隣自治体との連携のもと、町民が納得するよりよい支援をお願いをいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（中田隆幸君） 以上で、根岸英一君の質問を終了します。

ここで暫時休憩に入りたいと思います。35分まで休憩をいたします。

休憩 午前10時22分

再開 午前10時35分

○議長（中田隆幸君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

1番、藺田靖邦君、発言を許します。1番、藺田靖邦君。

○1番（藺田靖邦君） それでは、通告に従って質問をさせていただきます。2点、伺います。

まず、平成26年度予算約2割をつぎ込むことになっている新たな高度情報基盤の整備構想について、12月定例会の第2段です。

まだ、神経質、精神的な部分、また整備構想に納得のいかない部分はあるかと思いますが、先人の皆さんが作り上げてきた2町合併、小さな町の、小さな町だから使える財源、債権を有効に使って、声が通る将来に向けたまちづくりをしなくてはと思っています。町政懇談会、またブロードバンドサービス社の説明、町の現状、課題、将来的な利活用等、様々なことをクリアーにしていかなければならないと思います。町民の皆さんがよりよいサービスを受けられるための構築をさらに進めていかなければなりません。中身の充実、ソフト、アプリケーション、業者さんとの打ち合わせの中で、よりよいサービスが提供できるようにしてもらいたい。今後の業者さんとの対応を確認します。

2点目は、主要産業、お茶に対する町の取り組みです。

伝えて、つなげていかなきゃならない伝統もある主要産業ゆえに少し速度を上げて、農政対策を進めていかなければならないと、私は思っています。現状、生産家の皆さんは大半の方が兼業で生計を立てていると思います。バランスが少し、最近では崩れかけていますが、もう一つの仕事があったからこそ、産業、お茶を維持できているということです。健康第一、体の続く限りの仕事をとっている皆さんが多い中で、大型工場、個人工場のさらなる集約化も考えますが、町政懇談会でも町長が話しておられた篤農家の皆さんに対する思い、考えを尋ねます。

以上、2点です。よろしくお願いいたします。

○議長（中田隆幸君） ただいまの藺田靖邦君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、菌田議員の質問に対しましてお答えをさせていただきます。

今回、予算を計上いたしました高度情報基盤整備事業につきましては、財源と考えている国や県の補助金等のスケジュールに合わせる必要があります。このため、ここで答弁するスケジュールにつきましては、町が想定をしておりますものと考えていただきたいというふうに思っております。

先日の予算特別委員会において説明したとおり、この工事請負契約の締結は議決が必要な案件に該当しますので、6月議会前に入札し仮契約をした状態で議決議案として上程をさせていただきたいというふうに考えております。国庫交付金の決定通知の期日により、仮に6月議会に間に合わない状況となった場合には、臨時議会の開催をお願いする場合もございますので、御協力をお願いしたいというふうに思っております。

無線中継局等の電力については、設置予定箇所は商用電源が使用可能な地点を選定をいたします。また、24時間対応できるバッテリーを全ての中継局に設置をいたします。耐震設備については、機器が集中するセンター設備は、町が所有する耐震性の高い施設内に設置をいたします。

バックアップ回線につきましては、ループ化が可能となるルートの確定を急いでいるところでございますけれども、ケーブルによる冗長化が図れない部分には、一部無線の活用を検討しております。

設置運営後のメンテナンスについては、今後進めていきます優先交渉権者と協定書締結に向けての協議の中で検討をしていきますが、それぞれの経費負担についての基本的な考え方は、先日の予算特別委員会で説明したものとなります。

機器のバッテリー交換費用や災害保険の保険料については、町の負担となります。一般的にはバッテリー交換は5年から7年と言われておりますけれども、現在の同報無線屋外子局のバッテリーは、交換後10年以上が経過をしておりますけれども、良好な状態を保っております。事業者負担による保守・点検を徹底させ、できる限り長いスパンでの交換に努めていきたいというふうに思っております。

災害保険については、機器が集中するセンター設費の加入を検討しております。耐震性の高い建物内に設置をすることで、保険料を低く抑えることができます。町が所有する建物など加入している全国自治協会建物災害共済事業の動産で試算しますと、1億円の場合の年間保険料は1万7,100円となります。適用される災害は、火災、落雷、風水害などがあります。

議員が言われるように、協定書に関する協議の中で、慎重に経営負担や運営中でのチェック機能について検討していきたいというふうに思っております。

ロケーションに合ったサービスとは、例えば高齢者、若者、企業、商工業者、観光業者、茶農家など、それぞれの立場に合わせたサービスという認識でございます。

今までの答弁の繰り返しになりますけれども、今回の整備は、各分野での活用が可能となる最低限の基盤整備と、老朽化した同報無線の更新を含む新しい防災システムの構築になり

ます。その基盤の上に乗るサービスについては、来年度以降、関係する町内団体や町担当者などによる検討会議から始めていきたいというふうに思っております。その後、町民の皆様のお意見をいただきながら、効果あるサービスにしていきたいというふうに考えております。

運営事業者による基本的な提供サービスである端末機を利用したお知らせサービスの中では、翌日回収するごみや資源類の品目のお知らせ、商工業者からのお知らせをまとめたコーナーの設置などを検討をしております。有料で利用できるサービスであるIP電話サービスでは、ワンタッチで管轄する消防署や警察署などに電話がかけられるよう、関係機関との協議も今後進めていきたいというふうに考えております。

高齢者を含む一般町民と、企業や事業者などへのサービスは基本的に異なります。先日の設計事業者による説明会でも示したものを基本として、今後、協議を進めていきたいというふうに考えております。

議員がおっしゃいます基盤整備だけでは最初の一手に過ぎないことから、ロケーションに合わせたアプリケーションと言われる、それぞれの立場に合わせたサービス提供が充実してこそ、事業の効果が発揮できるということは十分認識をいたしております。特に、この町を支える商工業者や観光業者が利用できるアプリケーションの開発と提供は必要というふうに考えております。しかし、まず来年度は基盤整備に集中し、周辺自治体に引けをとらない環境整備をした上で、次のステップに取りかかりたいというふうに考えております。

それから、2番目の川根本町の茶業は、長引く茶価の低迷、高齢化、後継者不足など、非常に厳しい環境にあると認識をしております。そのような中でも、まだまだ茶業を頑張ってみよう。より付加価値のあるお茶をつくってみよう。新しい作物に挑戦してみようなど、営農意欲あふれる農家の方がいらっしゃるのも承知をしております。そのような方の活動としては、現在、認定農業者を中心に構成される農業経営振興会や共同製茶工場連絡協議会、全国茶品評会出品取り組みなどがあるかと思っております。

農業経営は多様であり、専業、1種兼業、2種兼業などがあります。また、経営面積の多い、少ない、栽培作物の違いなどがあり、一くくりの施策では対応できないというふうに考えております。これからは、意欲ある農業者にどれだけの支援をすることができるか。また、どれだけ農業に取り組みやすい環境をつくっていくかが非常に重要であるというふうに考えております。

今までは、ともすれば共同体を中心とした支援を行ってまいりましたが、今後は行政といたしましては、共同体・個人経営にかかわらず、営農の継続意思を強く持っている農家に対しての支援を検討をしていきたいというふうに考えております。よろしく御支援のほどお願いを申し上げます、答弁に代えさせていただきます。

○議長（中田隆幸君） 答弁が終わりましたので、再質問を許します。1番、藺田靖邦君。

○1番（藺田靖邦君） 町長、的確なお答えありがとうございます。

いずれにしても、予算委員会で何回も私も企画のほうに質問をした事項ですので、とりあ

えずは、本当に施行スケジュールに伴って耐震設備の確認、バックアップ回線、設置運営後のメンテナンス、機器のバッテリー交換費用、災害保険料等、この辺は十分企画のほうでもチェックしながら進めていただきたいと思います事項です。とりあえず、こういったことをやり項目を仕様書の中に示して進めることも大事なものですから、その辺も頭に入れておいてください。

また、次の質問をさせていただきますが、設置後、さらに数年後の補助金、または基金もここクリアーにしておかないと、大変な問題が出てくると思いますので、その辺の対応はどうでしょう。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） 設置後におきましても、十分な管理体制をつくっていく必要があると思います。大切な町の財産でありますので、それは地方自治法の規定に基づいて適正な管理をしていくことが町の行政としての責任だと思います。

また、その後の財源的な負担、それはこれから検討していくことにもなるかと思いますが、けれども、一つには、大きな負担が一度に来ないように少しずつ基金として積み上げていくような方策も、これから検討をしていき、皆さんとの協議の中でそれが実現できれば、そういう形に持っていくというのも、十分有効な手段ではないかと考えております。

○議長（中田隆幸君） 1番、菌田靖邦君。

○1番（菌田靖邦君） 企画課さんのほうでも、きちんとした対応を望みます。いずれにしても、これでまたうちの資産が増えてくる勘定になりますので、バランスシートのほうも考えながら、これから先、努めていただきたいと思います、こんなことを思います。

あと、先ほど町長も言っておられたロケーションに合ったサービス、これが一番大事なことなんですけれども、コミュニティを形成できるサービス、それに合った機器も考えて業者さんとこれから先、話を持っていただきたいと思います、そんなことを考えます。

また、町長も先ほどおっしゃっておられたんですけれども、在宅高齢者の皆さんのサービス、企業、事業主さんとの違い、これはもう歴然としていますので、業者の方とロケーション考えて進めていってもらいたいと思います。その辺対処方法、町民の皆さんにレクチャーし、サービスを基本に考える、そういったことの深いところをちょっとお話をいただければ、お願いします。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） ロケーション、または地域のコミュニケーション、情報基盤は新しいコミュニティをつくる有効な手段として考えております。そのような中で、いろいろな在宅の方等、いろいろサービスを提供していく中で十分考えなくてはいけないと思います。ただ、情報基盤だけではサービスは、住民の方にはなかなか行き届くことは難しいのではないかと思います。

その中で地域の人、またはそういう人を見守っていく人、新しい住民の方の参画を得なが

ら、実際に在宅で困っている方を見ていく、そういう仕組みを町としても考えなければ、ただ情報基盤だけでは、これからの町の支えにはならないとも考えておりますので、町の人全体で考えていけるサービス内容、またそれに伴う新しい人のあり方、人のあり方といいますか、新しい地域の人がそういう在宅の方とどういふふうにかかわるかという、そういうことも町のほうからは問いかけをして、実際に使う方がよりよいサービスとなるように検討をしていくことをこれから深く詰めて研究をしていきたいと考えております。

また、個人のサービス、法人のサービスにつきましても、それは当然変わってきます。新しい情報基盤ができれば、役場も一つの法人としての契約者となります。それは町のほうで提供するサービスについても、十分町は考えなくてはいけませんし、個人の方、法人の方が入るサービスは、新しい町の情報基盤を使って、運営会社の営業の中で展開する中で契約を結んでいくこととなると思います。

運営事業者の提案の中では、個人よりもさらにより大きな情報量を持つサービスの提供も提案として上がっておりますので、多くの方、町の多くの法人、または商工業者、個人の事業者の方が参画できるよう、運営事業者とも協議をし、またサービスが提供できる基本となる基盤整備を進めていきたいと、これからも協議を詰めていきたいと思っております。

○議長（中田隆幸君） 1番、藺田靖邦君。

○1番（藺田靖邦君） いずれにしても、これから先のことも多いと思うんですが、我々もレクチャーを受けなきゃいけない面があると思っておりますので、その辺も町長、今後、視察等またレクチャーも受けなきゃなりませんので、専門家の方等の話の中でまた進めていただきたいと思いますと思っております。

まずは、基本はやはり川根本町を一つの世帯としたシステム、このサービスを一元化するということが一番大事なことと思っておりますので、これからも詰めて、こんなに大きい予算を使いますので、何だと言われるのもしやくにさわりますので、その辺をよく考えてやっていただきたい、そんなふうに思っています。

議長、次の質問へ移っていいですか。

○議長（中田隆幸君） はい。

○1番（藺田靖邦君） 次に、篤農家対策のことです。提案ばかりの質問にもなるかと思いますが、お答えください。

篤農家と呼ばれる皆さん、言葉は悪いんですけども、僕は、線引きはおいておきますが、つくるから売る、売るから組織、法人、生産家の皆さんは、茶業を経営するに当たっては、必ず会社をつくりたいとか、そういった夢を見たことがある方もおられます。これから先、川根本町でテーマを決めて取り組む経営手段、異業種、また各種団体等のコラボ、行政側のアイデアを数年かけて絞り込んで進めていってもらいたいと思っておりますが、どうですか。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 今言われたとおりで生産の技術は、私は以前から申しておりますけれ

ども、日本一だというふうに思っております。その中で何が足りないかという、やはり販売力が足りないだろうというふうに思っております、その中では当然ながら、先ほども申し上げましたけれども、まずは生産者、これまではともすると、全体的な底上げを狙った政策が多かったというふうに思っておりますけれども、これからは特化した政策をやっていくには、当然ながら篤農家と言われる皆さんにもっともっと羽ばたいていただくというようなことをしていきたいということで、具体的にそのような皆さんに応援をしたいというふうに思っています。

特に今現在、反省しますと、全品等もいろいろ活躍されている方がございます。しかし、その皆さんが果たして本当に喜んでくれているかといいますと、なかなか微妙な問題も含んでいるということも承知しておりますので、やはりそういう皆さんにも具体的に対応して、やはりこのブランドを守っていただきたいためには、相当行政も応援すべきだという思いから、具体的な対応をしていきたいというふうに思っております。

そのほかにつきましては、担当課長のほうから説明をさせていただきます。

○議長（中田隆幸君） 産業課長、鳥本宗幸君。

○産業課長（鳥本宗幸君） これから取り組む具体的な方策ということでございますけれども、その前に、うちの町の農家の状況なんですけれども、直近の農林業センサスの状況によりますと、専業農家が123戸、22.1%、1種兼業が101戸、18.1%、2種兼業が332戸、59.7%というような状況になっております。

町長おっしゃいましたように、この中でトップを走っているような農家にどのような支援をしていくかということでございますけれども、今、産業課として進めておりますのがお茶の補完作物としての作物の推奨でございます。一番今、取り組みが多いのが柚子でございます。これは県下で一番生産量が多いのではないかと思いますけれども、約400 a ほどの園地があるというふうに認識をしております。そのほか自然薯が100 a ほど、ソバが320 a、ネギが400 a、それからその他の野菜等でありまして、これが170 a、そういうような新規作物に取り組む方に対しては、町の助成、特産物振興事業補助金等を有効に利用させていただいて、これからも作付を増やしていきたいというふうに考えてございます。

それから、農水の関係で認定農業者制度というのがございますけれども、今現在、うちの町に64名の認定農業者の方がいらっしゃいます。この方たちは経営の計画を持って農業に取り組んでいるということで、こういう方に対しても、町の単独で多少のつけ増しということで、農業に取り組むやすいというような体制をとってございます。

また、お茶の販売でございますけれども、確かに町長がおっしゃいましたように、全品に取り組んでくださる方、来年度も5個人4団体ほどございます。この方たちが川根茶のブランドの形成に非常に重要な位置を占めていると思いますので、こういう取り組んでいただける方々に対しても、支援を継続していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 1番、菌田靖邦君。

○1番（菌田靖邦君） 課長のお答え、強い農業づくりのための今後の支援、さらにまた進めていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

次に、そうしたことを見据えて将来を考える思い、力のある生産家をつくっていくための将来育成を、これ本人の意思もあるかとは思いますが、さらに助成しながら、篤農家同士の個性の強さを使った連携も集約した支援を提供できないかなと思っています。

先ほど申し上げましたが、篤農家の線引きというやつはなかなか難しいこと等あると思うんですが、今現在頑張って就農している方おられますので、ピックアップと言ったらおかしいんですが、そういったものを含めて、これから先も助成しながら、これは人づくりにもなると思いますので、大事な部分だと思いますので、その辺の助成をもう少し、また表現が悪いんですが、補助金のばらまきということもいろいろ言っただけで、いろいろ強い助成をしていただきたいと思いますので、ちょっとこれから先の方向をそういった篤農家同士の連携ってということも含めて、強い農業づくりを進めてのちょっと決意を言っただけませんか。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 町で今、考えておりますのは、マイスターという制度を確立するというお話をいたしました。これも当然ながら、お茶の生産家に対しましても、マイスター制度を導入する必要があるのではないかとこのように思っております。ですから、線引きというのは非常に難しい、これは確かでございます。その中で、やはり選考をしっかりした形で、マイスターの認定をしていくことが必要というふうに考えております。

それから、もう一つ申し上げますと、伊豆の長岡で温泉まんじゅうが非常に名物として売られております。あれも、以前はそれぞれのお店が個々で販売をしていたという中で、それを10軒ほどでしょうか、その皆さんが一緒になって、一つの箱の中に入れて販売するというようなことを試してやったら、大変売れたというようなことをお聞きしております。

そのようなことで、今、私申し上げたのは、お茶もそのような方法でできないかということがそれぞれ日ごろはなかなか一緒になってできない皆さんも、販売の段階では生産者の皆さんも一体となれるのではないかとこのように思いから、それらを試行錯誤はあるかもしれませんが、具体的に進めていく、それが川根茶のブランドを保っていくことになるのではないかとこのように淡い思いではありますが、そのようなことも試行的に一度やってみたいなという思いがございます。それは、将来の川根茶の生産者に必ずプラスになるというふうに思っておりますので、そのような試みもしてみたいというふうに思っております。

それとマイスターのことは、少し具体的に進めていきたいと思っております。

○議長（中田隆幸君） 1番、菌田靖邦君。

○1番（菌田靖邦君） マイスター制度も使いながら、これから先、進めていくということで、

とにかく私も兼業で今までずっとやってきているわけですが、これから先、基本になる部分、どうしてもお茶の部分というやつは、この町にとって大事なことです。強い思いを持って茶業に取り組んでいる方々、またこの町の財産、土地を使いながら、さらに荒廃茶園等もあるんですけれども。この前も視察行って、ネギですが、私の友人もいろんなことを考えながら、ここの強い農業づくりのためにいろんな仕組みを考えながらやってきている方々が多いです。

そういった方も含めて、本当に町のこれからの体制、大事なことはお茶の伝統をつなげてやっていくか、そのほかに何か作物ができるか、そういったことも取り組んでやっていかなければ、これから先、町の財産も失うことになっていく、そういった懸念もありますので、どうか行政側にとって、これから先、農政対策、さらに進めていかなければ大変なことが起こってくるということも改めて確認していただきたい。

私の質問は以上になります。

○議長（中田隆幸君） 菌田靖邦君の質問は、これで終わります。

2番、坂本政司君、発言を許します。2番、坂本政司君。

○2番（坂本政司君） 皆さん、こんにちは。2番、坂本でございます。一般質問の通告書に従いまして、2点ほどの事項を質問したいと思います。

まず、1点目でございますけれども、茶業振興対策について伺いたいと思います。

私が申し上げるよりも、皆さんもう御承知だと思いますけれども、もう数年前より茶価の下落、それからつくったお茶が売れないということで販売の不振、また、近年では放射能の風評被害等もあります。それから、昨年においては今までに経験したことのないような凍霜害といったような自然災害に見舞われまして、農業を取り巻く環境というのは大変厳しいものとなってしまっております。本来であれば、農家自ら各自の責任において努力をし、経営の立て直し、また安定化というものを図っていかねばならない問題であるとは思いますが、しかし、現実として、今の状況が非常に悪過ぎまして、農家個人で対処できる問題も少々はあると思いますけれども、解決できない問題がたくさんあるというのが実情であると思います。

そうはいいまして、幾ら低迷をしているとはいえ、まだまだ茶業というものは、町の基幹産業であると思っております。大げさな言い方をするかもしれませんが、この茶業というものがなくなってしまったとしたら、川根本町の存続すら危ういものになるような気がいたします。各地区で行われました地域懇談会において、町長は基幹産業である茶業の振興を図らなければならないと発言をされていたと記憶しておりますけれども、これは先ほどの菌田議員の質問とも重なるところも多々ありますけれども、農家への支援というものをどのような方法で行われるのか。先ほど篤農家というようなお話もありましたけれども、現状を見ますと、小さい規模の農家が現在では多数を占めているということでもありますので、そういったことも含めた強い農業づくり、農業支援というものをどのようなお考えでおられ

るのか、伺いたいと思います。

それから、第2点目ですけれども、少子化対策、あと子育ての支援ということで伺いたいと思います。

現在、子育てができる世代の人口が減少しておりまして、それに伴いまして生まれてくる子供の数も減少している、そういう現実があります。なるべく早く、今すぐにでも対策を立てないと、将来、町が消えてなくなってしまう、そんな危惧さえあると思います。そうならないために、少しでも人口の減少を食い止める、すぐにできる対策があるのではないかと私は考えております。

子供は地域の宝である。皆さん、そう感じておられると思いますけれども、将来の川根本町を背負っていってくれる、その子供を産み育てられる世代を支援しなければ、子供の人口は増えていかないと考えております。町長が考えておられる少子化対策及び子育て支援対策を伺いたいと思います。

私の質問は、以上2点でございます。よろしく願いいたします。

○議長（中田隆幸君） ただいまの坂本政司君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、坂本議員に対しましてお答えをさせていただきます。

農業振興策につきましては、先ほども菌田議員にお答えをさせていただきました。その中で、少し別の角度で説明をさせていただきたいというふうに思います。

議員がおっしゃるように、現在、基幹産業である茶業においては、様々な問題が山積をしております。凍霜害や台風などの自然災害、いまだ尾を引いております原発の風評被害、茶価の低迷、農家の高齢化や担い手不足などによる荒廃農地の拡大等が大きな問題となっております。そのような中、今後、どのような茶業を活性化していくかということでございますが、まずは川根茶産地PRを新規、継続を含めて実施をしていきたいというふうに考えております。

現在、川根時間や川根茶縁喫茶の取り組みを行い、川根茶産地を訪れたお客様を川根茶ファンに引き込み、今はやりのおもてなしを前面に出し、品質の高いお茶でもてなすことで、更なる宣伝効果を狙っております。また、全国茶品評会への出品対応も継続して行い、他産地に対する川根茶の高級、高品質感を印象づける取り組みをしていきたいというふうに考えております。

茶の価格低迷による収入の減少に対応するためにネギ、ソバ、キャベツ等の野菜類や柚子、渋柿、イチジク、ブルーベリー等の果樹といった茶の補完作物栽培の推進や紅茶、ウーロン茶等の発酵茶、釜炒り茶、白葉茶等の新たな商品開発にも取り組み、消費者が求める様々な種類のお茶に対応できる産地として、農林業センター施設を活用しながら取り組みを行い、収入の確保につなげていきたいというふうに考えております。

また、高齢化による労働力の減少に対応するために、乗用型の機械導入も含めた共同摘採

を推進し、目ぞろいの均一化による品質向上や茶園管理作業の軽減効果を図っていきたいというふうに考えております。農家と同様、共同工場においても工場間格差が生じており、農地の流動化、生葉の流動化を含めた推進を図っていかねばならないと考えております。

現在、町単独で行っております茶園改植、自立作業道開設、省力化施設整備など町単独特産物振興事業を継続をし、品質、生産性、作業効率のさらなる向上を推し進めていく考えでございます。

それにつきましても、先ほどのやる気を持った方をどのような形で対応していくかということも非常に重要でございます。先ほどはマイスターの関係、それから伊豆長岡のまんじゅうの話をさせていただきましたけれども、そのような共同も必要であるというふうに考えております。

次に、少子化、子育て支援についての御質問でございますけれども、国では法律により少子化や次世代育成に対する取り組みを進めておりますが、若者の就業は不安定となって、収入が安定せず、仕事と子育ての両立が難しい雇用条件や職場環境、男女の交流機会の減少、価値観の変化による非婚・晩婚化などを背景に少子化が進んでおります。本町においても、近年の出生数は年間30人前後で推移し、ピーク時の出生数と比較すると、約10の1にも届かない状況であります。深刻な少子化が進んでおります。

このことから、本町では、子育て世代の人口減少による子供人口の減少対策といたしまして、様々な取り組みを行っているところでございます。現在、当町では新しい夫婦の門出を祝福し、明るい家庭を築き、次代を担う子供の誕生を祝い、もって定住人口の増と活力あるまちづくりのため、結婚祝い金として、婚姻届け出をした夫婦とともに町の住民基本台帳に登録されている人に対して、婚姻成立1組に対して5万円を支給をしております。出産祝い金といたしましては、出生届により、住民基本台帳に登録された新生児の父または母で、第1子の場合2万円、第2子は3万円、第3以降については、その都度5万円を支給するという制度を定めております。

平成24年度の実績につきましては、結婚祝い金は7件で35万円、出産祝い金は、第1子が15件で30万円、第2子は8件で24万円、第3子以降は10件で50万円の支出がありました。結婚祝い金と出産祝い金の合計は139万円の支出でございました。

県内の他市町の手当、祝い金の経済的支援事業の状況ですが、県内では16市町が単独事業として様々な形で支援をしております。結婚に対して祝い金の支援を行っているのは、県内でも少なく、当町を含め2市町だけでした。他の市町につきましては、出産に対して祝い金の支援がほとんどというのが現況でございます。この状況を見ますと、当町については結婚、出産に対しての祝い金としては、他市町と比較しても手厚く支援していると考えられます。このため現制度を継続し、増額の考えはございません。

一方、男女の交流機会を増やすため、定住人口の増加や次代育成へつなげ、地域活性化を図ることを目的に、独身の男女に交際のきっかけとなるような体験活動等の出会いの場を提

供する事業として、縁結び事業を実施をしております。

平成24、25年度については、委託方式を採用し、NPO等に委託し実施をしてまいりましたけれども、26年度については、地域の団体が自由な発想により出会いの場を創造していただくよう、その事業経費に対し支援をしていくことにしていく制度を立ち上げることにしております。

福祉課関係の子供人口の減少対策でございますけれども、現在、町では国の地域少子化対策強化交付金事業を受け、来年度の事業として福祉課と生活健康課の合同により、川根本町未来子ども育成支援事業を計画をしております。

この事業は、今年2月、国の平成25年度補正予算の中で提案されたものですが、国の危機的な少子化問題に対応するため、地方において結婚、妊娠、出産、育児の一貫した支援を行うために創設されたもので、採択されれば、100%国の交付金を財源として使えるものでございます。国の要綱等の内容は、今後変更されることもあり得るものですが、町としては、町内の中学生、高校生の男女を対象として募集し、この川根本町で子育てをするすばらしさを伝え、将来一人でも多くの若者が町内に残って子育てをしたいと思っただけのことを目指すものでございます。

具体的には、中学生、高校生に対し、町内で実際に子育てをしている若い夫婦の方々の経験談を聞いていただいたり、外部の講師をお招きしての妊娠、出産についての正しい知識を学ぶことのほか、町内の保育施設等において、実際の乳幼児との触れ合いを経験していただくことにより、子供を産んで育てることの意味やすばらしさ、川根本町の子育て環境がすばらしいものであることを理解していただくことをお伝えしていけたらと考えております。この事業は、国の規定により、平成26年度の予算に計上されている事業は認められないということもありましたので、今後の予定としては、本事業について国の審査が通った場合には4月に国の内示があり、内示を受けてから6月補正により事業化する予定でありますので、現時点で確定している事業ではありませんことを御承知おきいただきたいと思います。

次に、子育て支援対策といたしましては、まず、町内に公立の保育園が2園、私立の保育園が1園、さらに私立の幼稚園が1園ありますが、このうち3つの保育園につきましての現状を御説明させていただきます。

平成26年4月に保育園に入園を予定している児童数ですが、まず、桜保育園が定員40人に対して27人、充足率は67.5%、三ツ星保育園が定員70人に対し55人、充足率は78.6%、聖母保育園は定員30人に対し34人、充足率は113.3%であります。また町外である島田市の保育園施設に入園を希望している方が4名おりますので、合計いたしますと、120名の児童が入園を希望をしております。

町内全体での平成26年3月1日現在の保育園入園の対象となる児童数は205名でありますので、58.5%の児童を保育園でお預かりすることとなる見込みとなっております。

年齢別に見ますと、0から1歳児で12名、2歳児が22名、3歳児が34名、4歳児が26名、

5歳児が27名で、例年と同様、年齢が上がるにつれ、入園希望児童の数が増加しておりますが、近年では、ゼロから2歳児といった低年齢のお子様の入園を希望される保護者も増加をしている現況でございます。

町では、こうした保育園での保育を充実させるため、平成26年4月から町立の2つの保育園につきまして、正規職員である保育士13名、栄養士1名、調理師1名に加え、保育士としての経験豊かな臨時保育士を9名、臨時調理師3名を採用予定であります。保護者の皆様が安心して保育園にお子様をお預けいただけることのできるよう、配慮をさせていただきました。

さらに現在、御存じのとおり町保育所運営委員会におきまして、地名保育園の再開の是非について御検討をしていただくこととなっており、よりきめ細やかな子育て環境の整備に向けて努力いたしておるところでございます。

なお、保育園の保育料につきましては、先般の保育所運営委員会におきまして、平成26年度も平成25年度と同額の保育料とすべきという答申をいただいておりますが、本町の保育料は国の徴収基準額と比較し、全ての段階におきまして安い保育料設定となっております。さらに近隣の市町と比較いたしましても、条件によって部分的に本町が高くなっている区分もありますが、全体的には比較的低い保育料額設定となっております。

次に、同じく子育て中の若い親世代の支援を目的に、町内藤川地区に子育て支援施設を開設しておりますが、正規職員の保育士1名と、臨時保育士3名のスタッフを配置し、子育てに係る様々な悩みなどの相談事業のほか、生活健康課との合同によるあそびの教室なども開催をしており、若い子育て世代の方々の交流の場ともなっております。

このほか、町内の小学校2カ所で実施をしております放課後児童クラブ事業、国や県の制度に準じた施策として児童手当等の支給、障害を持った児童への様々な給付やサービスの提供のほか、母子・父子家庭の方々への医療費の助成制度など、きめ細やかな子育て支援の事業を展開をしておりますことを御報告し、福祉課関係全てのお答えとさせていただきます。

それから、生活健康課に関することですが、町ではゼロ歳児から中学3年生までのお子さんを対象に、入院・通院の保険診療分の医療費自己負担額が無料になるこども医療費助成事業を実施をしております。静岡県の助成では、診療1回当たり自己負担額は500円で、さらに所得制限も設けられておりますけれども、当町では独自に県の助成内容を拡大して、所得制限の撤廃と自己負担額なしで対応しております。このことで、ゼロ歳児から中学3年生までのお子さんを持つ全保護者に対し、入院・通院の保険診療分医療費では全く自己負担が生じないよう、経済的な面でも子育て支援に努めているところでございます。また、必要なときに必要な医療が受けやすくなるような支援をすることで、お子さんたちの健康がより守られることでもあると考えております。

なお、従来、入院時の食事療養費自己負担額については、県の助成内容にそろえて助成対象外で対応をしまいましたが、平成26年度からは、さらに入院時の食事療養費自

己負担分に対しましても全額助成を行って、子育て支援対策の拡充に努めていきたいというふうに考えております。

出生数も年間35人前後と大変に少ない状況ではありますが、保護者もお子さんも一人一人の顔がよく見えるという非常に大きなメリットもございます。このことで個々の実情に合わせた育児相談や予防接種事業、訪問指導事業等、地域特性に合った母子保健事業の展開も図られており、さらに今後もきめ細かな一人一人の顔の見える子育て支援に努めてまいりたいというふうに思っております。

答弁に代えさせていただきます。

○議長（中田隆幸君） 答弁が終わりましたので、再質問を許します。2番、坂本政司君。

○2番（坂本政司君） 大変細かいところまで丁寧に御説明をいただきましてありがとうございました。

再質問でありますけれども、まず、茶業振興対策のほうから伺いたいと思いますけれども、現在、小規模農家というんですか、いわゆる先ほど産業課長さんのほうから報告がありました第2種兼業農家ですか、52.7%と先ほど伺いましたけれども、半数以上の農家が小規模であるというふうな認識を持ったわけですが、先ほども申し上げましたが、川根本町の茶業というのは篤農家と言われる、ある程度規模の大きい農家で支えられているのではなくて、やはり小さい面積でも頑張っておられる方が大勢いるということで支えられているという認識でおります。

ですので、いろいろな支援の方法があると思いますけれども、この人たちがすぐにやめてしまうようなことになると困りますので、なるべく手厚い支援といえますか、甘えるわけはありませんけれども、維持していける程度の支援はぜひお願いしたいと思いますけれども、その点についてどのようなお考えか、ちょっとお伺いさせていただきたいと思います。

○議長（中田隆幸君） 産業課長、鳥本宗幸君。

○産業課長（鳥本宗幸君） 坂本議員の御質問にお答えいたします。

議員がおっしゃることには、うちの町が茶業として成り立っていくのは篤農家、全品出品等に取り組んでくださる方ばかりではなくて、小規模の2種兼業の方があってこそ、川根茶があるということだと思います。

私も確かにこの川根茶というブランドを維持していくためには、全品等に出ているお茶のみでなくて、川根茶産地としてどれだけのお茶を市場に出していくかということが非常に大切なことだというふうに認識をしております。そのための施策としましては、町長の答弁にもございましたけれども、小規模な農家の方につきましては、共同工場等に加入をしていただくとか共同摘採等ですね、共同化の方向で茶業の継続に取り組んでいただけたらというふうに思っております。

また、町の単独の補助事業としまして特産物振興事業等がございます。茶園の開植でありますとか、自力作業道の開設、また省力化施設等の施設整備の補助金等が用意をされてござ

います。そういうような補助制度を利用していただいて、営農をできるだけ長く続けていただくような方向で進めていきたいというふうに考えております。

○議長（中田隆幸君） 2番、坂本政司君。

○2番（坂本政司君） 前向きな答弁であると受けとめさせていただきました。ありがとうございます。

それで、幾ら小規模が多いと言いましても、先ほど町長も言われておりましたが、篤農家という人たちについては、今まで以上の支援をお願いをしたいと思うわけですが、篤農家になるためには、ある程度面積というものも拡大していくというような方向がよろしいと思うんですけれども、まず規模の拡大、そして労働力の軽減という観点から、乗用型摘採機がもう既に何台も入っていると思うんですけれども、町内で乗用を持っておられる方の人数とか、あとこれから来年、再来年に向けて入れたいよというような考えを持っている方の人数がもしわかりましたら、伺いたいと思います。

○議長（中田隆幸君） 産業課長、鳥本宗幸君。

○産業課長（鳥本宗幸君） まず、1点目の乗用型摘採機の町内の導入件数でございますけれども、これは24年度末、役場のほうで調べましたところ、44台の稼働を確認してございます。規模拡大につきましては、先ほどの菌田議員の質問にもお答えいたしましたけれども、町で単独で用意しております特産物振興事業費補助金等を利用していただいて規模拡大等を図っていただけたらと思っております。

それからもう一点、来年度以降の乗用等の摘採機の導入についてでございますけれども、これは県の中山間地対策の補助事業をいただきますと、県が3分の1、町が3分の1、合わせて3分2の補助金をいただけるという制度がございます。その制度に沿いまして、平成26年度も乗用型摘採機等の導入について推進をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 2番、坂本政司君。

○2番（坂本政司君） どうもありがとうございました。

それで、乗用型摘採機、今からどんどんまだ進んでいくし、それを進めるためには、この当初予算の説明資料というものにも載っておりますけれども、耕作放棄地の解消を図る基盤整備への支援ということでうたわれておりますけれども、なぜ耕作放棄地になるかといいますと、やはり先ほど町長の答弁にもありましたけれども、傾斜地でありますとか、道路がないとか、条件の悪いところから荒れてきているというのが実情だと思います。

ですので、この基盤整備というものが小規模ではなくて、今まで開墾といいますか、茶園にしてきたところは、山の斜面をそのまま開墾して傾斜がきついところにつくってきたということで、仕事が大変であるし、重労働で体もえらいというようなことで荒れていると思います。

それに対しましてテラス式というものは、山を階段状に切り開きましてお茶を栽培すると

いうものでございます。それと1枚の畑がやはり小規模であるということになりますと、機械化も不可能な状態になると思いますので、その辺も含めまして、山なりの茶園を再開墾と申しますか、テラス式にしたりできる大規模な事業になってしまうと思いますので、国、あるいは県の補助金というものがあるのかどうか。もしあるのであれば、そういう補助金を使用して再開墾を進めていっていただきたい。そうすることによりまして、耕作放棄地の解消ということと、あと皆さん少ない人数で広い面積を耕作できるようになると思いますので、その点をお聞きしたいと思っております。

○議長（中田隆幸君） 産業課長、鳥本宗幸君。

○産業課長（鳥本宗幸君） 坂本議員のおっしゃいますように、茶園の造成の方法いろいろございまして、テラス式の茶園もございまして。鹿児島の方へ行くとテラス式の茶園で大規模にやっているような農家もいらっしゃるように聞いております。こういうテラス式にしていくなめには、やはりそこで基盤整備、大規模なことが必要になってくると思います。現在、国・県等の補助事業があるかということでございましたけれども、詳細はまだ把握しておりませんので、これから研究をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 2番、坂本政司君。

○2番（坂本政司君） ただいまの点につきましては、ぜひとも御検討をいただいて国、あるいは県の方へも実情をお話しして、ぜひとも予算づけをしていただけるような措置をお願いをしたいと思います。

それから、川根茶の販売につながるとは思いますけれども、先ほどもおっしゃられました川根茶のPR活動、今現在、どういうことをされているか、わかる範囲で結構でございますので、お答えいただきたいと思っております。

○議長（中田隆幸君） 産業課長、鳥本宗幸君。

○産業課長（鳥本宗幸君） 茶業振興として、今考えておるのが3点ほどございまして宣伝広報事業、それから茶の収入減に対する補完作物、新たな商品としての茶の開発、それから茶園の共同化、基盤整備、その3点を進めたいというふうに考えております。

その中の広報宣伝事業でございますけれども、本年度取り組んだ広報宣伝事業としまして、5月にございました「世界お茶まつり春の祭典」、これが富士山静岡空港の周辺でございましたけれども、そこで川根茶の試飲、茶歌舞伎等を実施しております。そこで450名ほどのお客様がいらっしゃいまして、川根茶のほうを味わっていただきました。

それから、「世界お茶まつり秋の祭典」が11月7日から10日、グランシップのほうで開催をされております。これには平成25年の全国茶品評会入賞した川根茶を呈茶及び茶歌舞伎のほうを実施をしております。これには約550名ほどのお客さんが来ていただきました。

それから、今年度、第3回目になりますが、「川根時間」を智満寺さんのほうで実施をさせていただきます。これも全国茶品評会の入賞茶の呈茶、それから茶歌舞伎、川根茶50匠

の茶の飲み比べ等を実施をいたしました。11月23日の1日だけだったんですけれども、219名の方が参加をいただきまして、合わせますと1,000名以上の方が川根茶を味わっていただいて、川根茶のおいしさを実感をしていただきました。

そのほかの広報・宣伝事業としまして1,000パック、これは町外へ出るとき等に川根茶の宣伝として持って行っていただくわけですが、その作成、それから学校呈茶といたしまして、町内小・中学校の児童・生徒357名ほどございますけれども、共同製茶の連絡協議会の会員の方のお茶を町内全ての児童・生徒にお配りして、川根茶を味わっていただきました。

それから、そのほかとしまして、本年度行った町製茶品評会の出品茶を、本年度は静岡の茶市場のほうに持ち込みまして、静岡市中の茶商さんに川根茶を見ていただいて、川根茶の評価をいただいております。

そのほかの宣伝といいますか、これからの対策として、これからも引き続き品評会の出品者に対する支援を行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 2番、坂本政司君。

○2番（坂本政司君） わかりました。大変すばらしいPR活動をされておるとお思いますので、これからも、このPR活動の継続をお願いいたします。

それから、今のお答えの中で1,000茶パックということが出てまいりましたけれども、これは余りお金をかけずに、企画課のほうで以前つくっていただいたパッケージといいますか、があると思いますのでね、そういうものをなるべくたくさんつくっていただいて、町長が持っていかれるとか、名刺交換で名刺代わりに渡すというような方策も皆さんで進めていただければありがたいなと思っております。これは質問ではございませんので、よろしくお願いいたしたいと思っております。

茶業振興策については以上で終わりたいと思っておりますが、次へ移ってよろしいですか。

○議長（中田隆幸君） はい。

○2番（坂本政司君） じゃ、すみません。少子化対策・子育て支援ということで伺いますけれども、どれもみんな、なかなかすばらしい事業だなと思っております。

先ほどの答弁でありましたゼロ歳から中学3年生まで医療費が無料になるという事業ですが、これはもしよろしければ、ぜひ中学3年ではなくて高校卒業するまで延長していただければ、大変ありがたいと思うんですけれども、それは検討できることかどうか、ちょっと伺いたいんですけれども。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 今現在、新しく中学までやるという方向が決まったばかりですので、これから検討する課題かもしれませんが、なかなか今現在、はいという返事ができる状況ではないということだけ御理解ください。いろんな形で検討する必要はあるかもしれま

せんけれども、なかなか難しい、今現在では返事できないと思いますので、お願いしたいと思います。検討課題だと思っております。

○議長（中田隆幸君） 2番、坂本政司君。

○2番（坂本政司君） ありがとうございます。ぜひ前向きに検討していただいて、拡大支援という方向に持って行っていただきたいと思います。

それから、2点目でありますけれども、結婚祝い金、あと出産祝い金の事業ですが、出産祝い金については、現状の制度を見直す考えはないという答弁でございましたけれども、年間30人前後の出生ということですので、子供はお金では買えませんけれども、バスは700何万でお金を出せば4カ月後には手元に届くわけですけれども、ぜひ、子供2人目どうしよう、3人目どうしようというふうに迷っておられる方も中にはいるのではないかと思いますので、ぜひこの支給事業、インパクトのある金額でぜひお願いをしたいと、平均30万円出しても、30人なら1,000万円あればおつりがくるぐらいの金額でありますので、見直していただけるかどうか、そこを聞きたいと思います。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） これは幾ら出すから子供産みましょうという判断をするかどうかはわかりませんが、やはり手厚くモデル的にやる必要はあるかなという思いはあります。やはり少しこれも議論する必要があるあって、今言われた川根高校のバスと同じように、比較はできないけれども、どうしても比較されるということもあるものですから、少しこれもやっぱり検討課題かなというふうに思っています。

今言われたことは十分わかります。やはりこういう地域では、特徴のある、特化したような形で補助制度等も使うべきだという感覚はわかります。それを少し検討させていただいて対応するとしか、今ちょっと申し訳ないんですが、言えませので、申し訳ありません。

○議長（中田隆幸君） 2番、坂本政司君。

○2番（坂本政司君） これも前向きの答弁をいただいたという理解をしております。今年度は無理だとは思いますが、来年度以降ぜひ検討していただいて、取り入れていただきたい事業であるなと思っております。

それから、子供が少なくなっているという問題で、子育てをする世代がなかなか今、経済的にも、肉体的にも大変な時代であるというような認識でおりますけれども、それこそ先ほども出ていますけれども、町有地等を格安で分譲して、それこそただ同然というわけにもいかないかもしれませんが、ぜひそういうことも検討していただいてね、少しでも若者が町内に定住できる体制というものを整えていただきたいと思います。

それから、子育て世代に対することになるとは思いますけれども、川根本町に住んでいれば、子育てしている間は税金かからないよというような、せめて所得税ぐらいは免除するよ、あるいは減らすよというような方策も考えていただきたいなと思っておりますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 町有地の利活用の話も出ました。町有地が草ぼうぼうで管理のほうが大変だという場所も何か所かあることも承知しております。そのようなところをどういう形で処分をし、またどのような形で対応するかということは、当然、庁舎内でも対応の委員会があるものですから、それも皆さんに検討していただくということが大切だと思いますけれども、ただ残念な、先ほども説明しましたけれども、いろんな行政が格安でお渡しする場合は問題があります。

と申しますのは、いろんなところに今、町有地を分譲したところもあります。その価格と現在どうするかと、比較がどうしてもされるということがあって、前回町有地を分譲したときには幾らだったけれども、今度はただみたいな値段、果たしてそれがいいのかどうかということも十分検討委員会で検討していただいて対応する必要がある。私は、個人的には当然ながら、町有地はある程度処分して若い人に残っていただく、また新しいお宅を建てていただくというような方策はとるべきだとは思っておりますけれども、やはりその辺の整合性をどうしても考えなければいけない中では、なかなか一遍にできるという状況じゃないような気がしますので、それもやはり早急に検討する課題だというふうに思っておりますので、また御協力をお願いしたいと思います。

○2番（坂本政司君） 議長。

○議長（中田隆幸君） ちょっと待ってください。一問一答ですので、税金のほうのことをもう一つ。特別許しますので、税金のほうのことを。所得税です。企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） 先ほどの税の関係ですけれども、基本的には義務の免除か財政支援かという大きな2つの論点だと思います。ただし、所得税は国税ですので、町のほうの免除規定にはございません。町税につきましても、免除の規定の中には、子育て云々の規定はございません。生活保護の方とか、生活に困窮している方、そういう方にしか免除はできないという規定となっております。

そういう中で、どういうことが考えられるかといったときに、財政支援といったものが先ほどの結婚祝い金とか、あと子供を産んだときのそういう現金による支給、あるいはサービスの提供になると思います。そのサービスの提供が実際の子育て環境の改善の施策だと思っています。ですので、直接懐に入のお金を免除というのは大変、現状では今の規定上は難しい。ですので、サービスを町がどうやって考えていくかということで、これから対応していくことになるかと思っています。

○議長（中田隆幸君） 2番、坂本政司君。

○2番（坂本政司君） この答弁も大変前向きであると思っておりますけれども、制度上無理というのであれば、いたし方ないと思っておりますが、何とか援助のほうをですね、支援のほうを手厚くしていただいて、一人でも多くの子供が川根本町に増えるということを願っております。

それから、これも直接子育て支援には関係ないかもしれませんが、ブロードバンド

事業を、これも早期に完成をさせていただきたいということでございます。

この間の新聞記事に水窪町へIT企業がやってくるというような記事が載っておりました。水窪に比べますと、まだ川根本町のほうが幾らか開けている、都会に近いというような感じがするものですから、ぜひそれは早期に実施していただきたいと思います。

そうすることによりまして、若者がこの町で勤める企業が増える、ひいては子供がそこで生まれる、人口が増えるというようなことにつながってくると思いますので、ぜひこれはお願いをいたしまして、答弁は結構でございますので、よろしく願いいたします。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長（中田隆幸君） 以上で、坂本君の質問は終わります。

6番、芹澤廣行君の発言を許します。

○6番（芹澤廣行君） 6番、芹澤廣行です。

事前通告に基づき、以下の一般質問を行います。

最初は、地場産業の実態調査についてであります。

川根本町には、様々な地場産業が存在しておりますが、今回は1点、茶産業に絞って質問をいたしたいと思います。

この数十年來、基幹産業と言われ続けている川根茶の生産実態をより正確に把握するべく、調査を実行するに当たり、基礎データの収集等の手法について、どのような方法がベストなのか行政側の見解を伺いたいと思います。

この質問の趣旨は、産業としてのお茶生産の実態を行政が正確に把握することにより、全国にかつて名をはせた川根茶の存続とそれに携わるお茶生産農家の所得の向上、また一方、逆に、現在、経営を断念しようとし、耕作放棄をやむなくせざるを得ない農家とその農地の保全、荒廃茶園の防止、また他の農産物への転換に向けての今後の町の予算執行の羅針盤になることと考えるからであります。

本町の茶の生産実態を確実にを行うには、今年の26年の一番茶の生産時期に合わせて、採取の現況を徹底的に調査をすることが、現在、我が川根本町でどのぐらいのお茶が生産されているのか、やめたところはどこなのか、正確なデータを得る最良の方法と考えますが、どのように町長がお考えか伺いたいと思います。

お茶に関係する個人、諸団体の協力を得ながら調査を実行していくことになろうとは思いますが、南北に長く、標高の差がある集落、茶園を抱えている本町全体の調査を実行するに当たり、最も力強い実行部隊として、町内全体に平均して住居を構える本町職員諸君の協力を得ることが最も肝要と私は考えますが、鈴木町長のお考えはいかがでしょうか、伺います。

本町には140人弱の職員が在職し、日々種々の業務を遂行する中で多忙を極める状況は、私も熟知しております。今以上、職員諸君に仕事の上乗せを求めることは大変な過剰要求に映るかもしれませんが、地元の住民、自分の地形、茶園の状況を十二分に理解している職員の力をかりることは最も肝要なことと考えますが、いかがでしょうか、伺いたいと思います。

また、23回にわたる町政懇談会の中、私は14回しか出席できませんでしたが、町長は、至る機会、至る場所で、町の職員をもっと地元に戻すというよりも、もっと地元の住民との情報交換あるいは役場で知りたいこと、その窓口となって、町民から吸い上げてくるような仕事を地域支援という意味で、ぜひとも町職員に、多重な仕事の合間であろうとしてもお願いしたいということはおかねがね町長は申しておりますので、ぜひこの辺についてのお考えを再度伺いたいと思います。

続いて、2番目の質問でございます。

現在、川根本町において工事が進んでいるバイパス、この早期完成を目指しての質問でございます。

人口の少ない川根本町において、3カ所ものバイパス工事が現在進んでいることは、国・県の予算面での限度があり、迅速な完成には難があるとおかねがね聞いておりますが、3つのバイパス完成の優先順位があるとするならば、鈴木町長のお考えはどのようなのか伺いたいと思います。

さきの佐藤町長も過去の私の一般質問に対し、「3つのバイパスの中で、青部バイパスが最優先であると認識している」と答弁しております。私は、本町北部地域の出身議員としてのみならず、一町民として、青部バイパスの早期完成を願っているところでありますし、町民全ての願いでもあります。

2町合併後の南北地域間の活発な交流の実現、また近い将来、エコパークに認定されるであろう観光産業、そして川根本町の最大の企業、月給を支払っていただけるケーブルテクニカ株式会社などの製造業、また、島田、藤枝へ長い時間かけても頑張っている方の利便性の向上、また最大には、これから近い将来起こるであろうと言われております防災に対する緊急な人員・車両の配置、あるいは高齢化が進む中での救急搬出、搬出という言葉は失礼ですが、緊急医療面での迅速な対応の向上など、青部バイパスのトンネル早期完成は川根本町町民の悲願であることは言うまでもありません。立派な橋脚が2本完成し、その間のトンネル工事の余りにも長い遅延状態が続いている現状を、町長はどう思っているのか、忌憚のない意見を伺いたいと思います。

次に、バイパス早期完成のために、私たち町民ができて直接行動の可否について伺いたいと思います。

多くの町民の間には、旅費、弁当など自弁でも、関係機関に陳情活動をすぐにでも行いたいと言明している方が多数存在しております。このような町民の真剣な陳情活動を川根本町挙げて組織づくりを行う考えがあるか、町長に伺いたいと思います。

また、鈴木町長は、23回に及ぶ地域懇談会をはじめ、就任以来、あらゆる機会、あらゆる場所において、「井川から駿河湾に至る大井川流域は、この間、国政の谷間であったが、さきの2つの国政選挙の結果、3人もの地元代議士、国会議員を輩出することが実現し、今や政治の谷間から脱出することができたと考えている」と、自らの思いと期待を表明されてお

りますが、今後、国・県に対し、地元選出国會議員の力をどのように活用していくつもりであるのかお聞きしたいと思います。

以上、詳細にわたりましては一問一答で行います。

○議長（中田隆幸君） ここで暫時休憩をしたいと思います。

答弁は、休憩後、お願いいたします。

時間は1時まで休憩といたします。

休憩 午後 零時02分

再開 午後 1時00分

○議長（中田隆幸君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

先ほどの芹澤廣行議員の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、芹澤議員の質問にお答えをさせていただきます。

1点目の平成26年度一番茶の生産実態調査についてでございますけれども、これまでも、農家個々を訪問調査することは、現実的な問題として非常に難しいということが残っております。今までそうであったように、お茶の生産量については、町内の共同工場の生産量や川根茶業センターの取扱量なども推計をしていきたいというふうに思っております。明確な数字が出ないという可能性もありますけれども、より正確に出るように、詳細に収集をしていきたいというふうに思っております。

それから、2点目の地区別の摘採時期についての質問でございますけれども、御存じのとおり、南北に長い当町ですので、当然、茶の摘採時期はずれてくるということは、地域上、しようがないのかなというふうに思っております。例年ですと南部地区が4月下旬から始まります。北部地区が5月10日ごろから摘採が始まるというのが恒例でございますけれども、摘採時期は、県、大井川農協とともに、毎年生育調査をして茶園巡回を行って把握に努めているというのが現況でございます。

それから、3点目の放棄茶園の面積でございますけれども、現在、町内には約32haほどが存在しているということを確認しております。

4点目の農家の今後の生産動向については、昨年7月から12月にかけて、町内31共同工場の聞き取り調査や91個人工場へのアンケート調査及び聞き取り調査を行いました。その結果としては、総合支所管内の多くの茶農家では二番茶の収穫は行わず、一番茶のみの生産を行っており、茶工場の稼働率が低いということがわかりました。

今後の取り組みについても、茶工場が運営できる間は営農を継続していきたいという意見が多く聞かれました。

本町管内の共同工場では、一番茶及び二番茶が生産され、乗用茶刈り機などを利用し、共

同摘採、共同作業などへの取り組み姿勢も多く見られました。また、拡大意向を持つ工場も複数見られ、引き続きお茶の生産への意欲が見られたというのが現況でございます。

個人工場では、機械の稼働の限界が生産継続の一つの判断基準になっているということが考えられ、それを契機に加工をやめるという意向が多数を占める一方、少数ではございますけれども、規模拡大や機械更新を希望する方もおりました。

平成26年度も引き続き、農業室職員と農協の営農職員などで共同工場を中心に聞き取り調査を行い、動向把握に努めていきたいというふうに思っております。

次に、道路の整備についての質問です。

1つ目の青部、上長尾、富士城各バイパスの完成時期についての町長の考え方はどうだというような御質問がございました。

現在、本町内の国道事業は、青部及び富士城バイパス、それに過疎代行事業で施工中の町道高郷田野口停車場線（上長尾バイパス）の3路線です。このうち、特に早期の完成が望まれるのは青部バイパスです。合併前の旧中川根町と旧本川根町を文字どおり一つにする役目を持つばかりでなく、産業、観光面でも多大な効果があるというふうに思っております。

青部バイパスは、現在、元藤川と青部・下沢間間の藤沢橋が完成し、平成26年10月ごろには学校給食調理場前の県道に接続する取り合い道路まで供用開始する予定でございます。また、青部駅付近の道路工が施工されており、トンネル工事が残っておりますが、全線開通は平成30年代になるとの説明を受けております。県や国へは従来どおり、一日でも早い全面開通の要望を続けてまいりたいというふうに思っております。

次に、富士城バイパスです。川根本町の財産でもある南アルプスをユネスコエコパークとして登録すべく関係市町と活動していることもあり、静岡県側の玄関口として、静岡市・川根本町間の国道整備は今後ますます重要となつてまいります。また、平成28年4月から消防救急業務が静岡地域という枠組みで広域化されますが、大災害や大事故が発生した際の広域連携のためにも道路整備は重要となります。

当路線では、現在施工中の馬路トンネルから現道との接続箇所の区間では、延長が219mに及ぶ11号橋の架設が待たれるわけでございますけれども、当工区の完成は平成30年代になると説明を受けております。静岡市との交流、物流を活性化するため早期の完成が待たれておりますので、県や国への要望を引き続き行っていきたいというふうに思っております。

最後に、上長尾バイパスですが、現在の計画では、平成27年度末までに長尾川橋で国道に接続する予定でございます。それ以降の上長尾地区での道路詳細計画はまだ決まっていないようです。学校施設や公共施設が多くあることから、引き続きバイパス工事について、県・国に要望を続けてまいりたいというふうに思っております。

2点目のバイパス早期完成を目指して、町民のでき得る仕事、協力等についてでございますが、国道の早期完成のため、町はもちろん、国・県への要望活動は行っておりますけれども、住民の皆様が参加できる形について意見を述べさせていただきます。

静岡市と川根本町間の国道整備につきましては、静岡市・川根本町間国道バイパス建設促進期成同盟会を組織し、川根本町から静岡市羽鳥間の道路整備促進について、国・県や静岡市に対する要望活動を行っております。この組織には、旧本川根町になりますが、区長、議員の皆様にも参加をしていただいております。

このように、直接県や国への要望活動ばかりではなく、県は道路整備に関して皆様の御意見を伺う機会を設けております。県では、地域の皆様から今後の道づくりに関する意見を伺う場として、「みち～満ち・充ちミーティング」を開催しております。平成25年10月には、川根本町商工会女性部の皆様に御参加をいただき、会議が開催されました。その際には、国道バイパスの整備、水川地区国道の一日も早い災害復旧に加え、東日本大震災以降、節電のため間引きされている外灯を、歩行者が安全に通行できるよう点灯してもらいたいなど、女性の視点ならではの意見も出されたという経緯がございます。また、道づくりに関しての御意見についても県の広報紙等で募集をしております。そのような機会に、少しでも道路整備に関する御意見を発信していただきたいというふうに思っております。

国道・県道の整備に関しましては、皆様の御意見が町の意見でもありますので、皆様の御意見が現実になるよう、町も一緒になって頑張っていきたいというふうに思っております。

その中で、国・県の力が必要だという中で、国会議員にもお願いすべきじゃないかというようにお話がありましたけれども、当然の話で、そのようなことは毎度お願いをしているということもございますし、また、一緒に陳情等もお願いした経緯もあるということをお理解いただきたいと思いますというふうに思います。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 答弁が終わりましたので、再質問を許します。6番、芹澤廣行君。

○6番（芹澤廣行君） 再質問させていただきます。

1番目の地場産業、お茶についての実態調査については、今、町長のほうからあらまし現状を報告されたわけですがけれども、私が再度お願いしたい、質問したいのは、去年はちょっと凍霜害でやられましたけれども、今年の26年度の、地名から接岨にまでかけてお茶が出るわけですがけれども、この時期に本当に芽が出たものを摘むのか、摘まないのか、刈り落とすのか、本当にこういう実態調査を各戸別にやるしかないと思うんですね。

産業課で持っているデータもしばしお聞きしますけれども、余りにもアバウトで、では、実際に去年の25年、何ha摘採できたのか、何ヘクタール刈り落としたのか、こういうデータは全くないんですね。これはもう芽が出た瞬間に調べると。

それから、ちょっとさきの壇上でやらせてもらいまして、役場の職員の方の協力もぜひお願いしたいというのは、各地域に、ほとんどが平均して役場の職員の方がおるわけですね。この方に御足労を願いまして、産業課で欲しいデータを集める、そういう、何と申しますかね、アンケートの様式をしっかりとしたものをつくって、職員の皆さんにお願いできないかと。

この点について、まず1点、町長の考えをお伺いします。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） これまでも地区の懇談会でも申し上げたとおり、やはり今、区長さん、民生委員の方は非常に大変であるということも承知しておりますので、やはり地域の実情に詳しい職員が対応できるところまではしなければいけないなという思いから、あのような表現で、それぞれの地区の懇談会で申し上げました。そのことを今具体的にお茶の関係で御質問があったもんですから、そのことを踏まえて確実に対応できるような形で、少し職員等にも協力を得るという形で対応していきたいというふうに思います。

それがどのようなことを収集するのかというのは、まだ今言われたばかりで考えておりませんが、こういうことを調べたらいいだろうということも具体的に教えていただければ、そのようなことも対応していくということできたいというふうに思っておりますので、また御指導なり御指示をお願いしたいというふうに思います。

○議長（中田隆幸君） 6番、芹澤廣行君。

○6番（芹澤廣行君） ありがとうございます。

6月の一般質問には、正確ないいお答えが出ることを期待しております。

次に、1から4まで、これは一番茶の生産実態調査ということですが、この中で、私が、書かれた言葉の裏にある、こういう問題について少し触れてみたいと思います。

産業課をはじめ地名のセンター、本当に一生懸命茶業の振興というよりも維持、脱落しないというふうな面での活躍は見えているわけですが、その中で、基盤整備とか圃場の整備、あるいはいい育種の提供ということについては全く敬意を払うところではありますが、なぜ川根本町のお茶が衰退に至ったかという根本の理由は、摘採時期の問題にあると思うんです。沖縄に始まり、南九州、それから静岡の本土に上がりまして、静岡県でも榛南地域のお茶は大体終息してからやっと地名が始まるというぐらいのもので、ここに問題が最大あると思うんですね。

南九州のお茶が静岡の茶市場に流れ込んできて、市場の価格を形成する。そのときにはもう歯ぎしりをしながら自分の茶原を見てもまだ黒い芽しか出ていないと、そういう中で本当に5月の中旬にいいお茶ができたとしても、茶商並びに市場の相場が立っているから、いいお茶でもこれぐらいでしか買えないよというのが本当に川根のお茶の生産下の現状じゃないんでしょうか。

産業課は把握していると思われませんが、静岡県が一番茶の生産量、2万2,000tとも2万5,000tとも言われますが、川根本町の現状は、恐らく22万キロから25万キロ、220tから250tぐらいの間だと思われんですね。静岡県全体が一番茶の生産量の約1%、それしかないんです、川根本町。しかし、ネームバリューは先人の努力によってまだ全国にも、「川根茶」といっても全員が知るわけではないですけども、あつ、静岡にもそういうお茶があったなという認識は、生産量の何十倍もの、全国へのかつての宣伝、販売が功を奏した遺産が

残っているはずで。

この中で、私が一つ質問することは、川根本町がお茶の振興という基礎的な圃場の基盤整備をする以上に、何とか茶産地として、ある意味、足柄、狭山という、まだ静岡県以北の茶産地もございますが、緯度をはかり標高をはかれば、本当にこの川根地区は、全国の中でも最北端に位置する茶産地だと思うんです。寒くて標高が高い。当たり前に出芽が遅いんですね。

ここで提案し、町長にも所感を伺いたいんですけれども、この遅場を逆に逆手にとって宣伝の材料にはならないかと。静岡県の一番茶の1%しかない生産量だけれども、同じやぶきたの品種であるけれども、川根のお茶というものは、量は少ないけれども本当にうまいお茶ができるんだと、こういう意味での、いわゆる販売促進面での生産農家の所得向上というものを、これは産業課に限らず、企画課、商工観光課、全ての課を連動しながら、何とか農家の所得を向上するというふうな考えがあるかどうか、所管の課長でもいいですし、町長、この点についてお伺いします。

○議長（中田隆幸君） 産業課長、鳥本宗幸君。

○産業課長（鳥本宗幸君） 芹澤議員の何とかお茶の所得を上げるような施策をという質問でございます。

坂本議員の御質問にもお答えしましたけれども、まずは川根茶産地のPR、宣伝に今まで以上に努めていきたいということを考えております。先ほども申しましたけれども、全国茶品評会入賞茶等をはじめとした最高級の川根茶を皆さんに呈茶して飲んでいただくと、ああ、川根茶ってこんなにおいしいんだなという感想をほとんどの方がお持ちになります。そこを切り口に、川根茶のファンを増やすような施策をこれからもとっていきたいというふうに考えております。

○議長（中田隆幸君） 6番、芹澤廣行君。

○6番（芹澤廣行君） 今、産業課長の答弁は誠にそうだと思うんです。

昨年の11月に全国品評会の産地賞を我が町が受けまして、私が代理の代理で授賞式に出席しました。そこで、出品者の名前を言っても結構だと思うんです。川崎さん、土屋さん、相藤さん、3人と相部屋になって、4人で一晩お茶に関して話をしたんですね。そうすると、全品に出品するという3人、本当に上位に入賞してありがたい反面、非常に出品するまでには労力と経済的にも個人の負担が非常に重たいと。私らの後に続いてくれる人があるかどうかかわらんよというぐらいで、眠くなって寝てしまったわけですけどもね。

ただ、ここで私が言いたいのは、町長も篤農家という表現で言われましたけれども、その篤農家が全て全品出品者ではないと思うんですね。そういうお茶が川根町の静岡県で100分の1しかない中のまだ何百分の1しか生産されないものが、川根本町のお茶農家の所得向上にすぐつながるとは思えません。一番肝心なのは、29とか31と言われますが、大体品評会にも出さずに、組合の協議事項に基づいて摘採をして共同工場で生産をする農家、この農家の

所得をどうやって上げるかということに尽きると思うんですね。

これは、やはり静岡市場の価格を見ながら出荷をしているようでは、もう遅過ぎます。余りにもかわいそう過ぎます。もうここで居直って、川根のお茶は5月の中旬以降でなければ立派なお茶はできませんと、これぐらいの逆な意味での宣伝をするほうが、今の世の中、何だ、こんなに遅いところでうまいお茶があるのかというふうな意識を持つ方もいるし。

私は縁があって北海道に4年おりました。八十八夜というのは、北海道の主婦は全く感覚がないんですね。まだ雪が降っているんですよ。その中でお茶どころの話じゃなくて、花が咲くのは連休明けです、向こうは、芽が出るのは連休明け。しかも逆に、北海道は冬が長い。温かいものを飲む地域なんですね。北海道民680万人のうちの10%が68万人、5%であっても34万人なんです。その方が1キロ飲んでくれるだけでも川根本町のお茶は足らなくなるぐらいの現実なんですね。

私の意見になりますけれども、ちょっと聞いてください。

昨年的一般質問で質問した事項があります。中国へ、龍泉ですか、あるいはアメリカのニューヨーク、企画課を中心にお茶の拡販も兼ねて行ってきたと。立派なことです。しかし、結果としてどれぐらいの注文があったかと質問したら、全くゼロだと。このお金の金額を考えますと、私は一度、全て関係する方の協力を得ながら、未開拓である北海道の冬の長い地域に、本当においしいお茶を送ったらどうかという考えもあるんです。こっちで加工したものを送って、幾らで売ってくださいじゃなくて、ちょっと長くなりますけれども、明治の御維新から札幌、帯広、釧路、室蘭、根室、こういう大きな都市で、百何十年も茶業販売を営んでいる方がおります。そういうお茶屋さんにとにかく川根本町と直接お話しをして、向こうのお茶屋さんが所得が上がる、川根茶を荒茶で送りまして、「これは純粋な川根茶を使っても結構です。あるいは九州のお茶とまぜても結構ですから、あなたの店がもうかるように川根のお茶を一度使ってみてくれませんか」というぐらいのサンプルを送っても私はいいと思うんですね。そんなにお金はかかりません。

今年が一番茶と二番茶、それから三番と秋冬番が一緒になりますけれども、ある程度の量をまとめてくれるような共同工場にお願いしまして、それを役場が買い上げまして、北海道の本当に生計を立てて、地元での信用のあるお茶屋さんにもそういうものを送ることによって、そこを窓口にして川根のお茶が売れるという可能性も私はあると思うんですね。国外やニューヨークに目を向けるのではなくて、静岡空港から行けば1時間で飛んでいけるような、そういう消費地がまだあるということを、まず私は認識しております。これについて町長、何かございませんか

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 今言われたことはごもっともだと思います。その中で、特に、これから何が大事なかなという思いをしたときに、やはりお茶というのは、ある程度嗜好品でございますので、ブランド化というのは当然必要であろうという思いがあります。これで、先ほど

篤農家という言葉に少し否定的なお言葉をいただきましたけれども、私は、やはりこれまでのブランドイメージを守っていただいたのはそういう皆さんではないかなというふうに思っております。その中で、やはりこれまでつくっていただいたブランドというのを守らなければいけない。急展開して全てをなくすというわけには私は絶対いかないという思いの中では、当然ながら、そういう皆さんにもこれからがんばっていただく施策を打つべきだという思いがございます。

その中で、今言われたのは、多分サポーターの話だと思います。そのことが川根茶を好きだという方が口コミでやれば、その方は多分お茶を飲むでしょう。その皆さんが近所の皆さんにお裾分けするというようなシステムができるのではないかとということで、やはり口コミの宣伝が一番大きいという思いがあるものですから、やはり川根本町を好きだという方も増やしたい。その中で、特に好きな方は、川根茶というのも多分好きになっていただけるだろうという思いがあるものですから、そういうサポーターづくりをどうするかということが非常に大事だというふうに思っております。

その中で、来年度の予算では計上させていただきましたけれども、イメージ的に、この地域でもそうですが、やはりお葬式の香典返しぐらいのイメージしかないというのが、果たして川根茶でいいかどうかというのはございます。その中で、やはりイメージアップのためには、結婚式でも使ったらどうだと。これも例がないわけでございますので、田代の方は結婚式でやられたということも私承知しておったものですから、そのようなことで冠婚葬祭どちらでも使えるというようなイメージアップを図っていきたい。

それから今、いやしの里でも実証試験を行っております。お茶を食べる話ですが、その結果が9月ごろには出るだろうということもあるものですから、やはり宣伝の仕方は、私は掛川にならうべきことがあるというふうに思っております。

今、静岡県のお茶は川根茶より掛川茶のほうが有名になったというような評価も実はあります。これは簡単に言いますと宣伝の仕方が非常に上手だったということで、テレビにも取り上げられたということがあるものですから、私どもは、そういう多くの川根本町を好きな方、その方に川根茶を好きになっていただく、そういうサポーターづくりが一つの方法ではないかとということで、今言われた北海道にお知り合いがあるなら、その皆さんからもいろいろ発信していただいて、近所回りをまとめていただくというような中で、先ほどどなたかの質問で申し上げましたけれども、やはり篤農家の皆さんのしっかりつくった、高いお茶でもいいからこれが川根茶だというものの宣伝をして、それが当然ながら、温泉まんじゅうと一緒にして申し訳なかったんですが、そういうイメージで対抗することも一つの方法があるのではないかという思いです。

いずれにしましても、全国にまだ行き渡っていない中では、海外は少し早いかなとは思いますが、ある人はロシアあたりに売ったらどうだという方もおります。やはり寒いところではお茶を飲むという慣習があるものですから、やはりその辺のことも含めて、市場開

拓は異業種の方も含めて真剣に考える必要があるというふうに思っております。

○議長（中田隆幸君） 6番、芹澤廣行君。

○6番（芹澤廣行君） 町長の答弁のとおり、同じやぶきた品種でも高品質なものが川根茶ではとれると。しかし摘採時期は遅いと、量も少ないと。こういう3つの認識に基づいて、ぜひとも川根茶の販促というものを考えていただければいいと思います。

この件については、これで終わります。

最後に、その他という項でもう1点質問をさせていただきます。

(3)の放棄茶園の面積についてということと連関があるわけですがけれども、私が住む小長井地域でも、高齢化とか家屋がなくなってしまったということで、本当に放棄茶園が各地にあるわけですね。これについて、では転換作物をつくっていただけるといっても、その方の実態がないし、いたとしても非常に高齢化で、開墾をし直しても何年やれるかわからないような茶園が散在しております。

ここで私の一つの提案であり、また答えていただきたいんですけども、これは産業課と生涯学習課が主たる所轄になると思うんですけども、ある方が、これは茶農家じゃありません、地所も何も茶原のない方が、隣で茶原を見ながら、「何でこんなもったいないことをするんだよ」と。秋口には、今年とるつもりでならしただろうけれども、春過ぎになって摘採期になったらそのまま放置してしまって、秋までにぼさぼさになったと。「わしらがもし摘んでもよければ摘みたいよ」という方がいるんですね。小さな話ですけども、各区、各地区ごと、自分じゃもう摘めなくなったから、近所の衆で摘んだものを案分してもらえばいいから、何とかこのお茶を摘んでくれという方が調べれば必ずおります。この意味での実態調査をお願いしたいということの趣旨だったんですけどもね。

そういう中で、とにかく千頭、小長井、人が密集して、しかも観光客の出入りが多いようなところで、ぼさついた茶原の中に家が点在しているということは本当に恥ずかしいことなんです。これはどうぞ、みんな知恵を絞って、生涯学習課長さんもおられるし、昔、若いときには、人足賃をもらって茶を摘んだことがあるよというような方もおりますし、5月になると元気が出ちゃって医者に行かなくてもお茶摘んでいけば治るという時代もあったぐらいですからね。ぜひこの茶園を利用した、そういうお年寄りの活躍の場というふうなものも目指しながら、放棄茶園の解消という一石二鳥、一石三鳥のような、ぜひ行政側が知恵を出してもらいたいと思います。この辺、誰でも結構ですから、何かこういう質問に対してチャンスがあるんだという方はどうぞお答えください。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それに加えて、観光茶園というのはどうだろうという意見も、これまでもたくさん出ておりました。しかし、観光茶園がお茶の時期とやはり一緒になってしまうということで、加工施設は茶工場の関係等もあったり、いろいろ難しい問題が出てきて取りやめになったという経緯があります。

今の話も大変いい話だと思いますけれども、やはりそれを加工する施設等も確保しなければいけない、それから分散しているものをどうして集約して集めるかということもあるものですから、問題は多分たくさん出てくると思います。それがすぐできるとは私、今感じておりませんけれども、いわゆる観光の面からも含めて対応することは、当然ながら放棄茶園の解消につながるだろうという思いは持っておりますので、またいろいろなお知恵がございましたら担当課のほうへ言っていただいて、何とか具体化できれば、もっと楽しいような茶園管理ができるかもしれないなんて思いは常々持っておりますので、またいろいろな形で御指導いただければありがたいと思います。

○議長（中田隆幸君） 6番、芹澤廣行君。

○6番（芹澤廣行君） この件については、今年できるか来年できるかという緊急な課題ではございません。どうぞ3年4年かけて、そういう放棄茶園の問題とそれから耕作放棄地でまだ茶園が残っているものあたりをどうやって利用するか、ぜひ行政が知恵を絞ってやっていただきたいと思います。

時間があと7分しかございませんので、1番目の質疑はこれで終わりにしまして、2番目に移ってよろしいでしょうか。

○議長（中田隆幸君） はい。

○6番（芹澤廣行君） では、バイパスの問題で、私一昨年補欠選挙で当選させてもらって以来、この問題については一般質問でかなり行政側の考えを伺ってきたわけですがけれども、余り進歩がないなど。これは鈴木町長を責めるわけじゃありません。この大きな高品質の道路をつくるということは、先日、高郷バイパスの工事現場を見せてもらいましたとおり、1メートルをつくるのに非常に驚くほどのお金がかかるということは、私どもも認識しております。

ただ、青部バイパスのトンネルだけは、どうしても私は不思議でならないんですね。2本立派な橋がかかって、もう何年たつんですか。その間にトンネルを掘らないことによって、本当に崎平の発電所のあたりは、小型車でもすれ違いができないような現実が何年も続いているわけですね。これは個人の乗用車ならお互い交互にバックしながらやりますけれども、これが大型の観光バスとかあるいは10トン以上のダンプ、消防車あるいは救急車ということになると話は違うんですね。人の命を守るとか防災という意味で、あの道は本当に何とかしてもらいたいんです。

これは国・県が予算がどうのこうのということを私が昨年一般質問しましたところ、7月18日に県の土木事務所が文化会館に来てくれて、るる説明していただきました。予算面では、私は、ああ、そうかと納得せざるを得ないような数値なんですね。島田土木事務所が抱えている予算が年間160億円、そのうち川根本町には23億円もいっていると。逆に、一人頭になれば、島田・藤枝の人口割にすれば、川根本町の一人頭の予算額は島田・藤枝に比べれば、膨大なほうの倍いただいているわけですがけれども、何せ面積が広い。特に、国道の状態が悪

いということは、これは土木事務所も県も承知、国も承知していると思うんですよ。

ここで最後になりますけれども、町長、町民が本当に早く通してもらいたい、町長が号令をかければ、陳情運動にいつでもはせ参じるという人間がたくさんいます。どうぞ、そういうものを組織化しながら、かねがね鈴木町長が言っておられるように、この川根流域で二人の代議士、一人の国会議員を輩出している中で、何としても任期中、あと3年半以上ありますけれども、どうぞ鈴木町長、俺がいる間に通すぐらいの気構えで、ぜひ宣言をしていただきまして。頼みますよ。何かひとつ抱負を述べていただきたい。お願いします。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 俺がやるよと言いたい気持ちは十分ありますけれども、諸般の事情がわかると、なかなかそこまで確信持ってお答えできないのが非常に残念です。

そういう中で、今、予算の話が出ましたけれども、やはり簡単に言うと予算がつけばやってもらえるんです。なかなか予算がつかないというのがあります。それには少し事情もあるんですが、362号が非常に延々と続いております、町内へ。その中で、やはり3つのバイパスをやっているということが、工事が進まない一つの原因があるというふうに思っておりますのと、もう一つは、隣が全て政令指定都市になってしまったということがございまして、簡単に言いますと、国へどうじゃなくなってしまった、県へどうではなくなってしまったという面が実はあるんです。と申しますのは、362号のバイパスのときも、当時は静岡市と川根本町が期成同盟会をつくって県・国へ陳情して予算をつけていただいたという経緯がありますけれども、残念ながら今、静岡市は政令指定都市で、静岡市の安西橋の4車線化を最優先でやっているという現実がございます。

今、静岡市へ何度も陳情に地域の皆さんと行っておりますけれども、その中で言われるのは、やはり安西橋の4車線化が終わってからでないとなかなか奥のほうへ進めないというのは言われております。あれができれば、当然ながらだんだん奥へ、久能尾のほうまでは進んでくるだろうという経緯がありますけれども、私どもがもう少し静岡市と違うのは、あの362号の静岡バイパスは、もともと御存じのとおり、長島ダムに関連事項で最優先の要望事項であったということを国・県に忘れてもらっては困るということも申し上げております。そういう中で、国・県は知っています、そのことは。しかしながら、途中で少し現道タッチを進めるということになったもんですから、なかなか予算がつかなくなったという現状もあることは事実です。

今、島田土木事務所のお話がありましたけれども、以前は、長島ダムが完成する直後は、島田土木事務所の予算の半分以上が旧の本川根町にあったという時期もあったんです。そのぐらい、長島ダム関連で町の要望だということで国の予算をつけていただいたという経緯がありました。しかし、今はそれもなくなってしまったといいたいまいしょうか、意識にはあってもなかなか予算に反映しないというのが現況です。

それから、もうすぐ青部バイパス、これは当然ながら、合併の当時からやはりこのバイパ

スは2町合併のシンボルであるというようなことで、再三県のほうにはお願いしたという経緯があります。やはり早い時期にまだ完成しないと費用対効果にも影響するでしょうし、今あそこは橋だけかかっておりますけれども、トンネルができればすぐ使えるという状況ですので、やはりこれも皆さんと陳情に行ってお願ひするというのが妥当かというふうに思っております。

それから、地区懇なんかでも出たんですが、昔の春野町へ抜ける道路、これも大変道路状況は非常に悪いということも承知しております、特に下泉から奥の皆さんからは要望もたくさんありました。そのような中で、やはりそれらも改めて陳情する必要があるのではないかとということがございます。

それから、もう一つは、栗代バイパス。栗代バイパスも寸又峡の線を工事をやっても、いつ大型バスが通れるようになるかわからないというような状況で、当時から計画のありました栗代バイパスを復活してもらおうということも、当然ながら南アルプスマウンテンパーク構想の中では、入れていただけるような方向でしていく必要があるのではないかとということで、やはり道路事情が非常に悪いという中で、今やっている工事は早く完成してもらおうということ、陳情を皆さんとともに一緒にやりたいというふうに思っておりますので、いろいろな形で御協力いただければありがたいというふうに思います。

○議長（中田隆幸君） 6番、芹澤廣行君。

○6番（芹澤廣行君） この間、かつて長島ダムの国策以来の事例、鈴木町長が一番御存じだと思っておりますし、今説明されたとおりでと思います。

それはそれとして、本当に町民の願ひはそれに尽きるもの、またそれ以上に、観光資源として南アルプスが再度脚光を浴びる時代が近くなっていると思うんですね。それをなすがために、そこに登山客なり観光客を誘致する、その前提にもなる道路整備であります。大鐵の存続と現実に反するような道路の推進だと思いますけれども、何とかそこら辺は調整をしながら、また大鐵の再建もそうなんですけれども、井川線に走っているトロッコ電車、アプトは有名ですけれども、あのトロッコ電車ほどシチュエーションのいい軌道はないわけですよ。あそこまで県外のあるいは町外の方を誘導できれば、また一つ大鐵の車両運賃の確保という意味では、京都にある何とかという山陰鉄道を払い下げたトロッコ鉄道がございませぬ。あれ以上のシチュエーションがあるような、眠っているトロッコ電車なんです。それを利用していただくためにも、道路の整備というものを考えていく中で、町民も恐らく行政がこうしたいと、みんな頑張ってくれと声をかければ、100人中100人が応援団に回ってくると思います。

もう時間があと2分しかないものですから、これで終わりますけれども、ぜひ行政、我々を含めて、この問題については前向きに取り組んでいきたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（中田隆幸君） これで6番、芹澤廣行君の質問を終わります。

3番、野口直次君の発言を許します。3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） 3番の野口です。

12月に続きまして、一般質問をさせていただきます。

それこそ、もう皆さんが、今までの質問者が大変いい質問というか、私の言わんとすることも大変言っていただきまして、また重複したりして、町長さんほかの方にはまた始まったと思われるかもしれませんが、どうか私の質問にも答えていただきたいと思います。

では、始めさせていただきます。

それこそ、県下一番の伸び率の29%という当初予算が審議されております。その中に新規の事業として13載っております。小ぢやかなものは新婚さんの茶器セット贈呈事業の60万円、大きいのは皆さんの15億円の高度情報通信事業です。この13の中には非常にメニューがいっぱいあって、決して私、その60万円のことを批判するんじゃないくて、本当に私たちが思いつかなかった点等、いろいろ提示していただきまして、期待の中にも大きな数字の中で、とまどっている状態が今の私の現在でございます。

一般質問通告書に書いてあります質問事項1、これからのまちづくりの方向性を伺う。2番、国道早期復旧と農道水川西川原線の改良工事の見通しということで、2点挙げさせていただいて、その中で、1の中に（1）ということで、今後の情報通信整備事業の早期利活用。

（2）まちづくりは人づくり、具体的に進めていく中で、早期に夢づくり、まちづくりの委員会の設立を求める。

（3）町政懇談会の地区住民の意見・要望をどのように町政に反映させるか。

（4）川根高校への町としての今後の早急かつ具体的な取り組みを問う。

（5）集落存続のために、住民の小さな声を上げる相談の窓口一本化を要請する。

2番目としては、（1）として、ゴールデンウイークにこの国道が間に合うか。

（2）農道の今後の有効活用ということを一般質問に挙げさせていただきました。

早速1番の（1）からちょっとお話をさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

これからのまちづくりの方向性の中で、今後の情報通信整備事業の早期の利活用の考えを問うということなんですが、町長にお伺いいたします。

町民に多大な御負担をおかけして、大規模な実施に当たり、26年度の情報基盤整備事業として、今後検討していく利活用は、次年度、27年度ですね、ちょっと一休みするか、来年すぐにも利活用の行動に移すかということです。

続けてやらさせていただきます。

（2）まちづくりは人づくりというところですが、具体的に進めていく中で、私は町の懇談会に20回ほど出席させていただきました。懇談会に同行させていただくと、目は少年のように輝いて、本当に話好きで、ロマンを持っている方がおいでになります。年齢を問わず、

Uターン、Iターンの人たちを含めて、高校生も含めて、仲間づくりを早急に設立し、将来の施策に町民の声を反映してもらいたい。特に、60代から70代の、「シルバー」という言葉がどうかはよくわかりませんが、豊かな人生経験と職人肌を持ち合わせた人たちが身近にたくさんいます。その人たちにも町長が望むまちづくり、人づくりの参加をしていただく機会を与えてくれれば大変ありがたく思います。そうすれば大化けするパワーがあると思います。

次に、町政懇談会を23カ所開いたことに対して、私は高く評価したいと思います。町政懇談会のところに、先ほども述べたように、地区の意見・要望を今後どのように町政に具体的に反映させるかということをお教えいただきたいと思っています。

続きまして、(4)川根高校の町としての今後の早急かつ具体的な取り組みということですが、これは私の、大ぼらの大きな夢物語かとは思いますが、ちょっと聞いてください。

現在、川根高校は定員80名、今年の入学人数は四十数名、今後も町内の小・中学生の人数を見れば、来年の中学3年生の51名を除き、小学1年から中学2年まで、全町児童・生徒数が全学年40名以下、今年の小学2年生は全町で25名、全員が仮に川根高校に入学されても絶対数が足りません。そこで私なりに根本的に思っていることを述べます。

改革というのは、前例がなければ前例をつくっていただきながら、文科省、県、県教委などに相談して、川根路に、安心して子供の目線に立っていただける全寮制、特に町外ですね、約100名ほどの寄宿舎を学校に併設して、全国にこの自然に恵まれた教育環境をPRして、全国から山村留学生を広く募集する。また、私は余り学校のこと、教育のことはわかりませんが、もし教育特区のようなものがあれば、中学校を併設した中高一貫、小学生もと、ちょっとこれは欲張りかもしれませんが、への転換、夢を本当に現実にしないと、存続の危機は毎年毎年大きな話題でいくわけです。もう本当に私たちの町内の規模だけの考えということはどうしようもないようなところがあります。

また、後援会長さんなんかは、本当にそこらじゅうの、沼津のほうから浜松のほうに就職先を探していただいているというようなことも耳にしておりますし、本当に皆さん、議員の中からもありましたが、地域なくして川根高校はあり得ない、また川根高校を存続するには、県というよりも全国的に、とにかく私たちのほうからいろいろな発信をして、これがだめならまたあちらというような形で、とにかく死に物狂いでしていかないと、本当に存続というきれいごとの言葉じゃなくてこの町の衰退にもなると思いますので、どうかそれには行政に大きな負担もかかるとは思いますが、一体となって考えていただきたいと思っています。川根高校はもちろんです、町民も自分の子供だと思って他人ごとにならないように、これからもお互いにかかわりを持ち続けていただきたいと思っています。

それで(5)番です。集落存続ということですが、前回の12月の初質問でもさせていただきましたが、独居世帯が500人を超える町にあって、少子高齢化が着実に進む中、生活の基盤となる集落地区の班にあって、足元から組織崩壊の危険があります。その危機感、町全体に共通認識されていないことが集落存続の表面に出てこないことを一番心配しております。

あるばあちゃんが、80歳を超える方ですが、班の小さな役をやりたいが体が不自由で、周りを見てもみんな同じ、そんなことを班長さんにもなかなか言えない。また、隣地囲いの木が年々大きくなって、台風、突風を心配してなかなか眠れない。また、前にも言ったように、村の中に一生懸命皆さんが努力してはいただいているんですが、荒廃農地、雑草が村中に飛んでくる。また、納税の関係で、口座引き落としが1回なもので、うちの父ちゃんの給料の関係で、もし2回にかけてくれれば、わざわざ役場まで行かなくていいのにとか、昔のように隣人が近所にいないもんですから、年寄りのばあちゃんが寂しいと言ったら、「それはデイサービスでも行けばいいわ」と言ったら、そのおばあちゃんが「そういう問題よりもっと先のことだ」と逆に言われたそうです。また、何というんですかね、日中の治安の不安、また、町のほうから空き家を購入したが、手入れをしなくて、かえって以前の空き家のほうがよかったとか、ぼやが心配とかということが出ておりますので、町長、いつものようにまともらん話ですが、この5番も私のきょうのメインの中の二重丸のところですので、またお願いしたいと思います。

今度は、大きな2番でございますが、国道の早期復旧ということで、ゴールデンウィークに間に合うかなということを御質問しましたら、3月30日の島田土木事務所の発行チラシでは、私の質問のゴールデンウィーク中には工事が行われなくて、交通規制は対面通行可能だということではっております。とにかく5月下旬の開通を心待ちにしております。

チラシにもありますが、農道と仮設の迂回路、農道は斜面滑落に伴い、途中から急遽新設された農道です。この農道は、水川区の農道申請ということには当然なっておりますが、誰から見ても明らかに迂回路のために、農道と思われる雰囲気はありません。地元の区長さんをはじめ、地主が災害のために緊急事態ということで本当に同意したと思っておりますので、ただ、現況を見ていただいて、現地を通っていただいている方は非常にわかるんですが、砂利置き場あるいは竹やぶです。

昨年9月の補正予算で、約3,589万円の農道のお金、また来年度の予算で、今審議されている26年度に一部改良工事を含めて、舗装を入れて600万円が計上されています。早期解決するには、本当にいろいろなことがあったと思うんですが、いろいろな方法というのは一体どういう方法があったのか。それには陳情もあったでしょうし、また観光的に大切な生活道路でありますので、これからこういうことがこの地域に限らずいろいろなところで起きたときに、災害の早期復旧ということ国・県ばかりじゃなくて、私たちを含めて、道路の新設以上に、災害のときの道路のあり方、進め方ということをもう一度みんなで考えていながら、せつかくの大事なお金を使いますので、その辺、また町長、そのお考えというか、そんなことですが、どうか御理解していただきたいと思います。

まとめませんが、その点、幾つかの質問をいたしましたので、どうかよろしくお願いたします。

○議長（中田隆幸君） ただいまの野口直次君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、

鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、野口議員の質問に対しましてお答えをさせていただきます。

まず最初に、これからのまちづくりの方向性を伺うという中のほうから進めさせていただきます。

この町が抱えている大きな課題に、医療体制の問題、県下一高い高齢化率、若者人口の減少、基幹産業の低迷といったものがあります。こうした課題に対応していける体制をとるため、平成26年度予算の重点項目として、「安心して住めるまちづくり」「農林業が元気で豊かな経験・自然を生かしたまちづくり」「交流とふれあいのまちづくり」を掲げました。

野口議員の質問の最初にあります高度情報基盤整備事業の推進については、町が抱えている課題解決のために必要なインフラ整備です。情報通信における格差を解消するとともに、早期に利活用ができる環境を整備することを重点に置いて事業を進めてまいります。同報無線の代替えという位置づけでもあり、防災対策として、各世帯に設置する端末機や固定カメラなどの経費は計上をしておりますが、それ以外の利活用については、その後に検討を進めていく段階になります。

現在進めている遠隔医療支援事業に、「ふじのくにネットワーク」があります。その中で、県立総合病院とのインターネット接続をNTTのADSL専用線2本を利用し、年間約二十数万円の経費がかかっております。今後、高度情報基盤整備事業におけるネットワークが完成した時点で、運営事業者の光ファイバー接続に切り替える考えでございます。ADSL回線と比較して、高速大容量の通信環境が整います。より事業効果が上がることが期待をされております。また、高齢者に対しての利活用については、関係機関とも十分に協議しながら利用しやすいものを検討していきたいというふうに思っております。

早期の利活用については、「安心して住めるまちづくり」を進めるため、同報無線を含む防災対策、医療に関する利活用とし、できる限り早い時期に、その他の利活用が可能となるように対応をしていきたいというふうに考えております。

次に、まちづくりは人づくり、具体的に進める中で、早期に夢づくり、まちづくりの委員会設立を求めるという質問でございました。

夢づくり、まちづくりの委員会設立を求めるとあります。余りにも広い内容だと思いますので、ここでは町全体での計画と捉え、総合計画のことを実施例にとり、回答をさせていただきます。

町の第1次総合計画につきましては、平成23年度から策定され、町民の方々の声を反映させるために、子どもワークショップから始め、たび重なる協議の場を設け、庁舎内検討委員会、総合計画策定委員会の審議を得て策定をされております。総合計画の中では、基本構想の中に人づくりやまちづくりに関しまして具体的な方向性が示され、基本計画の中には、具体的な施策が掲載をされております。

このため、今後、改めて総合計画に関しての委員会等を立ち上げることは考えてはおりま

せん。また、基本計画の中の具体的な施策の中での各分野の策定委員会、審議委員会等の立ち上げにつきましては、必要と思えば各課で対応し立ち上げていると認識をしております。

議員がおっしゃる夢づくり、まちづくりの委員会設立を求めているということでございますけれども、各施策では、町民の声を聞くために、必ず委員会等を設置していると認識をしておりますので、改めて夢づくり、まちづくりの委員会等の設立については、現在のところは考えておりません。しかし、今、同じような名前でございますけれども、夢づくり懇話会というのがございまして、それぞれの分野で活躍されている皆さんが集まって委員会を対応しているというのがございます。

それから、次に、町政懇談会の地区住民からの意見・要望をどのように町政に反映させるかという質問がございました。

議員も多く地区懇に出席されましたのでおわかりのとおり、情報基盤整備事業に対する御質問や地域格差が生じないように、要望やランニングコストを心配される意見、また茶価の低迷や郊外茶園、野生動物による獣害、保育や子育てに関する問題、小・中学校の統廃合のこと、若者定住と就労先の問題、高齢化、介護、空き家、避難所や孤立化などの災害対策、大井川の堆砂問題、バイパスや地区内の道路整備の状況や要望など、実に様々な意見が出ました。これらの問題や要望は一朝一夕に解決できる問題ではありません。地区懇談会を重ねていく過程で、行政と議会との問題認識の共有化が図れるというふうに感じておりますので、今後は優先順序をつけながら、行政と議会が車の両輪となって、この問題を一つ一つ解決していく必要があるというふうに考えております。

4番目の質問でございます。これにつきましては、後ほど教育長のほうからも述べさせていただきますけれども、大まかに説明をさせていただきます。

川根本町の設置する学校と県が設置する学校についての管理運営上の違いが明確化されております。川根本町が設置する小学校及び中学校にあっては、学校の設置管理に関する事項と教育事業の実施に関する事項の大半は、町の教育委員会に権限があります。しかし、川根高校は設置者が静岡県であることから、町教育委員会との直接的な権限関係は存在しておりません。したがって、川根高校の学校経営あるいは運営上にかかわる事項については静岡県の県教委の所管事項であり、直接町が関与することはできません。

町ができることは、川根高校に対しての側面的な支援であることをまず御理解をいただきたいというふうに思っております。目下、川根高校が募集する沼津から掛川までの遠隔地の裁量枠生徒の下宿の問題と大井川鐵道のダイヤ改正に伴う通学環境の激変問題という、2つの緊急を要する課題が存在をしております。町としては、これらについて支援策を講ずるという手だてをしております。

下宿については、当該生徒の負担軽減を図る目的で、下宿代の一部を補助する制度を設けております。また、下宿先の確保のため、徳山診療所の住宅部分を宿泊施設として無償提供し、26年度4月の入学に間に合わせるべく準備を今進めているところでございます。

大井川鐵道のダイヤ改正に伴う通学環境の激変問題については、その対策として、町がマイクロバスを購入し川根高校に無償貸与するとともに、この運行に係る直接及び間接経費及び発注から納車までの約4カ月かかると言われておりますその間のバスの借上代と、それに伴う運行経費を補助すべく予算化をいたしたところでございます。

次に、集落の存続のため、住民の小さな声を取り上げるという御質問がございました。

議員のおっしゃる住民の小さな声とは、独居老人など、ふだん行政に対する意見や要望などが届きにくい方のことと推察いたしておりますけれども、私が日ごろ申し上げております役場職員が地域の行事などに積極的に参加し、地域の支援を行う中、地域の皆様方の声をお聞きすることができるようになるのではないかとこのように思っております。また、職員のいない地区もあるわけですので、現在調査設計中の情報基盤整備で、各家庭に配置を予定しております受信機は双方向性を持ちますので、この受信機を使っていただくというような利用をしていただき、意見や要望などを聞けるシステムを今後考えていく必要があるというふうに考えております。

次に、水川地区の農道の関係でございまして。

国道362号斜面崩落復旧工事がゴールデンウィークに間に合うかという御質問でございましたけれども、これは広報等でお知らせをしております。

昨年5月1日に、水川地区国道362号に斜面崩落が発生し、それ以降通行どめとなり、迂回路での片側交互通行になっております。

静岡県土木事務所では、災害発生直後より迂回路の確保、復旧工事のための地質調査等に着手し、10月から法面を施工しております。

現在の工事進捗状況は、上段の法面の施工が完了し、3月からは崩落した土砂の撤去が行われております。土砂撤去後は、下段の法面を安定させるため、モルタル吹きつけが施工されます。

今後の迂回方法は、4月から現国道での片側交互交通へ変更となることが予定されております。4月中旬までは24時間規制されておりますけれども、中旬以降は昼間のみの交通整理人による片側交互通行、夜間は開放となる予定でございまして。

以上の迂回路変更につきましては、先ほど申し上げました3月13日に町内全世帯へ回覧、町のホームページに掲載をさせていただいております。

町といたしましても早期の復旧を静岡県土木事務所に要望をしてきたところでございますけれども、全面開放は現時点では、5月初旬になる見込みであるというような報告がございまして。

国道・県道につきましては、町道路網の大動脈であり、私たちの生活に欠くことができないものであります。そのため、その維持管理あるいは拡幅改良につきましては、機会があるごとに静岡県に対しまして要望をいたしているところでございます。

農道として、今後の利活用についての質問がございました。

農道水川西川原線につきましては、本年度に新設をし、現在は国道362号斜面崩落に伴い迂回路として暫定供用を行っております。国道災害復旧工事が完了後、本来の整備目的である農道として再整備を行い、茶園等の管理に利用をしていただくこととなります。

現在、迂回路として利用している区域には、河川区域及び官地が存在をしております。そのため、今後農道としての利便性を向上させるため、現在の道路より東側に道路を計画する必要がありますが、河川区域であることから河川法上の規制を受け、具体的には土地を掘削や盛り土するためには河川管理者の許可を得る必要があります。可能な範囲で地元の皆様と協議をしまして農道整備をしていきたいというふうに考えております。また、地元として、またいろいろな形で御協力をお願いできればありがたいというふうに思っております。

答弁にかえさせていただきます。

○議長（中田隆幸君） 答弁が終わりましたので、再質問を許します。3番、野口直次君。

ちょっと待ってください。教育長、大橋慶士君。

○教育長（大橋慶士君） 野口議員のおっしゃる川根高校の存続の問題については、非常に重要な問題であると、私共も促えています。したがって、野口議員が言われるように、これは全町挙げてやっぱり取り組まなければならないということはわかっております。

ただ、町長の答弁の中にもありましたように、実は、川根高校は県立高校であるということで、設置者が県であります。したがって、県教委が学校経営とか運営上の権限を持っております。その関係で、いわゆる町の教育委員会から直接学校経営のことに對して物を申すということはできません。ですから、先ほど町長が申したように、側面的な支援をするしかないということです。これは町民もそうなんです、これは側面的に支援をしていくという。

ですから、川根高校に対して、例えば川根高校のよさを町民の方がPRしていただく、そして同時に、町民の方も川根高校への子弟の進学を考えていただくとか、そういう形で側面的に支援をしていただくという、こういうことが非常に大事であるということです。私も川根高校の校長先生に対しては、これは外に向かってPRはしますよということは言いました。したがって、川根高校も独自でPRに努めてくださいと。

教育の内容は、見るとわかりますけれども、かなり、いわゆる事細かに生徒の指導をしております。そして、授業参観をすればわかりますけれども、非常に少人数で徹底した教育をしております。そして、なおかつ課外でも教員がきちっと面倒を見てくれるということで、大学進学に関してもサポートをしています。そして、なおかつ川根高校は、これは1人専門の進路というか就職、それから進学も含めて、きちっと対応する教員を持っております。その方が事細かにそれぞれの生徒に対しての指導もしているということで、非常に綿密な教育というものが整っております。その点を皆さん理解をしていただいて、町民の方全員でやっぱりそれを、川根高校のよさというものを内外にアピールしていただくと、それが非常に大事かと思えます。

町の支援としては、主として、やはり補助的なお金の面での補助が中心になるかと思いま

す。そういう意味で、今回も大井川鐵道に関する件も、そして下宿に関する件も、主として補助という形で出させていただきます。

それから、もう一つ言わせていただければ、これは同窓会も含めて支援を考えていただきたいということです。

今回、下宿の問題で、同窓会も非常に努力をしていただきました。しかし、今後、川根高校が遠隔地からの裁量枠で入ってくる生徒が、例えば今、川根高校が考えているのは、1年でマックス7名ぐらいを考えております。その場合に、マックスで考えられると3年間で21名おるわけです。21名の下宿生をきちっと面倒見る施設というのが当然必要になってくるわけです。そのためには、川根高校自身がそういう寮をつくるというのは非常に難しい状況にあるかと思えます。これは当然のことながら、県のこれからの高校教育の将来の見通しというものは当然あるかと思えます。その中で、そういう県立高校に対して全寮制とか寮というものを整えるかどうかということは、これ別問題であります。

したがって、それに関しては、例えば今回、徳山の診療所のところを下宿生の一時的な施設として無償貸与するということが行われましたけれども、これは町、町民とそれから同窓会を含めて、今後、そういう下宿についての施設ですね、こういうものを建てるような計画をきちっと持って行ってほしい。これも当然川根高校の存続を考えるのであれば、寄附を集めるとか何らかの手だてをしてほしいと思えます。そういうことで、側面的支援しかできないということをおまじ御理解いただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（中田隆幸君） 答弁が終わりましたので、再質問を許します。3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） 今、町長と教育長さんからお話ししていただきましたので、ちょっと質問が飛びますけれども、今の川根高校の件を先にやらさせていただきます。

それこそ、本当に町長をはじめ教育長さんに、県立と町との壁の厚さというものを教えていただきながら、私もある程度、当然そこはある中で大きな夢物語を言ったんですけれども、本当に、では町で一生懸命側面的支援をしていただき、当然また町民もそれを盛り上げていくということは大変大切なことですので、今後ともよろしく支援等をお願いしたいと思います。

でも、私が一番心配するのは、どこまでいっても、それでは県立あるいは町立ということはここで議論できる立場ではないことはよくわかるんですが、では本当にこの静岡県の中で住んでいる者たちの、その地域の、ここは町ですけれども、市でも、そのときに非常に何かあったときには、当然陳情とかいろいろな形で県にお願いしているとは思いますが、ただ、本当に従来のやり方では、先ほども述べたように、時間がないという悪いんですが、本当に現実に生徒・児童の減少はこの地域では目に見えておりますので、何とかそういう、さっき非常識で勉強不足で悪かったんですが、特区ということをやったんですが、とにかく何らかの方法ということで私たちも勉強しますし、また講演会、当然県立でありますので、県あ

るいは川根高校もあれですけれども、みんなで何か、言葉は悪いんですが打開していくということを、さらに努力していただくということをお願いして、この（４）は、お話を閉じさせていただきます。

○議長（中田隆幸君） いいですか、答弁は。教育長、大橋慶士君。

○教育長（大橋慶士君） 少し補足させていただきますと、側面的支援というお話をしましたけれども、もう一つは、今、中高連携型ということでやっております。その中高連携の中で、教育についての話し合いをすることは可能でございます。したがって、川根高校に中高連携の話し合いの中で、川根高校の今後の持っていく方というものを校長先生に相談するということが可能ですので、その方向で進めたいとは考えております。

それから、もう一つ、先ほど小中高というお話が出ましたけれども、小中に関して、これは一つは、いわゆる小中連携型のものも考えなければいけない。そして、中高連携型ということで考えていけば、将来的には小中高という一つの連携型の教育というものも当然考え得るだろうということです。

ですから、いろいろな方法がございますので、その中で川根本町にとって、例えば各小学校、中学校がありますけれども、それぞれの地域の中での小学校、中学校、これの特色がありますから、それぞれの中で小中を連携するのか、小中高を連携するのかということも含めて可能性を考えまして、それで最適なものを今後考えていきたいということでございます。

以上でございます。

○議長（中田隆幸君） ３番、野口直次君。

○３番（野口直次君） 今、教育長からお話あったんですが、今年新聞にも載ってございましたけれども、町がいろいろなことでキャリア教育とか新規の事業を立ち上げていただいて、この町にはどういう教育がいいのかと本当に真摯に勉強していただきまして、また検討していくということを言っておられますので、その中で、私は、最初はやはり合併ありき、統合ありきということを思っていたんですが、やはりいろいろな見方が大変あると思いますので、教育長も長い期間はかけられないと言っておりますけれども、いろいろな面で本当にこれからの学校教育、特にこの地元のあり方をぜひ考えていただきたいと思います。

私も私なりにまた２年ぐらいはそういうことも視察をさせていただきたい、あるいは教育委員会は教育委員のいろいろあれもあるでしょうけれども、また職員の方で学校教育に携わっている方もおります。そういう人たちの意見を聞きながら一つの町の方向も、皆さん考えていることは、子供たちによりよい教育だということは共通しておりますので、ぜひ町長はじめ、今の教育長の言うように、十分というか存分にいろいろやってみていただきたいと思いますので、また私たちもその中でいろいろな意見もあれば、当然機会ごとにお話しはさせていただきますので、よろしく願いいたします。

議長、続けて、先の質問をよろしいですか。

○議長（中田隆幸君） ほかの質問に変えてください。

○3番（野口直次君） それでは、よろしく申し上げます。

すみません、話が長くなって申し訳ありません。

最初のところの情報通信整備事業の早期活用ということで町長に問い合わせしましたが、急に私が来年やれよと言っても無理な話で、できるだけ早く利活用のほうを検討するということを言っていました。

私としては、今最低限必要とする基盤整備は、町民が考え、想像するよりもまだまだ隔たりがあり、説明も不十分とも思われる点があります。町民にさらなる御負担をおかけするわけですが、今後の利活用は、継続して27年度にやるべきだと私は思います。それには当然予算とか行政の準備もあるかとは思いますが、ただ、私が思うのは、いろいろな事業を聞いていますと、もう少し利活用を取り入れたほうがいいんじゃないかなというところが二、三ありますので、その中で一つ、二つ、私なりに、私がこれは必要だと思うところをちょっと、時間が少ない中だけど、述べさせていただきます。

関係機関との協議が必要でしょうが、端末機による緊急通報、ワンタッチで管轄の消防署や警察署に連絡できるシステム、また見守りサポートの中でちょっとおもしろかったのですが、町外に在住する御家族が川根本町内の御両親の状況を確認できるということと、福祉課等が進めている緊急通報システムサービスとの兼ね合いが、簡単ではないとは思いますが、次年度と言わず、少しでも早い年度にできたらいいなと思いますので、その辺も一つの町民の意見としてお聞きしていただきたいと思います。その辺、町長のお考えをお願いいたします。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） 野口議員のただいまの中で、まず消防署や警察署等へのサービスでありますけれども、それにつきましては、現在有料で利用できるサービスであるIP電話サービスの中で、管轄する消防署や警察署などに電話がかけられるような方策を今進めていきたいと考えております。

それと町外の家族ですけれども、これは恐らく運営事業者によるインターネットに入っていた中でのサービスになるのではないかと思います。直接町のサービスというよりも、やはりインターネット環境の中におけるサービスでは提供できると思います。

それと福祉や緊急情報サービスのことでありますが、これにつきましては、当然町のほうのお知らせ等の中で受け取った方が、受け取った内容を確認したというような形で返答できる、そういう形のサービスは考えられていくと思います。ただ、一つには、それを情報だけ受け取るのではなくて、その方とのコンタクトを図る実際の間人ですね、人のサービスが必ずついていかなくてはならないので、それはただ機械の中でのというか、情報の中でのサービスだけではなくて、町の中でもそれぞれの福祉課とそれとか社会福祉協議会といろいろな見守りをする方たちとの連携が必要になってくると考えております。その面では、すぐという形のシステムをつくるにはもう少しお時間をいただきたいということでお答えをさせて

いただきます。

○議長（中田隆幸君） 3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） 今、企画課長のほうからお話があったんですが、本当にそうやってお互いにわからんところを聞きながら、私も本当に覚えが悪いんですが、聞いても聞いても、また企画の方、情報室の方に教えていただいた中で少しずつ理解することが多いんですが、その点、先ほども述べたかもしれないですが、町民にせっかくこういう立派な15億円の宝物でこういう事業をやるもんですから、本当にみんなものあるいは地域のものということで、みんなで、課というばかりじゃなくて、全体でとにかく先ほど言ったように大きなお金を皆さんに御負担かけるもんですから、何とか人並みというか、町の新しいシステムに負けないような高度情報通信のこれからの利活用を考えていただきたいと思います。

○議長（中田隆幸君） 福祉課長、前田修児君。

○福祉課長（前田修児君） ただいま福祉課サイドでも、今緊急通報のお話が出ましたけれども、私どももこの間も少し議員の皆さんにお話をさせていただきましたけれども、緊急通報、実例では5件ほど効果があったというお話をしましたけれども、非常に大事なことは、余り変わったものにしないということが僕は非常に大事だと思います。今は非常になれているボタン式のものを使っただいておりますけれども、そこのところは余り急激にやっぱり端末でまた変えてしまうと、そこら辺は非常に怖いなど、そんなふう考えております。そこら辺はまだ、今、企画課長が言ったように、具体的な相談はありませんので、今後、利活用につきましては、そこら辺を踏まえて、高齢の方が本当に緊急のときに間違いなく使っただけ、そういうふうなシステムをやっぱり構築しなければいけないと思っていますので、またそこら辺は時間をいただいて検討をしていきたいと思っています。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） ありがとうございます。

それこそ、今の話は本当に前向きにやっていただくということで、また私たちもできる範囲でまた御協力できることがあればやっていきたいと思っていますので、本当に大きなお荷物を背中にしよわせて皆さんに御負担をかけるわけですが、御負担というか、町民というよりも皆さん行政マンにも大きな負担をかけると思いますが、無理のない中で、やはり先ほど言ったような便利に使えるというものを基本にして、今後事業をやっていただきたいと思っています。

それで、ほかの質問をやらせてもらっていいですか。

○議長（中田隆幸君） 次の質問にしてください。

○3番（野口直次君） では、次の質問に移らせていただきます。

2と3ですね、まちづくりは人づくり、それと町政懇談会の地区の住民の意見というのをちょっとまとめて関連いたしますが、提案というか私なりに考えたんですが、やはり今の3

役は、非常に本当に簡単に、さっき最大評価してしまったかどうかわかりませんが、23回と簡単に言いますが、本当によく地区を細かく、この川根本町の寸又峡から地名まで回っていただいたと思います。

その中で、私も町政懇談会で気がつかなかったことが一つありまして、実は、私は役場に5分か7分で来ることができるんですが、本当に川根本町は南北に長くて、例えば寸又峡という往復1時間半かかるだよと言われたわけです。本当に改めて地域の距離感がありますので、その辺をくどくなりますけれども、いろいろな高度情報整備事業でも何でもいいんですが、時間を短くできる方法を考えていただくと同時に、やはり遠いところの、これぐらいは北海道かどこかから見れば遠くはないんでしょうけれども、やはり地域時間差ということがこれからの行政の中に一つ、たかが40分、たかが5分といいますけれども、何らかの施策の中に、時間ということも一つ考えていただくことも必要ではないかなと思いました。

それで、その中で、今、御年輩の方あるいは若い人たちもいますけれども、本当に意識の改革というか、特に私びっくりしたんですが、中学生なんかは、私がお会いするのは男の子のほうが多いんですが、非常に挨拶なんかでもできるようになりましたし、また、ちょっとしたことで、おじさん、これ落ちてるよとか、そういう私たちの一時失われていた何かがまた子供たちの中に復活してくるようなところも見られますので、本当にこれからの中で、教育なんていうのは結果しかわからんと言いますから、そのときにやはり、先ほども言ったように重複しますが、教育の大切さの中に努力をしていただきたいと思います。

それで、この3役、町長を含めて、どうでしょう、ある程度、月に1回というのは無理にしても、町民にロビーでもどこでもいいんですが、やはり話しをするところがあればね、小さな声も聞き取ったり、あるいは私もそうですけれども、意外と知らないこと、ひょっとアイデアを出す方もありますので、その辺をやっていただきたいと思います。続きまして……

○議長（中田隆幸君） 地区間の時間差についてはいいですか。

○3番（野口直次君） 今の話は、答えはよろしいです、思いが90%入っているので。ただそういうこともあるということだけ御理解してください。

○議長（中田隆幸君） 簡潔にひとつよろしくお願いします。

町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） ロビーあたりで町政懇談会の小さいものをやったらどうだという意見がありました。

私、実はあちこちで、特に歓迎しているのは、若い女性の集まりの皆さんにお話ししたいんですが、多くの方と、呼ばれれば行くようにしております。自分から積極的に行かんことはないんですが、何かの会があるから来てほしいという要請があれば、なるべく調整がつく限りは行くというようなスタンスを持っているものですから、また何かありましたら呼んでいただければ、なるべく調整して出たいと。それで、いろいろな御意見を聞きながら行政に

反映したいというふうな意識でおりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（中田隆幸君） 3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） すみません、時間がありませんので簡潔にお話しさせていただきます。

それこそ、集落の存続のことを私もお話ししたんですが、これからやっぱり町長も言っておられますけれども、地区地区に職員もおいでになりますので、町長を含めて、議員、職員も小さな便利屋さんというような感じで、これからも地区を見守っていただきたいと思ひます。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中田隆幸君） 野口直次君の質問を終わります。

ここで暫時休憩をとりたいと思ひます。時間は45分まで。再開は45分から行ひます。

休憩 午後 2時35分

再開 午後 2時46分

○議長（中田隆幸君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

11番、小藪侃一郎君、発言を許します。11番、小藪侃一郎君。

○11番（小藪侃一郎君） 11番、小藪でございます。

きょうは一般質問者が8人ということで7番目でございます。檀上からは2点大きい項目を、地区懇談会について、各地区の懇談会を町長はどのように捉えたかを1点、それから、地区懇談会の中から情報基盤整備について当初予算計上の理由を問うと、こういうことで檀上からは2点大きい項目でお聞きしたいと思います。小さい項目はまた再質問の中でそれぞれお伺ひしていきたいと思ひます。

鈴木町長は、約5カ月が過ぎました。10月の就任当初から各地区で地区懇談会を開催したいという考えを強く持っていたことは承知しておりました。町長は、早速に、12月26日から瀬平地区振興センターから始めました。私は、地元の祭り事で1回だけ出席できませんでした。23回中22回出席させていただきました。毎回、副町長、教育長の自己紹介から始まり、2人の誠実な姿勢が理解されたと感じます。町長の町政への熱い思いあるいは考えを二十数分にわたり訴える姿は、長い政治経験がいかに発揮された時間だと感じられました。

お話は、職員に対し、規律、礼節、時間を守ることを、各地区の祭り事、行事等に積極的に参加し、町民の思いを感じ取り、行政に反映させてほしいと思っているということ、住民の皆さんは職員を活用してほしいと語りかけることから始まり、まちづくりは人づくり、お年寄りが生き生きしていることが若者の定住につながる、「千年の学校」への思い、また、行政と企業、事業者とも懇談会等を持って連携をして、Iターン、Uターン、また空き家対策を含め、庁舎内に担当窓口を設置するというようなこと、町の基幹作物のお茶は、低迷に悩

むだけでなく、今までとは違った視点を変えた切り口で茶業問題を捉えていくことも必要、販路拡大の一環として、結婚式のお祝い事にお茶を使うため予算に反映させていくということ、荒廃農地は、転換作物も解決策の一つであるとしておりました。

また、長野県、山梨県、静岡県の10市町村にわたる南アルプスユネスコエコパークの6月ごろの登録を期待していること、南アルプス国立公園の50周年の年であること、また全国の5つの原生林保全地域を紹介し、光南麓に広がる原生林保全地域を核にした世界自然遺産登録の可能性は、本州ではここだけだと熱心に語り、「政治の谷間」と言われたのは昔のこと、今では、地元で深くかかわる国会議員に力添えを仰ぎつつ、森林管理署とも話し合いを進め、左岸林道の復活整備をし、お立ち台から千頭ダムの周遊につなげたいと話されておりました。以前、私も議会一般質問のために、大根沢まで現地観察に行ったことがございます。寸又川の左岸林道の雄大な景色がその話を聞きながらよみがえりました。

また、大鐵の深刻な経営状況と間引き運転の影響、そして同報無線の老朽化の対策もあり、この町に合った情報基盤整備をしたい。使わない人は無料、使う人は有料で応分の負担をしてもらおうというふうに話されておりました。

少子化と小学校の問題も多く質問がありました。教育長の豊富な経験と知見で、川根本町に合う教育論を披露されておりました。これに対し、うなずく町民の姿が印象に残りました。

その後、情報担当室による基盤整備の説明があり、懇談会に移行して、各地区の意向、課題が皆さんから出されました。

町長の話の忠実に再現していきますと二十数分かかりますので要約いたしました。足りない部分は補充あるいは訂正していただき、地区懇談会での町長の所見をお伺いいたします。これが1点でございます。

2点目は、情報通信基盤整備15億2,300万円の当初予算計上について伺います。

昨年11月14日に、高度情報通信基盤整備計画説明会がございました。これが町当局から選挙後、新・現議員に説明した最初のものであります。担当者から42ページにもわたるパワーポイントによる説明だったわけでありまして。1、計画樹立からこれまでの経緯、2、町を取り巻く環境と町の現状、3、現在計画している事業計画（案）、考えられる財源と今後の進め方というものであります。

12月11日開会の第4回定例会で、平成25年度一般会計補正予算4,494万円の調査設計業務プロポーザル契約が上程されて、議会で議決、繰越明許に設定されました後も説明が乏しく、6月議会での予算上程かと思っておりましたが、3月今議会の当初予算に計上されたことを、町民とともに議員も戸惑いを感じた者が少なくないと思います。町長のスピード感を持ってやるスタイルも説明不足ではいかなものかという疑問でございます。

事業概要説明は、地区懇談会の一部としてありましたが、事業計画の大ざっぱな説明にすぎず、質問に対し、詳しいことはまだ検討中で答えられない、わかったらまたこのような場で説明やお知らせをすると町は約束したわけでございます。3月の広報紙では特集4ページ

がございましたが、終わった後の参加者の意見でも、どのようなものになるかわからないから質問のしようがないというのが現実であったわけであります。説明資料内容も変わった部分もございます。初めの会場と終わりの会場では違った捉え方もあります。

そういうことで、3月当初に上げた理由、先ほど一般質問の回答の中で、国の予算のことも説明されましたけれども、理解できますけれども、そういうことで2点をお伺いしたいと思います。あとはまた再質問の中でお伺いしていきます。よろしくお願いいたします。

○議長（中田隆幸君） ただいまの小藪侃一郎君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、小藪議員にお答えをさせていただきます。

まず最初に、地区の懇談会でどのような感じを受けておったかというようなことが大きいテーマでございました。

その中には、それぞれ私が力説したといいましょうか、いろいろな発言をしたことを多く述べていただきました。その中で、私は、基本的にこれからのまちづくりに必要なのは、やはり千年の学校を立ち上げたときの精神が必要ではないかというふうに思っております。やはりこれからは、それをもとにまちづくりを進めていきたいという思いがいっぱいございます。

まず、小藪議員は、千年の学校、私どもが旧の本川根町の当時に立ち上げたときから参加をいただいたということで、多分最初の目的と今現在の千年の学校は少し違うではないかという感じを持たれたということもお聞きしておりますけれども、確かにそのように少し進路が変わったような感じがいたしております。出発当時のことから、少し千年の学校への思いを述べさせていただきたいと思っておりますけれども。

千年の学校は、平成13年の10月21日に制定をし開校したというのが出発点でございます。当時、学長には私が就任し、名誉学長には元静岡文化芸術大学の学長であった木村尚三郎先生、今は亡くなりましたけれども、大変すばらしい先生でございました。その方が名誉学長、それから後援会長には、前の知事でございました石川嘉延知事が就任していただいたということで、第1期は基礎講座、第2期から学生の要望も踏まえて、専門講座を実施したというのがございます。

さらに、早川町、これ山梨県ですが、早川町や南アルプスの二軒小屋等への視察に行きまして、特別な上流文化圏会議の開催を行ったというのがございます。全国のフォーラムも川根本町で開催をしております。その折、日本地域社会研究所から「千年の学校」という出版物が出されたということもございます。

その後には、現の川勝知事が名誉学長をやっていたということで、文化芸術大学の学長のときでございましたので名誉学長をお願いしたという経緯がございます。それから、現在は文化芸術大学の学長の熊倉功夫先生が就任をさせていただいておるということで、この方は食の文化、和食に大変詳しいという方で、特にこのような中山間といいましょうか、大

井川の流域を非常に愛していただいているという方でございますので、大変な影響力を持っているというふうに思っております。

千年の学校の目指すものを達成するために、できるだけ弾力的・機動的に運営するために、本川根町の当時の観光協会に事務所を置きまして、その後、当時の川根本町役場企画環境課で事務を担当したということで、行政のほうへ引き上げたという経緯がございます。また、平成24年度からは、まちづくり観光協会に事務局を置いて実施をしているというようなことでございます。

この千年の学校の目標といたしますのは、地域を地域で学ぶこと、その結果、誇りある人々をつくり出す「人づくり」、それから、人が自然や環境、景色を美しく磨き、心から来訪者をもてなす地域の「魅力づくり」、それが人々を呼び込み、交流し、物が行き交う「活力づくり」となるというようなスローガンがございます。人が魅力をつくり出し、魅力が活力を生み、その活力がまた人をつくる。その循環が次第に大きく潮流となり、スパイラル状に高みに上っていく、この循環型の地域づくりこそが千年の学校の目標であったということを認識しております。

ここ数年、状況は、一つ一つの講座はそれぞれの学生が参加をしておりますけれども、千年の学校が目指している「まちづくり」へつながることを目指した講座というのにはなっていないということがございまして、次へのステップへの取り組みが見られないという状況でございます。実施に当たっても、趣旨を全学生に徹底できない、コーディネートができないということがございました。特に、学生が受け身の状態であったということもございまして、積極的な取り組みに結びついていない、またその仕掛けも余りしなかったというようなことがございました。千年の学校の目指すものについて、わかりやすい説明と再認識が必要になっているというふうに思っております。新聞、テレビ等身近な情報発信がまだ不十分であります。町民全体への周知も徹底しておりません。事業執行体制、事務局体制、必ずしも明確でなく、弱々しいというのが今現在でございます。

私は、今後、千年の学校については、原点に戻って再構築をしていきたいというふうに考えております。そのために、平成26年度には、課題等を解消するよう実施体制の見直しを視野に入れて、できる限り目標に近づくように努力をしていきたいというふうに思っております。

その中で、将来的には、マイスター制度というのを、今、町でもやっておりますけれども、これは将来的には一体化したマイスターをつくるべき、これが先生になり、または専任になっていただくというようなことにつなげていきたいというのが千年の学校の趣旨でもあり、目標であります。いわゆる地域とは人がつくるといふ原点のもとで、やはり人づくりを最優先にやっていく必要があるというふうに思っております。これにつきましては、またいろいろな生徒の皆さん、または事務局の皆さんとも相談しながら、よりよい千年の学校をつくっていききたいと思っておりますので、この思いだけは誰にも負けないように頑張っていきたい

なというふうに思っております。この千年の学校は、全てにつながる「人づくり」であるというような認識のもとで頑張っていきたいというふうに思っております。

それから、情報基盤整備に関する質問もございました。これにつきまして説明をさせていただきます。

平成26年度当初予算計上については、予算特別委員会で説明をさせていただいたとおり、主な財源となる国や県の補助金の見込みが立ちそうになったこと、また、補助金以外の金額となる合併特例債の借り入れには当初予算での計上が必要ということが主な理由でございます。

12月下旬から開催いたしました23回の町政懇談会の中で、特に、高度情報基盤整備事業について時間を設けて、整備の必要性や基本的な考え方について説明をさせていただきました。その中で、事業の必要性については十分わかっていたいただいたものと考えております。今後、より具体的な計画を提示し、事業を進めていきたいというふうに思っております。

私が申しあげました最低限の基盤整備ということでございますけれども、国の補助要件では、医療、健康、福祉、教育などの利活用の基盤となる超高速ブロードバンド基盤の整備というふうにされております。その中で、将来的には、利活用が可能になる基盤の整備ということになります。利用できるインターネットの速度は、国が定める通信速度を満たすネットワークを構築させていただきたいということでございます。

ここまで、他の議員の方からも利活用に関するご質問が多々ございました。その都度、答弁をしておりますけれども、利活用の必要性は認識をしておりますが、まず国や県の補助要件を満たす整備を最優先し、その後に、皆様方からのご意見を聞きながら利活用については検討をさせていただく、これが地域に合った整備ということでございます。

通信基盤整備計画に住民が参加できるかという質問がございました。利活用に関する部分については十分皆様方の御意見をお聞きできると思っておりますが、サービスを提供する側の考え方も聞いた上で必要な費用を算出するなど、協議をする体制をつくっていききたいというふうに思っております。

また、同報無線機能とは、各世帯への戸別放送と屋外一斉放送と考えておりますが、この2つの放送については、確実に機能確保ができます。戸別放送については、各世帯に設置する端末機が戸別受信機の代替の機能を有しております。現在の音声放送に加え、文字情報や映像放送を行えますので、今以上の効果が期待できるものと考えております。屋外放送設備のスピーカーも更新をさせていただきます。また、固定カメラによる河川水位情報などもあわせて、新たな防災システムの構築をしたいというふうに思っております。

「受信機」の表現で少し戸惑った方がおりますけれども、説明を「端末機」から「受信機」に変更をさせていただきました。これは、端末機とはパソコンなのかというような質問もございました。特に高齢の方にはわかりにくいのではないかと考えまして、「受信機」と変えさせていただいたという経緯がございます。これと同じように「エリア」を「区域」に、

「ネットワーク」を「通信網」に、「システム」を「制度」といった形で、資料中の語句を言いかえて、イメージしやすい、わかりやすい配慮をしたということで御理解をいただきたいというふうに思います。

15億円の投資をどのように確認したかというようなことがございましたけれども、これについてもお答えをさせていただきますけれども、公募の条件とした光ファイバーネットワークと高速無線アクセスネットワークを併用した方式と税抜15億円の事業費については、議員説明会などで賛同を得て、その時点までの事業者見積りを参考としながら算出をさせていただきました。説明会等でお伝えしてきたとおり、高速通信可能な無線アクセスシステムを採用することで、整備事業費と維持運営費用を縮減させることが可能となりました。今回、予算計上をした税抜14億円の事業費については、調査・設計業務を進める中で、概算見積書が提出され、それを根拠に計上をさせていただきました。

現在は、調査の取りまとめをしており、まとめ次第、報告会を開催したいというふうに思っております。その後、設計をまとめていくこととなりますが、その過程において、安芸高田市への視察も当然ながら検討している、予定をしているということで、議会の皆様方にも参加をお願いしたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（中田隆幸君） 答弁が終わりましたので、再質問を許します。11番、小藪侃一郎君。

○11番（小藪侃一郎君） ただいまは質問のページに沿われまして、先に答えを出していただきましたけれども、最初に聞いたのは地区懇談会の所見と情報基盤整備の当初予算だけでございますが、ダブリますけれども、またいろいろ聞いていきたいと思っております。

地区懇談会を終えて、地区の要望の中に、突然心臓がとまって倒れてしまった人の心臓のリズムを電気ショックを与えることによって再び正しいリズムに戻す、蘇生するための機器AEDの設置の要望がありました。これは本当に心配なことで、調べてみますと、日本では、心臓発作により突然亡くられる方が3万人いると言われております。川根本町のような地形に集落が点在している点では、本当に欲しいわけでありまして。時間が1分遅れるごとに10%ずつ助かる人が減ってくると、こういうことも言われております。あちこちに消火器がございましてけれども、それと同じように心臓発作を起こして倒れた人を救うためのAED、本当に必要だなと思っております。これについて、各地区の商店とか役員さんのおうちに、近くにあれば、10分以内でとってこられるところがあれば、助かったというようなこともあると思っております。崎平地区懇談会のAEDのお話には胸が痛みました。対応をお伺いいたします。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） AEDにつきましては、何カ所かの地区の懇談会で出ておりました。その都度、私申しましたのは、管理がしっかりすれば、そこへは町のほうから提供したいということを申し上げました。やはりこれはいつも管理が届いていて、しまっていればなかなか緊急のときにあかないと、そういうこともあるもんですから、その管理責任さえちゃんとしていただければ対応したいということは何の地区でも申し上げたというふうに思っております。

ます。今言われました崎平の件、非常にやはり私も同じ思いでお話を聞きました。その中で、当然ながら、これは管理さえしっかりすればそこへは提供するというごことで御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（中田隆幸君） 11番、小藪侃一郎君。

○11番（小藪侃一郎君） それから、もう一つ、災害避難所となる地区集会所あるいは小学校に自家発電機を設置できないかというような各地区の要望もございましたのでお聞きしますけれども、各地区自主防災会が整備する機材の補助の制度もあります。34地区の自家発電装置、現況はどうなっているのか。あるところもあるかもしれませんが、各地区集会所へ自家発電の装置の設置について伺いたします。

○議長（中田隆幸君） 総務課長、筒井佳仙君。

○総務課長（筒井佳仙君） 地区避難所への自家発電設備の要望の御質問ですけれども、町では、広域避難所になっている高校をはじめ、全ての学校施設について非常用電源工事が完了したところであります。

地区懇談会の会場でも意見が寄せられましたけれども、各地区集会所等への発電設備に関する件であります。地区集会所では、発災直後の一時避難所としての利用を見込んでおります。発電施設に限らず、様々な防災資機材の配備拡充の必要性、重要性は十分認識しているところであります。

現在、各自治会における発電機等の発電設備を含めた防災資機材の整備拡充につきましては、自主防災会防災用資機材整備事業により必要経費の3分の2を町が負担する形で整備拡充を実施しているところであります。

今後、来年度改定予定であります町防災計画に基づき、様々な災害に対応するべく、地域自治会と一体になった地区防災の拡充に努めたいと考えておるところです。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 11番、小藪侃一郎君。

○11番（小藪侃一郎君） 先ほど、この次に千年の学校を聞く予定でございましたけれども、地区懇談会の所見が千年の学校の立ち上げと思いが同じというようなことが理解できましたので、千年の学校の件につきましては先ほど答弁されたものと理解しております。

木村先生の「振り返れば未来が見える」という千年の学校のことを、当時の鈴木町長に質問するとはゆめゆめ思いませんでしたけれども、鈴木町長の思いを乗せた地区づくりの催しに参加して、私も議員になった思い出がございます。よろしく、これからも千年の学校を本流に戻していただきたいと、そういうような思いがございます。

それから、2番目の情報基盤整備について、各地区から出されました疑問あるいはどうなるのというような中から、いろいろなメモをその当時ずっととっております。とっておりますが、17分の中では消化し切れませんので、目で追って行って質問をしたいと思っておりますけれども。

その前に、この前3月14日、広島県で地震がありました。伊予灘沖地震ですね。広島市では震度5弱というような報道をされておりましたけれども、そのことについて、企画のほうで安芸高田市に問い合わせをしたかどうか、まず最初にお伺いいたします。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） 特別問い合わせはしておりません。

○議長（中田隆幸君） 11番、小藪侃一郎君。

○11番（小藪侃一郎君） 昨年の11月以降、自分なりにこの情報基盤整備について勉強してきました。それで、その当時、Jアラート、全国瞬時警報システムですね、これについて安芸高田市のこれ資料でございます。取り入れていくというような思いの報告書がございます。危機管理室でございます。

向こうでは、この装置を「お太助フォン」と言っておりますけれども、お太助フォンの中にJアラートを連携していくんだということで、最近、問い合わせしてみました。そうしたら連携がとれていなかったということで、聞いた向こうの市民の方は大変怒っておりましたけれども、幸い自分は携帯電話で入ってきて知らせがわかったと、だけれども携帯電話を持っていない年寄りのためにつくった「お太助フォン」が働かなかったということでございます。

この町でも、Jアラートの件は、委員会等で質問もございましたけれども、その辺はもう一度しっかり対応すると御返答をお願いしたいわけでございます。お伺いします。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） 町が目的とする情報基盤ですので、対応はしっかりとしていきたいということで考えていきます。

○議長（中田隆幸君） 11番、小藪侃一郎君。

○11番（小藪侃一郎君） そういう返答で安心するわけですがけれども、安芸高田市の議会の一般質問を聞いても、一般質問の中でJアラートの件はありました。それで返答も今のような返答でございました。しかし、現実違ったということでございますので、心して取りかかってほしいなど、そういうふうに思います。

先ほどからアプリの件も出ておりましたけれども、こういう施設は、使う人がどのぐらい使えるかによって、同じ情報の量でも受け取るほうの感覚でまた違ってきますね。そういうことで、設定の機器を使いこなせるかどうかによって収集できる、あるいは発信できる情報の量や質に違ってくるものがございます。

ここに、この装置は、安芸高田市と川根本町が全国で2例目だというような理解もしておりますので、安芸高田市を一生懸命調べてみました。「お太助フォンを活用してもらうための取り組みに関する報告書」、こういうのが手元に届きました。ということは、約1年ぐらいいたっているんですけども、活用がまだ十分にされていないということでございます。先ほど、町長から安芸高田市に視察に出したいというようなことでございましたけれども、本当に必要なことだと思っております。

これは26年の2月23日にやる会合の資料がちょっとだけ早く手元に届きました。この報告書も読んでみますといろいろ書いてありますけれども、ここに書いてあるのは市の職員も加わった報告書ですからやわらかいと、現場はこの四、五倍厳しい状況ですよという、その人の意見を電話で聞きました。ということがございますので、説明といたしますか、情報リテラシー、情報を受ける側、発信する側が機器の使い勝手をよく理解する必要があると思うんです。その辺の説明をどのようにされていくかお伺いします。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） 町から情報を伝える端末といたしますか、受信機の内容とその使用の仕方等につきましては、町のほうで皆さんに分ける、同報無線との情報伝達の機器でもありますので、十分にその内容についてお話をして、なれていただくということを進めていかななくてはならないと思っております。そういう点につきまして、まだまだ現在、そのものを見せて住民の方に説明をする機会等はございませんけれども、先ほど議員がおっしゃったように、実際に使う側の視点、視線が非常に大事だということは十分こちらのほうも考慮しております。

町のほうで今考えているのは、国庫補助に該当するサービスを伝える一つの機器であって、媒体でしかないと思っておりますので、その媒体が皆さんにとっていいものであるということをもっともっと理解をしていただくという努力がこれから非常に求められることでもあるというふうに考えております。そういう意味で、その内容、機器の中に入れるソフトにつきましても十分声を聞いていくという必要性は認識しておりますので、これからまた皆さん方のいろいろな御指摘や御提案をお聞きして、対応を図っていきたいと考えております。

○議長（中田隆幸君） 11番、小藪侃一郎君。

○11番（小藪侃一郎君） それで、地区懇談会の中でメモを、住民の方が質問される方は勇気のある方だと思うんですけれども、後ろでつぶやく方のメモも大分とってあります。その中で、見やすいように大きな画面を標準として説明されておりますけれども、一体どのぐらい大きいんだというつぶやきがいっぱいありました。テレビが今大型化になっていきますので、そういうものをイメージしたかと思うんですけれども、私もわからないよと言うだけでなく調べてみたら、多分この程度じゃないかなというようなのを調べました。というのは、いろいろな情報の中からこういう写真が手に入りましたので、これが安芸高田市で説明している機械でございます。この説明を見ていったら、段ボールで切ってみようと思ったら、このくらいのものでしたんですけれども。

それで、これが「光ネットワークお太助フォン編」ということで、設置前に各家庭に全戸配布された資料でございます。10ページあります。絵で解説してありますが、こういうことができますよ、ああいうことができますよということで、こういう方向に進みたいというようなことも含めまして書いてあります。こういうのがやっぱり設置前にされるのが大切だなというふうに思いましたので、提案しておきます。

それから、いろいろ説明していただいたけれども、「制度設計」とその人は言っていましたけれども、「計画設計」だと思えますけれども、自分たちはどのように参画、参加、意見を言えるんだと。情報を検討委員会というようなものも聞いていないけれども、その辺はどのようになるんだというつぶやきもございましたので、お伺いいたします。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） 今、担当のほうで考えておりますのは、基盤整備というよりもソフト、その内容につきまして広く町民の方の御意見をお聞きしたいというふうに考えております。

現状は、26年度で整備の予算のほうメインでありまして、運営事業者が主体となりまして、基本的に、町内への27年4月1日のサービス提供を目指して営業の活動等を行うこととなります。当然その中には、機器等の説明も含めますけれども、町のほうとしては、中に取り入れるサービス内容、皆さんが求める情報の内容、それについて各方面からの意見をお聞きするというのが大事な作業となってくると認識しております。ただ、庁舎内におきましても、各担当課においてどのようなサービス提供が可能となるかということで、最終的な計画がまだできておりませんので、それとあわせて、町民の方へ情報提供をしながら、町が提供できるサービス、ここの地区、川根本町に合ったサービスということを多くの方、議員の方からも御指摘いただいておりますので、その点で皆さんに御意見をいただくという機会を設けるといふか、職員が各地区へ行くことも必要でしょうし、運営事業者との話の中で協議をしながら設計をしていくという形で進めていきたいと考えております。

○議長（中田隆幸君） 11番、小藪侃一郎君。

○11番（小藪侃一郎君） 今の説明で、庁舎内で検討委員会とか協議事項をすり合わせる委員会とかそういうものができているのかどうかお伺いします。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） 現在のところは、そこまで細かい内容等ははまだできておりません。ただ、職員への研修会等は開催しております。これから情報基盤の整備が予算化して着工になれば、当然その先を見据えた形で、各課との調整がこれからより必要になってくると考えております。

以上であります。

○議長（中田隆幸君） 11番、小藪侃一郎君。

○11番（小藪侃一郎君） その辺が一番大事なことです。ここにある、先ほどから言っている安芸高田市のものを見ますと、本当に庁舎内で企画振興部はデマンド交通予約システムに関する事項とかホームページに掲載する情報等の共有化とか、いろいろなある程度細かい既存事業に関する協議事項というのが出ております。こういうことも庁舎内で一生懸命やっただいて検討することが新しいアプリ、あるいは川根本町に合ったアプリになるんじゃないかなと、そんなふうに思います。

それから、先ほど誰かの質問の中で、双方向というようなことで、受信したほうからも発信できるよというようなお話がございましたけれども、やっぱり安芸高田市でもそういう実験をしたんですね。30名の方に、出席しますか、欠席しますかの返答を端末で求めました。そうしたら、驚くことに30名のうち2人しか反応しなかったと、そういうような事例があって、設置したほうは焦りもあったんじゃないかなと思いますけれども、そういうのが現実だと思うんです。ですから、使い勝手をよく説明することが大切かなとそんなふうに思います。

それから、質問は、先ほど15億円以上する物件をどのように確認したかというようなことで、町長は質問とかいろいろなものから見て予算を立ち上げたということでもございましたけれども、私どもも高額なものを買うときには、パンフレットだけでなく、説明だけでなく、いろいろなところに見に行き、それから買うのが普通でございます。乗用車であれ軽トラであれ、モータースあるいは展示場に行って確認するわけでもございますけれども、そういう確認作業というのは、なかなかこういう時間的に圧縮された中では難しいかなという思いは自分も理解はしておりましたけれども、その点は本当に6月の議決前にしっかりした議論をしておかないと、こんなはずじゃなかったよというのが説明できない部分がありますので、もう一度お伺いいたします。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） 実際に使っている地域へ赴いて、地域の住民の声を聞いて進めたいと思います。

実際、今回の事業を改めて提案していく中では、担当者としては四国等にも実際に視察等には行っておりますけれども、その内容が広く町民の皆様に、うまく説明できるとか内容を伝達できるというには余りにも時間が少ない中で進めてしまったということにつきましては、議員おっしゃるとおり大変タイトな中で、申し訳なかったというところもございます。ただ、今後、議決する前には、皆さんの御理解をいただくために、できる限り職員として現地へ赴いて、使っている方の意見というものを十分把握して、どこに原因があるのかということをお我々が先進地として使っているところから吸い上げて、改善をしていくということがこれから大事になってくると認識しております。

○議長（中田隆幸君） 11番、小藪侃一郎君。

○11番（小藪侃一郎君） 本当にそういうことが大事なことで、1点気をつけていただかないといけないのは、使っている人の側からの取材も必要だということでもございます。執行した行政のほうはいいいいということでもございますけれども、悪いことはなるべく発表しないわけでもございますので、行政のほうの取材も必要かなと思いますけれども、使っているほうの取材も必要だと、そんなふうに思いました。

今回、自分も集めた資料はこんなにもございますけれども、これは行政のほうの資料ではございません。ただ、この中の何名かの取材の中に、議員さんは何名かおりますけれども、失礼ですけれども、普通のおばちゃんあるいはおじちゃんの見解も、あちこち芋づる式みたい

に電話番号を教えてもらって取材いたしました。

その中で、たまたま無線地域の方がございました。非常に喜んでおりました。というのは、ADSLの前の段階のIN……

(「ISDN」の声あり)

○11番(小藪侃一郎君) ええ、その前の段階の地域で無線になったわけですがけれども、非常に速くなったと、いいものをつくってくれたというような意見もありましたので、ここで報告いたしますけれども。それに関して、その方はよかったよかった言うんですけれども、この地区で、寸又峡でやられたときに、無線と有線の区別ということで、寸又地区は普通の僻地といいますか、離れたところとは違うんだと、観光客が4,000人、5,000人も来るような地区であるので、できたら有線にしてほしいというような希望もございました。後からまた、密集しているところは無線にして、その浮いたお金で寸又峡に線を引いてくれないかというようなことでもございましたけれども、無線、有線の地区割りですね、非常に難しい問題がございますけれども、そういう問題に対応できるのかどうかというような質問がございましたので、原山地区でもそういう意見ございましたので、お伺いいたします。

○議長(中田隆幸君) 企画課長、山本銀男君。

○企画課長(山本銀男君) 坂京地区の方からも、大変地形的に厳しくて無線だけではカバーし切れないのではないかとということで、今の調査設計の中で懸案事項として上がっております。その中で、坂京地区においては、受けたものをまた有線で伝達する方法を検討しているということです。地形的に同じようなどうしても無線ではカバーし切れない地区については、無線と有線の形が、基地局から有線で各家庭につながるとかということが、これから実際に調査設計していく中で対応していくものとして進めていく形になるかと考えております。

○議長(中田隆幸君) 11番、小藪侃一郎君。

○11番(小藪侃一郎君) 今の回答ですと、無線であっても対応できるようにしたいということで理解してよろしいでしょうか。有線でなくても無線でも大人数の方に対応できる、各部屋に配線できるようなシステムということの理解でよろしいでしょうか。

○議長(中田隆幸君) 企画課長、山本銀男君。

○企画課長(山本銀男君) 今、私のほうから答えたのは家庭という意味でございましたので。ただ、宿泊施設等の中において一度に多くの方が使うと、どうしても情報としての伝達が遅くなるということの質問でよろしいですかね。

それは、現実的には、どうしても遅くなってしまおうという現実があるかと思えます。ただ、できる限りの施設整備につきましては、特に旅館、寸又峡の宿泊施設、多くの方が見えるところでは、十分町としても一つの大きな課題として考えていますので、運営事業者、調査設計会社等と協議をして対応策をやっていくということですがけれども、現状はちょっとお答えできないんですけれども、必ず幾つかの数字が大きくなる、小さくなるというところで、

現状はつきりとした、できる、できないということは、ちょっと申し訳ありません。どうしても弱くなる部分はあるのではないかということはちょっと想定をして、できる限りの施設の整備を考えていきたいというふうにお答えをさせていただきます。

○議長（中田隆幸君） 11番、小藪侃一郎君。

○11番（小藪侃一郎君） 時間もなくなりましたが、最近メールが入ったんです。そうしたら、こんなことが書いてあったんですね。

「病院の待合室で、貴町民と思われる御家族の会話を小耳にしました」。会話のやりとりがメールで来ましたが、それは、「また町では光ファイバーをやるそうだよ」「われらは必要ないけども、必要な人が契約すればよいと思う」「そのお金があったら大鐵に助成してやればよいのに。大鐵の4割減便は本当に困る」と。これは病院に通われている方の会話をこの方は耳にして、自分のところへメールをくれたわけですが、でも、「こんな会話を耳にした私は、町当局及び町民とでは必要性の認識に大きな隔たりがあると感じました。参考としていただければ幸いです」というメールがございました。要は、説明不足だよということ指摘されているんだと思いますけれども、町民にしっかりした説明をして、事業を執行してほしいと考えます。

きょうは、地区懇談会でつぶやかれましたことをテーマに質問しようということで始めましたが、なかなかうまく言えたかどうかわかりませんが、いずれにしても、この町で行う情報基盤整備が住民のため、地域のためになることが一番でございますので、そこら辺を使い方も含めてよく説明して、安芸高田市ではないんですけれども、お太助フォン支援隊といえますか、こういう端末を使うことを教えてくれる人も要請して、各班に1人とか何か詳しい方を、そういうようなお太助フォンのお助けマンというようなことも考えておるようですので、使われなければ何の意味もございませんので、川根本町もそういうような制度、各地区に1人、2人いれば、その人に聞けばある程度のことはわかるというようなことも踏まえまして検討していい設備にしていきたいなど、そういうことをお願いいたしまして終わります。ありがとうございました。

○議長（中田隆幸君） これで小藪侃一郎君の質問を終わります。

続きまして10番、鈴木多津枝君の発言を許します。

○10番（鈴木多津枝君） 皆さん、お疲れさまです。

本日の一般質問のしんがりを務めます鈴木多津枝です。

アベノミクスは大企業や大資産家、投資家には大きな恩恵をもたらしましたが、その一方で、円安による生活必需品の高騰や、賃金や年金の引き下げなど、国民の暮らしの困難さが増している中で、4月1日からの消費税増税が強行されようとしています。今、国会周辺だけでなく、全国各地で、労働者、中小業者、医療・福祉関係者や農民など、あらゆる職業、立場の人々が「暮らしを守れ、営業、雇用を守れ」の声を上げ、消費税増税を中止させる運動が大きな山場を迎えています。

国民の暮らしと営業の実態からすれば、消費税を増税できる条件などどこにもありません。国内総生産（GDP）は、実質成長率も年率換算でも昨年10月の安倍首相が消費税増税を判断した際の4月から6月期3.6%から大きく下がり、10月から12月期には1.0%で、日本経済の減速傾向は明らかです。

こんなときに消費税の3%増税で、8%もの負担を国民にかぶせれば、一体どうなるでしょうか。

景気の冷え込みや法人税減税で国の税収はますます落ち込み、景気対策のばらまきで国の財政破綻に拍車をかけることは明らかです。

こんな逆立ち政治ではなく、今政治がやるべきことは、国民の暮らしと平和を守る温かい政治であり、東日本大震災をはじめとする各地の被災地の復興に全力を注ぎ、TPP交渉からの撤退の決断や原発再稼働を許さず、再生利用可能エネルギーの最大限の普及などで地域の雇用を増やすことです。

何が秘密かも明らかにしないまま国民を縛る秘密保護法の撤廃や、解釈改憲による集団的自衛権の行使容認など、戦後の日本を守ってきた憲法をずたずたにして、日本を戦争する国に逆戻りさせるような危険な道をとらないことです。

地方からも、行政や議会、町民が力を合わせて、暮らしを守れ、平和を守れの声を上げるべきときではないでしょうか。

特に、年金暮らしの高齢者が町民の半数近く、所得水準の低い当町では、日ごろから余裕などない暮らしの中で、切り詰めるところなどもうないという声が上がっており、行政の町民を守る確実な姿勢こそ、行政を信頼し、高齢者の目が輝き、若者が喜んで来てくれる町になると思うのですが、以下の質問で町長のお考えをお聞かせください。

今回、私の通告は、総額100億円を超える新年度予算と、町長が掲げた三つの重点課題について、情報基盤整備事業についての大ききは2件です。

昨年10月、川根本町町長としては初当選の鈴木町長ですが、以来5カ月余、この間の町長の町民の心をつかみ、前向きでスピード感のある行政手腕には、さすが旧本川根町で議員、町長として20年余の長い年月を務められ、御苦労された方だけであると、今後のまちづくりに大いに期待を膨らませながら質問をさせていただきます。

まず、1項目めですが、今回、鈴木町長が提案された総額100億円を超える新年度予算には、これまでの施策の拡充や新規事業がたくさん盛り込まれ、その多くが町民の方々の要望や担当の職員の皆様方の町民を守るために力を入れたいとの思いがあふれる取り組みだと感じました。

そして、この予算の提案説明に当たり、町長が示された三つの重点課題、「安心して住めるまちづくり」、「農林業が元気で豊かな経験・自然を生かしたまちづくり」、「交流とふれあいのまちづくり」は、まさにこの町に必要な課題が網羅されており、今後も変わることなく追求すべきことだと共感しました。

そこで、1点目ですが、これらの課題を実現するために、次年度、特に力を入れようと考えておられる施策と、その投資効果をどのように見積もっておられるかについて伺います。

2点目に、子育て支援、若者定住支援、町民負担軽減について、町長のお考えと実際にどのように予算に反映され、取り組まれるお考えか伺います。

次に、2項目めの情報基盤整備事業について伺います。

1点目は、具体的な整備・運営内容と経費の説明を求めます。

2点目は、将来予測される町の財政負担について、見直しをお聞きします。

3点目は、町民の参加を募って委員会を立ち上げる考えはないかお聞きします。

4点目は、町民アンケートを行う考えはないか伺います。

以上、あとの問題は再質問にて行いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中田隆幸君） ただいまの鈴木多津枝君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、鈴木議員の質問に対しまして、お答えをさせていただきます。

川根本町平成26年度当初予算の一般会計は76億9,500万円と、前年度と比べまして17億2,300万円、率にして28.9%の大幅な増額となりました。六つの特別会計を合わせた総額は104億4,670万円と、前年度と比べ19億3,470万円、率にして22.7%の増額となりました。

平成26年度は、高度情報基盤整備事業に着手をするとともに、従来の住民の生活環境の向上に加え、地域経済活性化のための施策の展開や、ユネスコエコパーク登録などにより、多彩な地域支援を生かし、人間と自然の共生を目指した地域間交流の促進を重点に置いた予算編成とし、大きく3本の柱として取りまとめたところであります。

1本目の柱は、自然災害時に備えた防災対策、人口減少、少子高齢化に対応し、町民が健康で明るく過ごすための保健、医療、福祉、教育の充実による「安心して住めるまちづくり」、2本目の柱は、農林業の振興、農林業と商工観光業の連携による地域活性化、6次産業化、町民の財産である歴史的資産、豊富な自然資源を生かした施策の展開による「農林業が元気で豊かな経験・自然を生かしたまちづくり」、3本目の柱は、誘客対策の実施による地域間交流の促進や人づくり、魅力づくり、活力づくり活動への支援による「交流とふれあいのまちづくり」です。

26年度において、特に取り組みの必要性、重要性を認識しておりますことは、地域の魅力づくりのための施策を進めていくための人づくり、地域づくり、防災対策、高度情報基盤の整備、定住対策、地域産業の振興等であり、並んで、大井川の源流部をはじめ、中上流部に位置する川根本町の存在を広く情報発信していく展開でございます。

これらの施策は、相互に連携し、複合して推進しなければいけない、大きな効果が望めないものであり、相乗効果を生み出さないものと考えております。

人づくり、地域づくりは、町の貴重な財産である町民の皆さん、事業者の皆さんが長い間

培ってきた知識、技術等をより生かしていくステージを提供をしていくことが町の役割であると認識し、そのためには、町の各分野で御活躍の皆さんの情報交換の機会が重要であり、そのような取り組みを行っていききたいと思います。

また、生涯学習事業や千年の学校による相互の取り組みを確認し、次のステップへ進めるための人づくり、地域づくりの方策を検討をしていきたいというふうに考えております。

また、教育委員会部局による川根本町の教育ビジョンの策定、キャリア教育の実践など、町の将来を担う次の世代への新たな取り組みに希望を持っていききたいと考えております。

防災対策については、予想される東海地震や南海トラフに起因する三連動地震への対策や台風などによる大規模災害に備えた施設整備、高度情報基盤の整備による同報無線の更新など、予防対策の推進を進めるとともに、平成28年4月の静岡地域消防救急広域化実現に向けて対応をしていききたいと考えております。

高度情報基盤の整備は、15億2,300万円の事業費による大きな社会資本整備であり、これからの町の将来に必要であり、かつ大変重要な財産となります。現在の町が抱える様々な課題、県下一高い高齢化率、医療体制、若者人口の減少、主要産業の低迷などの問題を解決する手段として、町民や事業者等が情報通信を活用していただき、生き生きとした魅力的な町を形成していくことが可能となります。

基盤整備後における、町民の皆さんが情報通信を利用して必要な行政サービスや、民間事業者による様々な新たなサービスを受けられるよう進めていきたいというふうに考えております。

定住対策としては、26年度から定住希望者への窓口の設置を行うことといたしました。住宅の問題、子育ての問題、就労の問題などの相談窓口を設けて、定住人口の減少という課題への対応策として取り組んでいくということにしております。

地域産業の振興策としては、基幹産業である農林業への対応が大きな課題となっております。特に茶業につきましては、今までの施策を見直し、農業でこれからも頑張っていきたいやる気のある生産者については、より支援策を充実していく必要があると考え、耕作放棄地の増加に対応するためにも、転換作物の導入を視野に入れた調査研究への助成や販路の拡大への取り組みを支援していくことが必要と考えております。

また、観光事業者への支援策としては、南アルプス国立公園指定50周年となることや、南アルプスのユネスコエコパーク登録を視野に入れ、イベント、エコツーリズム等の実施による地域の情報発信により、交流人口の増加を進めていくことが必要と考えております。

私たちの地域は、今までともするとその存在が忘れられていた感があります。しかし、現在この地域は、南アルプスのユネスコエコパーク指定への活動とともに、リニア中央新幹線の建設計画に伴う大井川の流量減少予測の問題により、水源地をはじめ、地域を保全している自治体として注目を集めているというふうに考えております。

魅力ある地域づくりをするとともに、地域の自信を取り戻し、さらに磨きをかけていく施

策を展開していくことが重要と考えております。

投資効果予測についての問いであります。26年度の各種事業の効果を金額ベースで示すことは困難であります。現在の課題を解決していくための取り組みを進めていくことにより、町民の皆さんがよくなったと言える町を目指して頑張っていくことが重要と考えておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

子育て支援と若者支援についての質問もございました。

国では、法律により少子化や次世代育成に対する取り組みを進めていますが、若者の就業が不安定となって、収入が安定せず、仕事と子育ての両立が難しい雇用条件や職場環境、男女の交流機会の減少、価値観の変化による非婚・晩婚化などを背景に少子化が進んでおります。本町においても、近年の出生数は年間30人前後で推移し、ピーク時の出生数と比較しますと、約10分の1にも届かない状況であり、深刻な少子化が進んでおります。

このことから、本町では、子育て世代の人口減少による子供人口の減少対策といたしまして、さまざまな取り組みを行っているところでございます。

現在、当町では、新しい夫婦の門出を祝福し、明るい家庭を築き、次代を担う子供の誕生を祝い、もって定住人口の増と活力あるまちづくりのために、結婚祝い金として、婚姻届け出をした夫婦とともに町の住民基本台帳に登録された方に対しては、婚姻成立1組に対し5万円を支給しております。出産祝い金としましては、出生届により住民基本台帳に登録された新生児の父または母で、第1子の場合2万円、第2子は3万円、第3子以降については、その都度5万円を支給するという制度を定めております。

平成24年度の実績につきましては、結婚祝い金は7件で35万円、出産祝い金は、第1子が15件で30万円、第2子は8件で24万円、第3子以降は10件で50万円の支出がありました。結婚祝い金と出産祝い金の合計では139万円の支出でございました。

県内の他市町の手当、祝い金の経済的支援事業の状況ですが、県内では16市町が単独事業として様々な形で支援をしております。結婚に対して祝い金の支援を行っているのは県内でも少なく、当町を含め2市町だけでした。他の市町につきましては、出産に対しての祝い金の支援がほとんどというのが現状でございます。この現状を見ますと、当町については、結婚、出産に対しての祝い金としては、他市町と比較しても手厚く支援されているというふうに考えております。このため、現制度を継続し、今のところ増額するという考え方は持っておりません。

一方、男女の交流機会を増やすため、定住人口の増加や次世代育成へつなげ、地域活性化を図ることを目的に、独身の男女に交際のきっかけとなるような体験活動等の出会いの場を提供する事業として、縁結び事業を実施をしております。

平成24年度、25年度については、委託方式を採用し、NPO等に委託し実施してまいりましたが、26年度については、地域の団体が自由な発想により出会いの場を創出していただけるよう、その事業経費に対し支援をしていく制度を立ち上げることにしております。

町といたしましては、今後において、少子化に対する取り組みを継続していきたいというふうに考えております。

次のお答えですが、福祉関連の子育て支援の施策についてお答えをさせていただきます。

まず、1点目に、保育関連の事業が挙げられます。

町内には、公立の保育園が2園、私立の保育園が1園、さらに私立の幼稚園が1園ありますが、このうち、三つの保育園につきまして現況を説明をさせていただきます。

平成26年4月に保育園に入園を予定している児童数ですが、まず、桜保育園が定員40名に対し27人、充足率は67.5%、三ツ星保育園が定員70人に対して55人、充足率は78.6%、聖母保育園は定員30人に対し34人、充足率は113.3%であります。

また、町外である島田市の保育施設に入園を希望をしている方が4名おりますので、合計いたしますと、120名の児童が入園を希望しております。

町内全体での平成26年3月1日現在の保育園入園の対象となる児童数は、205名でありますので、58.5%の児童を保育園でお預かりをすることとなる見込みでございます。

年齢別に見ますと、ゼロ・1歳児で12名、2歳児が22名、3歳児が34名、4歳児が26名、5歳児が27名で、例年と同様、年齢が上がるにつれ、入園希望児童の数が増加しておりますが、近年ではゼロから2歳児といった低年齢のお子様の入園を希望する保護者も増加している現状でございます。

町では、こうした保育園での保育を充実させるため、平成26年4月から、町立の二つの保育園につきましては、正規職員である保育士13名、栄養士1名、調理師1名に加え、保育士としての経験豊かな臨時保育士を9名、臨時調理師3名を採用予定であり、保護者の皆様が安心して保育園にお子様を預けることができるよう、配慮をさせていただいております。

さらに、現在御存じのとおり、町保育所運営委員会におきまして、地名保育園の再開の是非について検討していただくこととしており、よりきめ細やかな子育て環境の整備に向けて努力をしてまいりたいと思っております。

なお、保育園の保育料につきましては、先般の保育所運営委員会におきまして、平成26年度も平成25年度と同額の保育料とすべきという御答申をいただいたところではありますが、本町の保育料は、国の徴収基準額と比較し、すべての段階におきまして安い保育料設定となっており、さらに近隣の市町と比較いたしましても、条件によって部分的に本町が高くなっている区分もありますが、全体的には比較的低い保育料額設定となっております。

次に、同じく子育て中の若い親世代の支援を目的に、町内藤川地区に子育て支援施設を開設しておりますが、正規職員の保育士1名と臨時保育士3名のスタッフを配置し、子育てに係る様々な悩みなどの相談事業のほか、生活健康課との合同によるあそびの教室なども開催しており、若い子育て世代の方々の交流の場ともなっております。

このほか、町内の小学校2カ所で実施をいたしております放課後児童クラブ事業、国や県の制度に準じた施策として、児童手当等の支給、障害を持った児童への様々な給付やサービ

スの提供のほか、母子・父子家庭の方々への医療費の助成制度など、きめ細やかな子育て支援の事業を展開をしております。

次ですが、町では、ゼロ歳児から中学3年生までのお子さんを対象に、入院・通院の保険診療分の医療費自己負担額が無料となるこども医療費助成事業を実施をしております。

静岡県の助成では、診療1回当たりの自己負担額は500円で、さらに所得制限も設けられておりますが、当町では独自に県の助成内容を拡大して、所得制限の撤廃と自己負担額なしで対応をしております。このことで、ゼロ歳児から中学3年生までのお子さんを持つ全保護者に対して、入院・通院の保険診療分医療費では全く自己負担が生じないよう、経済的な面でも子育て支援に努めているところであります。

また、必要なときに必要な医療が受けやすくなるよう支援することで、お子さんたちの健康がより守られることでもあると考えております。

なお、従来入院時の食事療養費自己負担額については、県の助成内容に合わせて助成対象外で対応してまいりましたが、平成26年度からは、さらに入院時の食事療養費自己負担分に対しましても全額助成を行って、子育て支援対策の拡充に努めたいと、こう考えております。

出生数も年間30人前後と大変に少ない状況ではありますが、保護者もお子さんも一人一人の顔がよく見えるという非常に大きなメリットもございます。このことで、個々の実情に合わせた育児相談や予防接種事業、訪問指導事業等、地域特性に合った母子保健事業の展開も図られており、さらに今後もきめ細かな一人一人の顔の見える子育て支援に努めてまいりたいというふうに考えております。

情報通信基盤について説明をさせていただきます。

まず、センター設備を開発センター内に、サブセンター設備を文化会館内に設置する計画で設計を進めております。上位回線事業者との接続は、既設の民間通信事業者のケーブルを借用し、センター内で接続する計画でございます。

光ネットワークについては、地名・千頭間の基本的には大井川の両岸に光ケーブルを敷設することで冗長化が図れるよう、関係機関との調整も進めております。千頭より北部地域については、現在調査業務を進めております。その結果によりエリア区分が異なってまいります。できる限り地域の要望をかなえる形で進めたいと思っておりますが、整備費用と維持費用も概算で算出しながら検討を進めてまいりたいというふうに思っております。

無線ネットワークについては、図面調査し選定した約170カ所に中継局を設置することで構築可能と判断をいたしました。30mの鉄塔が必要な箇所が6カ所、18mのマストの設置が95カ所、その他は既設のマストや8m程度のコンクリート柱を利用する計画でございます。現地調査も既に実施をいたしており、見通し可能な地点を選定をさせていただきました。現在は、所有者確認などの実務に入っております。

町全体を光エリアと無線エリアに区分する作業ですが、先日の予算特別委員会での資料を基本に、最終的な調整を進めておりますが、光ネットワークの構築のところで答弁したとお

り、千頭より北部地域については、橋梁やトンネルの特殊工事区間の調査や井川線を活用した整備方法の検討に時間をかけております。もう少し時間がかかると思います。

提供する具体的なサービスは、超高速インターネットサービスと端末機を活用したサービスになります。それぞれの利用料金については、委員会で提示した料金を基準として協議に入りますが、最終的な利用料金の設定は、運営事業者の判断になります。この運営事業者の決定については、東海ブロードバンドサービス株式会社を優先交渉権者に選定し、まず、町が主導する協定書の締結に向けて協議し、最終的には設備完成後の本契約の締結へと向かいます。

経費についての負担区分についても、これまで示した資料を基本に協議をしております。運営事業者の負担は、上位回線費用、人件費、販売促進費になります。町が負担する経費は、光熱費、支障移転費、電柱共架料、占用料、電波利用料、修繕費です。

サーバ管理費、回線監視費、障害時保守費、通信機器保守費については、町が運営事業者に保守管理委託する項目ですが、委託料はIRU契約賃借料相当額となり、それぞれ相殺の対象となるものでございます。

町が実質付託する年間維持管理費用については、現時点では、修繕費を除き約1,080万円と想定をしております。修繕費について予測はできませんが、全員協議会では、数年後には約500万円程度必要であろうと説明をさせていただきました。また、町が負担する電柱共架料、占用料、支障移転費などは、光エリアが拡大するほど大きくなっていく経費であることを御承知おきいただきたいと思っております。より正確な経費の算出については、設計が完了した時点で説明をさせていただきます。

将来予測される町の財政負担とは、更新にかかる費用を指されると思っておりますが、全員協議会では、利用環境や利用頻度により機器の個体差が出るため、正確な更新時期を提示することは困難としながらも、整備する機器のすべてを10年更新、20年更新、30年更新に分類し、工事費用を含めた更新に必要な費用を提示をさせていただきました。その資料によれば、10年後には約4億4,000万円、20年後には9億2,000万円の更新費用が必要となる計算になります。

更新については、日常の維持メンテナンスに力を入れ、それぞれの機器を延命させるとともに、新機種への更新により効率化を図るなど、一時に財政負担がかからないよう調整する必要がありますし、更新計画を策定し計画的に実施することで、その時点での有利や財源を活用することも対応策の一つになると思っております。

また、機器の減価償却という考えのもと、基準を設けて基金を積み立て、更新時の費用負担の一部とする考え方もあるのではないかとこのように思っております。施設や設備を構築すれば、どのようなものでも更新する時期はやってきます。その時点で、一時的に大きな財政負担とならないよう、様々な方法を研究をしていきたいというふうに思っております。

次に、町民の参加を募って委員会の立ち上げという質問については、ここ2年ほど前から、

複数の議員の方から数回御質問を受けております。

基盤整備計画の部分では、有識者や通信事業者などの専門的な御意見を取り入れ、計画を策定していく必要があります。計画された設備を運営できる事業者があらわれない限り、その計画は机上の理論となってしまうという理由によります。町民の皆様には利活用の部分において御意見をお聞きしていきたいというふうに考えております。

町民アンケートについても同様に、利活用についての御意見はお聞きしたいと思いますけれども、その方法については、状況を確認しながら検討をしていきたいというふうに考えております。まずは基盤の整備に重点を置きたいというふうに考えておりますので、よろしく御協力をお願いしたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 答弁が終わりましたので、再質問を許します。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 一つずつお聞きします。

まず最初に、安全・安心の立場から、中部電力浜岡原発再稼働へのお考えを伺います。

2月に中電の浜岡原発再稼働の前提となる4号機の新規制基準への適合性審査を原子力規制委員会に申請したことを受けて、島田市長、あるいは吉田町長も、この3月議会で、日本共産党の議員の質問に、「再稼働は反対、廃炉すべき」という旨の答弁をされました。静岡新聞では、染谷島田市長は、「原発の存在自体、私たちの将来に受け継ぐべきではない負の遺産となるもの」との厳しい考えを示され、「安全性を一層向上させる取り組みを行っている電力会社の努力は評価する一方、現代科学の英知をはるかに超える自然の驚異に対して、10万余りの市民の安全が確保されていると私は言えない」と答弁。「全号機停止中でも浜岡原発には使用済み核燃料が保管され、その安全性には現在及び将来にわたって大きな不安が残っている」と訴えました。浜岡原発の再稼働については、従来どおり、「認められない」と繰り返しました。廃炉についての態度を問われると、「今すぐには無理でも、期限を切ってそこに向けて努力していくことは必要だ」と話したと書いてありました。

また、田村吉田町長も、「できる限り早く廃炉にすべきだ」との考えを示し、「原発の活用は国が責任を持って判断すべき」とした上で、東京電力福島原発事故や浜岡原発が東海地震の想定震源域内に立地することを踏まえ、「特異な見方をせざるを得ない」と指摘され、「中電が進める防潮堤設置などの地震対策を進めても、どれほどの効果を発揮するかははかり知れず、住民の不安を払拭することは困難として、改めて浜岡原発の廃炉を求めた」と書いてありました。

町長は、青部地区の町民懇談会で、住民の方から、「原発再稼働を中電は申請したが、20km圏、30km圏に入っているかどうかの問題ではなく、放射能は風に乗ってこっちへ来ることは間違いない、再稼働は絶対に認めない」という町長の決意を示してもらいたい」との強い要求に、「国の方針であり、どのような流れになるのか見きわめなくてはならない」と、はっきりとした姿勢を示されませんでした。

改めて、町長が第1の柱に掲げられた安心して住めるまちづくりの観点からも、きっぱりと再稼働反対の姿勢を示される考えはないか伺います。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 今御質問がありましたお答えは、青部と同じです。あれから特に変わったという意識は持っておりませんので。やはり国の政策で、どのような方向でいくかわからないときに、末端の首長がそのような判断はできないということで御理解をいただきたいと思えます。

○議長（中田隆幸君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） ここでは議論をやめることにします。

次にいきます。

すべての原発が停止して以来、3年近くたちます。この間、大飯原発2基が数カ月動きましたが、これもすぐに定期点検で停止したまま、再度原発ゼロの状況となっています。しかし、石油や石炭などの化石燃料に依存しており、地球環境を守る立場から言えば、決してよい状況とは言えません。でも、電力の固定価格買取制度のおかげで、全国各地で家庭用太陽光発電やメガソーラーが進み、小水力や風力、地熱、バイオマスなど、いろいろな再生可能自然エネルギーの利用が進んでいます。当町でも太陽光発電は家庭の屋根だけでなく、放棄茶園などにも民間サイドで進んでいますが、当町の大きな課題である景観、森林保全の効果がある木質バイオマス発電はまだ1カ所もありません。

私は一昨年12月議会で、寸又峡温泉に、これからつくる露天風呂に合わせてバイオマス発電施設をつくり、旅館へも発電で出るお湯を給湯して地域の活性化を図るよう、その年の議会視察で訪れた会津若松市の5,000kW発電施設のグリーン発電を参考に、その10分の1の500kW規模の施設をつくれれば、軽費を差し引いても2,000万円ほどの売電収入が残り、寸又峡温泉のPRや県への道路改良の促進など、一石三鳥の事業ではないかと試算を示して提案をしましたが、原料となる木材の確保が困難との返事で終わっています。

この間、鈴木町長の山林保全や林道整備、桑野山での製材構想など前向きなお話を伺う中で、木質バイオマス発電の可能性があるのではないかと思えて仕方がありません。改めて計画の検討をされるお考えはないか伺います。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 森林を90%以上抱えているという川根本町においては、木質バイオマスは本来はやれるべきであるというふうに考えております。しかしながら、今製材所がほとんどなくなってしまったという状況では、その原料を確保するのに相当なお金がかかってしまうという数字が出ております。

私は以前からこの町にはある程度の製材所は必要だということを申し上げておりますけれども、なかなか多くの皆さんに賛同を得られなかったというのが旧本川根町の町長をやっているときからの経緯です。その中で、今製材があつたら、多分木質的なものは捨てるに困

ただらうというような中ではスムーズに移行できたというふうに、私は非常に残念に思っています。

そのような思いの中で、これからもこのように森林が多い中で、製材所がないのもおかしな話で、そういうのも必然的にあれば林業の活性化にもつながるだろうという思いから、これからもそのような意思表示はして、何とか賛同を得る皆さんを得て、具体的に進めていきたいという願望は今でも持っております。しかし、今現在は木質バイオはなかなか原材料を集めるためにはコストがかかり過ぎて対応は難しいというふうに思っております。

○議長（中田隆幸君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 寸又峡温泉に今度露天風呂をつくるわけですよね、まだ予算が出ていないと思うんですけども。そこを燃料を木質でという考えはありませんか。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 以前に寸又峡へ露天風呂をつくるという計画があり、その設計の図面を見たことはあります。しかしながら、まだ僕が就任する前だったんですが、それが地元でなかなか合意が得られていないという状況があるものですから、それは凍結してあります。将来的には木質バイオがいいのか、小水力の発電ができるかできないか等々も検討しながら、対応していく課題だとは思っておりますけれども、今現在では化石燃料ではなかなか経費がかかり過ぎて大変だろうという懸念は持っております。今現在はそこへ使うという計画も持っておりませんし、木質バイオ自体が少しこの町では対応できないだろうというふうな感覚を持っております。

○議長（中田隆幸君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） まだまだ考えはあるんですけども、次に行きます。

私が議員になって以来、18年間の議論を乗り越えて、平成22年6月議会で、議会の全会一致で核兵器廃絶・平和のまち宣言を決議して以来、町長へ、庁舎への宣言垂れ幕、あるいは横断幕の掲示を求めてきましたが、いまだに聞き届けられていません。町民の平和を求める思いや安心の支えになる宣言です。ぜひ宣言をしている他の市町のように、横断幕や垂れ幕、あるいは柱などを書いて建てる、そういう行政の平和を求める姿勢を町内外にアピールされる考えはないか伺います。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 原発と違いまして、この件については、私ども以前から署名もしたこともありますし、あえて横断幕とか、それはやったことはありませんけれども、私はこの核兵器の廃絶等については、当然安心・安全のためには対応するという必要だというふうに考えております。

○議長（中田隆幸君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 本当に町長言われるように、私たちもいろいろなことで旧本川根町でも鈴木町長のところへ伺いまして、お世話になりました。とても前向きな対応をしてい

ただいたことを覚えております。ぜひ今度も前向きに対応していただきたいと思います。

次に、三ツ星キャンプ場に遊具設置費290万円が予算に出ています。視察もしましたが、とても町内のお母さんたちが気軽に子供を連れて遊ばせられる場所ではないと感じました。

町内で子供が増えている住宅があるところへ遊び場をほんのちょっとでいいからつくってほしい、ちょっとした遊具や、あるいは町政懇談会でも出ましたけれども、椅子かテーブルがあるだけでもいいんだと、毎回私も何度も要望しましたが、この町には豊かな自然がいっぱいあるのだから、自然の中で子供を育てるべきなどと言われて、全く聞き入れられませんでした。

それなのに、自然を満喫するために来られるお客さんたち、キャンプ場になぜ遊具を設置する必要があるのか、本当に疑問に思いました。むしろ先にやるべきは、狭い空き地や駐車場などでしか遊べない町の子供に遊び場をつくってあげてほしいと言いたい思いでいっぱいです。このキャンプ場への設置を進めるなら、当然住宅などで子供が増えているところへも遊び場を整備されるというお考えがとおりか伺います。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 私もこの予算を見てから、現場を見てまいりました。あそこの遊具をつくるなら、間伐で捨ててある木を使って、自由にやらしてもらったらお金がかからなくて喜んでくれるかなという思いを实はいたしました。

ああいうキャンプ場は、果たしてという言葉が的確かどうかわかりませんが、予算に計上してあるものですから言いにくいんですが、実は言いにくいんです。ただ、ああいうところは何もないほうがよそから来た人は喜ぶのではないかという感覚を实は持ちました。

それから、遊具というのは必ず壊れる。その中で、千頭の智者の丘みたいにとんでもないお金をかければ、腐らない木があることも承知しておりますけれども、あのくらいだと四、五年で腐ってしまうだろうと。地中に埋まっているのは特にそうなる。そういう思いをして、これは言いにくい話なんですけれども、少し検討していきたいというような感覚を持ったということは事実なものですから、執行については十分検討したいというふうに思っております。

○議長（中田隆幸君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） それで、各地区、地名とか、徳山とか、町営住宅、梅島下のオッカー住宅、そういうところでも、子供たちが本当にとまっている車を傷つけやしないかと心配しているというくらいの話があって、私は何度も遊び場をつくってほしいと、ほんのちょっとでいいんだという要望もあったんです。オッカー住宅のところでも、土地は提供するからちょっと整備してほしいというような声も以前聞きました。今はそういう子はもう何年もたったから大きくなっていて、新たに小さい子がいるかどうか確認していないんですけれども、そういう要望があったときに対応していただけるかどうかお聞きいたします。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 言われた地元の要望を行政に反映するというのは、議会も行政も同じ立場なんですよ。そこで、優先順序は変わるかもしれませんが、そういう意向があれば、担当課でも結構ですので、言っていただくと。それを一緒になって実現するか、もう少し後でもいいかという議論はすべきだというふうに考えております。そういうふうに町民の声を聞くという姿勢は、今の行政は持っているということだけは理解をしていただきたいというふうに思います。

○議長（中田隆幸君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 千頭温泉のポンプ改修予算が3,000万円と私は通告したんですけども、これは全部ポンプ改修ではなくて、多分寸又峡の給湯管ですか、その布設替えも入っているのではないかと思うんですけども、1,000万円を超えるお金になると思うんですけども、出ています。これは3年ほど前に4,000万円を超える多額な費用をかけてポンプを入れ替えたばかりで、そのとき私は反対したんですけども、やはりすぐにこういうふうに故障になってしまった。まだ4年もたっていないのに目詰まり故障で、今後も3年から4年おきにこのようなことが必要だという説明があったり、その都度三、四カ月とめなければならぬので、予備のポンプをもう一基買っておきたいなどという説明もありましたが、千頭温泉の費用対効果をどのように考えておられるかお聞きします。

評価についてお聞きいたします。

○議長（中田隆幸君） 商工観光課長、羽倉範行君。

○商工観光課長（羽倉範行君） 千頭温泉ポンプの改修に対する費用対効果ということでございますが、現在千頭温泉の揚湯はポンプアップしておるんですが、その揚湯量がスケールの付着が原因で減少をしております、点検業者の指摘事項としまして、3年から4年に一度ポンプのオーバーホールが必要との御指摘がありまして、26年度におきましてこの作業を計画をいたしました。

川根本町には寸又峡温泉をはじめとしまして、四つの温泉がありまして、温泉は重要な観光資源ということでもあり、一つの温泉がなくなることは観光にとって重大な損失と考えております。今後も千頭温泉のさらなる利活用を図るため、地域の方々と連携をしまして、活性化に向けてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 羽倉課長にお聞きしますけれども、四つの温泉とはどこどこですか。

○議長（中田隆幸君） 商工観光課長、羽倉範行君。

○商工観光課長（羽倉範行君） 四つの温泉というのは、寸又峡温泉、それから接岨峡温泉、白沢温泉、千頭温泉ということでございます。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） そこで、次の質問です。

悲しいことなんですけれども、この旧中川根側では、千頭温泉より早く梅島下のところで温泉掘削を行い、毎分2tの自噴しか得られなかったため、泉質は大変濃いものでしたが、ポンプを入れれば毎分400くらいくみ上げられると言われたんですけれども、ガスや浮遊物が多いので特殊なポンプが必要で、高額で、故障も多くなるかもしれない、お金がかかるからと、自噴だけでとめて、現在温泉スタンドがつくられています、利用が少なく、小さな風呂でいいから温泉に入れるようにしてほしい。だめならせめて足湯でもつくってほしいとの声も地域から聞かれていましたが、聞き入れられないで、自噴の源泉の大半が地中に捨てられ続けてきました。

一方、千頭温泉は、強力なポンプでくみ上げられ、しばしば故障を繰り返して多額なお金がつぎ込まれ続けてきています。合併前ならこの違いはあってもいざ知らず、合併後もこのような不公平が続いているのは納得できないとの声も寄せられています。

温泉は、課長も言われたように、貴重な町の財産と言うなら、梅島下の垂れ流し続けている源泉も、創造と生きがいの湯同様に小規模なお風呂をつくり、地域の方々に運営をお願いして、健康づくり、高齢者の生きがいつくりにかかす考えはないか伺います。

ましてや四つの温泉と言って、梅島下の温泉スタンドを温泉とはもう全く認めないその商工観光課の姿勢、行政の姿勢、私は非常に残念というか、憤りを感じております。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） 梅島下温泉スタンドについて、活用方法についてお答えします。

今までもその活用策については、御意見、御提案をいただいていることは承知しております。現在の施設の活用方法では、町民の方がいつでも自由に温泉の持ち運びができるよう、ボタンを押すだけで約200の温泉が出るように設定し、料金もいただいております。

今年2月24日に、源泉名は中川根温泉とっておりますけれども、県中部保健所による温泉実態調査結果によりますと、当時の温度は12.3℃、湧出量は毎分1.110ということでございました。1時間に約600ということとなります。現在以上の活用方法を考えてみますと、入浴施設や足湯の施設といったものが考えられると思っております。

ただ、先ほど申しました温泉の温度が12.3℃や湧出量の関係から、維持管理経費の課題があることに加えて、河川区域が隣接しております。現在道路に面して温泉の施設がありますけれども、あそこに、今狭い区域に現在の施設がございます。そして、大井川側は、そこはもう河川敷となっております、現在の敷地の拡張や建築物といったものは当然狭い範囲です、河川敷等がかかわってくるということになると、規制の中でのことで大変難しいと思っております。よって、現状から今の場所での施設の拡大は困難だと考えております。

では、温泉そのものを別の場所で活用できないかということが考えられると思っております、現在はそのような計画はございません。残念ですが、具体化しているものはございません。

いずれにしても、現在の利用状況や改修等を行った後の維持管理面を含めて、今後どのような活用策が可能であるかということにつきましては、調査をしていきたいと考えております。

○議長（中田隆幸君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 川根高校への他の市町からの生徒受け入れに対して、行政が学校、同窓会と一緒にあって積極的な姿勢が示され、問題はこれからなんですけれども、一安心しています。

さらに強く求めたいことは、町内でも一番大きな徳山地区で、伝統芸能の祭りの存続継承、歴史遺産、農地の活用等々、もっと元気な地区にするために、人口を増やす必要が痛感されます。

徳山地区は、県立川根高校をはじめ小学校や幼稚園、保育園、特別養護老人ホーム、介護施設、テクニカ工場、山元工場のほかにも土木建築業者などの雇用の場も少なくなく、郵便局、診療所、駐在所、そして、SL以外は全列車がとまる大鐵駅もあり、生活、子育てしやすい地区です。国・県指定の無形文化財や伝統芸能、お祭りも毎年継承され、近年は桜祭りやホテルの里のときどんの池など、新しい観光スポットもできて、交流人口も増え続けていますが、その一方では、若い人の流出が続き、子供が増えない、高齢化で茶園の耕作放棄が目立つなど、農業も産業も伝統芸能も後継者不足に苦しんでおり、早急に人口を増やす、働ける若者を増やす、そして、子供を増やすことが最大・喫緊の課題となっています。

このような実情を少しでも打開するために、ぜひとも徳山地区に安価な若者住宅の建設を進める考えはないか伺います。お願いします。

○議長（中田隆幸君） 答弁を求めます。建設課長、澤本勝美君。

○建設課長（澤本勝美君） 若者定住住宅建設については、現時点では新たに建設といった具体的な構想はありません。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 本当に議会をやっているのか、私は悲しくなりました、今の答弁に。なかったら提案されても検討しませんというお答えのように聞こえて、本当に何のために一般質問をやっているんだろうと思いましたけれども、次に移ります。

合併してもなお、旧両町をつなぐ公共交通機関は大鐵以外になく、車に乗れない人は催しへの参加も、施設の利用も、親類を訪ねることも不自由を余儀なくされています。町内の区間は大鐵料金を町営バスと同額にする運賃補助や、以前も好評だったワンデーフリー切符の発行を再度また提案をさせていただきます。ワンデーフリー切符は大鐵だけの負担になっていたようですけれども、これからは島田市にも呼びかけていただいて、大鐵の支援を兼ねた住民の利便性向上や観光振興に取り組む考えはないか伺います。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） これは非常に今現在では微妙な問題があります。その中で、当然ながら、行政としては大井川鐵道を存続するという思いの中、また、川根高校も当然ながら存続するという思いの中では一緒でございますので、どのような形で対応したら両方ともいいかということも検討しなければならないものですから、具体的に今現在でははっきり申し上げられませんけれども、大井川鐵道を地元で支援するという方向性は間違っていないというふうに思っております。

○議長（中田隆幸君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 実現するまで何回も繰り返し要望していきたいと思えます。

次ですけれども、これまでも繰り返し行政へ求めていることですが、町民の負担増を回避し、誰もが安心して暮らせるまちづくりを求めるための質問です。

今町民の暮らしは、ぎりぎりのやりくりでどうにかしのいでおられる方が少なくありません。特に年金だけが頼りの高齢者からは、もうこれ以上税金や保険料など絶対に上げないで、年金は下げられる一方で、何でもかんでも上がってしまい、買い物も医者に行くのも控えなくてはならなくなったとの声が絶えません。

国保税や介護保険料を合わせると、年金の1カ月分が消えてしまう人も少なくありません。このままいくと、4月からの消費税引き上げも待ち構えています。町民の暮らしを守るために、一般会計からの法定外繰り入れで国保税や介護保険料の値上げを回避すべきと考えますが、町長のお考えを伺います。

○議長（中田隆幸君） 生活健康課長、伊藤千佳子君。

○生活健康課長（伊藤千佳子君） 鈴木議員の国保税の負担軽減についてお答えいたします。

国民健康保険には、比較的所得者の方や高齢者の被保険者を多く抱えているという特徴があります。同町の国保におきましても、65歳以上高齢者被保険者の方の占める割合は非常に高い状況であります。被保険者の高齢化は顕著であり、年齢が上がるにつれて、1件当たりの診療費用額も増加傾向にある現状です。平成25年度の川根本町国保会計予算のほうですけれども、やはり63%と、経費の大半が医療費を占めております。

保険税納付者の方に対する負担軽減ですけれども、保険税負担能力が低い低所得者の方に対する減免相当額を公費で補填する保険基盤安定制度のもとで保険税軽減分を、また、国保財政の健全化及び保険税負担の平準化に資するため、国保財政安定化支援事業費等を一般会計から繰り入れての負担軽減があります。また、平成20年度から始まりました後期高齢者医療制度の創設に伴う軽減措置もあります。

先ほど申し上げましたとおり、大半を医療費が占めているわけでありまして、医療費には不測の動きをする要素を抱えており、今後急激な医療費の高騰などがあった場合などにおいては、今回の補正予算でもお願いしたように、支払準備基金の取り崩し等で財源を補うことも検討されていくかと思えます。

ただ、この3月も補正させていただいて、基金の残高も8,035万円というふうに1億円を

切っている状況にあります。このようなことから、今後基金の残高状況等によりまして、税率等の改正とあわせて、一般会計からの法定外繰り入れも検討をしないといけないという判断をするときがあるかもしれないということを、3月4日の議会初日に町長からも答弁がされたかと思えます。それを受けまして、法に定められた一般会計からの繰り入れにも一定の基準がありますとおり、保険者が一般会計からの法定外繰り入れを検討する必要が生じた際には、どのような状況になったときにどの国保事業の中で充当させていけばよいか等を十分に国保の運営協議会、また、議会の皆様にも御協議をいただきたいと思っております。

また、医療費の上昇を防ぐことは結果的に被保険者の皆様の国保税の調定額を低く位置することにもなります。そのためには、被保険者の皆様にも医療機関への適正受診や特定健康診査の活用をはじめとし、町全体の保健事業を保険者も被保険者の皆様も一緒になって充実して展開を図っていくことが医療費の高騰の防止にもつながるかと思えます。

また、保険者である町は、適正な被保険者の移動、被保険者の資格の把握、医療費の動向の正確な把握と積算、保険税収納率の向上なども結果的には国保税の負担軽減にもつながっていく重要なものと考えます。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 町長のお答えを聞いたかったですけれども。なぜなら、町長は3月議会でしたか、今、課長が言われたように、一般会計の繰り入れも考えなければいけないときが来るであろうということと言われましたけれども、そのときに、税率引き上げもあわせてというふうなことを、正確ではなかったですけれども、税率も上げなければいけない、税率だけおいて一般会計繰り入れするということはないのかなというお答えだったので、ぜひ町長に答えていただきたいと思ったんです。

私は、町民の人たちはもう負担増は限界だと、本当に生活するために必要なお金をやっとうりくりして生活しているんですよということをおわかっていただきたい。だから、値上げをしなくてもいい方法があるなら、ぜひそれをとって、値上げをしないでいただきたい。それが一般会計からの繰り入れではないかと。課長も言われたように、ある部分をいろいろ決めて、繰り入れをしていったらどうかというふうなことを提案しているんですけれども、どうでしょうか。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 今言われたことをこの前答弁したと思っております。そういう難解で、対応しなければ行きつくだらうという思いがあるものですから、やはり一般会計の繰り入れも視野に入れて、対応する時期が来るだろうということをお前は申し上げましたけれども、変わっておりません。

○議長（中田隆幸君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 認識を新たにするために、ちょっと申し述べますけれども、国民

年金の受給者が大ざっぱですけれども、この町で3,500人、非常に多いと言われていたんですけれども、その中で、受給額が約25億円、それから、1人当たりの月平均額は約7万円なんです。失礼ですけれども、町長の報酬の約10分の1以下なんです。私たちにとっても足りないと言っている議員報酬と比べても半分にも満たない額です。これで多くの高齢者が懸命に節約をして暮らしておられます。町長がお年寄りの目が輝く町にしなければ若者もこの町に住んでくれないと言われた言葉が本当にそうでしたら、値上げと一緒に一般会計の繰り入れではなくて、やっぱり値上げは据え置くよと、回避するよと、そのための一般会計からの繰り入れにさせていただきたいし、伊藤課長が言われたように、本当にきめ細かい保健指導で町民の健康を守る政策を拡充してほしいと思うんですけれども、よろしくお願いします。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 先ほど課長も申しておりましたけれども、その前にやることもあるということをお願いしたかったんです。予防ということも当然ながら重要な責任を持ってもらうということも必要ということで、みんなでそのことについては一緒になった考え方を持っていけば、みんなが健康になれるというふうな思いもあるものですから、小さな町ですから、町一丸となって予防も対応するという含めて対応しないと、なかなか難しい結果になるだろうという思いがあるものですから、課長の言ったとおり、その前段も真面目に一生懸命やっていきたいというふうに思っています。

○議長（中田隆幸君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 情報基盤の件で質問をさせていただきます。

委員会を立ち上げる考え、あるいはアンケートをされるお考えを聞いたんですけれども、事業そのものの賛否を問うアンケートはやらない、アプリをどういう活用をしていくか、どういうものがほしいか、そういうものについてのアンケートはやります。そして、そういう活用についての委員会ですか、は、立ち上げるというふうに言われたんですけれども、それでは、やってみただけでも、本当に町民の人たちに喜ばれる事業にすることができないのではないかと思うんです。

先ほど答弁の中で、町が抱える課題を解決するためにこの事業をやるんだと。その抱える課題というのは、県下一高い高齢化率、医療体制、若者人口の減少、主要産業の低迷ということ各町民懇談会の説明でもずっとされてきたわけなんですけれども、高度情報通信基盤を整備して、こういう課題が本当に解決されるためにも、私は町民の人たちを早くから、自分たちの財産ができるんだよ、本当に一緒にやっっていこうよというそういう呼びかけで、町長が23カ所回って温かい話をされたように、もうスタートのところから一緒にやっっていこうよという呼びかけをするべきだと思うんですけれども、委員会立ち上げ、早期に町民の参加を募るといことはどうでしょうか。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 先ほども答弁で申し上げましたけれども、私はまず、現場といいます

か、先進地へ行って見てもらいたいという中で、小藪さんの話の中にありましたけれども、使っている人、使わない人、大変喜んでいる人、必要ない人、いろいろいると思いますので、それも大事なかなという思いがあります。ですから、なるべく早い時期に先進地には視察に多くの皆さんに行っていただきたいという思いが一つあります。

それから、今の具体的なこの町で何が必要かということは、当然ながら委員会になりますか、それぞれの皆さんにお願いするようになりますか、区長さんにお願いするかわかりませんが、その辺の皆さんからもいろいろな情報を聞くと。必要なものは何がある、不必要なものは何があるというようなことも、改めてここに必要なものがそうすれば出てくるといことはあるものですから、やはり聞き取りはしなければいけないというふうに思っております。

委員会を設立するという形になるのか、どういう形かわかりませんが、情報、皆さんの意見を聞くという姿勢は当然行政は持たなければ、何をやっていいかわからないということになると思いますので、その情報を集めるということだけはしたいと思います。

○議長（中田隆幸君） いいですか。

○10番（鈴木多津枝君） はい、終わりました。

○議長（中田隆幸君） それでは、鈴木多津枝さんの質問をこれで終了します。



◎会議時間の延長

○議長（中田隆幸君） なお、本日の会議時間につきましては、日程の都合によりまして延長いたしますので、あらかじめ御了承ください。

ここで暫時休憩をしたいと思います。5時5分まで休憩をしたいと思いますので、お願いします。

休憩 午後 4時53分

再開 午後 5時06分

○議長（中田隆幸君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。



◎発言の訂正

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 大変恐縮ですが、訂正をさせていただきたいところがございます。

野口議員の一般質問の中で、水川の関係です。全面開放は現時点では「5月の初旬」と私申し上げました。結果的には、確認いたしましたところ、「5月下旬」ということなものですから、「上」を「下」にしてください。よろしく願いたします。

○議長（中田隆幸君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 私も誠に申し訳ありませんけれども、先ほどの一般質問の再質問の中で、梅島下の温泉スタンドの湧出量を「毎分2t」と言ってしまいましたけれども、「毎分2・」の間違いでしたので、おわびして訂正をお願いします。



◎日程第2 議案第18号 平成26年度川根本町一般会計予算

◎日程第3 議案第19号 平成26年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算

◎日程第4 議案第20号 平成26年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計予算

◎日程第5 議案第21号 平成26年度川根本町介護保険事業特別会計予算

◎日程第6 議案第22号 平成26年度川根本町簡易水道事業特別会計予算

◎日程第7 議案第23号 平成26年度川根本町温泉事業特別会計

◎日程第8 議案第24号 平成26年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算

○議長（中田隆幸君） それでは、日程第2、議案第18号、平成26年度川根本町一般会計予算から日程第8、議案第24号、平成26年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算までを一括議題とします。

本案については、予算特別委員長の報告を求めます。予算特別委員長、鈴木多津枝君。

○予算特別委員長（鈴木多津枝君） それでは、予算特別委員会に付託されました平成26年度川根本町予算について、審査の経過と結果について報告いたします。

3月4日の本会議終了後、正副委員長の選出を行い、審査日程、審査要領について協議を行いました。委員長に私、鈴木多津枝、副委員長には中澤莊也議員が選出されました。

審査の日程につきましては、3月6日、7日、10日、11日、12日の5日間実施いたしました。厳しい日程の中ではありましたが、平成26年度一般会計予算及び特別会計予算6件の審査について、それぞれの所管課長及び室長などの説明を受け、審議を行ってまいりました。

また、13日午前中には、山村開発センター内外装改修工事、三ツ星・不動の滝キャンプ場、

梅高南部小学校、高郷バイパスの現地視察を行いました。

視察終了後、午後1時より企画課、産業課より、当初予算に関する補足説明を受け、議案第18号、平成26年度川根本町一般会計予算から議案第24号、平成26年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算まで、七つの予算について採決を行いました。

採決の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。議案第18号、平成26年度川根本町一般会計予算は、賛成全員で可決です。

議案第19号、平成26年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算は、賛成全員で可決です。

議案第20号、平成26年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計予算は、賛成全員で可決です。

議案第21号、平成26年度川根本町介護保険事業特別会計予算は、賛成全員で可決です。

議案第22号、平成26年度川根本町簡易水道事業特別会計予算は、賛成全員で可決です。

議案第23号、平成26年度川根本町温泉事業特別会計予算は、賛成全員で可決です。

議案第24号、平成26年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算は、賛成全員で可決です。

次に、審査の経過の中での意見、質問、要望につきましては、全体を報告すべきですが、皆様方のお手元に資料をお配りしてありますので、その中から幾つかを抜粋して報告させていただきます。

まず、1ページ目をごらんください。

3月6日、生涯学習課。

4項1目社会教育総務費。徳山盆踊りの報告書保存用を増やしてほしいとの要望がありました。来年検討しますとの回答がありました。

文化財の基準と町の考え、保存の考えについて質問がありました。史跡の保存は必要、行事そのものの保存支援は検討課題。徳山盆踊りにては非常に貴重な文化財としての認識を持っている。神楽保存会などに補助金を出し活動を支援しているが、まず、その地域の方々に努力していただくことが大切と考える。その上で、町のさらなる支援も考えていきたいとの回答がありました。

図書ネットワークについて、一般のインターネットから入れない状態となっているとの意見に、一般の方も仮予約がパソコンで蔵書の検索ができるようにする予定ですとの回答がありました。

4ページをごらんください。

2項企画費、1目企画総務費。ルールパーク構想は経過や目指すところ、考え方など、コンセプトを示して予算説明が必要との質問に対し、資料を用意します。産大の田畑教授が委員長で現在取りまとめを行っている。地域の人を交えて意見交換する予定。田畑教授以下10名で検討会を実施し、観光協会などでルールパーク構想連絡会を開催してイベント開催は予定していない。観光入込を増やすようにしたい。26年度は委託業務にてワークショップを7

カ所で3回開催予定との回答がありました。

2目広報公聴費。ホームページの3カ国語対応はどうなっているかとの質問に、他自治体では誤訳で問題となったケースもあり、当町においても平成25年からとりやめている。翻訳が必要なもの、パンフレットなどは訳したものを閲覧できるような措置をしているとの回答がありました。

3目まちづくり事業費では、千年の学校はとの質問に、運営がうまくいっていない。趣味の学校となっている。今後の学校のあり方を1年間検討する予定。当初とは違う形となっている。今後は町長部局にてやりたいとの回答がありました。

6ページ、空き家の改築補助、現況調査はとの質問に、25年に1件あった。借りる方が主で補助を出す。上限はバンクに登録された家2分の1で50万円補助限度額。調査は委託し地図上に落として物件の写真など台帳を作成し、件数、実態調査を実施予定。その後、区長などに職員が聞き取り調査をし、やれるところまでやるとの回答がありました。

貸した人にも補助したらどうかという意見もありました。

Iターン、Uターンへの対応はとの質問に、企画課に窓口を設定予定との回答がありました。

4目環境企画費。13節景観の事業について、景観の捉え方は電車窓からか、車窓からか。四季の里の竹林の伐採をし梅高からのSLが見える景観はよいとの質問があり、両方です。大井川線の沿線の景観伐採を予定しているが、大井川沿線、場所や委託業者などは未定である。時期は、秋から冬に予定しているとの回答がありました。

5目情報政策費では、IRU賃貸借契約により相殺となる経費については、業者と協議し維持管理費の負担区分をしっかりとしてほしいとの質問がありました。契約は施設完成後となるが、その前に協定書を取り交わす必要がある。そのときに十分協議していくとの回答がありました。

最低限の整備と言っているが、医療や見守りは入っていないのかとの質問に対し、国庫補助対象となる最低限の整備を計画している。ただし、防災については同報無線の代替という目的からも事業に加えている。見守りについては、将来利用できる環境を整備するとの答弁がありました。

最終的な事業の完了はいつかとの質問に対して、国の平成25年度予算を利用する場合には繰り越しができないため、平成27年3月までに事業完了、4月1日からサービスが開始される。その後は完了したところからサービス開始を予定しているとの答弁がありました。

また、テレビ会議システムも導入するというが、文化会館などに設置し町民に理解してもらおうようにしてほしい。また、毎月の広報などで情報関係を掲載してほしい。広島などへの視察は一般の方などを含んで実施してほしいとの要望がありました。

7目路線バス対策費では、電車の時刻に合わせたバスの運行をとの質問がありました。バス対において地名、久保尾の乗車が少ないので、路線バスからデマンドタクシーへの移行も

検討している。ダイヤ改正については現在検討中との回答がありました。

9 ページ、3 款 1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費では、創造と生きがいの湯の熱交換器の施設修繕費がある。稼働日数も少ない。部分的な改修より全面改修が有効なのではないか。根本的な対応策として年間を通じて稼働できるよう、全面的な改修を考えていただき、早急に補正予算などを組むなど、対応を検討してほしいとの質問がありました。老朽化が進み、改修の必要性は痛感しているが、東日本大震災以来温泉の泉質が変わったようで、千頭温泉の泉質がどろどろしているので苦慮している。きちっと対応できる施設とするため、今年度の予備費での対応、または補正予算計上とするか財政と協議し、早急に対応方法を検討したいとの回答がありました。

1 項 2 目心身障がい者福祉費では、現在島田市「こころ」に相談員を委託しているが、心の相談のケアは町外者となっても受けられるのかとの質問に、原則として町民のみであるとの回答がありました。

また、透析患者の実態を把握しているか。また、町内で行うことはできないかとの質問に対し、福祉課で把握している方は町内に15名。生活健康課の話では町内には全体で二十数名透析患者がいると聞いている。福祉課では、通院費の助成をしている。個人ごとに通院手段によって異なるが、通院費実費の2分の1補助を原則としている。町内で行うには腎臓専門医が必要で難しいとの回答がありました。

3 項 1 目災害救助費。町は災害時要援護者の情報を持っているのか。また、どのように更新しているのかとの質問に、手挙げ方式で実施している。実態に合った方法で検討する。更新については毎年5月に個別の更新作業を行っているが、御自分の情報をリストに載せてもよいという意味が確認できた方だけの情報であるとの回答がありました。

2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費では、子育て世帯臨時特例給付金の対象者はどのような者かとの質問があり、対象者は児童手当の受給者である。ただし、臨時福祉給付金の対象者と重複することはない。1 人 1 万円を支給することとなるものだが、臨時福祉給付金と同様に、6 月ごろから申請事務が開始されるので、その時期には詳細な説明をさせていただくとの回答がありました。

地名の保育園施設調査費70万円はどのようなものかとの質問に、地名保育園を再開するとした場合、前提は子供の安全が第一、保育園の設置基準に合っているかどうかなので、今回、建築、建物、外構、機械設備、法規確認などの内容の確認をするための調査委託費であるとの回答がありました。

2 目児童福祉施設費。保育士の現状を見ると、約 4 割が臨時保育士である。今後若い保育士を育てていくことや町職員の雇用などを長期的に見た場合、正規保育士の採用を考えていくべきと思うがどうかとの質問に対し、保育士については、今後は計画的に正職員を採用することを検討するとの回答がありました。

下のほうの 2 項児童福祉費の 3 目子育て支援対策費。放課後児童クラブの指導員は男性も

いるのか。現在の利用者はどれくらいか。子供に魅力ある児童クラブに。第一小、南部小の利用者が少ないのも問題との質問に対して、指導員は全員女性で、シルバー人材センターへの委託である。本川根小は15人利用、中川根11人で、26人の利用である。平成26年度から利用対象者を6年生まで拡大するかどうかということについては、今後の検討課題としているとの回答がありました。

4目児童措置費。保育園における食育について、アレルギーを持った児童についてはどのような対応をしているのかとの質問に、入園児について必ず保護者に確認し、アレルギーを持った子供がいる場合には、対象児に対してその食材を給食に出さないように常に配慮しているとの回答がありました。

1項社会福祉費、3目老人福祉費。福祉介護手当の対象者は何人かとの質問に、福祉介護手当の対象者は70人。平成25年度までは介護保険特別会計に計上していたが、平成26年度からは3.1.3の扶助費に計上したとの回答がありました。

外出支援サービスの現状についての質問に、シルバー人材センター・大鉄に委託している。透析患者の方も増えてきており、利用者の要望に応えられない状況も生じてきているため、平成26年度に外出支援車両の増車1台を予算計上させていただいたとの回答がありました。

緊急通報システムがこれまでのボタン式のものとは異なり、センサー方式のものになるということだが、どのようなものかとの質問に、これまでのボタン式と併用してセンサー式のを試験的に導入したい。センサー式は認知症の方には向かないことも考えられるため、対応が可能な方に使っていただくことを考えている。平成25年度中にもボタン式で救急車の出動要請が2件、御自分の体調不良などの訴えが3件あり、こうした実績が大切なことだと考えているとの回答がありました。

特別養護老人ホームの待機者はどれくらいいるのかとの質問に、入所待ちの方が73人、うち、あかいしの郷では55人となっている。虐待などの理由に係る緊急度により、順番は早まることのあるとの回答がありました。

7目介護保険費では、19節3,540万円の減額の説明をしていただきたいとの質問に、平成25年度において徳山のグループホームまつおかの施設整備補助金の額が3,540万円であったため、その分が皆減したものであるとの回答がありました。

飛びまして、17ページです。

6款農林水産業費、1項8目農業農村整備事業費。19節の美しい邑連合はとの質問に、松崎町に事務局がある。

徳山区に補助金があるのかとの質問に、現在はありませんと回答がありました。

10目地籍調査事業費。調査は図面のみ作業かとの質問に、水川地区の一部0.4km²の面積測定及び地籍作成、上長尾の一部0.19km²の細部測量、一筆調査及び0.37km²素図作成、一筆調査です。今回は0.37km²が新たに実施。測量してから3年間かかるとの回答がありました。

次のページ、8款土木費、1項1目土木総務費。アスベストについて質問があり、県の調

査で箇所がわかっている件数は4カ所との回答がありました。

定住は新築のみ、既存の建物を取り壊して新築する場合も該当するののかとの質問があり、建て替え分、2世帯住宅の増築部分が対象、ただし、新築同様の基準が必要との回答がありました。

19ページ、3項河川費、2目河川維持費。重機借上料は台風時の河川の土砂除去はしてくれかとの質問に、しますとの回答がありました。

4目砂防費では、急傾斜地崩壊対策工事は現在進行中のもので終了かとの質問に対し、まず、急傾斜地崩壊危険区域の指定を行い、その後対策工事を施工します。指定については地元からの要望により対応をしていきます。町で指定した地区については崎平、谷畑で終了との回答がありました。

4項住宅費、1目町営住宅等管理費。野志本住宅の解体は住んでいれば解体しないだろうとの質問に対し、昭和47年建設であり、新耐震基準前の住宅であることから、住宅総合計画により解体を進めることとなっております。現入居者にも説明はしているが、他の住宅への移転などを進めながら、平成28年度をめどに取り壊す予定との回答がありました。

現在住宅の空き家状況についての質問に、若住2戸空き家があるが、入居希望者があり、申請待ちの状況です。大島団地A・B棟は4戸、桑野山2戸、沢脇1戸。特公賃桑野山3戸の空きがあり、7日から募集をかけているとの回答がありました。

簡易水道事業特別会計。

1款1項1目、テレメーターの更新についての質問に、本庁2、支所1台について国からの指示でパソコンのバージョンアップの経費との回答がありました。

2款1項1目水道維持管理費では、13節の委託料、細節1の水道施設維持管理業務委託料において増額理由についての質問があり、向井飲供施設が町管理に移行したことに伴う施設数の増加及び現在職員で行っている坂京飲供施設への給水作業を委託するなど、業務量の増加に伴うものとの回答がありました。

3月10日、教育総務費に行きます。

3目教育諸費。教育相談員の業務はとの質問に、事務局に席があり、保護者や子供からの相談、学校、保護者、事務局との連絡相談をしているとの回答がありました。

さゆり幼稚園への子供1人当たりの費用はとの質問に、決算委員会に配付した資料のように、他市町との比較では手厚い支援をしているとの回答がありました。

さゆり幼稚園の県の3分の1以内の補助を見直し、補助の拡大は必要ではとの質問に、経常経費補助は県の3分の1以内で300万円上限とするようにしています。さゆり幼稚園からの相談があって、次に具体的な議論となるとの回答がありました。

教科書の採択についての質問があり、牧之原市の行った県への要望は、もっと採択の地区を広げてほしい。教科書を閲覧する場所の要望と聞いているとの回答がありました。

川根高校の補助金について質問があり、川根高校後援会活動事業費補助金交付要綱を改正、

整備するとの回答がありました。

下宿補助についての質問があり、7万円で本人負担4万円の予定との回答がありました。

1項教育総務費、4目通学バス等運営費。保育園へ行きたいが遠くて通園できない子供がいるので、スクールバスなど活用の配慮をお願いしたいとの要望があり、町全体の中で検討しますとの回答がありました。

2項小学校費、2目教育振興費。20節要・準要保護児童生徒就学援助費の予算上の人数（継続・新規）を教えてくださいとの質問に対し、26年度より基準を1.5倍に拡充する。民生委員にも協力いただき、学校から教育委員会へ申し込みはある。26年予算上の人数は10名である。特別支援6名で見込んでいるとの回答がありました。

3項中学校費、2目教育振興費。海外研修参加費についての質問があり、参加者負担は20%を予定しているとの回答がありました。

5項保健体育費、4目学校給食施設費では、給食費は25年度と同額と考えている。教職員は消費税上昇分3%上乗せとの説明がありました。

パンと米飯の比率はとの質問に、週3日米飯、2日パン。お茶については毎食出している。農協から購入しているとの回答がありました。

地元食材使用はとの質問に、金額で1%程度です。地産地消で地元の食材を購入している。郡ではなく、中西支部地区でやっている。食材は少しだが使用して調理しているとの説明がありました。

給食費の滞納状況について質問があり、現在5名から6名ある。昨年に比べて増えてはいないとの回答がありました。

26ページです。

6款農林水産業費、1項1目農業委員会費。農業委員会の報酬に耕作放棄地の調査費は計上してあるかとの質問に、耕作放棄地の調査も引き続き実施するとの回答がありました。

3目農業振興費。環境保全型農業直接対策制度は、エコツアーで行っている体験農業は該当になるのかとの質問に、体験型農業が国の要件に合えば対象となるとの回答がありました。

補助要綱で集出荷への販売に対する補助は、対象作物の選定など、要綱には注意してほしいとの質問に、お茶以外の作物の奨励のため取り組みたい。今年度は150万円を補助計上しているとの回答がありました。

運搬車について質問があり、協議会が農水省へ直接申請し協議会が車両を購入した。まんさいかんへ協議会が運搬出荷するとのこと。JA関係との調整は協議会の会合にはJA関係者も参加しているとの回答がありました。

営農指導、商品ラベル、生産者の顔が見える方策を検討したいとの質問に、茶の補完作物として農作物が20種以上生産されており、要綱をつくってから皆さんの了解を得て進める。エコパークの認定を受けてから実施がよいのではと考えているとの回答がありました。

28ページ、4目地域農政総合推進事業費。耕作放棄地再生利用対策事業費減はなぜかとの

質問に、平成25年度で前期計画が終了となる。予算編成時期に国の後期計画の要領、要綱が未整備であったため、減額の予算を計上したとの回答がありました。

5目茶業推進対策費。茶草場実践者補助はどのくらいを計画しているかとの質問に、5ha分の茶草場の面積を計画しているとの回答がありました。

6目農林業センター運営費では、増員となった職員はどのような人かとの質問に、行政労務職員の新規採用との回答がありました。

2項林業費、2目林業振興費では、森林のエネルギー導入促進事業費補助金について質問があり、まきストーブなどを購入する場合の補助5分の1で5万円が限度との回答がありました。

29ページ下のほうです。4目町有林管理費では、Fネット大井川について質問があり、F S C森林認証はユネスコエコパークでも重要な意味を持つと考える。26年度は文沢県営林80haを入れる予定。Fネット大井川への県からの収入は7,500円である。全体でF S C認証材を500m³販売しているとの回答がありました。

3月11日、商工観光課。

2款総務費、2項企画費、6目ダム水源地域振興費。旅費の増はとの質問があり、地域に開かれたダムの分です。ふれあい館は国の事業仕分けの対象になり、22年から国の交付金は停止。23年から財源は基金（町単）で運営しているとの回答がありました。

意見として、流域事業としてふれあい館の運営経費の検討が必要ではと出されました。

7款1項2目商工業振興費に行きます。プレミアム商品券について質問があり、1回発行し、4月から消費税が上がるので、年度当初で実施予定との回答がありました。

住宅リフォーム補助金について、幾つかの補助金を複合的にもらえないかとの質問があり、重複した分を差し引いた分で補助を受けられるとの回答がありました。

おもてなしの店整備事業費は使いづらいとの意見があり、商店が点在しているので難しい。補助要綱の見直しを検討しているとの回答がありました。

3目観光費で、32ページに行きます。

観光振興事業費補助金566万6,000円について質問があり、観光施設整備塩郷のトイレとか要望があり、その施設整備補助金。公衆用トイレとしての機能を有する。観光事業者等とは観光誘客事業を図るような活動をやっているものをいうとの回答がありました。

徳山桜祭り実施予定、経費がかかるので補助してほしいと地区から要望がある。30万円商工会より補助があり、町からも支援を。2,000人の入込があるとの質問に対し、徳山の桜も地元の協力を得て検討することが大事との回答がありました。

三ツ星キャンプ場の290万円の遊具整備は、子供が増えている住宅地域でちょっとした遊び場を要望しても自然があるから自然で遊ばせればいいと聞き入れない。自然を満喫しに来るキャンプ場で遊具がなぜ必要かとの質問に、現状の遊具が危険だから整備を計上、自然と親しむ遊具に検討するとの回答がありました。

4目音戯の郷運営費。13節、イベントを増やしているようだが、予算の収入額も減っており、気持ちだけでも前向きに持つようにとの質問があり、トーマスを中心に金谷からの客は個人客が多いので頑張りたいとの回答がありました。

トーマスフェア時バスツアーもあり、入込が増える可能性があり、昼食難民が出る可能性がある所以对応をとの質問に、商工会などと協議しているとの回答がありました。

レールパーク構想について質問があり、企画が中心で音戯も含め検討中との回答がありました。

5目茶茗館等運営費。土地の借上料、契約単価は変わらないのかの質問があり、単価の見直しは3年に1回。固定資産評価額で見直しを総務課でしているとの回答がありました。

6目ウッドハウスおろくぼ運営費。冬季は休業しているのかとの質問に、予約はとっているとの回答がありました。

次の34ページ、8目もりのくに運営費。LEDの工事について質問があり、5年間で整備する予定との回答がありました。

9目ユネスコエコパーク推進費では、拠点施設は旧北小学校はどうかとの意見があり、関係課でカヌー、千年の学校、赤石太鼓も含んだ取り組み、やまびこ資料館、寸又山岳図書館で最初対応を考えています。検討しますとの回答がありました。

温泉事業特別会計。

2款温泉事業の1項温泉事業費・維持補修費では、千頭温泉のタンクの清掃について質問があり、3年に一度との回答がありました。

温泉管の耐用年数については、20年から30年との回答がありました。

千頭温泉の今後相当の維持費がかかるので方法の検討をとの質問に、検討しますとの回答がありました。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、臨時職員の社会保険料の適用基準について質問があり、職員の労働時間の4分の3以上で、勤務時間6時間、週30時間、月15日以上の方を基準としている。雇用通知書上に時間外手当の基準も明記しているとの回答がありました。

次の36ページです。

6目交通安全対策費。地区の行事で交通指導員さんの依頼ができるかとの質問について、設置要綱により町の交通安全活動の推進、交通事故防止のため活動している。基本的に地区のイベントなどにおいて活動しない。ただし、指導員個人での指導はあるとの回答がありました。

9目庁舎管理費。LEDは早期に発注をしてほしい。太陽光の効果はどの質問に、支所については売電が少しある。多いときで8,000円あるとの回答がありました。

37ページ、10目総合支所管理費。工事の概要を説明してほしいとの質問に、整備以降年月が経過し、路面損傷が大きい職員駐車場の改修を計画したものであり、路面、区画線整備及

び敷地内にある資材倉庫の移転を予定している。なお、同地では本川根診療所に隣接しており、災害時に救護所を設営するための用地でもあり、整備が必要との判断から予算計上したとの回答がありました。

11目山村開発センター等運営費。施設の耐震補強と工事について質問があり、壁にクラックが入っていると指摘を受けて直す工事と耐震工事の設計を委託するとの回答がありました。

9款消防費、1項2目非常備消防費。38ページです。

消防団員数は今何人かとの質問に、現在で410人であるとの回答がありました。

消防団員5人以上いる会社に感謝状などを出したらどうかとの質問に、県から調査依頼があり、協力事業所は県には報告をしているとの回答がありました。

4目災害対策費。非常食について質問があり、各地区に3日分程度配備している。防災計画の見直しの中で、備蓄食料整備、観光客への対応を検討する。町の防災倉庫が2カ所あるが、建物も古く非常食の保存状態がよくないので、防災倉庫の整備について今年度設計費を計上する。学校にも配備するとの回答がありました。

40ページです。

3月12日、生活健康課。

2款総務費、4項1目戸籍住民基本台帳費では、住基ネットワークの利用者と累計を教えてくださいとの質問に、17枚の利用がある。累計は24年度末で1,374枚との回答がありました。

3款民生費、1項4目国民年金事務費では、国民年金の受給者と金額は幾らか。30歳未満の免除者は何人かとの質問に、受給者は3,492人、24億2,000万円である。24年度末で10名との回答がありました。

41ページ、4款衛生費、1項保健衛生費、2目母子保健費では、医療費のこども医療費助成制度を定住対策事業などとあわせたりして、町全体で事業実施、宣伝に取り組んでほしいとの要望がありました。

42ページです。

4目健康増進費。個人の負担割合が明確になれば町民も安く受診できるということが理解できると思うとの質問に、健診の案内時に自己負担を明記し全戸配布している。がん検診も医療保険の基準をもとに3割としている。その他の検診も自己負担が少なくなるように努めているとの回答がありました。

要望で、自己負担も3割にこだわらず、少ない負担で検診してもらえるようお願いしたいとの要望が出されました。

5目地域医療推進費では、要望で、以前に比べたら地域医療に手厚くなってきているが、無医師の時間がかかりある。町民の安心につながるように努めてほしいとの要望がありました。

6目環境衛生費では、焼却場の撤去についての考え方はとの質問があり、焼却場の解体撤去に1件当たり5,000万円かかる。補助があるかどうか国・県に確認するとの回答がありま

した。

浄化槽の検査の周知はされているのかとの質問に、パンフレットなどで周知はしているが、認識はされていないと思う。県の法定検査（浄化槽法11条1回7,000円、申込先は県の機関）と3カ月に1回の定期検査とは違うとの回答がありました。

43ページ、国民健康保険事業特別会計。

1人当たりの医療費について質問があり、1人当たりの医療費の25万4,872円は、県内では県平均29万4,955円で、本町では29万543円で、平均より4,400円くらい下回っているとの回答がありました。

住民負担の軽減は、国保税は町での財源繰り入れで回避できるので、ぜひ町の執行部で前向きに検討してほしいとの要望がありました。

45ページです。

後期高齢者医療事業特別会計。

1町当たりの納付額はどの質問に、軽減などを差し引いた金額は8,700万円との回答がありました。

普通徴収と特別徴収の人数についての質問に、平成26年度の見込みは特別徴収が1,840人、普通徴収は460人で、合計2,300人との回答がありました。

46ページ、13日、委員会採決を行いましたけれども、採決を行う前に、総括的な質疑を行いました。

企画課。高度情報基盤整備事業について。寸又峡など地形的な問題がある地区は契約しても保障された速度が得られないことが懸念されるが、その場合の対策もやってくれるのかとの質問に、現場の状況は業者へ伝えた。現時点で3カ所程度のところに中継基地をつくる予定。支障木伐採などの協力も必要。対応できない場合は、現地で工事してから電波の状況を確認後の個別対応を考えているとの回答がありました。

本事業の導入の判断を伺いたいとの質問に、いろいろな状況を見た。情報基盤の整備はこれからのまちづくりに必要だという方向性を持った。今やらないとできないと判断したとの回答がありました。

業者選定に当たり、プロポーザルを実施したが、正式な競争原理が働いていたのかとの質問に、手続上に特に問題はなかった。業者の辞退理由は採算が合わないということだと思ふとの回答がありました。

辞退した3社については、提案書を示すことができなかったということかとの質問に、提案書の提出はなかった。一定の金額を町で示したが、そういうところを考慮しての辞退ということと捉えているとの回答がありました。

農産物出荷事業費補助金交付要綱について。前回とは趣旨が違うのでは、出荷者の負担になるのではとの質問があり、1月から12月の年間分を翌年1月に申請してもらう予定で、当初予算の150万円が不足した場合は補正をお願いする予定との回答がありました。

町長より、執行部と職員との連携が不備な点がありましたが、資料の提出についてはできる限り提出しますとの反省の言葉が述べられました。

以上、審査内容を抜粋して幾つかを報告いたしました。

最後に、当委員会審査におきましては、各担当課よりわかりやすい説明を受け、円滑に委員会審査を進行することができました。町長、副町長、教育長をはじめ各担当課長の御配慮に心より感謝申し上げます。

また、委員の皆様からも活発な意見、御要望などが寄せられ、大変有意義な審査が行われ、皆様の御協力により無事予算特別委員会審査を終了することができましたことを重ねて御礼申し上げます。

これで平成26年度予算特別委員会委員長報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中田隆幸君） 簡潔にまとめていただきまして、ありがとうございました。御苦労さまでした。

これで予算特別委員会委員長報告を終わります。

予算特別委員会は、議長を除く全議員が所属となっておりますので、委員会審査の経過と結果に対する質疑は省略します。

これから、議案第18号、平成26年度川根本町一般会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 議案第18号、平成26年度一般会計予算に反対の立場から討論を行います。

反対討論と申しましても、議員になって20年、今回ほど賛成したいと思う予算はありませんでした。それなら委員長だし、賛成するのが当たり前ではないかと言われても仕方がないのですが、あえて反対するのは、私にいろいろと御意見や不安、提案を寄せてくださる町民の方々の代弁者でありたいと思い、どうしても言っておきたい幾つかのことがあるからです。

当町の最大の課題は、人口減少に歯どめをかけることではないでしょうか。そうであるならば、子供が増えるまちづくり、若者が定住してくれるまちづくりを何が何でもしなければならないはずです。

私はそのためにも毎年200項目ほどの予算要望書を提出していますが、中でも、誰もが安心して住み続けられる町、子供は宝のまちに重点を置き、町を挙げて子育て支援、若者定住支援に全力を注ぎ、魅力あるまちづくりを求めてきました。

子供の医療費無料化は新たに入院費補助が加わり、完全無料化がさらに進められています。来年あたりは高校卒業までの無料化が実現するのではないかと期待に胸を膨らませています。予防接種や不妊治療などの補助も拡充され、佐藤前町長の命を守る精神が引き継がれて、し

っかり生きていることを感じます。

川根高校存続のためのせっぱ詰まった支援は確保されましたが、徳山を本格的に魅力ある地区にして、人口減少に歯どめをかけ、子供が増える地区を目指す若者定住住宅建設には前向きな答弁がいただけなくて残念でした。

学校給食費の軽減では、学校給食費は消費税増税分は値上げしないということで示されましたけれども、私は先ほどの一般質問で言い忘れましたけれども、ぜひ2人、3人、4人と子供の多いお宅での負担を軽減するために、これから2人目は半額に、3人目以降は無料にというような施策も必要だと思います。

奨学金の額が1万円から2万円に増やされることは大いに評価しますが、返済猶予、緩和には、初日の議会でも理解が示されませんでした。

26年度は小学校の複式学級が増え、小規模化が進みますが、すぐに統廃合ありきではなく、具体的な対応を示して手厚い支援が図られることには、町の教育力、魅力が上がるのではないかと予感に大いに胸を膨らませています。

放課後学童クラブの拡充も魅力ある積極的な取り組みを期待します。

原発ゼロ、安心・安全の姿勢を町内外にアピールしてほしい。これは平和のまち宣言では、先ほどの一般質問で町長から前向きな御答弁があり、ありがたいですが……

○議長（中田隆幸君） 簡潔にお願いします。

○10番（鈴木多津枝君） 原発ゼロについては期待した答弁がいただけず、どうやって町民の安心・安全を保障していくのか、国に任せていていいのかと大いに疑問を持ちました。

交通弱者の足を確保するバス、タクシー、外出支援などの公共交通の拡充やひとり暮らし高齢者の安心のための緊急通報サービスにセンサー式の導入、また、住宅リフォーム補助やプレミアムお買い物券補助の継続などは、町の業者の活性化のためにも大いに期待されるものと思います。

さらには、表彰や景品などに町の宿泊施設や温泉などへの招待券などを考えるのも予算要求に入れてありますが、わずかな予算で済むのに聞き入れられていません。残念です。

結婚・出産祝い金の思い切った増額も行われませんでした。子供は宝が最重要課題のこの町で、未来ある子供たちへの大人としての責任が問われる姿勢だと思います。

何にでも使える一般会計は、まずは町民の負担増の回避や危険、災害防止などに充てるのが大事です。行政はこの間、町民の福祉、暮らし、安心・安全を守り、向上させて来ました。行政の姿勢は、私が議員になったころと比べものにならない、住民を大切にしたい温かい血が通うきめ細かい取り組みになっていると評価します。

しかし、3年前の情報基盤の整備事業が出されて以来、町を二分する混乱が起き、いまだにそのしこりは消えていません。今回、町長が就任間もなく間髪を入れずに打ち出した再構築計画は、確かに町民は二度と混乱させたくないとの思いから冷静に対応していますが、事業の中身がわからないだけでなく、町の将来負担も、事業効果も、町民の賛否もわからない

まま、果たしてこの方法でいいのかとの疑問が募っています。見切り発車させようとしていますが、みんなの税金を使う行政の事業で、町の将来も左右しかねないこのような大きな事業は、最低でも町民の事業への賛否を問うアンケートくらいはすべきです。

将来の後悔を防ぐためにも、もっと調査や比較検討などしっかり行い、それをもとに十分な議論を尽くして、本当に町民に喜ばれる事業とするべきです。

26年度予算に計上された15億円余の情報基盤整備事業費が予算承認後も決して白紙委任されたのではないことを示すために、私は予算委員長でありながらあえて反対討論を行いました。議員の皆さんの御賢明な判断を求めて、私の反対討論とします。

○議長（中田隆幸君） 次に、原案に賛成の発言を許します。

（「休憩」の声あり）

○議長（中田隆幸君） ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午後 6時02分

再開 午後 6時12分

○議長（中田隆幸君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、原案に賛成の方の発言を許します。11番、小藪侃一郎君。

○11番（小藪侃一郎君） ただいまは休憩を挟んで再開となりましたが、賛成したい項目がたくさんあると言っていた委員長が反対討論ということで、本来余り考えられない事態で、ある種びっくりいたしました。

私は賛成の立場から一言討論いたします。

平成26年度予算は、自然災害に備えた防災対策、あるいは人口減少と少子高齢化に対応し、町民が健康で明るく過ごすための保健、医療、福祉の充実による安心して住めるまちづくり、農業の振興、農林業と商工観光業との連携による6次産業化を含めた地域活性化と、町民の財産である歴史的資産、豊富な自然資源を生かした政策の展開による農林業が元気で豊かな経験と自然を生かしたまちづくり、誘客対策の実施による地域間交流の促進や人づくり、魅力づくり、活力づくり活動への支援による交流とふれあいのまちづくりを目指した予算となっております。

平成26年度一般会計予算は、総額76億9,500万円で、前年と比べ17億2,300万円の増額となっております。率にして28.9%の大きな増額となっております。

きょうの一般質問でも、8人の質問者のうち、4人が情報通信基盤整備について質問がありました。高度情報基盤整備事業に着手するために、このような大きな予算となったのであります。従来住民の生活向上に加え、地域活性化のための政策の展開、あるいはユネスコエコパーク登録などにより、多彩な地域資源を生かし、人間と自然の共生を目指した地域

間交流の促進などに重点を置いたためであると思います。

これらの政策を実現するための予算であり、財源も国・県の補助金や合併特例債などを有効に活用し、さらに縁故債の繰り上げ償還など、後年度負担にも十分配慮した予算となっていると思います。

以上によって賛成といたします。皆様よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（中田隆幸君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） これから議案第18号、平成26年度川根本町一般会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第18号、平成26年度川根本町一般会計予算は、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願ひます。

（賛成者起立）

○議長（中田隆幸君） 起立多数です。

したがって、議案第18号、平成26年度川根本町一般会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

これから議案第19号、平成26年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第19号、平成26年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第19号、平成26年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願ひます。

（賛成者起立）

○議長（中田隆幸君） 起立全員です。

したがって、議案第19号、平成26年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

これから議案第20号、平成26年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

まず、反対者の発言を許します。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

議案第20号、後期高齢者医療特別会計予算に反対討論を行います。

後期高齢者医療特別会計は、毎回述べていることですが、75歳以上のすべての高齢者を一般の医療保険から切り離して、広域連合で運営する保険制度に囲い込み、広域連合で決めた保険料率で徴収した保険料を広域連合へ納付させるだけの会計で、全くと言ってよいほど町には裁量の余地などない会計です。

26年度予算の歳入歳出は、前年度より990万円多い1億2,700万円で、保険料は9,211万円で733万円の増、広域連合納付金も1億2,685万円で990万円の増と、2年ごとの保険料改定の年に当たり、大幅な値上げの予算になっています。一般会計でも広域連合へ1億1,499万円の納付があり、こちらは1,000万円ほど前年より減っていますが、合わせると2億円を越す支出ですから、当町の25年度の75歳以上2,237人の医療費見込みに比べると、こちらが1億2,516万円なので、なぜ2億円も支出しなければならないのか、全く納得できない制度です。当町のように行政や本人の努力で高齢者の医療費が県内で一番低いのに、その努力が何も反映されません。制度開始前からうば捨て山と高齢者の怒りを買ったこの制度は中止して、高齢者が安心してお医者さんにかかる制度に改正すべきだと考えます。

廃止を掲げて政権についた民主党も、公約を投げ捨てて、残されたままになりました。6年前の開始時に医療費が県の平均より20%以上も低いことで、激変緩和などとして県より低い不均一保険料が充てられてきましたが、6年間で2年ごとの見直しのたびに引き上げられ、26年度からはついに県と同じ率に上がります。均等割は3万6,435円から3万8,500円に2,065円の増、所得割は7.15%から7.57%と、他の市町の値上げ額より多い値上げがのしかかっています。

担当の伊藤課長さんもかなり広域連合へ要望をされたとのことですが、議員も出せない当町では、こういう町がこうむる不利益など全く聞き入れない矛盾した制度であることが明らかになりました。

しかも、保険料は、有無を言わさぬ年金天引きの特別徴収と、年金額が月1万5,000円以下の人やその年に75歳になった人などが自分で納める普通徴収に分けられており、年金が1万5,000円以下の人にも保険料を払わせるという冷たい制度です。

4月から消費税増税が実施されると、年金引き下げ、物価高騰、医療、介護負担増及びサービス削減等々の苦痛に加えて、さらに後期高齢者保険料の大幅値上げも否応なしにのしかかるなど、これが戦前戦後の塗炭の苦しみを乗り越えて、今日の豊かで平和な社会を築いてくださったお年寄りの方々へやってよいことなのでしょうか。

誰でも年を取れば体に言うところが出て、医療費が増えるのは当たり前です。高齢者に際限ない負担増を押しつけて受診抑制を図り、医療報酬にも差をつけて、お医者さんが熱心に検査などすれば赤字になるような差別医療を持ち込んだこの制度は、まさに親不孝制度としか言えないものです。

国保では、高齢者への発行を禁じていた窓口負担が10割になる資格証明書発行も、後期高齢者医療では滞納が1年以上続けば発行する制度になっています。わずかな年金から容赦もなく保険料を取り立てられ、ぐあいが悪くても医者に行くお金もなく、我慢するしかなく、重症化、手遅れなどの悲しい事例が全国では後を絶ちません。

戦後を懸命に生き抜き、家族や社会を支えて今日の豊かな社会の反映に貢献されてこられた高齢者に、際限ない負担増や受診抑制を持ち込む冷たい制度に基づく当会計予算には賛成できないことを明らかにして、反対討論とします。

○議長（中田隆幸君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「制度改正ですからやりません」の声あり）

○議長（中田隆幸君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） これで討論を終わります。

これから議案第20号、平成26年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計予算を採決します。
この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第20号、平成26年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中田隆幸君） 起立多数です。

したがって、議案第20号、平成26年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第21号、平成26年度川根本町介護保険事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第21号、平成26年度川根本町介護保険事業特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第21号、平成26年度川根本町介護保険事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決とすることに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中田隆幸君） 起立全員です。

したがって、議案第21号、平成26年度川根本町介護保険事業特別会計予算は、委員長の報

告のとおり可決されました。

これから議案第22号、平成26年度川根本町簡易水道事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

議案第22号、平成26年度簡易水道特別会計予算に反対の立場で討論します。

その前に、町民に欠かせない命の水の安定供給のために、どんな悪天候の中でも日夜分かつた御尽力されている職員の皆さん並びに関係者の皆さんに心から敬意を表したいと思えます。

反対と言いましても、最近では消費税転嫁だけでは反対しないことにしていました。初日の議案第8号、簡易水道事業給水条例の一部改正への反対討論でも述べたように、消費税は輸出大企業が優遇される一方、中小企業や庶民が苦しむ不公平な税制です。何よりも年金暮らしの高齢者や子育て中の若い親世代、災害復興に立ち上がろうとする被災者の方々など、弱い立場の人ほど重い負担となる逆進性の強い税制です。生きていくのになくてはならない水道料金などに転嫁するなど、憲法第25条で保障されている健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を無視し、中止を求める多くの国民の声に水を差す姿勢としか言えないものです。

増税を決めたのは国とはいえ、まだ国会でも紛糾中であり、連日、増税中止を求める人々が国会を取り巻き、声を上げている様子が報道されています。

当町でも、昨年私たちが行った町民アンケートでも、回答者の7割以上の方が消費税増税に反対の答えでした。町民の奉仕者であるべき行政がやってはならないことで、むしろ行政も議会も国へ廃止を求めることこそ必要なはずです。

国は増税分はすべて社会保障に充てると言いますが、景気対策として大企業などには5兆円もの超大型ばらまきを行い、ますます国の財政を破綻に追い込もうとしています。ようやくあらわれた復興の兆しにも水を差し、貧困と格差をさらに大きくするだけでなく、今後の景気にも極めて深刻な悪影響を及ぼすのは明らかです。

消費税増税を実行する税と社会保障一体改革法は、附則第18条2項で、「経済状況などを総合的に勘案した上で、その施行の停止を含め所要の措置を講ずる」と規定しています。今行われている春闘のベア回答でも、物価上昇に見合う賃金上昇はなく、庶民の家計は今でも火の車です。安倍政権が狙う社会保障の削減とあわせれば、史上空前の国民負担増となり、中小の商店の倒産や廃業が予測され、高齢者が多い当地方では日常生活にも悪影響がもたらされます。

今、消費税増税を実行できる条件など全くありません。国民の半数以上が反対しており、今開かれている国会でも、実施の中止や生活必需品への軽減税率の導入など、議論が激しさを増しています。

最近は、新聞各社も新聞が持つ役割の重さを認識し、消費税値上げ分を本体価格の料金を引き下げ据え置くと発表しました。それなのに、生きるためになくてはならない命の水を平然と値上げする無神経な行政でいいのでしょうか。今行政がやるべきことは、国言いなりに消費税増税はもう決まったことだから何を言っても通らないと町民にあきらめさせたり、負担増を押しつけるのではなく、工事費や公債費への一般会計負担割合を引き上げて、水源地域でありながら供給を受けている下流の市町より高い水道料金を引き下げ、今でも1,000万円を超す滞納を増やさないようにすることこそ、町民を守る行政の姿勢ではないでしょうか。

26年度の国へ納める消費税額予算は約400万円ですが、水道料に転嫁して徴収する消費税は8%で1,000万円近い額に上ります。この差額は行政の益税とでも言うべきもので、3%の値上げを行わなくても十分余裕があります。

そのような姿勢が残念ながら見受けられない当議案には賛成できないことを明らかにして、私の反対討論とします。

○議長（中田隆幸君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。
（「税改正なのでやりません」の声あり）

○議長（中田隆幸君） ほかに討論はありませんか。
（「討論なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） これで討論を終わります。

これから議案第22号、平成26年度川根本町簡易水道事業特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第22号、平成26年度川根本町簡易水道事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中田隆幸君） 起立多数です。

したがって、議案第22号、平成26年度川根本町簡易水道事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

これから議案第23号、平成26年度川根本町温泉事業特別会計予算について討論を行います。
討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第23号、平成26年度川根本町温泉事業特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第23号、平成26年度川根本町温泉事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決す

ることに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中田隆幸君) 起立全員です。

したがって、議案第23号、平成26年度川根本町温泉事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第24号、平成26年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(中田隆幸君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第24号、平成26年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第24号、平成26年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中田隆幸君) 起立全員です。

したがって、議案第24号、平成26年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。



◎日程第9 同意第1号 教育委員会委員の任命について

○議長(中田隆幸君) 日程第9、同意第1号、教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長(鈴木敏夫君) それでは、同意案件第1号、教育委員会委員任命についての提案理由の説明をさせていただきます。

教育委員の定数は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第3条で5人と定められておりますが、現在1名が欠員となっております。

今般、中原緑氏、千頭在住ですが、教育委員として選任いたしたく、提案するものでございます。

中原氏は、川根本町千頭1207番地の1に在住で、昭和33年1月19日生まれの満56歳であり

ます。静岡市立高校から武蔵野女子大学短期大学部家政学科に進み、卒業後は、静岡銀行に勤められました。結婚を機に川根本町千頭に在住をしております。現在は、家業の株式会社カーケア中原の取締役就任をしております。

これまで、桜保育園保護者会副会長やさゆり幼稚園家庭教育学級委員長、本川根中学校PTA会計などを経歴し、地域と学校との連携に尽くされました。

また、川根本町の郷土芸能であります赤石太鼓保存会に所属し、年間を通し、町の内外で赤石太鼓の魅力発信と川根本町の名声も高められているとともに、常任委員として保存会の運営や児童・生徒の指導に当たり、青少年の健全育成に努められております。

このように、中原氏は、教育、学術文化の面に広く識見を有し、人柄も誠実で実直な方と見受けられ、これからの当町の社会教育や学校教育の諸課題に真摯に取り組んでくださるものと期待をするところでございます。

今回、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

任期は、平成26年4月1日から平成30年3月31日までの4年間です。

よろしく御審議の上御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中田隆幸君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案は人事案件でありますので、申し合わせにより討論を省略します。

これから同意第1号、教育委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中田隆幸君） 起立全員です。

したがって、同意第1号、教育委員会委員の任命については同意することに決定しました。



◎日程第10 議案第25号 川根本町いやしの里診療所条例の一部を
改正する条例について

○議長（中田隆幸君） 日程第10、議案第25号、川根本町いやしの里診療所条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第25号、川根本町いやしの里診療所条例の一部を改正する条例について提案理由の説明をさせていただきます。

本条例第6条第1項に、診療所の使用料及び手数料の額は、診療報酬の算定方法により算定した額とすると定められております。

診療報酬については、国において2年に一度見直しが図られ、平成26年がその年に当たります。

診療報酬改定の内容については、厚生労働省の告示により改定をされます。

現行は、平成24年度厚生労働省告示第76号により算定しておりますが、改正後は、平成26年度厚生労働省告示第57号に従い算定をするための条例改正をお願いするものでございます。

また、4月からの消費税率改正を受け、本条例第6条第3項の消費税率を100分の105から100分の108に改正をさせていただくものでございます。

よろしく御審議の上御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中田隆幸君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第25号、川根本町いやしの里診療所条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中田隆幸君） 起立全員です。

したがって、議案第25号、川根本町いやしの里診療所条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第11 議案第26号 平成25年度川根本町一般会計補正予算
（第6号）

○議長（中田隆幸君） 日程第11、議案第26号、平成25年度川根本町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第26号、川根本町一般会計補正予算、第6号について説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ373万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63億2,518万8,000円としたいものでございます。

第2表では、繰越明許費の限度額の追加をしたいものです。

今回の補正予算は、創造と生きがいの湯のボイラー改修工事請負費の追加補正が主な内容であります。

それでは、事項別明細書により歳出から説明をさせていただきます。一般6ページをござらんください。

第3款民生費、第1項社会福祉費は373万2,000円の増額です。これは創造と生きがいの湯ボイラー改修工事に係る工事請負費の追加をお願いするものでございます。

続きまして、歳入について説明をさせていただきます。一般の5ページをござらんください。

第17款繰入金、第2項基金繰入金は373万2,000円の増額です。社会福祉基金繰入金は、創造と生きがいの湯ボイラー改修工事に係る工事請負費に対する充当のための繰り入れをお願いするものでございます。

第2表繰越明許費につきましては、一般2ページをござらんください。

第3款民生費、第1項社会福祉費、町単独事業創造と生きがいの湯ボイラー改修工事については、町民相互の交流促進と心身の健康増進、介護予防及び生きがい活動を支援する施設として運営しておりますが、ここ数年、ボイラーの故障が多く、今年度も2月下旬より故障により稼働できない状態にあります。早急に改修工事を施工するため、今回の補正予算により対応をしたいということで考えているもので、工事発注がこれからとなり、工事の年度内完成が困難なためでございます。

以上、よろしく御審議の上御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中田隆幸君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第26号、平成25年度川根本町一般会計補正予算（第6号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中田隆幸君） 起立全員です。

したがって、議案第26号、平成25年度川根本町一般会計補正予算（第6号）は原案のとおり可決されました。



◎日程第12 議案第27号 平成26年度川根本町一般会計補正予算
（第1号）

○議長（中田隆幸君） 日程第12、議案第27号、平成26年度川根本町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第27号、平成26年度川根本町一般会計補正予算、第1号の概要について説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,290万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ77億790万6,000円としたものです。

今回の補正予算は、大井川鐵道の運行減便に伴い、県立川根高校後援会が行うスクールバス運行支援のためのバス購入費及びバス運行、維持管理等に対する補助金の追加補正が主な内容であります。

それでは、事項別明細書により歳出から説明をさせていただきます。一般の5ページをらんください。

第10款教育費、第1項教育総務費は1,290万6,000円の増額です。これは教育諸費として、大井川鐵道の運行減便に伴い県立川根高等学校後援会が行うスクールバス運行支援のため、町がバスを購入し無償にて貸与するためのバス購入費の追加、バス納車までの間のバス借上料及びスクールバスの運行、維持管理経費に対する後援会への補助金の追加をお願いするものでございます。

なお、この補助金につきましては、地元の県立川根高等学校存続のための支援として行うものでございます。

続きましては、歳入について説明をさせていただきます。一般4ページをらんください。

17款繰入金、第2項基金繰入金は1,290万6,000円の増額です。財政調整基金は、今回の補正に対する充当のための繰り入れをお願いするものでございます。

以上、よろしく御審議の上御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中田隆幸君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第27号、平成26年度川根本町一般会計補正予算（第1号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中田隆幸君） 起立全員です。

したがって、議案第27号、平成26年度川根本町一般会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第13 川根本町議会議員派遣の件

○議長（中田隆幸君） 日程第13、川根本町議会議員派遣の件を議題とします。

川根本町議会会議規則第128条の規定による議員の派遣については、お手元に配付しました議員派遣の件のとおりです。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 異議なしと認めます。

よって、川根本町議会議員派遣の件については、お手元に配付しました議員派遣の件のとおり決定いたしました。

◎閉 会

○議長（中田隆幸君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これもちまして、平成26年第1回川根本町議会定例会を閉会します。

大変長い時間御苦勞さまでございました。

閉会 午後 6時52分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成26年 3月18日

議 長 中 田 隆 幸

署 名 議 員 太 田 侑 孝

署 名 議 員 山 本 信 之